

第 12 号の刊行に際して

アジア現代女性史研究会代表 藤目ゆき

本号の出発点になったのは、2017 年 6 月の上海への旅とソウルへの旅です。それぞれ、学んだことが多く、報告したい内容に事欠かない旅行でした。それで当初は、「上海」と「ソウル」をテーマにした特集を計画しました。が、上海とソウルは 1930 年代にも 1950 年代にも、そして今日も、分かちがたく結びついています。編集の過程で、その結びつきこそアジア現代女性史にとって重要な関心事ではないか、と思い至りました。そこで編集プランを再考し、研究会内外の人々にも協力を頂いて、最終的には「朝鮮戦争捕虜問題」と「日本軍「慰安婦」と日本公娼制度の関係性」を特集するという形に落ち着いたのです。

朝鮮戦争捕虜問題は、朝鮮戦争下の米軍収容所における捕虜尋問に関するモニカ・キム氏の報告に触発された特集です。21 世紀の米国による対「テロ」戦争下の捕虜虐待の原型を朝鮮戦争に認めるキム氏の報告は、「抗米援朝」を過去の失策とみなすような今日の中国で強まっているらしい見方とは対照的に、朝鮮戦争が未だ終結していないことの意味を深く考えさせてくれるでしょう。任佑卿氏の中国帰還捕虜に関する論文は、中国現代史の重要な断面を知らせてくれると同時に、戦争で敵軍に囚われることの残酷な意味に思いを馳せる手がかりをも与えてくれるでしょう。

これまでアジア現代女性史研究会は朝鮮戦争に関する研究を重視し、連続して特集を編んできました。「朝鮮戦争と女性」（第 4 号、2008 年）、「WIDF の朝鮮戦争真相調査団に参加した女性たち」（第 7 号、2012 年）、「抗米援朝時代の中国女性史」（第 9 号、2014 年）、「冷戦時代の国際女性運動」（第 10 号、2016 年）、「WIDF 調査団に参加したヨーロッパの女性—レジスタンスから朝鮮戦争停戦運動へ」（第 11 号、2017 年）などです。これらに続いて朝鮮戦争を主題とする本特集を編集しつつあった 2018 年 4 月、南北首脳会談が 11 年ぶりに行われ、朝鮮半島が対話と平和へ向かって進みつつあることが世界中に伝えられました。この流れが朝鮮戦争終結へと進むことを心から祈ります。

もう一つの特集テーマは、「日本軍「慰安婦」と日本公娼制度の関係性」です。ネガティブ・キャンペーンの常套句である「慰安婦は公娼である」というヘイト言説と日本の「良心的」市民運動の中でよく言われる「慰安婦は公娼とは違う」という差異を強調する言説との谷間にあって、近年の日本では、1990 年代には確かに存在していた女性史の視点からの「慰安婦」に関する議論が不可視化されがちです。が、ソウルを訪ねて韓国の研究者たちと出会い、新たな議論の可能性を実感し、それに励まされてこの特集を思い立ちました。ソウル訪問とその後の交流・研究の成果をまとめたのが、この特集です。

2018 年 7 月 29 日



目 次

第 12 号の刊行に際して ……1

特集Ⅰ 朝鮮戦争捕虜問題

- 【特集趣旨】 朝鮮戦争捕虜問題を考える 藤目ゆき……………8
- 朝鮮戦争中の米軍尋問室 モニカ・キム（訳 池田高巖）……………16
- 「最も愛すべき人」:
朝鮮戦争帰還捕虜と新中国の英雄叙事の陰 任佑卿（訳 永谷ゆき子）……………28

特集Ⅱ 日本軍「慰安婦」と日本公娼制度

- 【特集趣旨】 日本軍「慰安婦」と日本公娼制度の関係性 藤目ゆき……………46
- 上海における性風俗業の実態—上海日日新聞を中心に 宋連玉 ……48
- 坂信弥—鹿屋に占領軍「慰安」施設の原型をつくった内務官僚 藤目ゆき……………60
- 上海総領事館警察による日中戦争下の「特種婦女」統制 藤目ゆき……………70
- 冷戦下の東アジアにおける米軍買春と売春禁止主義 藤目ゆき……………86
- 戦時公娼制の範疇で
日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う 朴貞愛（訳 永谷ゆき子）……………94
- 【特別寄稿】「慰安婦」と公娼の境界をめぐる論争 御前麻里……………100

執筆者・翻訳者 紹介&カバー写真 解説 ……146



アジア現代女性史
Contemporary Women's History in Asia

アジア現代女性史研究会
CAWA(Association for the Study of Contemporary Asian Women's history and Gender)



特集 I

朝鮮戦争捕虜問題

【特集趣旨】朝鮮戦争捕虜問題を考える

藤目ゆき

小特集「朝鮮戦争捕虜」を編むきっかけになったのは、2017年6月の上海への旅であった。その上海への旅と帰国後に朝鮮戦争捕虜をめぐって考えてきた内容をこの小文に綴り、アジア現代女性史研究会の活動報告および小特集の趣旨説明ということにしておきたい。

上海訪問

上海にある復旦大学中華文明国際研究センターにおいて2017年6月16日・17日の両日、「冷戦時代の米国と東アジア社会」を主題にするワークショップが開催された。オーガナイザーの一人は『アジア現代女性史』第11号に「北京レイプ事件」と題して沈崇事件に関する論文を寄稿した杜春媚さんである。彼女はケンタッキー州立大学のサバティカルを故郷の南京で過ごしており、上海に中国内外の研究者を招くことを計画した。沈崇事件をアジア駐留米軍の暴力という、より広い文脈で読み解きたいという彼女の意向に共感し、私は喜んで上海へ出かけた。

ワークショップ「冷戦時代の米国と東アジア社会」 於 復旦大学中華文明国際研究センター

第1パネル 6月16日午前 **米軍事故と地方紛争** 司会 程映虹（デラウェア州立大学）

張力（台湾中央研究院）「駐台米軍の煙毒問題」

呂迅（中国社会科学院）「台北劉自然事件：1957年極東における二つの米軍暴行」

張維嶺（暨南大学）「米軍と青島民衆の糾葛とステレオタイプの形成」

左双文（華南師範大学）「戦後ソ連の『戦利品』政策と占領区におけるソ連軍軍紀問題」

第2パネル 6月16日午後 **人種・性別・権力—米軍性暴力** 司会 牛大勇（北京大学）

杜春媚（ケンタッキー州立大学）「『ジープガール』と第二次大戦後の駐留米軍」

藤目ゆき（大阪大学）「WIDF国際女性調査団に参加した3人の中国人女性」

サラ・コブナー（コロンビア大学）「日本における反米軍基地—1945-72年の社会運動と政治的和解」

第3パネル 6月16日夕方 **中米イメージの再構築** 司会 焦兵（中国社会科学雑誌社）

胡成（南京大学）「過ぎ去らない『旧協和』—建国後における協和の医療専門化」

馬建標・楊康書源（復旦大学）「1966年米国の中国専門家の時代証言と米国アイデンティティの調整」

孫揚（南京大学）「本国の学術と政治—70年代初期渡米学者の帰国再論」

第4パネル 6月17日午前 **冷戦時期東アジアの政治競争** 司会 金光輝（復旦大学）

楊雨青、佐藤慧子(中国人民大学) 「安平事件から見通す在中米軍問題」

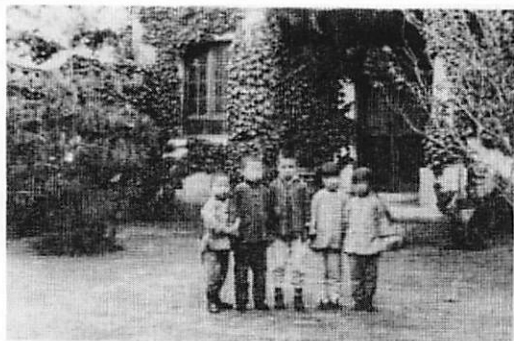
程映虹(米国デラウェア州立大学) 「米軍黒人兵士と人種主義」

モニカ・キム(ニューヨーク大学) 「米軍の朝鮮戦争捕虜尋問室」

『復旦大学中華文明国際研究中心訪問学者工作坊第三十九期 冷戦時期的尾国与東亜社会論文集』より

上海は訪ねたい街だった。2006年には2回、冷戦下の廢娼政策を調べるために訪れている。林紅さん(当時お茶の水女子大学研究員)と李妮さん(当時大阪外国語大学大学院生)に案内を頼んで上海婦人労働教養所の故地をめぐり、『上海娼妓改造史話』の著者たちに会った。その後、林紅『中国における買売春根絶政策：一九五〇年代の福州市の実施過程を中心に』(アジア現代女性史シリーズ第2巻、明石書店、2007年)を上梓した。

『上海娼妓改造史話』の邦訳も刊行しなかったが、そちらは実現しないまま早くも10年以上経ってしまっている。2006年の旅では上海師範大学の蘇智良先生の助言を得て日本軍「慰安所」の旧跡見学に行った思い出もある。その後、上海師範大学に「慰安婦」歴史博物館や少女像が設置されたと伝え聞いて、いつか訪ねたいと念じていた。さらに上海旅行の一週間後には韓国で行われるシンポジウムや学会において私は上海に関しても言及する予定であった。それで6月15日に上海の空港に到着すると、先ず上海師範大学の博物館と少女像へと直行した。資料が得られるとともに大学院生たちと交流し、蘇智良先生と再会することもできて、大きな励みになった。



李耀滋『有啟發而自由—從中國私塾到美國發明家、企業家、院士的北京人』中国青年出版社より
李家の家族写真。李鏗は、写真左の右から二人目(18頁)、写真右の右から三人目(21頁)

復旦大学のワークショップでは、私は朝鮮戦争の国際女性調査団に参加した李鏗たち3人の中国人女性に関して発表した⁽¹⁾。これに対して、米国デラウェア州立大学の程映虹さんが李鏗の弟である李耀滋について話してくれたのは幸いであった。生前の李耀滋は程さんに李鏗との思い出を語ったという。それによると、科学者を米国から帰国させたい中国政府は李鏗に弟を説得させるべく1960年代にジュネーブに派遣した。が、李鏗は再会した弟に、中国に戻らないように言った。姉の身を案じる李耀滋は李鏗に渡米を勧めたが、彼

(1) 藤目ゆき「WIDF 国際女性調査団に参加した3人の中国人女性：劉清揚・白朗・李鏗」『アジア現代女性史』第9号、2014年、134-152頁

女は拒んだ。反右派闘争から文革へと向かう中国で知識人として生きる過酷さを身を以て知る李鏗は、弟を思って米国残留を勧めつつ、自身は愛国的共産主義者として中国に留まる決意が固かったのだろう。が、それからまもなく李鏗は自死して生涯を終えるのである。痛ましい回想であるが、1960年代の李鏗について新しい調査の手がかりが得られたのはありがたいことであった。

ワークショップの四つのパネルの参加者は主に米国に関心のある中国人研究者であり、米国からも数名の研究者が招かれていた。が、朝鮮民主主義人民共和国、韓国からの出席者はなく、日本から出席したのは私だけであった。朝鮮戦争に関しては、「当時の為政者が政治を誤って参戦して国益を損ねたもの」とみなし、「抗米援朝戦争」という用語の使用に対する否定的発言も聞かれた。「国益」の観点が強調されて、対米協力による朝鮮戦争特需が日本の国益にかなっていたといった見解を披露する出席者もいた。いくらかの予想をしてはいたが、全体としてのそのような雰囲気は戸惑ったことは否めない。

モニカ・キムの論文を読む

ワークショップの論文集の中で最も印象的だったのは、朝鮮戦争捕虜の「自由送還」を批判的に論じるモニカ・キムの論文「朝鮮戦争中の米軍尋問室」であった。本誌にその和訳を掲載したので詳しくはそちらをお読み願いたい。ここではその内容を紹介し、私の感想もあわせて書いておきたい。

朝鮮戦争の停戦交渉は、捕虜送還問題をめぐって暗礁に乗り上げた。ジュネーブ条約は捕虜の速やかな本国送還を定めている。にもかかわらず、米国は「本国送還を望むか望まないかを捕虜自身が決める自由送還」を提唱した。「国連軍」が抑留していた捕虜は北朝鮮・中国側に抑留されていた捕虜より多数であり、全員対全員方式で捕虜が送還されれば北朝鮮・中国側の戦力を増強させることにつながる。また、「自由意志による送還」の提唱によって個人の自由意志を尊重する「自由世界」の価値をアピールすることが心理戦に役立てられた。これに対して北朝鮮と中国はもとより、平和を求める世界の諸団体からもジュネーブ条約違反を非難する声があがった⁽²⁾。

モニカ・キムは、朝鮮戦争下に米国が提唱した捕虜の「自由意志による選別」を今日の米国が遂行する対テロ戦争における捕虜虐待の原型として位置づける。2006年、グェンタナモの収容所司令官ハリー・ハリス・ジュニア海軍少将は、虐待に抗議するハンストの末に死亡した被拘束者について、「絶望の末の行為ではなく、我々に対して行われた非対称戦争行為だ」と述べたという。テロリストへの拷問や虐待は「従来の国際法で想定されていない非対称戦争」への適正な対応だという論法である。キムは米国が自国の戦争行為を従来の戦争とは異なるものだと強弁してジュネーブ条約の適用外に置き、現実には国際法をふみにじるという暴挙に着目した。それは米国が「警察行動」と呼んだ朝鮮戦争に始ま

⁽²⁾ モニカ・フェルトン「朝鮮！～兵士たちを帰還させる方法～」『アジア現代女性史』第7号、2012年、104-105頁、藤目ゆき「モニカ・フェルトンの軌跡 1952-1956」『アジア現代女性史』第8号、2014年、16-23頁

り、冷戦時代を貫いて暴力を拡大させ続けて現在の対テロ戦争へ至る、とキムは指摘する。

キムは、「1952年初頭、朝鮮戦争は38度線の侵犯をめぐる戦争から個々の人間、すなわち捕虜の侵害をめぐる戦争へ変化した」と述べる。朝鮮戦争を通して冷戦時代の戦争は、朝鮮戦争を通して領土をめぐる行われる従来型のものから人間の内面をめぐるも行われる現代型のものへと移行した。領土のみならず、捕虜の内面性もまた戦場として侵犯される時代になったというわけである。通常の国際政治学では、捕虜をめぐる関係各国の意図と政策は注目されるが、捕虜にされた人間の内面性や「自由送還」論に潜む暴力性は注意が払われない。だがキムは、本国送還を望むか否かの「自由意志」を問いたず尋問官と問われる捕虜の双方の背後にある歴史的社会的暴力の文脈を描き出し、尋問室が捕虜の「自由意志」を公正に客観的に確かめ得る場ではあり得なかったことを浮かび上がらせる。

例えば尋問に不可欠な通訳を誰が務めるのか。ある通訳者の日系人青年は、彼自身が元々ある種の「捕虜」であった。第二次大戦下に日系人強制収容所に送られ、やがて家族ともども米国人日本軍捕虜との捕虜交換に使われた。大戦後、大学進学を望んだが米軍に徴兵され、捕虜が本国送還を選択しないよう説得するための要員として朝鮮の巨済島にあった国連軍第一収容所に送られた。すなわち尋問側にさえ本人の「自由意志」はない。他方、捕虜収容所は米軍が軍事的威嚇を背景に捕虜に作らせた施設であり、巨済島では自殺、逃亡、抗議行動などで数々の捕虜が死傷していた。例えば1951年7月には、日帝時代の死刑囚のような制服を着せられたくない朝鮮人捕虜たちが裸になって抵抗したが、米軍側の銃撃で死傷者が出た。収容所ではそんな銃撃も「正当」だとみなされる。1952年2月には米軍・韓国軍の尋問班が収容所を包囲し、「自由送還のための尋問」に抵抗した捕虜たちは制圧され、約200人が死傷する（55人死亡、22人は負傷が原因で後に死亡）。軍事的威嚇の下で作られた施設の中、米軍が望む秩序に隷属させられている捕虜がどのようにして「自由意志」を表明できたのだろうか。捕虜には「米軍に好都合な自由」を拒否する自由がなかった。キムは「自分の願望の自由な表明」が虚構にすぎない収容所の現実を指摘して、圧倒的な軍事力を背景に米国の望む「自由」を捕虜に強制する米国の論理を照らし出した。

日本もふくめて西側諸国では、米国の「自由送還」論を人道的なものとみなしたり、捕虜の抵抗を「共産主義者の暴動」として米軍による「鎮圧」を正当化するような言説が流布されてきた。が、その背後には人間の内面をも侵犯する国家暴力が隠されているのである。

朝鮮戦争捕虜になることの意味

そもそも「国連軍」捕虜とは誰だったのか。思想的確信をもって朝鮮人民軍の戦闘員として戦った共和国出身者ばかりではない。南朝鮮の済州島 4・3 事件をはじめとする民衆抗争（小さな戦争）から国連軍の介入による全面戦争へと戦禍が広がる中で膨大な難民が生まれた。不本意に戦争に巻き込まれて「国連軍」に捕らえられてしまった民間人も多い。

私はこれまで WIDF の国際女性調査団が弾劾した米軍占領地における朝鮮人女性捕虜に対する虐待⁽³⁾や、金貴玉さんがつきとめた韓国軍「慰安婦」にされた捕虜たちの存在⁽⁴⁾に強く関心を抱いていた。女性史の観点から女性捕虜の性奴隷化を軽視することはできない。米軍と韓国軍による女性捕虜虐待や「慰安所」設立は、第二次大戦下の日本軍から冷戦下の米軍・韓国軍へと継承される女性に対する性的虐待のつながりを明らかにするためにも重要な論題なのである。



朝鮮戦争下の女性捕虜⁽⁵⁾

(3) 藤目ゆき「国際女性調査団のみた朝鮮戦争」『女性・戦争・人権』第3号、2000年5月、126-148頁

(4) 金貴玉「朝鮮戦争の韓国軍「慰安婦」制度について」永谷ゆき子訳、『アジア現代女性史』第4号、2008年2月

(5) J.ハリデイ/B.カミングス（清水知久訳）『朝鮮戦争—内戦と干渉』岩波書店1990年、p.117。）『デイリー・テレグラフ』の記者レジナルド・トンプソンは、1950年9月、国連軍によるソウル制圧戦で捕虜となった看護婦たちが裸の胸を辛うじて覆って立ち尽くしているのを目撃した。Reginald Tomphson, Cry Korea (Macdonald, 1952, p.70、Reportage Press, 2009, pp.89-90)

そしてまた、自国の戦争犯罪を告白した米国人捕虜や、希望して停戦後も中国に残留した米国人捕虜たち（英国人も一人いた）がどのようにしてそのような行動をとったのかについても興味があった。そのような英米の捕虜たちの存在は、皇軍兵士として戦い中国で捕虜になった日本人兵士の認罪とその後の日中不再戦運動といった経験と同様、国家への隷属からの人間精神の解放という可能性を理解することにつながると思うからである。

が、キムの報告を通して、これまではあまり意識していなかった要素に思い至った。「自由送還」論に基づく捕虜の内面に対する侵犯とは、個々の人間の不可侵性に対する攻撃に他ならない。それはレイプ被害と同じように、物理的、精神的、さらに政治的にも社会的にも捕虜とされた男女のアイデンティティに深い傷を負わされる経験でもあったのではないかという思いである。

朝鮮戦争捕虜の釈放後について知りたいと思ってインターネットを検索しているうちに、『ハンギョレ』のサイトに、韓国のチョ・ギョンドク監督が製作したドキュメンタリー映画『リターン ホーム（帰郷）』に関する記事が見つかった。「自由選択・自由送還」論の下、捕虜たちは本国送還・韓国定住・第三国行きのいずれかを選ぶように迫られたのだが、「第三国行き」を選んだ一人であるキム・ミョンボク氏は、朝鮮人民軍に徴用されて入隊してまもなく捕虜となり、釜山から巨済、永川、馬山、中立地帯（板門店）収容所まで、各地の捕虜収容所で3年を過ごした人である。2015年に61年ぶりにブラジルから韓国に戻った時、「なぜ第三国を選んだのか」と問われ、板門店捕虜収容所で体験したエピソードをこう語っている。「あるテントで過ごした同僚が『故郷に行きたい』と寝言を言っただけで殴られて死んだ。真夜中に誰も知らないうちにこっそりと…。捕虜になること自体を罪とする北朝鮮も、故郷に行きたいと言って殴られて死ぬ韓国も、選択できなかった」。ブラジルで生存している元捕虜12人ほどにチョ監督が韓国訪問を打診すると、ほとんどの人は「帰れば罪に問われるのでは」と心配し、招きに応じたのはキムさんだけだったという⁽⁶⁾。キム・ミョンボク氏の語りからも「自由選択」の実態がわかる。半世紀以上の歳月が過ぎてもなお元捕虜たちは朝鮮戦争下の恐怖と不信から解き放たれていない。

その恐怖は、韓国での体験や「国連軍」の宣伝扇動にかきたてられたこともあれば、中国と北朝鮮の実情に根ざしていたこともあったであろう。和田春樹氏によれば、本国に帰った元捕虜たちの運命は残酷なものであった。中国に帰った約7500人は、「捕虜となったことは敵に投降したということであり、敵に服務したということであり、自分の姓名、所属部隊名を明かしたことは『軍事機密を漏洩した』ことになるという見方で審査が行われ、多くの人々が軍籍も党籍も剥奪された」（『朝鮮戦争全史』p464）。そして北朝鮮へ帰還した約6万8500人の朝鮮人民軍兵士については、「捕虜となることは帰順であり、敵の手先になることだ」という満州抗日武装闘争の伝統が強い北朝鮮では、中国に劣らぬ過酷な運命が帰還捕虜を待っていたことだろう。米国の手先として南労党

⁽⁶⁾ 「ブラジルに渡った朝鮮戦争捕虜の数奇な人生が映画に」

<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/21581.html>

「韓国ドキュメンタリー映画「リターン・ホーム」製作発表、朝鮮戦争捕虜の「60年ぶりの帰郷」描く」<https://www.recordchina.co.jp/b117326-s0-c70-d0051.htm>

系の裁判、肅正が行われている国の状況では、七万人が過酷な審査を受け、警戒されたであろうことは想像に難くない」という（同前 p465）。

朝鮮戦争捕虜の内面性への侵犯は、釈放され「自由選択」によって行き先が定まった後もなお永続的に元捕虜の人生に暗い影を落としたということである。敵の手に落ち、敵の手先になった者ではないかと身の潔白性を疑われ、不信と警戒の視線にさらされることの苦しみはいかばかりだろうか。

イムウギョン

任佑卿論文を読む

復旦大学のワークショップをきっかけに朝鮮戦争捕虜の送還後の人生に関心が強まり文献を探し、永谷ゆき子さんと金貴玉さんから任佑卿さんの研究成果を教えていただいた。それが、モニカ・キム論文の次に掲載する論文「『最も愛すべき人』：朝鮮戦争帰還捕虜と新中国の英雄叙事の陰」である。

任佑卿さんは、中国文学を専攻する韓国在住の研究者である。翻訳掲載許可をお願いするために連絡し、元々アジア女性史に興味をもっておられたことを知った。日本映画『サンダカン八番娼館』が人気を博した 1980 年代中国の文化動向や日系米国人作家ヨーコ・ワトキンスが書いた『竹林はるか遠くー日本人少女ヨーコの戦争体験記』（1986 年に米国で出版）に関する著作もある。任さんは最初、翻訳掲載をお願いした論文が女性史ジャンルのものではないことを心配された。が、朝鮮戦争捕虜問題を考えるために重要な論文として掲載したいという趣旨をお伝えして、了解をいただいた。

この論文は、英雄物語が「犠牲そのものを絶対化して道德化する傾向」を伴い、捕虜になった者たちが「自ら犠牲にならなかった者」とみなされた、と指摘する。これを読みながら私は、それまで知らなかった中国人帰還捕虜たちの置かれた苦境を思い、元日本軍「慰安婦」たちの戦後経験を思った。英雄的に戦いぬいて自己犠牲的に命を投げ出さなかった、ということだけでも不信と侮蔑をむけられる社会にあって、敵の性的攻撃を受けた女性はいったいどのような視線を浴びただろうか。敵に屈服して「慰安」を与える役割を負い、「貞操」を失ったにもかかわらず自殺することもせずに「おめおめと生き延びた」者として白眼視されたのではないか。また本人がそのような卑賤観を内面化しなかっただろうか。

そのような連想は根拠のない空想ではない。中国人元「慰安婦」たちは、文革時代に「日本軍に奉仕した」として白眼視されることがあった。それは文革時代がどういう時代であったのかを示す現象でもあるが、彼女たちへの否定的なまなざしは中国の時代的特殊性だけが理由ではないだろう。かつてフィリピンで最初に元「慰安婦」としてカミングアウトしたロラ・ロサが筆者に抗日ゲリラ組織フクバラハップの指導者ルイス・タルクについて語った際のことを思い出す。ロラ・ロサはゲリラの一員として活動していた 14 歳のとき、日本軍に拉致監禁され、9 ヶ月の間、レイプされ続けた。が、逃げることはできなかった。彼女は沈黙の長い歳月の間、何度も「どうして逃げなかったの？・・・

だつて殺されてしまうわ・・・」と自問自答したという⁽⁷⁾。自分で自分を責めていたからである。そんなロラ・ロサが人権団体の呼びかけを聞いて名乗り出た後、タルクは同志的親愛やねぎらいの言葉をかけるより、「どうして自殺しなかったのか」と彼女に尋ねたのであった。そう尋ねられたことを思い出して嗚咽したロラ・ロサの姿を忘れることができない。自殺を貞潔の証とみなすような文化は、性被害を受けた女性に生き延びることさえ許さない抑圧性を持つ。ロラ・ロサに会う以前、日本の、戦後に引き揚げ港になった土地で出会った年配の女性のことをも思い出す。彼女は私に、「明日は引き揚げ船の入港という段になって、汚れされた体で祖国の土はふめないと海に身を投げて自殺した女性がいた」ことを、貞操観念のゆるんだ現代では考えられない「潔い」行為と説明した。私は被害女性の自殺が美談と受けとめられているということ自体に慄然とし、絶句してしまったのである。

日本軍の戦陣訓には「生きて虜囚の辱めを受けず」とあった。が、敵に囚われた者を侵犯され汚染された者として疑い、死ぬことこそ潔い純潔性の証であるとみなすような価値意識はもっと普遍的に存在するのだろう。戦場で囚われの身になった無数の男女は、釈放後も長くそのような価値意識に苛まれてきたのではないか。理不尽な処遇を受けた「冷戦英雄」の名誉を回復することだけでなく、人間を捕えて人間性の内面までも侵犯する戦争それ自体の罪業を、元捕虜の体験から学びとることが必要なのではないか。任佑卿論文を読みながら、そのようなことにも思いを馳せた。

⁽⁷⁾ M.R.L.ヘンソン『ある日本軍「慰安婦」の回想－フィリピンの現代史を生きて』岩波書店、1995年

朝鮮戦争中の米軍尋問室

モニカ・キム

摘要

米国のいわゆる「きれいな戦争」—ドローン攻撃から強化された尋問に至るまで—は、単なる自己矛盾的幻想というよりも、2000年代のグローバル政治を形づくっている典型的な戦争形態であるように思われる。この文章では朝鮮戦争中の「捕虜」および「尋問官」の形成について調査する。この文章は朝鮮戦争中の捕虜収容所や尋問室での出会いに関するマイクロヒストリー研究を通して、この冷戦時代の最初の「熱戦」—朝鮮戦争と呼ばれる「警察行動」—が、この種の理性的とされる戦争、もしくは干渉戦争として知られる戦争を生み出した増埒であったことを主張する。この文章は、捕虜収容所と軍事尋問室の内側から、国境と領土をめぐる通常の冷戦の戦場とは異なった自由戦争の光景を描き出す。

はじめに

2006年6月11日、フィラデルフィア・インクアイアラー紙は、グアンタナモに収容されている3人の被拘束者が、被拘束者たちによる一連のハンガーストライキの後に自殺したと報じた。当時、グアンタナモの収容所司令官であったハリー・ハリス・ジュニア海軍少将は、自殺は「絶望の末の行為ではなく、我々に対して行われた非対称戦争行為だ」と述べた。¹ この論理に従えば、米国が被害者であり、自殺した3人の被拘束者は不当に戦争の規則を破ったことになる。グアンタナモ基地のような場所は国際人道法を単に侵害あるいは意図的に無視しているだけではない。私はむしろ、こうした矛盾は20世紀半ばに発生した未解決の危機の遺産／残照であり、公式の脱植民地化を前にして戦時国際法が危機に陥った朝鮮戦争はその最も良い実例なのだと主張したい。

1950年代初期の朝鮮戦争の物語は、現在の典型的な戦争形態である国家公認の暴力、すなわち干渉戦争という新しいタイプの自由戦争を生み出す増埒となった紛争についての物語である。1950年6月26日、ハリー・トルーマン米国大統領はホワイトハウスの記者会見で、朝鮮半島への米軍の動員を「警察行動」だと特徴付けた。彼は「我々は戦争をしているわけではない」と述べた。² 朝鮮戦争—戦争ではない戦争—は、第二次世界大戦終結

¹ "Three found hanged at Guanatanamo," *Philadelphia inquirer*, 11 June 2006.

² "The President's New Conference," dated 29 June 1950. Part of the Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman, 1945-1953 of the Harry S. Truman Presidential Library, available at www.trumanlibrary.org/publicpapers, accessed 21 May 2011.

以後の年月における奇妙な現象の先触れとなった。1945 年以降の年月に、国家公認の大規模な暴力が続き、エスカレートし、拡散したが、しかし国家はもはや「戦争」を布告せず、その代わりに「警察行動」や「占領」の旗の下に動員を行ってきた。第二次世界大戦と全地球規模での反植民地運動の波の双方の後に続いた戦争は何だったのか？誰の暴力が合法的なものとされたのか？「非対称戦争」という表現は、単なるとつぴな帝国の意味論の事例ではない。と言うのも私たちは、なぜ米国のような超大国がある国外の収容所での 3 人の被拘束者の自殺にそんなに脅えているのかと問うこともできるからだ。

朝鮮戦争を通して、我々は 20 世紀半ばにいかにして公式の戦争が地政学的領土をめぐる行われるものから人間の内面性をもめぐる行われるものへと移行したのかを強く理解することができる。言い換えれば、1952 年初頭、朝鮮戦争は境界線—38 度線—の侵犯をめぐる行われる戦争から個々の人間主体、すなわち捕虜の侵害をめぐる行われる戦争へと変化した。これは物理的な領土と人間の内面性がいかにして継続する暴力と政治的正当性をめぐる闘争の場となったかを私たちが理解するのに必要な背景事情である。

朝鮮戦争の期間中、米軍の尋問室は拷問の故ではなく、それとはまったく異なる理由によってグローバルなメディアの舞台に現れた。すなわち、米国を中心とした自由主義の国際社会が信奉する透明性、慈悲、客観性の模範として喧伝されたのである。1952 年 1 月、板門店での停戦会合で国連軍を代表する米国代表団が捕虜の「任意」送還という提案を提起すると、大きな論争が巻き起こり、実質的に休戦への調印が 18 ヶ月間遅れることになった。朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国の代表団はこの提案を拒否し、捕虜の待遇に関する 1949 年ジュネーブ条約には義務的な送還の条項が含まれていると指摘した。板門店の米国代表団とトルーマン政権は、自明で透明だと思われるそのプロセスの性質について強く主張した。米軍尋問室は朝鮮人と中国人の捕虜が「母国」に帰還するかどうかに関する個人の選択を自由に表明できる空間であるというのである。「イエス」か「ノー」の単純な答えが尋問官によって記録された。尋問室は突如として末端の見えない空間ではなくなり、米国の自由主義勢力の活動の公で寓話的な場となった。米国代表団は「任意送還」を「選択の自由」と、「義務的送還」を「強制送還」と書き直しさえし、諸個人にとって「国連軍の提案は権利章典である」とさえ述べたのである。³

この時点で、戦争は領土に関心事とするものから人間の内面性をめぐる論争へと移行したのである。異なる国家が個々の人間主体の願望、意思、想像に関する主権認識をも主張していた。尋問室で行われた個人的な出会いという性質が、脱植民地化された 1945 年以後の世界における自由主義的統治の理想を主張する国家、あるいはそれに挑戦する国家それぞれの正当性にとっての手段となった。国家と主体の関係を解放、民主主義、あるいは自由にもとづくものへと変革するために、どちらの国家が植民者と被植民者の最も個人的な関係を作り変えることができただろうか？朝鮮戦争中の尋問室では、この出会いのひな形は、国家による個々の主体の脱植民地化あるいは解放の理想化されたプロセスという寓話的な筋書として本質的に奉仕するものであった。

朝鮮半島における二つの国家の存在—1945 年の日本の植民地支配からの解放後、一方はソ連の占領下で、他方は米国の占領下で創設された—は、どちらのタイプのいわゆる「脱

³ RG 333, Minutes of Meetings - Date: January 2, 1952

植民地化」が正当で、効果的で、民主的かをめぐる「競争」を文字通り生み出した。1948年の南での選挙の後、米国と国連は南の大韓民国だけが朝鮮半島における唯一の主権国家であると宣言した。捕虜に北の朝鮮民主主義人民共和国への帰還を選択させないことは、南の軍事占領を通じた解放という米国のプロジェクトの正しさを証明するためのものであった。

捕虜収容所や尋問室に入ると、我々は朝鮮戦争の通常の枠組みを越えて、様々な場所と時代の人々の経験をつなぐグローバルな歴史の中に足を踏み入れる。この物語の中で、太平洋を横断する複合的な戦争の光景を開くのは、マイクロヒストリー規模での個人的な出会いである。

アジア全体への拡張主義的プロジェクトに朝鮮人の召集兵と志願兵を利用した日本帝国陸軍の大規模な解隊と第二次世界大戦以降の米国の全面戦争状態を構成する冷戦の間で、国家と組織はこれらの移動人口の労働力を獲得することを望んだ。しかし、植民地から国民国家へのこれら根本的な移行の高度に圧縮された性質、あるいは、国家安全保障に対する全面戦争は、いくつも積み重ねられた戦時の経験や尋問室で現れる交渉を無視することを不可能にした。尋問官と捕虜の双方が、帝国、革命、国家建設の間のこの競合する結節点で意味の再登録が生じる領域となった。

国連軍第一収容所：捕虜の形成

1951年1月、米陸軍は巨済島—朝鮮半島の南東沖合にある山の多い島—に15万人以上の捕虜を収容するための収容所を建設することを決定した。しかし、捕虜たちはほとんどすぐさま収容所の建設のために労働を提供することを求められた。1951年5月、赤十字国際委員会の収容所査察官フレデリック・ビエリは「捕虜たちが素手で何十万個もの石を海岸や丘陵から建設現場へと運び、今も運んでいる」のを観察した。⁴ 捕虜たち自身が収容所を建設したのだった。

捕虜の待遇に関する1949年ジュネーブ条約は収容所において不変の存在であり、この条約は収容所内での様々な遭遇—捕虜たち自身、捕虜と衛兵、捕虜と管理官など—を調停するものでもあった。巨済収容所においては、次の第121条がとりわけ重要性をもつだろう。

第121条：特別の状況で死傷した捕虜

衛兵、他の捕虜その他の者に起因し、又は起因した疑いがある捕虜の死亡または重大な傷害および捕虜の原因不明の死亡については、抑留国は、ただちに公の調査を行わなければならない。⁵

⁴ 1951年5月29日から6月9日までのビエリによるレポート ; *Transmission des rapports de visites de camps aux Nations Unies, aux Etats-Unis et à la Corée-du-Nord*, 16/01/1951-12/05/1952, 8 AG 210 056-021, *Archive of the International Committee of the Red Cross*.

⁵ *Commentary*, 569.

巨済島の収容所での死傷事例として残されている 300 件以上の調査記録は、自殺から逃亡の試み、ハンガーストライキ、捕虜たち自身がつくりだした尋問手続きにおよぶ暴力の全政治経済学を明らかにしている。⁶ 1951 年 7 月 29 日に国連軍第一収容所で起こったある特別の事件は、権力に対する主権の主張に関係した捕虜の身体を識別することに関する利害関係を表沙汰にした。

第 76 区の捕虜たち—主に朝鮮半島の 38 度線の北側から来た捕虜たち—は、彼らの収容区を囲む鉄条網の近くに集まり始めた。それは奇妙な光景だった。少数の捕虜たちは新しく支給された明るい赤の制服を身に着けていたが、残りの捕虜たちは裸だった。

これらの朝鮮人捕虜たちは新しい制服に対する抗議を行ったのだった。その時点まで、捕虜たちは古い軍服か米軍が手放した衣服を来ていた。逃亡をより難しくするための試みとして、米軍は赤い制服を支給することを決定した。捕虜収容所の管理官たちには収容所の周辺の民間人に関する懸念があった。捕虜が周辺の村に逃げ込めば、容易に地元の民間人に見せかけることができるということである。

捕虜たちは夕食をとった一時間後にフェンスの近くに集まり始めた。すぐに数人の捕虜たちが制服を脱ぎ捨て、岩に巻き付けたり、包みをフェンス越しに隣の第 77 区に投げ込んだりした。捕虜たちは「我々はこんな服は着られない」と叫んだ。大韓民国軍第 33 大隊の兵士たちが収容区を取り囲んだ。言葉が交わされ、捕虜たちは制服を着ることを拒むと主張した。続いて乱闘が起こった。何人かの捕虜たちが石を投げ、何人かの大韓民国軍の兵士が銃を発射した。3 人の捕虜が死亡し、4 人が負傷した。米軍の調査委員会はその事件記録の中で銃撃は「正当であった」と結論付けた。⁷

第 76 区の朝鮮人捕虜たちは、収容所内の朝鮮人捕虜を代表して抗議した。彼らは、日本の植民地支配の下では死刑を宣告された囚人が赤い囚人服を着せられたのだと主張した。捕虜たちが赤い制服を着るのを拒んだのは、単に米軍の権威を認めることへの頑強な拒否を示すというだけではない。それは自分たちの歴史、経験、紛争と戦争の理解を米軍が認識することを要求する行為でもあった。朝鮮人捕虜たちは犯罪者とみなされることを拒んでいたのである。

赤い制服を着ず、裸で立って抗議するという数百人の捕虜たちの決定、そしてその後続く銃撃は、そうした捕虜たちの無防備さをあらわにした。この「赤い制服」事件は、西側諸国の基準に従って抑留国としてその役割を遂行する米軍の能力に挑むものでもあったが、鉄条網の近くでの抗議から調査委員会の結論に至るまで、そっくりそのまま適切な捕虜の待遇についての条文を基礎とするジュネーブ条約の前提を同時に暴露するものであった。

収容所は鉄条網、石、防水シートで建設が始まると、捕虜たち自身が米軍にとっての行政的な困難をつくりだした。捕虜たち自身は雑多な人々からなっていた。ある者たちは遠くウズベキスタンからやって来ており、他の者たちは満州から来ていた。またある者たち

⁶ この事件記録の引用は以下から: POW Incident Investigation Case Files, 1950-1953; Office of the Provost Marshall; Office of the Assistant Chief of Sta G-1; Headquarter, US Army Forces, Far East, 1952-1957; Record Group 554; National Archives at College Park, College Park, MD.

⁷ Case file 40, Box 2; POW Incident Investigation Case Files, 1950-1953; Office of the Provost Marshall; Office of the Assistant Chief of Sta G-1; Headquarter, US Army Forces, Far East, 1952-1957; Record Group 554; National Archives at College Park, College Park, MD.

は、38 度線の南北双方からやって来ていた。例えば、イ・チョンギュは 1951 年後半に国連軍第一收容所に到着し、こうした捕虜の一部となった。1951 年 3 月には、約 5 万人の捕虜が自分たちは戦争勃発以前には 38 度線以南の朝鮮の住民であり、北の朝鮮人民軍に強制的に徴兵されたのだと主張していた。すぐに「民間人收容者」というカテゴリーが收容所の人々のためにつくられ、米軍と大韓民国軍は申請者をふるいにかける選別作業を開始した。

しかし、「民間人收容者」と称するようになった後も、多くの紛争が続いた。そうした「民間人收容者」の一人であったオ・セヒは、彼と同じ收容区にいた人物を 5 つの異なるカテゴリーに分けて記述している。

1. 朝鮮人民軍の南進の時期に避難することができなかった民間人で、その結果として朝鮮人民軍に徴兵されるか参加した民間人。
2. 朝鮮人民軍に強制的に徴兵され、大韓民国軍と戦い、その結果として捕虜になった民間人。
3. 朝鮮人民軍に捕らえられ、朝鮮人民軍の下で捕虜となり、その後米軍が 38 度線を越えたときに米軍に再び捕らえられた大韓民国軍の兵士。
4. 離反したか、あるいは脱落者となり、言葉が通じないために朝鮮人民軍の兵士とみなされた大韓民国軍の兵士。
5. 米軍が拘引する捕虜の隊列に故意に、あるいは間違えて加わった民間人。あるいは、スパイの容疑をかけられ、そのために逮捕された民間人。⁸

多くの大韓民国軍の兵士とともに、38 度線の南北双方からの民間人がこのカテゴリー——捕虜收容所で見つかるとは予期していなかった人々——を構成していた。同じく捕虜となった一捕らえられたのであれ、降伏したのであれ——朝鮮民主主義人民共和国の朝鮮人民軍の男女双方のメンバーにも 38 度線の南北双方の生まれの者がいた。第一捕虜收容所に 17 万人以上いたこうした人々は、一般に受け入れられている国境としての 38 度線がもつ人工的性質、および朝鮮の「脱植民地化」は完了したという米国の主張とは対照的に、脱植民地化のプロジェクトがいまだ終わっておらず、先延ばしされていることを証明するものであった。

板門店での捕虜の送還をめぐる論争の当初から、米国は捕虜の送還をめぐる議論されるべき核心的要素として個人の選択を強調した。トルーマン大統領は 1952 年 5 月 7 日に発表した公式声明で捕虜の送還問題を次のように普遍的な言葉と道徳性に抽象化して説明している。

強制送還に同意することは考えられない。それは朝鮮における我々の行動の基礎にある根本的道徳と人道原則に一致しない。(略) 我々は人間を大虐殺にあわせたり奴隷にするような休戦は受け入れない。⁹

⁸ Oh, *Compound* 65, 101.

⁹ Text of Truman Statement および "Truman Endorses U.N. Truce Stand Rejected by Reds." *New York Times*, May 8, 1952.

捕虜たちは冷戦のふたつのドラマの登場人物となった。トルーマンは米軍の送還審査尋問室を米国が捕虜に与えている合理的で客観的で情け深い統治様式のいっそうの証拠だとした。

国連軍は共産主義の支配の下への帰還に強く反対だと言う捕虜たちの選別にあたって最大限に細心の注意を払っている。我々は保護しているそれらの人々を一休戦後に一公平な再審査に委ねる。¹⁰

送還審査室での「イエス」あるいは「ノー」と言うという行為は、自由な個人の選択の時として形づくられたのである。

トルーマンは、米国（およびその代理としての国連軍）は捕虜たちの願望を知る能力により捕虜の送還問題に関する権限を得たのだと述べている。しかし、米軍はどうして 17 万 3000 人の捕虜たちの願望を知っていると主張できたのか？この主張の重要な要素となったのは尋問官たちであった。

1950 年に陸軍に徴兵された 20 歳の日系人サム・ミヤモトは、朝鮮人共産主義者の捕虜たちは他の米軍尋問室ではほとんど間違いなく入室する前に床にツバを吐いた、と回想している。しかし、そのまったく同じ捕虜たちがミヤモトの尋問室に来るときは、ツバを吐くのではなく、日系アメリカ人として第二次世界大戦期に強制収容所に無理やり移動させられたのに、なぜ米軍の下で働いているのかと尋ねるのだった。ミヤモトは彼の捕虜たちへの返事を以下のように描写している。

私は彼に真実を話しました。私は言いました。「私は命令されてここに来たのだ。自分の選択で来たわけではない。私は軍隊に入るように命じられ、朝鮮語を学習するように命じられ、ここに来てこれについて君と話すように命じられたのだ」。¹¹

気乗りのしない尋問官と反抗的な捕虜は共に、尋問官と尋問される捕虜の双方への米軍尋問室の要求に挑み、それを浮き彫りにした。朝鮮戦争時、通訳の深刻な不足に直面して、米軍は尋問官や通訳としてこの戦争に奉仕するよう日系アメリカ人を徴兵あるいは勧誘した。朝鮮戦争において、約 4000 人の日系アメリカ人がその言語能力を用いて米軍で働いた。¹² 彼らの大部分はその思春期を第二次世界大戦の強制収容所で、鉄条網の中で過ごし

¹⁰ Ibid.

¹¹ Sam Shigeru Miyamoto, Oral history interview, Monterey Hills, United States, February 16 and March 1, 2007. 特に断りがないかぎり、すべての引用はこのインタビューから。

¹² 1948 年のトルーマン大統領による米軍内での差別廃止のための大統領令に伴って、「人種」による軍人の分類と識別はもはや用いられなくなったが、私がインタビューした何人かの人々によれば、米軍は個人ファイルに添付された写真を使ってこの大統領令を回避していた。そうした資料の検討とあわせて、私は「日系アメリカ人朝鮮戦争帰還者の会」の会員たちから得た概算からこの「4000 人」という数を導き出した。この退役軍人たちは、米軍の資料を調査し、コミュニティの記憶に頼りつつ、第二次世界大戦と朝鮮戦争に従軍した日系アメリカ人を探し出すのに相当な時間をつぎ込んでいた。「4000 人」という数はいくつかの基準によればむしろ控えめな数字に思われる。ジェイムス・マクノートンは第二次世界大戦中に陸軍情報部で働いた日系アメリカ人通訳についての書物の中で、「1946

ていた。通訳の仕事は言語力学を越えて、米国の自由主義の要求と太平洋の向こう側の光景の中での民族形成を乗り越えるという複合的で断片化された歴史にまで拡張された。主流の冷戦初期の物語に見受けられる外交官と国家高官の親密さに代わって、ここでは尋問室内の関係が問題となり、それは同時に言語と戦争形成、民族と歴史的記憶、官僚制と暴力の間の親密（そして不可欠）な関係を明らかにした。

「私は彼に真実を話しました」—2008 年 2 月に行われたオーラル・ヒストリー・インタビューの際に、70 歳のサム・ミヤモトは尋問官としての彼の経験を回想しつつそのように述べた。それは驚くべき意思表示であった一元尋問官が、半世紀以上前に自分が行った尋問を回想しつつ、自分は尋問室で捕虜に「真実」を話したと主張しているのだ。このような意思表示は米軍の多くの公式記録における尋問室の描写の中ではほとんど考えられない。1953 年 12 月 4 日—1953 年 6 月の休戦協定の調印から数ヵ月後—、元戦争犯罪課長ジェイムス・M・ハンリー大佐は、尋問中に受け取った情報の正確さを立証するために彼の陸軍法務部のチームが行った尋問行為について「朝鮮戦争残虐行為に関する米上院小委員会」に対して説明を行っている。

皆さんは我々がこれらの捕虜をどのように尋問したかに関心をお持ちかもしれない。我々は捕虜の予備尋問の実施にあたってはもちろん朝鮮人を利用し、中国人捕虜の場合には中国人か少なくとも中国語を話す朝鮮人を利用した。この仕事のいくつか、尋問については日本語を理解し話す朝鮮人—彼らの多くが日本語を理解し話した—と共に、日本語を話すアメリカ人の日系二世によって行われた。¹³

ハンリーは得られた情報の完全性を保証するために、実施要項は捕虜が「すべての場合にアメリカ人将校の前で署名宣誓することを要求している。(略) それらの文書は捕虜の母国語で署名宣誓されたものであり、捕虜にはそれを読み、自分が署名したものを正確に知る機会があった」と強調している。ハンリーにとっては、このプロセスの手続き的で官僚主義的な性質が、次々と客観的情報を生み出す場としての尋問室の仕事にとっての根本なのであった。米軍尋問室は、官僚により腹話術的に進められることで認められ、ある個人、ある事件、あるいはある地理的領域に関する詳細を述べ、訳し、知る能力にその權威の基礎を置いた。

しかし、ハンリーの尋問室での通訳の明白な容易さは、むしろ言語の力学的観点に依存していた。ハンリーは「多くの」朝鮮人が「日本語を理解し話した」と述べているが、そこには最近解放されたかつての被植民地化の主体（朝鮮人）がかつての植民者（日本人）の言葉を使うことに関わる潜在的困難性は示されていない。

年までに学校（陸軍情報部言語学校）は 6000 人の日本語通訳を輩出した」（James McNaughton, *Nisei Linguists; Japanese Americans in the Military Intelligence Service during World War II* (Washington, D.C.: Department of the Army, 2007), preface より）。6000 人の卒業者のすべてが日系アメリカ人であったわけではないだろう。しかし、新たな召集兵や志願兵だけでなく、かなりのパーセンテージの者が呼び戻され朝鮮戦争に従軍した。

¹³ Subcommittee on Korean War Atrocities, *Korean War Atrocities*, 83rd Congress, First Session December 4 1953 vol. 1953, 152.

ハンリーの尋問室の文脈の中でミヤモトの「真実」を考えるとすることは、最終的にできあがったもの、すなわち文書作成過程での人的交流の証拠として尋問官と通訳者の名前だけが記され、きれいにタイプされた英語の尋問報告書から抹消された行為の歴史一ツバを吐くこと、気乗りしないこと、話し合うこと一を考えるとということである。

1952年10月、朝鮮戦争の持続的戦闘の二年目、AP通信の記者ジョン・フジイは戦場での米陸軍情報部の尋問班についての記事をつくった。彼はその記事を、「尾根をめぐるこの激しい戦いの中に言葉の喧噪があった—中国語方言、朝鮮語、日本語、そしてルイジアナ訛りが少し入った英語による喧噪だ」と始めている。ルイジアナ訛りは、連合軍が捕虜への質問のために形を整えた前線の尋問班を率いるヘンリー・J・ピカード中尉のものだった。このチームは次のように機能した。

尋問班によるそれぞれの尋問では四カ国語が用いられた。

捕虜たちは中国人民間人のシャオ・シューレンと朝鮮人元警官のユン・ボンチュンに母国の言葉で尋問された。

そこで分かったことは英語で記された。

米陸軍言語学校で学んで流暢な朝鮮語を話すピカード中尉と、彼の助手で流暢な日本語と英語を話すトーマス・シラツキ中尉が、将校たちのために韓国語を英語に訳した。

物事を進めるには面倒に思えるが、尋問班はある種の何でも屋として振る舞ったホルル出身のもう一人の日系二世フレッド・ワクガワ二等兵によって円滑に機能した。

14

実際、この尋問の「喧噪」に関わったさらに多くの人々がいた。中国人捕虜たちが急いで話し始めると、「中国生まれで日本で学んだ南朝鮮のパク・チャンベ中尉が日本語でシラツキ中尉に、朝鮮語が英語でピカード中尉に、その進行を説明した。

米陸軍情報部は、尋問官の名前が出ているのでこの記事が発行されることを望まないと述べ、実際にはフジイの記事は配信されなかった。¹⁵ しかし、おそらくフジイの記事は、米軍情報の遂行的な権威を創り出すにあたっての膨大な労働と偶発的変数を暴露することで米軍情報の完全性を脅かすものでもあった。言い換えれば、フジイの物語は官僚的な尋問室の安易な腹話術を混乱させ、そうした客観的権威をもつという主張は、白人将校の尋問の詳細を知り話す能力を支える日系アメリカ人通訳／尋問官が意図的に自ら省略していると思われるものに依存していることをあらわにしたのだった。この認識論的プロジェクトは「東洋的なもの」を知っていると主張するものだが、フジイの活人画に描かれる日系アメリカ人、朝鮮人、中国人の捕虜たちの一部にある同化願望の実践を要求するものだった。この太平洋兩岸のアジア人ディアスポラたちは、朝鮮戦争における米軍の目的を支持していた。そこでは、大規模な収容と米軍の占領の歴史が米国という国家が決定したより

¹⁴ AP Dispatch 148 by John Fujii; Folder. ITGP - 500; Journals - 500h Military Intelligence Group; Box 6177: Army AG Commercial Reports; RG 407; National Archives and Records Administration; College Park Maryland.

¹⁵ Folder: ITGP - 500; Journals - 500h Military Intelligence Group; Box 6177; Army AG Commercial Reports; RG 407; National Archives and Records Administration; College Park, Maryland.

広いプロジェクトの目的論的進展の中に包摂され、現在がさらに自由へと向かって進んでいた。

サム・ミヤモトが尋問室で朝鮮人捕虜たちに伝えたであろう「真実」は、この究極の目的を混乱させた。ミヤモトの「真実」は完全な抵抗行為でも全面的な破壊行為でもないが、米国のために別の類型の主体となることへの彼自身の格闘を示すものであった。朝鮮戦争における尋問官になることはミヤモトにとっては中立的で抽象的な経験ではなかった。彼は 1950 年、研究のためにカリフォルニア大学のロサンゼルス校からバークレー校への移転を願い出た時に、米軍に徴兵された。彼は公式には大学に属していなかったからだ。1950 年 11 月までに、ミヤモトは捕虜の尋問を行うよう指示されて朝鮮半島にやって来た。しかし米国政府の命令によって東アジアに行ったのはそれが初めての経験ではなかった。1943 年 11 月、カリフォルニア生まれの 15 歳のミヤモトは、きょうだいや両親と一緒に日本船テイヤ丸で日本の横浜港に降り立った。ミヤモト自身の言葉によれば、「私たちの家族はアジアの日本軍捕虜収容所にいるカフカス系アメリカ人を連れ戻すために日本との捕虜交換に使われた」のだった。¹⁶ 朝鮮戦争が勃発する 7 年前に、サム・ミヤモトは少なくとも国際法の枠組みに従えば一捕虜であったのだ。

1942 年、日本軍はその満州からシンガポールおよびフィリピンへの急襲の中で、3000 人の米国市民を人質とした。その多くはビジネスマン、ジャーナリスト、宣教師であった。¹⁷ 12 万人以上の日系アメリカ人を収容するという決定は、日本との人質交換交渉について米国政府にいくらかの困難をもたらした。それはきわめて単純なことであった。米国は「敵性外国人」というカテゴリーを考案することで、すでに民間人と軍人の線引きをあいまいなものにしていたからである。白人の米国市民に対する日本の処遇に抗議できず、拘留している日本人捕虜がいない中で、米国政府は強制収容所の設置にとりかかったのだった。¹⁸

米国と日本は捕虜の処遇に関する 1929 年ジュネーブ条約に従って、人質交換を行うことに合意した。国務省は潜在的「送還者」リストを作成し始めており、本質的には「送還」ではなく「国外追放」の計画を開始していた。¹⁹ その当時、ミヤモトの家族は南カリフォルニアからアリゾナ州ポストンの戦時転住局の収容所に移住させられた。一年も経たないうちに、ミヤモトと彼の家族はグリップスホルム号に乗船して海外に向かっていった。その目的地は南アジアに位置するゴアのモルムガオ港であった。そこはポルトガルの植民地支配下にあり、そのため中立的な土地だとみなされていた。この人質交換は 1943 年 10 月 20 日にモルムガオの海岸で行われた。「人質交換の間、それぞれの船の乗船者は、(略)それぞれ一列になって歩き、別の船に乗り込んだ」とサム・ミヤモトの弟であるアーチャー・

¹⁶ Sam Miyamoto, "Hostage," *Nanka/Nikkei Voices: A Publication of the Japanese American Historical Society of Southern California* II (2002).

¹⁷ Letter from Special Division; Box 86; Subject Files, 1939-1955 Gripsholm-Repatriation to Japanese Internees - United States; Special War Problems Division; Department of State; Record Group 59; National Archives at College Park. College Park, Maryland.

¹⁸ Letter from Frank Knox to Mr. Joe J. Mickie, Secretary, Committee on East Asia. Folder. Japanese Govt Agreement; Box 81; Special War Problems Division; Department of State; Record Group 59; National Archives at College Park, College Park Maryland.

¹⁹ Bruce Elleman, *Japanese-American Civilian Prisoner Exchanges and Detention Camps*. (2006). 14. からの引用

ミヤモトは回想している。²⁰ 一人の「アメリカ人」につき、一人の「日本人」の交換であった。

ミヤモトがインタビューの中で語っているように、「あなた方は生き抜くための歴史を知らねばならない」。米国がサム・ミヤモトを捕虜尋問官として 1950 年 11 月に二度目に一東アジアへと送ったとき、ミヤモトの状況は以前とは逆転していたと思われる一彼は今では敵ではなく味方であり、監視される者ではなく監視者だった。ミヤモトの行動や活動には捕虜のための法規ではなく、市民のための法規が適用された。1943 年と 1950 年のミヤモトの東アジアへの到着は、運命の反転というよりも、グローバルな秩序の変化の兆しを示すものであった。ミヤモトの個性にとって米国が考案した人種の意味は、1945 年以後の秩序にとっての国家と主体の関係を再構成するものであった。

第 62 収容区：選択か暴力か

米軍は最終的にサム・ミヤモトを捕虜が送還を選択しないよう説得させるために巨済島の国連軍第一収容所に送った。しかし、ちょうど以前に朝鮮人共産主義者が赤い制服を着ることを拒んだように、すべての収容区の捕虜たちが米軍の尋問班が送還審査を行うために彼らの収容区に入ってくることを認めるのを拒絶した。1952 年 2 月 12 日、捕虜たちの予備審査を要求する板門店からの書簡が巨済島の収容所に届いた。1951 年 12 月下旬に第一回の送還尋問があったが、少数の核となる収容区では尋問班が彼らの収容区に入ってくるのを阻止することに成功した。第 62 収容区の朝鮮人の民間人収容者は共産主義者を自任しており、任意送還という概念を拒絶していた。

2 月 18 日、第 27 歩兵連隊第 3 大隊からの 850 人の米軍部隊を同行した米軍と大韓民国軍の尋問班が午前 5 時 30 分に第 62 収容区に到着した。まだ夜明け前で、収容区はフェンスのライトに照らされた 3 つの隅を除いて、暗闇に包まれていた。夜明け前の収容区への到着は、収容区内の大きなテントに住む 5600 人の民間人収容者の不意をつこうとする戦略の一部であった。受け取った命令書には、軍人は収容区を掌握し、朝食のために民間人収容者を集め、その後トイレに行かせなければならないと書かれていた。さらに、ノーマン・エドワード中佐の証言によれば、この命令書は「朝食を終え、すべての準備が整ったら、調査班は調査を開始すること。(略)民間人収容者をしゃがませるか横にならせること」と明示的に指示していた。²¹

しかしながら、この計画は期待通りには進まなかった。午前 9 時までに 1 人の米軍下士官が死亡し、55 人の民間人収容者が死亡し、4 人の米軍下士官が負傷し、140 人の民間人

²⁰ 2007 年 2 月 26 日にカリフォルニア州ハーバー・シティで筆者により行われた Atsushi "Archie" Miyamoto へのインタビュー。引用は "The Gripsholm Exchanges: A short concise report on the exchange of hostages during World War II between the United States and Japan as it relates to Japanese Americans." から。これは Atsushi "Archie" Miyamoto によって書かれ、筆者はコピーを受け取った。

²¹ Case 104, Box 8, POW Incident Investigation Case files, 1950-1953; Office of the Provost Marshall; Office of the Assistant Chief of Sta G-1; Headquarter, US Army Forces, Far East, 1952-1957; Record Group 554; National Archives and Record Administration - College Park MD. [Hereafter "Case 104"]

収容者が負傷し—そのうち 22 人が負傷が原因で後に亡くなった。米軍部隊が収容区を包囲しているという情報を受け、民間人収容者たちは手づくりの棍棒や有刺鉄線の殻竿、何百もの石で立ち向かった。捕虜の多くは衝撃手榴弾による負傷が原因で死んだ。この多くの災厄は、米軍はなぜそんなに執拗だったのかという問題を提起している。

エドワード中佐は自分が理解したこのミッションの目的を明言している。それはすなわち、「それぞれの民間人収容者に再審査にあたって自分の願望を自由に表明する権利を与えることであり、それは再審査の際に自分が北朝鮮あるいは南朝鮮に行きたいかどうかを示すことができることを意味している」。²² 調査場所の囲まれた空間は民間人収容者たちが「自分の願望を自由に表明する」ことを容易にした。しかし、その空間をつくるために必要な軍隊の動員は、この調査場所の「自由」が軍隊の存在という大規模な暴力の脅迫によってつくられたことを示している。この官僚的空間における自由な個人の選択とそれをつくるための軍隊の動員の明らかな並存は、確かにある種の矛盾となる恐れがあり、それはその後の調査の中心的焦点となった。

ハートレット・F・デйм中佐によれば、米軍は「収容者たちがいかなる明白な行為もとらうと思わなくなるような方法で一とりわけ用いられた軍隊を攻撃しようと思わなくなるような方法で一圧倒的な力を示す」ことを指示されていた。²³ 調査委員会はケース・ファイルの結論部分においてもそのような論理を続けている。すなわち、「圧倒的な火力に直面して、民間人収容者は意図的に国連軍の軍人を攻撃した」。調査事例の物語の中では「圧倒的な力」は理性的な国家の力を示すものとなった。捕虜たちはこの理性的な力の表示を認めておらず、それゆえに生命の保護という彼らの主張は犠牲にされたのだった。

3 ヶ月後の 1952 年 5 月 7 日にトルーマン大統領が「国連軍は共産主義の支配の下への帰還に強く反対だと言う捕虜たちの選別にあたって最大限に細心の注意を払っている」と表明したとき、彼はなぜこの官僚的な尋問室が自らの帝國的野望を否認する国民国家の主張にとってそれほど魅力的なのかを示したのである。まさに「圧倒的な力」が力の理性的な表示であるように、官僚的な尋問室での「イエス」あるいは「ノー」という言葉は統治の理性的な表示なのである。「圧倒的な力」に抵抗し、「選択」のために尋問室に入ることさえ抵抗する朝鮮人捕虜にとって、捕虜は自らを明らかに人間性の範囲外に置いたのである。そのような論理に従って、米軍は捕虜たちが本質的に彼らに大規模な暴力をもたらすと結論付けることができたし、トルーマン大統領は捕虜の尋問について「最大限に細心の注意を払っている」とはっきりと主張することができたのである。

捕虜に対する大規模な暴力は米軍にとって中心的問題ではなかった。中心的な問題は、米軍や政府による「選択」を与えるという親切に思える提案を捕虜たちが否認していることであった。捕虜たちは自分たちの内面の願望を知りうるという米軍の主張を否定した。戦争は理性的でありうるし、それは明白で、きれいで、官僚的な管理の反映でありうるという主張—朝鮮戦争において米軍はこのような見解を積極的に採用してきた。米国には、国民国家の利害ではなく、人類を代表して戦争を遂行していると主張する必要があったのである。

戦争の筋書は変化しており、私たちは 1945 年以後の世界に形成された二つの規範の間

²² Case 104.

²³ Case 104.

の緊張を理解することができる。第一の規範は植民地権力である。西欧列強は予期せぬ困惑に直面した。他の実体と戦争を行うことは、その行為の合法性に関する政治的認知を含意しており、それは反植民地運動を前にしてできるかぎりその合法性を延長させたいと願う行為であった。第二の規範は道徳的権威である。第二次世界大戦以後の「侵略」戦争の犯罪化は、ある国家が戦争を布告し戦争に動員する際の合法的根拠を変化させた。もはや国家の明白な利害によって戦争を布告するだけでは十分ではなくなった。現在では、戦争は「人類」の名において行われなければならない、ある国家の特定の行動ではなく、普遍的な紛争として表現されねばならない。現在では、戦争は戦争それ自体を否定するものとしてのみ行われうる。そして、これがグアタナモ基地の3人の被拘束者の自殺は絶望の末の行為ではなく、非対称戦争行為であるという2006年6月のハリー・ハリス・ジュニア海軍少将の主張の背後にある歴史なのである。

「最も愛すべき人」:

朝鮮戦争帰還捕虜と新中国の英雄叙事の陰*

イムウギョン
任佑卿**

1. 消えた捕虜たち

朝鮮戦争は冷戦時代初の熱戦にふさわしく、激烈なイデオロギー的衝突を包含した戦争だった。停戦を2年も遅らせたほど交渉の最大の障害であった捕虜問題は、朝鮮戦争の国際冷戦的性格を端的に示している。「捕虜の待遇に関するジュネーブ協約」(1949)によれば、捕虜は敵対行為が終了した時は直ちに本国へ送還しなければならないが、米国は前例のない、捕虜に「選択の自由」を与えるいわゆる「自願送還」方針を掲げた。¹⁾「送還される場合、死に至ることが確実な共産捕虜」を強制的に送還するのは非人道的だというのが主な理由であった。「自願送還」の実行によって捕虜がどちら側を選択するかの問題は、自然に両陣営が自分たちのイデオロギー及び体制の優越性を示すことができる競争の舞台と見なされた。史上例を見ないこのイデオロギー戦の最終結果は、米国と自由陣営の勝利と思われた。北朝鮮軍捕虜の半分ほどの6万人余が北朝鮮送還を拒否して韓国に残り、中国軍捕虜は実に3分の2に達する1万4千人余が中国ではなく台湾を選択したためだ。²⁾

送還希望の如何を確認するために実施された捕虜の審査と送還の全過程は、それこそ冷戦の思想地理 (ideological geography) ³⁾ が徹底して貫徹される過程だった。望もうと望

* この論文は2007年政府(教育部)の財源で韓国研究財団の支援を受けて実行された研究である。(NRF-2007-361-AL0014)

** 成均館大学校東アジア学院 HK 助教授

¹⁾ 朝鮮戦争期アメリカの人道主義的捕虜政策が産んだ捕虜収容所の性格及びその矛盾的冷戦政治については金學載、「鎮圧と釈放の政治」(『ジェノサイド研究』第5号)、「戦争捕虜の抵抗と反共オリエンタリズム」(『史林』第36号)参考。

²⁾ 一方、韓国軍300人余、米軍21人、英国軍1人は、北朝鮮または中国を選択した。両側の捕虜のうち中立国を選択した捕虜は88人だけだった。

³⁾ 李惠鈴は、米ソ強大国によって任意的に引かれた朝鮮半島の38度線が、ある日を境に南と北を分ける領土的境界であると同時に思想及び理念となって人々の移動と配置を規律する権力・知識として作動することになった事情を調査し、これを理解する概念として「思想地理」を提示した。それによると思想地理はエドワード・サイードの心象地理を援用したもので、『生と共同体の秩序化にあって根本的な人間の存在・場所に対する想像力と規律が特定の領土や場所を理念化する表象体系を軸に作動した冷戦の事態を指示』する。思想地理とは、思想的に敵対的な空間、場所に対して実証的知識と経験以上の想像的な性格を帯びるという点で心象地理の性格を内包しており、ひいては「思想—人身—領土」の三位一体を強要する規律として冷戦の構造的暴力性を指し示してもいる。李惠鈴、「思想地理(ideological geography)の形成としての冷戦と検閲:解放期 廉想渉の移動と文学を中心に」(『尙虚学報』第34集、2012) 参考。

むまいと本国送還者は「親共捕虜」、送還拒否者は「反共捕虜」と烙印を押されねばならなかったし、それとともに中国と北朝鮮は共産主義者の、韓国と台湾は反共主義者の排他的領土として固定された。そうした点で捕虜送還の全過程は朝鮮半島の 38 度線から始まり中国両岸間の海峡につながる境界線を中心に、韓国と北朝鮮、中国と台湾がそれぞれ対立する東アジア冷戦の思想地理が完成される過程でもあった。しかもこの思想地理は、血書、入れ墨、自害、リンチ、殺害、断食、脱出の試みのような多様な方式で捕虜個々人の身体を通じて刻まれた。捕虜の身体そのものが思想地理、すなわち『思想—人身—領土』の三位一体を要求する規律⁴⁾ が貫徹される舞台であり、理念の領土を表象する場となったのだ。捕虜の身体は冷戦ヘゲモニーをめぐる国際的利害関係が衝突するイデオロギー戦場であったが、その苦痛はそっくり個人の持分だった。絶え間ない思想証明要求に応じねばならなかった捕虜個々人の苦痛は、それぞれの領土へと送還された後にも続いた。

台湾を選択した中国軍捕虜は、蒋介石国民党政府により「反共義士」として推戴された。「反共義士」たちは、台湾はもちろん世界各地を巡回して捕虜収容所での体験を知らせる講演に動員された。台湾へと敗退した後、風前の灯の境遇に置かれていたが朝鮮戦争によりかろうじて再生の機会を得ることになった蒋介石国民党政府としては、「反共義士」こそ自身の国際的存在性を確認し、中国の唯一の合法政府としての正当性を確認させてくれる申し分なく立派な宣伝素材に違いなかった。「捕虜」に対する否定的イメージにもかかわらず、蒋介石政府が彼らを中国共産党の暴政に抵抗し命をかけて「自由世界」に投降した「義士」とであると推戴したのもそのためだ。国民党政府は、彼らが台湾に到着した 1954 年 1 月 23 日を「1.23 自由の日」に指定し、その後も毎年、国家レベルの大規模記念行事を挙行するなど反共主義宣伝の最前線に彼らを活用した。

一方、彼らに関する再現も根気よく行われた。彼らの韓国の捕虜収容所での経験、特に青天白日旗掲揚闘争を素材に作られたブロックバスター映画<1 万 4 千人の証人（一万四千個証人）>は、1962 年第 1 回金馬映画祭で優秀映画賞を受賞した。台湾に行った 1 万 4 千人以上の「反共捕虜」は、世界冷戦の初期に台湾と自由陣営の初勝利を証明する「証人」とすると同時に「自由世界の守護者」として英雄化された。国民党が失脚し、台湾独立を志向する民進党の勢力が大きくなるまで、彼らの存在は国民党政権の正当性を対外的・対内的に確認してくれる生き証人になっていった。にもかかわらず、実際に彼らに自由と豊かな人生が保障されたのではなかった。彼らは自由世界の守護者として、国民党軍隊に入隊して忠誠をつくすよう要求され、大部分が一生貧困と偏見と失郷民としての孤独に苦しめられ、多くの人々がそのために配偶者を見つけられないまま独身で過ごさねばならなかった。

一方、死を顧みず本国送還を選択して中国に戻った 6 千人余の「親共捕虜」たちは、さらに不幸な生活を送った。しかも彼らは、台湾に行った「反共義士」のように冷戦の生き証人になるどころか、その存在まで完全に正当でなかった。多くの辛酸と苦難の末に帰国した彼らは、全員が遼寧省昌図県に設置された「帰来人員管理处」で審査を受けた後、1954 年夏に解散した。審査の結果 2900 人余の共産党員のうち 91.8%が党籍を剥奪され、ようやく 120 人余だけが党員として残った。だが、彼らも全員が党内で警告処分や観察処分を

⁴⁾ 李惠鈴の前掲論文、143 ページ。

受けた。そして帰還捕虜 6 千人余の中で 700 人余が軍籍を剥奪され、4600 人余は捕虜になる前の軍籍だけが認められた。⁵⁾ その後も帰還捕虜は反右派闘争と文化大革命のように度重なる政治的苦難に苦しめられねばならず、さらに「反逆者」として批判されることもあった。文化大革命が終わり、1980 年になって政府ははじめて彼らの党籍と軍籍を回復させ、転役軍人としての待遇を受けられるよう公式に指示した。

そのような事情だったので、多くの帰還捕虜が実質的に復権された 1980 年代後半まで、中国で帰還捕虜に関する叙事はほとんど空白状態であった。中国大陆で発表されたもののうち帰還捕虜を扱った最初の文学作品は、1979 年に発表された孟偉哉の短編小説「戦俘」だと推定される。それも帰還捕虜が主人公ただだけで捕虜体験より帰還後に国内で体験した政治的逆境に焦点が合わされており、発表当時、捕虜叙事というよりは文革直後の傷痕文学程度に評価された。⁶⁾ 本格的な捕虜体験叙事はそれから再び 10 年以上が過ぎてようやく登場し始めた。1987 年の巨済島捕虜収容所の体験を扱った碧野の長編小説「死亡の島」と大鷹が編んだインタビュー集「志願軍戦俘紀事」を筆頭に、于勁の「厄運」(1988)、王国治・曹保明の「一個志願軍戦士の経歴」(1990)、高延賽の「重囲」、「絶地戦歌」、張沢石の「我従米軍集中営帰来」(1988)、「一個志願軍帰俘の遭遇」(1992)、「戦俘手記」(1993)、「我的朝鮮戦争」(2000)、「考驗」(1998)、賀明の「忠誠」(1998)、「見証」(2001)、艾偉の短編小説「戦俘」(2011)などが相次いで出版された。⁷⁾ 捕虜の帰還がなされて 30 余年ぶりに、はじめて彼らの体験が世間に知られるようになったのだ。その間、捕虜叙事に対する研究がほとんど皆無なのはもちろんだ。

事実、韓国軍捕虜だった朴震洪の手記「帰ってきた敗者」(歴批、1981)でも示されているように、どの国でも帰還捕虜に対するまなざしは優しいばかりではない。だが朝鮮戦争後の韓国の場合、捕虜体験に関する叙事が、捕虜本人はもちろん多くの作家によって粘り強く発行されてきたことを見れば、それがイデオロギーに対する深刻な挑戦にならない以上、少なくとも捕虜叙事そのものが禁止されたのではなかったことがわかる。「反共捕虜」を「反共義士」として推戴した台湾では、言うまでもなく相当な宣伝資料が蓄積されており、それについての研究もかなり発行されている状況だ。唯一、中国においてのみ冷戦時期の捕虜関連の言説がほとんど不在だったわけだ。捕虜収容所の極端なイデオロギー対立の中でも、最後まで祖国を裏切らずに生きて帰って来た「親共捕虜」の経験は、中国共産党政府の立場から見ても体制宣伝のために十分に活用するに値するものだった。にもかかわらず、彼らが全員政治的に粛清されたという事実は全く意外というほかはない。これについては何より当時の帰還捕虜政策と審査過程をめぐる政治的力学についての実証的研究が先行しないと疑問が確実に解けないものと思われる。

ただ、明らかなのは最小限 30 年もの間、朝鮮戦争捕虜は中国社会において消えた存在

⁵⁾ 蔣慶泉口述、寇徳印整理、「「英雄儿女」「王成」原型成為戦俘之後」、『炎黄春秋』2011 年第 11 期、20 頁。

⁶⁾ 孟繁華、「崇高、在他的作品中高高飛翔-孟偉哉軍事題材小説創作漫評」(『当代文壇』1984 年第 2 期) 参考。

⁷⁾ その他に 1983 年 440 人余の帰還捕虜インタビューと政府資料、知人との座談などの記録である呉錦峰の『安德舎筆記』もあるが、過度にデリケートな問題を扱ったためか、依然として出版できず複写本だけが出回っているという。大陸外で出版された捕虜叙事としては張愛玲の『赤地之恋』と哈金の『戦争廢品』がある。

だったという点だ。そして数十年も持続した捕虜叙事の空白、そして今でもそれについてのフィクションや研究成果がほとんど出てきていないということは、少なくとも中国社会のなかで朝鮮戦争捕虜問題が残した歴史的省察の課題が今までずっと放棄されていたり、あるいはそれほどそれを難しくする何らかの条件が依然として存在していることを示している。しかも 1950 年代に豊富だった抗米援朝戦争叙事と中国人民志願軍に対する限りない称賛を想起するなら、それとくっきりと対比される捕虜叙事 30 年の空白は、より一層尋常ではない。氾濫する英雄叙事と空っぽの捕虜叙事、この興味深い対比現象は何を物語るのか？ あるいは新中国で氾濫した英雄叙事こそ捕虜叙事 30 年の空白を説明する一つの鍵にならないだろうか？ 帰還捕虜に対する政治的判決は当時の政府の政治的選択だったとしても、その後 30 年間の帰還捕虜に対する社会的差別と抑圧、あるいは完全な忘却の問題は、知らず知らずに全社会的に内面化された何らかの大枠での合意なしでは不可能でなかったのだろうか？ さらにその大枠での合意こそ帰還捕虜に対する忘却の文化的底辺になった可能性が大きい。そうした点で本格的に捕虜叙事を扱うに先立ち、この論文は中国人民志願軍を指し示す「最も愛すべき人」という英雄の表象を通じて、捕虜叙事 30 年の空白の文化的底辺が何であったかを兆候的に読み解いてみようと思う。

2. 朝鮮戦争と新愛国主義の英雄叙事

2.1. 模範人民の表象、「最も愛すべき人」

韓国では、朝鮮戦争に参加した中国軍を一般的に「中国共産軍」または「中国義勇軍」と呼ぶ。しかし彼らの正式名称は、まさに中国人民志願軍である。朝鮮戦争、いわゆる抗米援朝戦争に参加した中国軍は、中華人民共和国の正規軍を指す中国人民解放軍と区別して、中国人民志願軍と名付けられた。当初、朝鮮を助けるという意味で「支援軍」という名称も提示されたが、人民の自発的な国際的連帯行動であることを強調するために「支援」を「志願」に変えた。だから韓国の人々が「中国共産軍」と呼ぶ彼ら、また朝鮮戦争当時、国連軍捕虜収容所に監禁されていた中国軍捕虜一大陸に帰還した「親共捕虜」はもちろん台湾に行った「反共捕虜」も、本来の身分は全て中国人民志願軍である。多くの韓国人にとってこれら人民志願軍は、みすぼらしい軍服にまともな武器もない前近代的軍隊、人海戦術で真っ黒な人波として押し寄せてくる恐ろしい存在あたりとして記憶されている。しかし中国で彼らはそれとは全く違うイメージで再現され記憶された。代表的なものが、まさに「最も愛すべき人」という別称だ。韓国の、みすぼらしくて恐ろしい「中国共産軍」イメージと、中国の「最も愛すべき人」というイメージとの間隙は、20 世紀の各国の民族主義と冷戦陣営間の距離と同じくらい遠く見える。

それでは中国人民志願軍がこのように「最も愛すべき人」と呼ばれることになったのは、いつからだったのだろうか？ それは戦争当時、朝鮮半島の前線から送ってきた一つの通信文、まさに「誰が最も愛すべき人なのか（誰是最可愛的人）」（『人民日報』1951.4.11.）から始まった。著者である魏巍は、題名のように誰が最も愛すべき人かと尋ねた後、前線で直接に見聞きした事例を紹介しつつ人民志願軍こそ最も愛すべき人だと強調した。当時の

中国人民解放軍総司令官だった朱徳は、魏巍のこの文を見て、「よく書けている、本当によく書けているなあ！」と賛嘆の念を禁じえず、毛沢東主席は直ちにこれを全軍に配布するよう指示した。また、中央文学研究所所長であり中共中央文芸宣伝部処長であった小説家の丁玲も、魏巍のこの文は一つの通信文であるだけでなく文学作品であり、それも最も立派な文学作品だと高く評価した。⁸⁾ また、朝鮮戦争が終結した直後に開かれた全国文学芸術家代表大会(1953.9.23)で、外交部長だった周恩来はこの文が「数千万読者を感動させ、前方にある戦士たちの士気を培った」として、その場で特に魏巍を呼んで直接感謝の言葉を伝え、一緒にいた全国文学芸術家代表は魏巍に向かって雷鳴のような拍手喝采を送った。⁹⁾ これだけを見ても魏巍の通信文一つがどれほど多くの人々の注目を集めたのか察するに余りある。

本来、中国語の「可愛」は「愛らしい」、「可愛い」、「可愛らしい」という意味で、普通子供や若い女性に使う言葉なのだが、魏巍はこれを殺伐たる戦争を遂行している軍人を修飾する言葉として選択した。この斬新な修飾だけでも、中国人民志願軍は一気に非常に懐かしくて身近な隣人あるいは家族のように感じられるほどであった。もちろん韓国で国軍を「国軍将兵のおじさん」と呼ぶように、中国にも「志願軍のおじさん(志願軍叔叔)」のような別途の身近な呼称が存在した。だが、これは主に幼い生徒たちだけが使うもので、「最も愛すべき人」のように老若男女を問わずほとんどすべての中国人に通用する全国的用語ではなかった。最近韓国でよく使われる「国民の妹」や「国民のおじいさん」のような流行語を借りるならば、当時の中国人にとって中国人民志願軍は全国民が注目し支持して愛情を送った「国民の恋人」に近かった。「最も愛すべき人」は、まさに「国民の恋人」の1950年代中国式表現だったとでもいおうか。

だが、中国の「最も愛すべき人」は、「国民の恋人」のように単に一時的に流行する文化的消費記号というだけではなかった。それは直接的には戦場に対する支援の必要性から始まった政治的動員の記号であり、もう一歩進んで誕生したばかりの新中国の国民、さらに正確に言えば「人民」のモデルでもあった。一例として、『最も愛すべき人を助け、最も愛すべき人を見習い、最も愛すべき人になろう！(支援最可愛的人、向最可愛的人学习、成为最可愛的人!)』という抗美援朝の時期の中国全域でよく聞くことができるスローガンであった。「最も愛すべき人」は、次第に新中国「人民」の道徳的模範としての地位を構築していった。それだけでない。時間が経つほどに「最も愛すべき人」は道徳的評価の基準にまで格上げされた。『最も愛すべき人に申し訳なくないのか!』という言葉は、1950年代の中国人の間で最も厳しい叱責だったという。また、反対に当事者である中国人民志願軍(後には中国人民解放軍)の間では、『君が最も愛すべき人になる資格があるか!』という言葉が最も厳しい批判だったという。¹⁰⁾ これは1950年代を経て中国で「最も愛すべき人」が、軍人だけでなくほとんどすべての国民の日常を評価する道徳的基準として内在化されていたことをよく示している。

⁸⁾ 丁玲、「読魏巍的朝鮮通訊」、『文芸報』1951.5.25。第4巻3期。

⁹⁾ 「誰是最可愛的人」の經典化過程に対しては姚康康、「魏巍 誰是最可愛的人「的經典化道路」(『鍾山風雨』2014年第5期)を参考。

¹⁰⁾ 吉悌才、「戦闘熱情最可貴 - 漫談魏巍同志抗美援朝時期的散文」、『解放軍文芸』1960年8期。

魏巍の「誰が最も愛すべき人か」は 1951 年パンフレットとして出版されると同時に 22 刷を重ねて数十万冊が販売された一方、中高等学校の語文教科書にも収録されてその後も 40 年の間全国中高生の必読作品としての地位を享受した。抗美援朝戦争を体験しなかった事後の世代にとって、朝鮮戦争のイメージと記憶は何よりまさに魏巍のこの文を通じて形成されてきたといっても過言ではないだろう。歳月が流れ中国人民志願軍は歴史の中に埋もれても、「最も愛すべき人」という言葉だけは 21 世紀の現在でも相変わらず中国人民解放軍の愛称として使われるだけでなく、社会主義建設の道徳的モデルを広範囲に示す代名詞¹¹⁾のように使われている。国家主権を保護するためにいつでも生命を捧げる準備ができて自国の軍人を英雄視するのは国民国家の普遍的叙事戦略であるとしても、このようにその軍人を全国民が称賛し同一視して学習対象としたり日常的な道徳的基準にまで表象化するケースは珍しいといわざるをえない。

2.2. 抗美援朝と新愛国主義的英雄

それでは一つの通信文がこのように人々の熱狂的な呼応を引き出し、永らく社会的影響を及ぼし得た理由は何だろうか？ それは、丁玲の言葉通り、魏巍の文がその時代と場所の要求をよく表わしていたことと無関係でないはずだ。それなら「誰が最も愛すべき人か」が表わした時代性とは何だったのだろうか。後ほど魏巍本人はそれに対してこのように語っている。

……差はあるが人民志願軍の共通点は、偉大な祖国に対する愛、朝鮮人民に対する深い同情、そしてこのような思想的基礎の上に作られた革命的英雄主義だ。偉大で奥深い愛国主義及び国際主義思想と感情こそ、私たちの戦士を勇猛にさせる最も基本的な動力だ……これこそが最も本質的なことであり、「誰が最も愛すべき人か」はまさにそれに関する物語だ。¹²⁾

魏巍の言葉通り「誰が最も愛すべき人か」は、三つの事例を通じて志願軍の愛国主義と国際主義、そして革命的英雄主義を浮き彫りにした。米軍との松高峰戦闘で死んでいった志願軍についての強烈かつ迫真の描写は、死をも辞さない人民志願軍の反帝愛国主義精神を謳い上げ、朝鮮の子供を救おうと死をもものともせず火の中に飛び込んだある兵士の話は人民志願軍の国際主義的仁義を強調した。そして祖国にいる人民の平和と幸福のためになれば、いかなる苦勞や犠牲も耐えられるという、ある兵士との対話内容は人民志願軍の革命的英雄主義を如実に表わした。確かに魏巍は時代的要求を的確に把握し、その叙事戦略は有効だった。高位の要人たちが彼の通信文にそれほど熱狂したことも、彼が指摘した愛国主義と国際主義が実際に 1950 年代初期の新中国の政治社会運動を貫く新愛国主義教育の核心テーマだったからだ。

愛国主義は実はすべての国家で普遍的に鼓吹されるが、その具体的内容はすべて同じも

¹¹⁾ 李建軍、「重読「誰是最可愛の人」」、『文学自由談』2009 年 5 期。

¹²⁾ 魏巍、「「誰是最可愛の人」写作經過及体会」、『軍事記者』2001 年 4 期。

のではない。国共内戦で勝利して建国したばかりの新中国も例外なく愛国主義を強調したが、既存のものと区別して「新愛国主義」と呼んだ。それなら新愛国主義運動において共産党が強調した新しさ、すなわち新愛国主義の固有性はどこにあるだろうか？ それは二つに要約される。第一は共産党政権の人民性であり、第二は人民性の拡張としての国際主義だ。¹³⁾

まず、ここで言う人民というのは、一般的に国民国家の三つの充足要件と言われる「国民」とは異なる。人民はあくまでも階級的観点を内包している。例えば新中国初期の新民主主義段階で人民というのは、すなわち労働者、農民、プチブルジョア、民族ブルジョアを含んで非常に具体的な階級連合を指していた。それに反して、かつての搾取階級だった地主、資本家そして親日派及び国民党官僚のような民族反逆者は新中国の国民にはなりえても人民であるはずがなく、さらに打倒されねばならない人民の敵だった。国民党を含む過去の政権がこれら人民の敵を代弁する反動政権だったとすれば、新しく誕生した新中国は人民の代表である共産党が政権を握る人民の国家だ。人民の国家とは、すべての主権が国民にあるのではなく人民とそれを代表する共産党にあり、人民の敵に対しては却って徹底的に独裁を実施する人民民主独裁体制を標ぼうする国家である。

このように旧政権とははっきりと異なる階級指向を持った新政権では愛国の性格も異ならざるをえない。人民の敵が政権を掌握していた過去の国家で進歩的愛国主義運動が政権に反対することだったとすれば、新中国で進歩的愛国主義というのは、まさに国家とその政権である共産党を擁護して愛することになる。¹⁴⁾ 新中国は人民が国家の主人であり共産党は人民の利益を代弁する唯一の党であるからだ。したがって人民の国、人民の政権を愛することである愛国は、すなわち人民が自らを愛することにほかならない。例えば過去の労働者にとって労働は、資本家の利益に服務する搾取労働に過ぎなかったが、これから人民が国家と工場の主人になったのだから労働者の労働は社長ではない自分自身のためのもことになる。¹⁵⁾ そうした点で愛国という「公德」と利己の「私徳」の領域区分も崩れるほかはない。¹⁶⁾ 新中国の愛国主義の第一の新しさが、まさにここにある。

¹³⁾ 新中国の新愛国主義運動と抗米援朝に対してさらに詳しいものは、何吉賢、「中国の再発見 - 新愛国主義運動と新中国の国際観を通じて形成された中国の自己理解」、『冷戦アジアの誕生: 新中国と朝鮮戦争』（文化科学社、2013）参考。

¹⁴⁾ 新中国の臨時憲法といえる「中国人民政治協商會議共同綱領」（1949.9.29.）は、特に祖国、人民、労働、科学、公共財化を愛さねばならないという新しい道德観を提示したが、これもまた新中国が人民の国家という前提下に成立する。

¹⁵⁾ 新中国の初期の工場保護運動と増産競争運動もこのような脈絡で成立した。今や工場の主人は労働者自身なので主人意識を発揮して工場の財産を自分のもののように大事にし保存して生産効率を上げるために自発的に努力しなければならないということだ。もちろん資本主義社会でも「愛社」と公共財物の保護は重要な徳性として要求されるが、会社の主人が少数の資本家である限り、それはさらに効率的な搾取のための洗練された修辞に過ぎないことがほとんどだ。反面、新中国は土地改革を通じて農民に土地を分けてやり、相次いで合併会社、人民公社を建設して都市では集団所有制、国有制を全面的に施行して人民を実質的主人にしようと考えた。もちろん日増しに肥大化される官僚システムと党 - 国家体制による新しい人民疎外現象が現れるなど、もう一つの問題を産んだりもしたが、少なくとも集団所有制と国有制を通じて名実が一致するように「人民」が主人になる国家を建設しようと思ったという点で新中国の指向が私有制を通じて民主を保障しようとする資本主義国家と厳格に異なったのは明らかだ。

¹⁶⁾ 楊甫、「人民的新道德観」、『中国青年』第30期。1950.1.14

一方、新中国の愛国主義のもう一つの新しさは、まさにその国際主義的志向にある。それによると、人民性に基ついた新愛国主義は、狭い保守的民族主義や国粹主義とは異なる。新しい人民観によれば、愛国主義は人民の範疇を民族国家の向こう側に拡大することによって、世界各国の人民を抑圧し搾取するすべての資本主義・帝国主義勢力に反対することではなければならない。自然に新愛国主義は人民的国際主義へと拡張される。当時『中国青年』に掲載された議論によれば、国際主義は米国の「世界主義」と正反対のものだ。国際主義がすべての民族抑圧に反対し、すべての民族の平等を主張する、いわゆる「プロレタリアの世界観」だとするならば、米国の「世界主義」は一つの帝国主義国家が全世界とその他の民族を統治するために動員された思想であり、「反動的ブルジョアの世界観」であり、「ファシスト帝国主義」というものだ。¹⁷⁾ このような新中国の新愛国主義のモデルは、まさにソ連の新愛国主義運動であり、全世界労働人民の愛国心は『全世界労働人民相互間の愛と協同、尊敬と血盟関係、偉大な国際主義の土台の上に樹立された新愛国主義、すなわち最高形式の愛国主義』¹⁸⁾ とであると主張された。このような全世界人民の国際主義は、冷戦初期の社会主義陣営内部に共通したイデオロギイ的認識だった。新中国の新愛国主義のもう一つの新しさがまさにここにある。

このような新愛国主義運動は建国初期から進められたが、それが集中的に再議論されて社会運動として外化し始めたのは、1950年10月抗美援朝戦争が開始される頃だった。建国初期の新愛国主義教育が、主に新政権の性格及び人民の道德観に焦点が合わされていたとすれば、抗美援朝戦争の時期の新愛国主義は、抗美援朝戦争の正当性を理解させることに焦点が合わされた。朝鮮を助けて米帝国主義の侵略に抵抗するという抗美援朝の名分は、被抑圧人民間の友愛と連帯を核心としつつ、その国際主義精神の究極的志向は再び保家衛國、すなわち国と家庭を守る愛国主義にあると強調された。それにより、当時の大部分の抗美援朝愛国主義叙事は、次のようなマスタープロットによって構成された。

- 1) 新中国成立以前の帝国主義侵略、地主、買弁資本、国民党治下でボロを着て苦痛を受けていた人民
- 2) 帝国主義勢力と搾取階級側である国民党反動政権を追い出して新中国建設。
ついに訪れた平和の時代、共産党政権の下、人民が主人となる生活の基盤作り
- 3) 米帝国主義者が朝鮮を侵略し、再び祖国の平和と安寧を威嚇。
- 4) 苦勞して得た平和と勝利の果実を守り、朝鮮と中国の人民政権を守護するために抗美援朝戦争に参加

抗美援朝戦争は危機に直面した朝鮮人民を助ける国際主義的戦争であり、究極的には中国を守る愛国主義的で正しい戦争として強調された。そうした点で抗美援朝戦争とその実行のための国内運動は、名実共に新愛国主義運動であるのみならず、その絶頂だった。実際に人民解放軍の他にも数多くの農民、労働者、青年学生たちが、この新愛国主義的呼びかけに呼応して中国人民志願軍になった。戦線に出て行った軍人だけでなく、国内の人民

¹⁷⁾ 許邦儀、「談談国際主義与党愛国主義」、『中国青年』第50期(1950.10.21.)、韋君宜「我更感到祖国的可愛」、『中国青年』第56期(1951.1.13.)を参考。

¹⁸⁾ 伐西裏耶夫、赫路斯托夫 主編、『論愛国主義』(作家書屋、1951年初版)翻訳者序言、何吉賢の前掲論文、215頁再引用。

も自身ができるすべての方式でこの戦争に参加するように激励された。¹⁹⁾ 人民と呼ばれた彼らは長い間の試練の末に得た勝利の果実、人民の政権と人民の国家を保衛するために誰より自発的に参加する義務があった。

「人民志願軍」が完全な虚名ではなかったわけだ。彼らにとって新中国は、日帝及び反動国民党政権との戦いで勝利をおさめた偉大な国家であり、だから愛すべき国家だ。²⁰⁾ この愛すべき人民の国家を保衛するために命を捧げて戦いに行った人々が中国人民志願軍であったから、魏巍が彼らを「最も愛すべき人」と命名したことや、また多くの人々が魏巍の呼称に共鳴したのもおかしいことではない。彼らは全員、共産党が建設した新中国の「新しさ」に対して幅広い期待と支持を送り、自ら喜んで人民になろうと思った。そして「最も愛すべき人」は、いつのまにか人民の模範であると同時に英雄と呼ばれ始めた。

1952年3月、中国文連朝鮮戦地訪問団²¹⁾を率いて朝鮮半島の前線を訪問した作家の巴金は、中国人民志願軍総司令官の彭徳懐に面会するために待っていた瞬間を次のように描写した。

私たちはこんな人を待っていた。彼は他の人が自分を名指すのを望まないというが、全世界人民は全て彼を偉大な平和の戦士として尊敬する。全世界のお母さんは皆、彼に感謝する。彼が朝鮮のお母さんと子供たちを救ったからだ。全中国の人民は、彼のところに行って感謝の言葉を伝えたがる。彼が祖国のお母さんと子供たちの平和な人生を守っているからだ。世界平和のための彼の貢献に比べようとすれば、祖国保衛のための彼の貢献に比べようとすれば、その前に立った私たちはあまりにも取るにたりない。そのせいで彼の足音がますます近くに近づいてくると、あえて近づきたい一種の畏敬感が突然私たちを緊張させた。²²⁾

当時、巴金がすでに名高い中年の作家だったことを想起するならば、彭徳懐に対する彼の称賛が少しは気恥ずかしいようだ。だが先に述べた新中国の愛国主義的熱気から推察したところ、それがイデオロギー的検閲を意識した偽善的陳述だと急いで決めつける必要はないようだ。それよりここで注目しようと思うのは彭徳懐司令官に対して自らを限りなく低めている巴金（と作家たち）の態度だ。この態度によって彭徳懐司令官と彼らの間に作られる「触れることのできない」距離、その心理的距離こそ人民の中から英雄が作られる瞬間であり場所であるためだ。その距離はまさに世界平和と祖国保衛に対する彭徳懐の「貢献」に対する「畏敬心」に由来している。「貢献」の目標が極めて大きく崇高であるほど、そして「貢献」の過程が難しければ難しいほど、その「畏敬心」は大きくなるだろう。世界平和と祖国保衛はどれほど神聖な目標なのか！そしてその目標のために命をかけて戦

¹⁹⁾ 任佑卿、「朝鮮戦争時期中国の愛国公約運動と女性の国民形成」、『中国現代文学』第48期(2009.3)を参考

²⁰⁾ 韋君宜「我更感到祖国的可愛」、『中国青年』第56期(1951.1.13.)

²¹⁾ この訪問団は抗米援朝総会ではなく全国文連が組織したもので、団長の巴金を含み古元、葛洛、白郎、茵子など18人の作家で構成された。これらは1952年3月16日から10月まで約7ヶ月の間北朝鮮で前線生活をした。孫海龍、「抗米援朝文学に現れた中国の朝鮮半島認識」(成均館大博士論文、2011) 71頁。

²²⁾ 巴金、「我們會見了彭徳懐司令員」、『志願軍報』1952年4月11日。

う兵士たちの革命的英雄主義はどれほど偉大なのか！ 巴金が彭徳懷から感じた「近づきたい」距離と「畏敬心」はまさにこのような愛国主義の発露であった。ここで彭徳懷及び彼が代表する人民志願軍は「最も愛すべき人」に終わらず、いつのまにか新愛国主義的英雄へと昇格する。人民はいつのまにか英雄になるべく名前を呼ばれているのだ。戦争という緊急な現実の中であって、人民は自ら主人にならねばならないが、同時に「近づきたい」距離の向こう側で自らを英雄化することで自己疎外の道を大きく開いたという点は非常に逆説的だ。

2.3.犠牲の物神化

新愛国主義運動が抗米援朝戦争期にピークに達し、少なくない人々の支持を受けたことは事実でも、それは単に二三の政治宣伝だけで成されたものではなかった。実際、思想的名分は感情的同一視が成される時、より大きい効果を発揮する。彭徳懷司令官に会った日に、一緒に会ったある幹部の話を巴金はこのように書いている。

『人には感情があるものです。戦士たちは心が非常に細やかです。ある戦士は火薬を背負い敵の戦車に飛び込んで命を投げ出しました。本当にすごい人ですよ。彼は本当に深い感情を持っていました。自分を犠牲にするというのは決して容易なことではないですよ。そのような感情をそのまま埋もれさせておいてはいけません。私たちにはそれを広く明らかにして祖国の人民に知らせる責任があります。』甘主任は本来よく笑う人なのに、この時は声がひどく震えて興奮したようだった。彼もまた深い感情を持った人だったのだ。私たち文芸工作者も感情がある人間だが、あれほど偉大な心に接しては、個人の全てを差し出さないでいられるはずがないではないか？²³⁾

巴金は命を犠牲にした戦士とその物語を伝えてくれる甘主任、そして甘主任の話の聴衆である文芸工作者を全員が深い「情感」を持った人々として描写している。ここから死の政治的名分よりは、死を選択する瞬間そのものの悲壮さが普遍的感情として浮き彫りにされる。もちろん新しい人民観によれば、「米帝に対する燃える敵がい心と朝鮮人民に対する限らない同情」のように、「情感」というものもまた極めて政治的である。実際に上の引用文で甘主任が「情感」について話す時も、そのような階級的政治的立場は自明なものとして前提になっている。だが自明な立場自体が、いつも感動を与えるものではない。しかもその立場に率先して同意できない人々にとっては、より一層そうである。ところが巴金は戦士の情感、甘主任の情感、そして文芸工作者の情感を一致させることによって、命を犠牲にした戦士に対して、政治的立場でなく「情感」を通じた同一視の過程を見せてくれる。立場に比べ「情感」は、さらに多くの人々に普遍的でさらに深い響きを与えることができるのだ。

特に死ほどその情感を強く刺激するものも稀である。巴金が語ったように、全てのもの

²³⁾ 巴金、前掲文。

を下ろした一個人の献身的死は、名分以前にそれ自体で感染力を発揮して他の人々まで彼にならって「全てのものを下ろすように」決心させる力を持つ。愛国主義と国際主義的名分をめぐって行う戦争で進んで命を差し出したということは、その名分の神聖さを引き立たせる最高の政治的行為にほかならない。この死の政治的名分は、いわゆる「情感」的共感を通じて、さらに容易に大衆的に確認され正当性を取得して行く。志願軍の戦士の死に対する「情感」の同一視を通じて、全社会的に抗米援朝戦争の政治的正当性がより一層強固になる効果を発揮するのだ。死そのものに対する感情的投射、この情動的過程こそなぜあれほど多くの人々が一全員であるはずはないが一このイデオロギー戦争に自発的に身を投じることができたのかを示している。そしてなぜ従軍記者や作家が、大小の犠牲と貢献の中でも、特に命を犠牲にした戦士らの物語を探して前線を東奔西走したのか、なぜ後方の人民はもちろん前線の人民志願軍自らもそのような英雄の伝説にあのように熱狂²⁴⁾したのか、そして犠牲がどのように抗米援朝叙事の花になったかを。

今回の激戦は延々8時間も続いた。……激戦が終わった後、烈士の死体はさまざまな姿勢で乱雑に広く散らばっていた。敵の腰を抱きしめた者、敵の頭を抱えた者、敵を地面に荒々しく叩きつけたまま首を絞めている者、敵と一つになって一緒に火に焼かれてしまった者等々。ある戦士は手に、脳漿が一杯くっついた手榴弾を一つ固く握っていた。その傍に一緒に死んでいた米兵は、頭が割れて周りが全部その脳漿でドロドロになっていた。また、ある戦士の口は敵の片方の耳に噛みついていて。ある烈士は両手で強く敵に抱きついていてどうしても離れなかったもので、死骸を埋める時に仕方なく指を全部折らねばならなかった。²⁵⁾

死骸そのものについての魏巍の描写が生々しすぎて、その惨たらしさに我知らず顔をしかめてしまう場面だ。ところでこの惨たらしい死骸は例外なく全てがただ一つの事実だけを物語っている。火炎弾の火を背負って自身の体を武器にして敵と戦って共に死んでいった人たちが、どれほど敵、米帝国主義を憎んでいたのか、それで死ぬその瞬間までもどれほど激烈に戦ったのか、敵将を固く抱きしめて一緒に水に身を投げた朝鮮の論介のように、彼らの敵がい心と愛国心がどれほど決然としていたのかを。これらの死骸は、全て死んだ人の反帝国主義の愛国心を証明する物化された証拠として置かれている。引き続き魏巍は、これらの烈士の名前を永遠に記憶するように新中国の記念碑に刻もうと言いながら、彼らの名前を一人一人呼んだ。王金伝、邢玉堂、井玉琢、王文英、熊官全、王金侯……そして名前が分からなくなったある無名の戦士まで。命によって新愛国主義を体現した人民志願軍の烈士たちは、生き残った者のこの記念行為を通じて「愛すべき」人民の英雄に、それも「最も愛すべき人」に生まれ変わる。

実際に朝鮮戦争当時、朝鮮半島で命を失った人民志願軍の数だけでも 11 万人を超えており、後ほど帰国してから死亡した人まで合わせれば 18 万人を超える。それゆえ、その

²⁴⁾ 巴金と共に朝鮮戦地訪問団に参加した茵子によれば一般戦士たちもまた英雄話を聞くのが好きで自分たち同士でたびたび伝説を作り出したりもしたという。茵子、「我従上甘岭来」、『人民文学』1953 年 2 期。

²⁵⁾ 魏巍、「誰是最可愛の人」、『人民日報』1951.4.11。

うち自ら命を捧げた英雄の話は有り余るほどある。有名な上甘嶺戦闘で味方の進路を確保するために全身で敵の銃弾を防いだ黄継光、爆薬筒を持って敵陣に飛び込んだ楊根思、味方の位置が発覚しないようにしようと体についた火を消さずに声もなく死ぬまで持ちこたえた邱少雲、押し寄せる敵を一網打尽にするために自身を爆撃しろと叫んだ于樹昌、真冬の凍結した川の水に落ちた朝鮮の子供を救おうとして命を失った羅盛教……²⁶⁾

それらのうち少なくない数の話が通信文に、報告文学に、学校教材に、映画や小説に断断に転載され、再構成されて流布された。人民志願軍の犠牲に関する多くの英雄叙事は、新政権、新中国の愛しさと大切さをより一層理解させ、政権の民族的合法性を承認させ、その主人である人民の間の一体感を高揚させた一番の貢献者だった。新愛国主義的人民の共同体の空想はこれら英雄叙事を通じて質的に飛躍したと言いうる。考えてみれば少なくとも筆者が知る限り、朝鮮戦争が産んだ韓国軍英雄の話は聞いたことがないが、中国の場合、あれほど多くの英雄が再現され記憶されたという事実は比較史的に吟味してみる必要がある。その差の原因は色々なものがあるだろうが、ひとまず確実なのは南北朝鮮の場合、朝鮮戦争はどのみち「同族相争う」悲劇だったが、中国では人民的友愛のために犠牲を払った正しい戦争として位置づけられたという点だ。「同族相争う」戦争は、すでにその名分からして英雄が出現しにくい構造なのに比して、正しい戦争ならその名分そのものが英雄を必要とする構造を有する。

ところで、あふれ出る英雄の犠牲叙事は、初めから犠牲そのものを絶対化して道德化する傾向を伴った。犠牲は共同体のための殺身成仁の姿勢、大公無私の態度を代弁するという点で、共同体の道德性の標準と見なされたのだ。しかも死は共同体の構成員に残った者の負債意識を残す。一般人の間で「最も愛すべき人に申し訳なくないのか」という非難が可能だったこともこれと関連する。それほど「最も愛すべき人」が道德的標準とまで見なされたことは、人民志願軍に対する高い道德的要求が全社会的規律にまで拡大したことを示している。問題は、これが絶対化・道德化する間に人民志願軍の犠牲を当然視することはもちろん、さらに犠牲を遠慮なく要求することになったという点だ。いつのまにか犠牲を払えなかったという、あるいは自らすすんで犠牲にならなかったという理由で人々を非難することになったのだ。犠牲はそのように物神化された。捕虜はまさにその物神化の中で自らすすんで犠牲にならなかった者と見なされた代表的な人々だった。

3.英雄叙事の隠し絵

「英雄儿女」(1964)は、抗美援朝映画の正典で新中国以来最も多く愛された作品の一つだ。映画の中で人民志願軍の王成は、満潮のように押し寄せてくる敵軍をせん滅するため味方の指揮官に『私を爆撃せよ!』と要求したかと思えば、ついには爆薬を背負って敵陣に飛び込み壮烈な戦死を遂げる。これに対し王成の妹である王芳は「英雄賛歌」を作っ

²⁶⁾ 統計によれば抗美援朝戦争期間の特等功臣 217 人、1 等功臣 154 人をはじめとして 3 等功以上の功臣が 30 万人余を超える。そしてそのうち 282 人の功臣が英雄や模範称号を授与された。「中国人民志願軍全軍湧現大批英雄模範和功臣」、『偉大的抗美援朝運動』(人民出版社、1954) 633 頁。

て彼の英雄的行為を賛え、戦士たちの士気を高める。映画の中でだけでなく外でも、王成は抗美援朝戦争期の最高の英雄の形象として永らく人口に膾炙される人物になった。「英雄儿女」は巴金の小説「团圆」をリメイクしたものだが、この原作では王成は英雄というほどの人物ではなかった。元記者であり「英雄儿女」の製作に参加した洪爐の回顧によれば、映画にリメイクされる時、王成の比重が小さすぎ犠牲の業績もないという指摘があつて、実際の英雄である于樹昌と楊根思の行跡を結合して王成という英雄人物を作り出したという。²⁷⁾

ところが 2004 年、崔永遠が進行する TV ドキュメンタリー番組「電影伝奇」で洪爐が意外な証言をする。「英雄儿女」の王成の本来の実際のモデルは蒋慶泉だったというのだ。「戦地報」記者の身分で前線を渡り歩いた洪爐は、1953 年 4 月、押し寄せる敵の前に力不足な状態で敵と共に死ぬ覚悟で『私を爆撃せよ』と叫んだ後に戦死した蒋慶泉の知らせを聞いた。彼は直ちに蒋慶泉の英雄的死に関する報道文「頑強的声音」を書いた。ところが発表を前に国連軍が提示した捕虜名簿で思いがけず死んだと思った蒋慶泉の名前を発見した。蒋慶泉は死なずに捕虜として捕らえられたのだ。当時の規定によれば捕虜として捕らえられた者についての話は発表できなかった。残念がっていたところに洪爐はウィスチャンという兵士が蒋慶泉とよく似た死を迎えたという知らせを聞いて、前述した文章のうち一部だけを修正した後「私を爆撃せよ（向我開炮）」という題名に変えて発表した。この文は「人民日報」、「人民文学」、「中国青年報」に掲載され、国語教材にも収録されて広く知られるようになった。²⁸⁾

だが、実際のモデルだった蒋慶泉の話はそれ以降完全に埋もれてしまった。捕虜にならなかったなら、蒋慶泉はあの有名な王成の実際の人物であると共に革命的英雄として永遠に優遇されただろう。しかし不幸にも（？）爆撃された瞬間に死なずに負傷したまま捕虜になったために彼の人生は完全に変わってしまった。蒋慶泉は帰国した後、審査で党内処分を受け故郷に戻った。多くの帰還捕虜が党籍と軍籍を剥奪されたのに比べれば、それでも緩い処分だった。彼が故郷に戻って、彼が死んだと思って与えられた革命烈士資格は取り消され、烈士に提供された食糧配給企画も中止されてしまった。その後の反右派闘争の時や文化大革命の時も、彼は常に「変節者」として名指しされ批判を受けねばならなかった。そのうち偶然に村の映画館で上映される「英雄儿女」を見て、王成の話がまさに自分の話であることを知った彼は、家に帰って人知れず涙をぬぐった。一生を村の片隅で農民として埋没して生き、家族にさえ朝鮮戦争に参戦した話は一切しなかった彼であった。1980 年代に帰還捕虜に対する再審が実現して復権されるや彼は大声で号泣した。これまでの人生があまりに無念であったためだ。故郷に帰ってから、常に目の痛みと頭痛に苦しめられた彼は、復権後、再び補助金も受け、医療上の恩恵も受けることになったが、彼にとって戦争捕虜になった経験は今でも口外しづらいトラウマだ。

一時代を風靡した英雄形象が誕生する過程で、そのモデルになった実際の英雄は、ただ捕虜になったという理由だけで歴史の暗闇に葬られてしまった。蒋慶泉は回顧インタビューで、『あの時、爆撃さえちゃんとしていたら！あの時死んでいたなら捕虜にならなかつ

²⁷⁾ 山旭、「尋找“王成” - 紀念抗美援朝 60 周年」、『瞭望東方周刊』2010 年第 22 期。

²⁸⁾ 蒋慶泉に関する話は、すべて山旭の前掲文を参考にした。

たはずなのに……』と悔恨に浸った。戦場からの生還は喜ぶべきことでなく、むしろその後の人生全体を不幸にさせたくびきになってしまったからだ。それは帰還した捕虜全員にとって似たりよったりであった。帰還捕虜の復権のために先頭に立った捕虜代表の張沢石も自身が捕虜になった1951年5月27日を永遠に忘れることができない。²⁹⁾ 張沢石の記憶から永遠に消えないその日のように、帰還捕虜には捕虜になったその瞬間が、あたかも永遠の原罪のように位置づけられている。生と死が交錯したその瞬間が、すなわち捕虜と英雄を交錯させた瞬間だったからだ。自らの意志でなく不可抗力で捕虜になったにもかかわらず、彼らはその瞬間に自らすすんで犠牲にならなかったという理由で非難されねばならなかった。英雄の犠牲の話があふれ出て、その価値が増殖する間に、いつのまにか犠牲そのものは物神化されて、もう一つの疎外を産んでいたのだ。

そうした点で1950年代を風靡し、新中国の愛国主義をとどろかせた抗美援朝英雄叙事は、同時にもう一つの抑圧叙事でもあった。新中国は冷戦と民族国家建設の状況で、自覚的人民の誕生を追求し、人民は主観的能動性を持つ新しい道徳的主体になるように求められていた。その中でも抗美援朝英雄は、新愛国主義的名分のために主観的能動性を最大限発現させた主導者として想像された。その主観的能動性は、さらに不可抗力の状況にあってすら生死を管轄できる万能の力と見なされた。国民党や共産党は双方ともに、捕虜になる代わりに、いっそ犠牲になることを要求したことは同じだが、共産党の場合、その要求がより一層苛酷だった。人民が主人になる国家というのは、資本と欲望の増殖を抑制できる高度な道徳的社会でなければならず、共産党はそのような社会を建設していく原動力として人間の主観的能動性を信じた。腐敗による国民党の没落と対照されるように、共産党はより一層鮮明な道徳的純潔を前面に出す必要があったし、そうであればあるほど道徳的人間としての主観的能動性は強調されるほかはなかった。そして犠牲はその最も高い体现の境地であった。

だが人民の主観的能動性に対する行き過ぎた過信であったのだろうか。道徳的純潔性に対する強調は、共産党が国民党との対決で勝利を獲得させた主要な力であったし、あの多くの英雄を誕生させた滋養分になったが、皮肉にもその道徳的純潔性に対する強調こそ、共産党内部からの破裂と失敗を招く原因になった。捕虜送還競争で3分の2にもなる人民志願軍が中国ではなく台湾を選んだのも、相当部分は捕虜になったという事実自体に対する共産党の非難、純潔でない者に対する内部処罰を恐れたためだ。人民の模範が直ちに死を媒介とする犠牲的英雄と同一視されたのも、そして犠牲になれなかった、あるいは自らすすんで犠牲にならなかった者に対する非難と共に犠牲そのものが物神化されたのも、結局のところ道徳的純潔性に対する強迫に由来していたわけだ。結局、冷戦の核心は、誰がより人間を変えることができるのかについての道徳的対決にあったのだろうか。ともあれ数十年持続した捕虜叙事の空白が、新中国の広範囲な道徳的英雄主義及び犠牲の物神化と深く関連していることは明らかに思える。

²⁹⁾ 張沢石、『我的朝鮮戦争』金城出版社、2011。

【参考文献】

中国青年

中国婦女

中国新文学大系

偉大的抗美援朝運動、人民出版社、1954

吉悌才、戦闘熱情最可貴-漫談魏巍同志抗美援朝時期的散文、解放軍文芸 1960 年 8 期。

孟繁華、崇高、在他的作品中高高飛翔-孟偉哉軍事題材小說創作漫評、当代文壇、1984 年第 2 期。

山旭、尋找“王成”-紀念抗美援朝 60 周年、瞭望東方周刊、2010 年第 22 期。

姚康康、魏巍「誰是最可愛的人」的經典化道路、鍾山風雨 2014 年第 5 期。

魏巍、「誰是最可愛的人」寫作經過及体会、軍事記者 2001 年 4 期。

李建軍、重讀「誰是最可愛的人」、文学自由談、2009.5。

蔣慶泉口述、寇德印整理、「英雄兒女」‘王成’原型成為戰俘之後、炎黃春秋 2011 年第 11 期。

張沢石、我的朝鮮戰爭、金城出版社、2011。

丁玲、讀魏巍的朝鮮通訊、文芸報 1951.5.25。第 4 冊 3 期。

金學載、鎮壓と釈放の政治、ジェノサイド研究第 5 号。

——、戦争捕虜の抵抗と反共オリエンタリズム、史林第 36 号。

金虎雄、『6.25』戦争と南北分断に対する省察と文学的叙事 - 中国文学と朝鮮族文学を中心に、統一文学論叢 第 51 集、2011。

朴宰雨、中国当代作家の朝鮮戦争題材小説研究、中国研究、第 32 卷、2003。

白元淡、任佑卿編、「冷戦」アジアの誕生:新中国と朝鮮戦争、文化科学社、2013。

孫海龍、抗美援朝文学に現れた中国の朝鮮半島認識、成均館大博士論文、2011。

李永求、魏巍与韓国戦争文学、中国研究第 42 卷、2008。

李惠鈴、思想地理(ideological geography)の形成としての冷戦と検閲:解放期 廉想涉の移動と文学を中心に、尚虛学報 34 集、2012。

任佑卿、朝鮮戦争時期中国の愛国公約運動と女性の国民形成、中国現代文学、第 48 期、2009。

趙大浩、上記外の朝鮮戦争記録文学研究 - 「誰是最可愛的人」を中心に、中国学論叢 第 23 冊、2007。

【中文摘要】

直到 20 世纪 80 年代，在中国有关志愿军战俘叙事一片空白。本论文试图从新中国的英雄主义和‘牺牲’的异化现象寻找其文化根源。‘最可爱的人’这一词源于魏巍的一篇战地通讯，指的是参与抗美援朝战争的中国人民志愿军，如今还在使用之称为社会主义道德建设模范。抗美援朝保家卫国这一名称本身包含着一种浓烈的国际主义和爱国主义的内涵，抗美援朝运动是新中国新爱国主义运动的最高潮。‘最可爱的人’便是新中国人民应该向他学习的榜样，

也是新爱国主义英雄的代表形象。但是，共产党一向对道德上纯洁的执着导致对英雄的牺牲特别强调及牺牲本身的道德化、绝对化。“你对最可爱的人对得起吗？”这一句道德性指责在普通人们之间普遍出现，这也与牺牲本身的道德化和异化并不无关。在抗美援朝期间随着被牺牲的英雄急剧增加，甚至竟然逐渐出现了将个人的牺牲视为理所当然并无理地要救牺牲的现象。整个社会不由得开始以不被牺牲或自己不做牺牲的理由责难个人。战俘正是被看作为不做自己牺牲的人们。在中国战俘叙事长期的缺席，可以说渊源于新中国英雄主义的道德偏向和牺牲的异化现象。

关键词：‘最可爱的人’，抗美援朝，战俘，新中国，新爱国主义，国际主义，英雄，牺牲

特集Ⅱ

日本軍「慰安婦」と日本公娼制度

【特集趣旨】日本軍「慰安婦」と日本公娼制度の関係性

藤目ゆき

2017年6月、宋連玉さんと私は、中央大学校社会学教授である李娜榮さんたちのグループ・日本軍「慰安婦」研究会に招かれて韓国を訪問した。6月22日（木）にはソウルの中央大学校で日本軍「慰安婦」研究会主催の日韓シンポジウム「東アジアの視点で見る日本軍『慰安婦』問題：その根と連続性」、翌6月23日（金）には延世大学校で開催された国際政治学会の分科会に参加し、二日間を通して東国大学の朴貞愛さんら韓国の研究者たちと交流する機会を得た。その間にソウル留学中の古橋綾さんや、日本からの参加した林博史さん、吉見義明さんともひさしぶりにお会いできた。宋連玉さんには、日本大使館前の少女像や漢城大学の金貴玉さんの研究室や歴史研究所やナヌムの家と慰安婦記念館へも案内していただいた。数日間の韓国滞在であったが、心の洗われる、元気がわく時間を過ごすことができたことを感謝している。本特集は、この韓国訪問とその後続いた交流の研究成果報告として編集を開始したものである。

特集テーマは、日本軍「慰安婦」と日本公娼制度の関係性である。これは「慰安婦」問題が注目を集めるようになった1990年代の初めから今日にいたるまで、すこぶるセンシティブであり、学術的にも公の議論をすることが容易でないテーマであった。

「慰安婦」が国際的に問題化される以前から日本において近代日本の公娼制度を研究していた鈴木裕子さんや宋連玉さんや私のような女性史研究者にとって、戦時下に女性が「慰安婦」として日本軍に虐待を受けた事実が歴史的に日本の公娼制度と深く結びついていることは自明である。慰安婦問題を公娼制度との関係なしに考えることなど、いみじくも日本で女性史を研究してきた者にとってありえないことである。またその見地こそが日本軍「慰安婦」問題の歴史的意味を明らかにするために必要であると認識してきた。

だが元「慰安婦」の日本政府に対する謝罪と賠償を要求する国際市民運動において「慰安婦」と「公娼制度」の関係性を論じることが決して容易なことではなかった。幾重にも慎重に、誤解の余地がないように丁寧に論じなければ議論は錯綜し、無用な誤解が生じ、疲弊、消耗、膠着といった不毛な結果に終わるのではないかという危惧が常にある。

韓国女性団体連合会が慰安婦問題について日本政府に真相究明と謝罪、補償を求める共同声明を発表してから今年で28年が経つ。以降の四半世紀を超える歳月、日本の右翼的歴史修正主義者が常に宣伝し扇動してきたのが、「慰安婦は公娼であり、売春婦に補償など必要ない」というデマゴギー的でヘイトスピーチ的な言説であった。これに対抗して、「慰安婦」問題に取り組む日本の研究者、市民活動者の間では、「慰安婦は公娼ではない」と言い返し、「慰安婦は公娼とは異なり、当時の法律に照らしても違法であり、強制性も高い」と主張する議論が基本的に主流をなしてきた。私はこうした「慰安婦＝公娼」論vs「慰安婦≠公娼」論という論争構造のもつ問題性を指摘してきた（「女性史からみた『慰安婦』

問題」『季刊戦争責任研究』1998年冬季号、『「慰安婦」問題の本質』白澤社、2015年）。とはいえ、それがどの程度まで研究者の間で受け入れられてきたのか、はなはだ疑問である。「慰安婦」と公娼をめぐる議論は近現代史学の重大な争点をふくむ。にもかかわらず、論争の前提となるべき「公娼」の定義が厳密に行われないまま「慰安婦」と「公娼」の差異、前者に関する強制性と違法性のみが強調されることが多い。相手の論点を歪曲して一方的に立場を主張するだけの議論も珍しくない。また「朴裕河現象」については気の遠くなるような絶望的な思いがわいた。フェミニズムに対するバックラッシュといった現象もあいまって、日本の言論状況を見ていると濃霧の中で孤立しているような気がしてくる。

しかし2017年6月の訪韓では、爽やかな新しい希望を感じた。朴貞愛さんのような韓国の若い研究者が戦時公娼制の範疇で日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う可能性を公に語り、「慰安婦」問題に取り組む韓国の研究者たちがリスペクトをもってそれを傾聴している新鮮な空気にふれて、霧が晴れてゆくような清々しい解放感があった。四半世紀の歳月が心に去来し、女性史の研究と議論は着実に前に進んでいるという感慨がわく。

このような研究と議論が今後ますます前に進んでいくことを希望して本特集を編んだ。宋連玉さんと朴貞愛さんに執筆をお願いし、自分自身も新しい原稿を書いた。編集の過程で日本におけるこれまでの「論争」をふりかえっておく必要を感じて助言をいただいたことから、御前麻里さんにも特別に寄稿をいただくことになった。

宋連玉「上海における性風俗業の実態－上海日日新聞を中心に」は、上記6月22日の中央大学校におけるシンポジウムで発表された報告「上海に見る遊廓と慰安所の連続性」に関連して、本特集のために書き下ろされたものである。

朴貞愛「戦時公娼制の範疇で日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う」もまた、本特集に寄稿された書き下ろしである。朴さんは6月22日のシンポジウムにおいて宋さんと私の発表に対するディスカッサントとして発言され、6月23日の国際政治学会では公娼制度と「慰安婦」の関係性に関する言及をふくむ研究報告を行われた。

藤目ゆき「坂信弥－鹿屋に占領軍『慰安』施設の原型をつくった内務官僚」は6月22日のシンポジウムで行った報告の文章である（朝鮮語訳を『歴史と社会』に寄稿）。「上海総領事館警察による日中戦争下の『特種婦女』統制」はその続編である。「冷戦下の東アジアにおける米軍買春と売春禁止主義」は、6月23日の国際政治学会の発言原稿を元にした小文である。

御前麻里「『慰安婦』と公娼の境界をめぐる論争」は、2016年に大阪大学大学院国際公共政策研究科に提出された修士論文である。御前さんは学部時代から「慰安婦」問題に積極的に取り組み、「慰安婦」をめぐる言説を研究してきた。金学順さんがカミングアウトする1990年前後からの四半世紀の「論争」を、その同じ時期に生まれ育った若者世代の視点でとりあげている。

上海における性風俗業の実態

—上海日日新聞を中心に

ソノヨノク
宋連玉

はじめに

元「慰安婦」金学順の衝撃的なカムアウトからすでに四半世紀経ち、「慰安婦」問題は戦時下の性暴力、女性に対する人権侵害問題として世界に広く認知されるようになった。その間、「慰安婦」被害者たちの勇気ある証言、市民団体と研究者の協力により「慰安婦」制度の実態が解明され、精緻な「慰安所」マップまで作成された。

いわゆる 1993 年の河野談話に伴い、日本政府は公的機関所蔵の資料収集と公開・刊行をしたが、その後も市民と研究者により資料の発掘は続けられている。

しかしこのような問題解決に向けた営為を否定するかのように、2015 年 12 月末に日韓外相会談で「慰安婦」問題の合意がなされた。日本にあっては第 2 次安倍政権、韓国にあっては合意直後に失脚した朴槿恵大統領の下で行われたのである。合意の背後には米国政府の圧力があったと言われ、また韓国内にあっては朴槿恵政権の不祥事核心人物である崔順実がいるとされる。大統領弾劾を支持した多くの韓国国民が、被害者の意思を無視した合意だと反発し、見直しを求めるのは当然であろう。

しかし日本では「慰安婦」問題が日韓の間にだけ存在し、あたかも日韓のナショナリズムのせめぎ合い、あるいは韓国ナショナリズムのgori押しであるかのように世論がリードされ、「慰安婦」問題で交わされていた議論の核心が人びとの関心から遠のくばかりである。

例えば、議論の一つに「慰安婦」が公娼か否か、「慰安婦」強制性、「慰安婦」制度の違法性などの問題があるが、これは大きく見れば明治以降の帝国日本の国家的性格をどう評価するのかということとも深く関わるものである。

繰り返しになるが、秦郁彦は「慰安婦」制度は戦地における公娼制であり、公娼制は当時では合法だったと主張するのに対し、吉見義明は「慰安婦」制度と公娼制は本質的に異なるものであると反論する¹。吉見の反論の根拠として民間業者が経営していた公娼制とは異なり、「慰安所」は軍が運営に関与し、軍人専用であり、軍法が適用されていたという点を挙げる。

「慰安婦」を戦場や戦況によって異なる定義をするのは倉橋正直である。すなわち、長い戦争期間、広い戦域、軍隊の大きな規模によって、軍と性風俗産業の癒着が進み、それ

¹ 小野沢あかねも公娼は性奴隷と呼ぶにふさわしい境遇にあったといいながら、「慰安婦」制度と公娼制度は本質的に異なると主張する（「性奴隷制をめぐって—歴史的視点から」『戦争責任研究』84、2015 年）。

によって売春型「慰安婦」を形成したが、不安定な戦線下の東南アジアなどでは性奴隷型「慰安婦」を形成したとする。

また永井和は「慰安婦」制度は公娼制とは全く異なるものだとは主張しながらも、吉見が「慰安婦」制度の違法性を主張するのに対し、永井は合法性を明らかにしたものだという解釈もある²。

これらの議論に共通するのは植民地主義についての認識が充分ではないということだ。

朝鮮の場合で言えば、開港（1876年）と同時に上陸した日本の公娼制は、朝鮮における日本軍の軍備拡張と植民地支配と並行して拡大し、整備されていった。吉見と秦は、「慰安婦」は公娼か、否かで認識が真っ向から対立するが、両者は植民地統治期を平時と看做し、市民法が適用されたという点では違わない。

しかし軍事強占だった植民地朝鮮が平時であったり、市民法が適用されるはずはないだろう。公娼制についても日本「内地」と同じ名称が使われていても朝鮮のそれとはその性格を異にしていた。戦地の典型的な「慰安婦」のケースであった場合でも、貸席やカフェーが軍の徴募に応じて「慰安所」に転業したり、軍隊が移動したために元の貸席やカフェーに戻ることもあったので、「慰安婦」制度の動態的把握という点でも議論の余地は残っている。

欧米の奴隷貿易や奴隷制は帝国主義時代には合法であり、それを今日に至って批判したり、告発する行為はとんでもない時代錯誤だとする意見もある。しかし2001年の「ダーバン会議」では奴隷制は植民地主義も含めて「人道に対する罪」と認定し、2016年6月にイギリス政府が植民地支配の暴力に対し、遺憾の意を表明し、補償した。ちなみに、このような潮流には「慰安婦」被害女性たちの人権回復の闘いが影響を与えているという。

昨今の植民地支配責任をめぐる思想的・運動的進展を念頭におきながら、歴史的・地域的に異なる公娼制の実態、「慰安婦」制度との異同を明らかにするために、本稿では「上海における遊廓と慰安所の関係性」（『日本学叢書』近刊）に次いで、上海での性風俗業の変遷を明らかにしてみたい。

1. 『上海日日新聞』について

まず本稿で一次資料として採用する『上海日日新聞』は、上海在住の日本人によって1914年に創刊されたもので、1904年に創刊された『上海日報』とともに、上海での有力新聞と並び称せられたものである³。

しかし創刊から15年間分が所在未確認であり、現在確認できるものは、東京大学に収蔵されている1931年1月から8月、1933年5月から1937年4月までの56か月分（DVD化されている）と、上海図書館別館に収蔵されているもの（1929年11月、1932年8月から12月、1933年1月から4月）ということだ⁴。

² 岡田泰平「日本軍「慰安婦」制度と性暴力—強制性と合法性をめぐる葛藤」『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、2018年。

³

⁴ 同紙の印刷は中国人の職工に委ねられており、1935年11月からは華字版も出された。1931

創刊者の宮地貫道（1872－1953）は、日本と中国との国民性の違いを訴え、互いの理解を深める助けにしたいという思いから新聞を発行したそうだが、戦況が進むにつれ宮地のそのような思いや主張は国策に合わなくなり、孤立感を深めていった。

新聞の発行時期や、宮地のジャーナリストとしての思いが反映されているのか、現存している『上海日日新聞』の三面記事には、居留民の実生活ぶり、とりわけ人身売買の被害者、性風俗業者に搾取される女性たち、なかでも朝鮮女性の悲惨な現実を伝える記事が多くみられる。

この点が『朝日新聞・中支版』（1938年3月22日～）との際立った違いといえよう。もちろん『朝日新聞・中支版』の発行されたのが、第二次上海事変の戦火がおさまった時期という時代背景もあるが、国策に従おうとするか、それに抗おうとするのかというメディアの姿勢の違いに、報道される人びとの異なる現実が伝えられている。

2. 上海における性風俗業

①料理店

日本領事館が上海における接客業（性風俗業）を管理し、取り締まるための法規として、1905年7月に「芸妓営業取締規則」（領事館館令3号）、翌1906年3月に「料理屋営業取締規則」（領事館館令第1号）を制定したのが嚆矢である。

背景には藤村屋という料理店が繁盛したのを受けて、1900年に六三亭、1901年に月廼家と、次々と料理店が開かれていった。

日露戦争後の1905年、1906年に取締規則が制定されたのを機に、それまで料理店一軒当たり芸妓の数を20人と制限していたのを解除した⁵。その後両規則は1909年、1910年に若干の削除と改正がなされたが、1939年に「料理店、飲食店、「カフェ」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特殊婦女取締規則」（領事館館令第1号）が制定されるまで大きな改編はなかった。

料理屋（料理店）は酒類販売と芸妓を置くことが許されたが、それに対し飲食店では両方とも許されなかった。しかし実際は飲食店でも酌婦を置き、酒類を販売するのを当局は黙許した⁶。

1918年の時点で、六三亭には41人の芸妓が、月廼家には39人の芸妓がいたということなので、人数制限が解かれて以来、抱え芸妓が2倍に膨れ上がっている。

前掲の『新上海』によると、芸妓の出身地は抱え主と同じところが多く、芸妓総数160人の半数は長崎を中心にした天草、島原で、大阪がこれに次いだ。また上海の芸妓はいわゆる常磐津や歌沢、清元といった芸事を身に着けている者は少なく、芸より性売買の側面

年1月以降から朝夕刊の通しページ数が書かれ、増減はあるが、ページ数は徐々に増えていった（徐静波「新聞で読む日本人の足跡」『共同研究 上海の日本人社会とメディア 1870－1945』岩波書店、2014年、参照）。

⁵ 杉江房造『新上海』日本堂書店、1918年、124頁。

⁶ 杉江房造前掲書、124～125頁。

が期待されていたことを窺わせる⁷。同じ『新上海』によると、上海在住の日本人総数 15,431 人に芸妓 160 人ということなので、芸妓が占める割合は 1%となる。1931 年の総数 25,009 人に対する芸妓 188 人は 0.75%となる。

これを在朝日本人社会で比較すると、日本人 514,666 人に対する日本人芸妓は 2,058 人で 0.4%となり、少し時期は異なるが、1925 年の京都と比較すると、芸妓数 1,919 人⁸を京都市全人口 679,963 人で割ると 0.28%となる。要するに上海での芸妓が京都はもとより朝鮮よりも高い比率を示していることが判明する。

もちろん「内地」「占領地」「植民地」など異なる状況にあつて芸妓の意味するところも微妙に異なるが、そのような事情を勘案しても上海での芸妓比率が高いのは否めないだろう。

上海における日本人人口は日露戦争、辛亥革命と歴史的イベントを経るたびに増加したが、1927 年 2 月に国民党軍の北伐で上海付近の戦闘が始まり、特別陸戦隊の派遣された時期から 1937 年の 10 年間は 23,000 人から 27,000 人の間で推移した。

単身男性が多い移民社会で、領事館（＝日本政府）の側でも性風俗業に対して国家的対面を考慮しながら、上海での日本人社会の発展のために管理・取締をせざるを得なかったのである⁹。

『上海日日新聞』1931 年 2 月 8 日付けの記事によると、領事館令として芸妓の年限を 4 年とし、前借金は 1200 円を超えないこと、自賄芸妓（前借金のない芸妓）には無供金が建前となっている。しかし営業者からすると前借金は高利の利息分が業者の利益になるので、業者は自賄で始めた芸妓に対しても必要に応じて金を融通する許可を要請している。

また日本「内地」では年限に対する当局の制限はないのに、上海での 4 年という年限を 3 年ないしは 5 年に変更してほしいこと、前借 1500 円を希望する芸妓もいるので領事館の 4 年 1200 円という規定も変更してほしい、これらの規定が芸妓募集の妨げとなると当局に請願していることが記事から窺える。性風俗業界は銀貨高騰の不景気の下で経営していても、芸妓を増員しようとしていたのである。

同時に、業界は世相の変化に対応するために料理店のダンスホール化も図っていく。1931 年 6 月に月廼家がダンスホールを新築する¹⁰が、これを皮切りにダンスホールに衣替えする料理店が増加する一方で、流行に乗り遅れた料理店は淘汰されていき、上海の性風俗業が大きく変容を迫られていた。

このような浮き沈みの激しい上海の性風俗業界にあつて、業者に不当に待遇され、収奪される女性も少なくなかった。料理店が生き残りをかけてダンスホール化しつつあった同じ頃、京亭の八郎（本名、森川徳子）という芸妓が、稼ぎ高を明示せず契約不履行する営業者の福井小麟を警察へ告発する事件が『上海日日新聞』に報道されている¹¹。京亭とは 1910 年代に開店した中堅の料理店であるが、福井は自賄芸妓の稼ぎ高から抱え主が差し引く所得を所定の歩合（2 割 8 分）よりも多く差し引いていた上に、検番からの借入れ金

⁷ 杉江房造、前掲書、127 頁。

⁸ 太田達・平竹耕之『京の花街 ひと・わざ・まち』日本評論社、2009 年、86 頁。

⁹ 宋連玉「上海における遊廓と慰安所の関係性」『日本学叢書』参照。

¹⁰ 『上海日日新聞』1931 年 6 月 30 日。

¹¹ 1931 年 6 月 23 日。

を口実に八郎には給金を与えていなかったということだ。

この事件は文字や言葉に精通する芸妓だから不当な搾取に抗議できたが、氷山の一角として水面下にこのような不当な待遇に苦しむ女性は少なくなかったと思われる。

②貸席

性売買という点から見るとグレーゾーンが伴う料理店とは異なり、貸席は「内地」の貸座敷と類似した、性売買が公認された場所である。『上海案内 第8版』（1919年）では上海で貸席が出現したのは1907年7月からだとされるが、領事館が許可したのは三好館が1911年5月28日、大一が1910年2月8日、小松が1918年7月17日となっている¹²。永楽館は1926年に焼失したが、矯風会上海支部による再建反対運動が功を奏し、営業を継続することはできなかった¹³。

3軒の貸席営業に関して引き続き廃業を訴えた矯風会だが、1930年以前にも久布白落実、守屋東、林歌子、城のぶといった矯風会幹部が上海にやってきて実情視察をしていた¹⁴。

1930年3月20日に中国公安局が日本領事館に4月10日限りで貸席営業を禁止し、転業、もしくは共同租界への移転を求めた。日本人の貸席営業者からの収賄の疑いまで受けた中国公安局黄科長が直々に領事館を訪問し、廃業するように強く訴えた。

矯風会上海支部の古屋静子からの書信でこの事実を知った矯風会本部は外務省へ貸席廃業の請願を出し、外務省から上海総領事館へ4月11日、総領事館から外務省へ5月1日に機密文書が交わされた。

結論から言えば、4月7日に三好館、小松、大一の3貸席は旅館業兼料理店としてそれぞれ光月、松亭、一福と屋号を変え、建物も妓楼的施設を改築し、応接間に掲げていた芸妓の写真をはずすように領事館から命じられた。抱えの乙種芸妓（実質的には貸座敷の娼妓）を酌婦と改称¹⁵させ、さらに新規に娼妓を雇い入れたり、営業の拡張をしないことを約束させ、廃業への準備期間とした。

1904年に制定された宿屋営業取締規則（館令第5号）の第4条には「宿屋営業者ハ同家内ニ於テ料理店、飲食店営業ヲ兼ヌル事ヲ得ス」とあるが、3軒には料理店と旅館の兼業を認め、一般旅客の宿泊を禁じた。要するに領事館側は3軒の貸席に対し特例を認め、日本人業者に廃業命令を下すまでだと条件をつけて「営業を継続せしめた」。

国家からすると貸席は「隠し子」のような存在で、3貸席は「頭隠して尻隠さず」の状態で命脈を維持してきたが、廃業はおろか次の戦争、すなわち第一次上海事変の時に飛躍の契機をつかむのであった。

③海軍慰安所

第一次上海事変（1932年1月28日—3月3日）が日本側の勝利で収まると1932年10月に「海軍特別陸戦隊令」により上海海軍特別陸戦隊は日本海軍唯一の常駐部隊となり、

¹² 外務省外交史料館『在外本邦売笑婦取締並送還関係雑件』（第1巻）K3.3.0.2.

¹³ 注12に同じ。

¹⁴ 注12に同じ。日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』（ドメス出版、1986年）には幹部の上海視察は記録されていない。

¹⁵ 『中支版』21163頁。ここでは1931年11月25日から酌婦と呼び変えたとある。

2 個大隊基幹の 2,000 人が上海に常駐した。

日本海軍特別陸戦隊は租界防衛を名分に 1914 年から常駐していたが¹⁶、1927 年 2 月、上海クーデター時に陸戦隊 1 個大隊から始まり、5 個大隊の連合陸戦隊編成に至った。情勢が安定すると陸戦隊の多くは日本に撤収したが、1928 年時点で上海陸戦隊の名で 600 人が残り、満州事変が勃発すると 900 人に増員された。1929 年には上海陸戦隊本部ビルが日本人集住地区の虹口区に竣工する。

このような兵力の増大に備えて慰安所が開設されるのだが、最初に開設されたのは第一次上海事変直後の海軍慰安所である。事変の同年、すなわち 1932 年年末に行われた領事館の調査では、海軍慰安所として 3 軒が廃業し、17 軒が営業中と記録されている¹⁷。ここでの廃業 3 軒とは上記の 3 軒の貸席を指すものと思われる¹⁸。

領事館公認（場合によっては黙認）のもとで日本男性対象の性売買を担ってきた 3 軒の貸席が、初めは海軍慰安所に接収されたが、すぐに撤退したのには軍と業者側、双方の利益、都合が合わなかったためであろうが、その後、大一は大一サロンと改称して将校相手の高級クラブに転身する。

軍からすると従来の貸席では徹底した性病検査や営業者・買春兵士を統制・管理するには不都合だった。三好館、小松、大一の 3 貸席は呉淞路松栢里 744、虬江路大富里 5 号、東宝興路 125 号と散在していたので、軍の監督・管理には適さなかった。

新規開業した 17 軒の海軍慰安所は北四川路横浜橋傍らの美楯里と克明里の 2 区画内に営業が指定された。美楯里と克明里に慰安所が開設された正確な時期は不明だが、『上海日日新聞』（34 年 1 月 22 日）の記事では先に開設されたのは美楯里であり、克明里はその後に開設された模様だ¹⁹。

公文書や『上海日日新聞』、『上海案内』などを総合すると、初めは 3 軒の貸席以外には土着派といわれた古参組は慰安所運営者にはいないようだが、1934 年 1 月の資料では東優園運営者が馬場伴三から古参組の桑原潤次郎に代わっている。しかし 17 軒の慰安所で桑原以外は土着派が見られないところから、海軍が慰安所を開設するにあたって、軍御用達とも言える、資金面からも性病検査の面でも信頼できる業者を「内地」あるいは上海以外の地域から伴って来たものと推測される。

上海の酌婦（＝「内地」における娼妓）²⁰は、第一次上海事変以前は 3 軒で 30 人前後だったが、慰安所開設後は 5 倍強の 166 人に増加している。海軍慰安所の 17 軒から割り出

¹⁶ 高橋孝助、古厩忠夫『上海史－巨大都市の形成と都市の営み』東方書店、1995 年、125 頁。

¹⁷ 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992 年、90 頁。

¹⁸ 『中支版』昭和 7 年中犯罪件数及検挙件数に帝国外婦女誘拐が 1 件、密売淫 22 件（21485 頁～21486 頁）、昭和 6 年中犯罪件数及検挙件数に密売淫 26 件、媒合容止 16 件（21200 頁）が報告されている。

¹⁹ 『上海日日新聞』の記事内容では、33 年秋に克明里の慰安所が開設され、先に開設された美楯里慰安所と客の奪い合いをしているという内容だが、「上海に於ける外出員心得」（アジ歴デジタル資料 Ref.C14120189800）に記録されている業者と場所が一致しないなど不正確な面もある。新聞記事によると、結局、客の取り合いで経営が困難になっている現状を領事館警察に訴え出た際に、美楯里側では曙楼主の村上富雄、克明里側の代表として東優園楼主の桑原がその任にあたった。

²⁰ 『上海日日新聞』で見る限り、慰安所に抱えられた女性を酌婦と呼びならわした。

すと、一軒に 10 人前後の女性を抱えていたことになり、それまでの貸席と抱え妓の数は近似している。

料理店の芸妓や貸席の酌婦（＝娼妓）は日本女性が雇い入れられたが、密売春の多くは朝鮮女性であり、慰安所にいた女性日本人、朝鮮人が入り混じっていた。

以下に『上海日日新聞』の記事から、慰安所にいた女性たちの姿を紹介してみたい。

美楯里、曙（村上富雄経営）にいた長崎出身の日本女性、紀佐子こと荒川知子（26 歳・仮名）は明治大学法科に学んだこともある「インテリ女性」だが、家産の破産と離婚による生活苦から 1934 年に前借 300 円で上海に売られて来た。しかし稼業をするうちに性病で入院を余儀なくされ、急転した自分の人生を儚んで自殺未遂をしている²¹。

1933 年に上海に来て、前借 50 円で子守奉公をしている山下芳子（20 歳・仮名）には美楯里の慰安所に姉がいたが、親元に呼び戻された後に転売された。芳子は姉と同じ境遇に陥らないためにも親元からの連絡を警戒し、警察に保護願いを出してきた²²。

新聞を数日²³にわたって賑わしたのは長崎県出身の草野初代（21 歳・仮名）である。草野は 1932 年 4 月から貸席・小松亭に抱えられたが、前借が減らないので 34 年 1 月に慰安所・千登勢に鞍替えした。性病に罹っても接客を強要する抱え主の虐待に耐えかねていたが、慰安所付きの医師からも診断書を出してもらえず、「現在の淫売を心から憎み、心から疎んでいます。いくら考えても働く勇氣は出ません」という内容の遺書を残して自殺を図った。結果的には一命をとりとめ、警察に抱え主を説諭してほしいと願い出るも自分の切実な思いを受け入れられずに失踪する道を選んだ。

李奉石（21 歳）は朝鮮慶尚北道出身だが、1932 年に 1 年 8 ヶ月、前借 180 円の契約で曙（村上富雄経営）の酌婦となった。しかし満期になっても解放されず村上に期間を延長された。その後、病気で休業したことがもとで帳場の男性から殴打されたことで警察の知る所となり、村上は旅費を与えて帰国させることを約束した。実際にこの約束は履行されたのかどうかは不明である²⁴。

郁子こと柳甲珍（20 歳）は間狩源次経営の都亭にいたが、帳場の男性と口論したことで、間狩から解雇された。前借 100 ドル（1 ドルは 2～5 円で変動）の返済のために都亭を出るわけにもいかず、だからと言って物品の購入が高価に設定してある慰安所内でしかできないために身動き取れない状態を領事館警察に訴え出た。²⁵

都亭と上海倶楽部を経営していた間狩源治は、1937 年 12 月に慰安婦徴集の許可を福岡県知事から得るほど優遇されている²⁶し、同じく海軍指定慰安所・曙の経営者である村上富雄は、慰安婦の徴集において「内地」の協力者が 1936 年 12 月に女性の国外移送誘拐の罪（刑法 226 条）で裁かれた²⁷時も女性たちの誘拐に直接関与していないということで懲

²¹ 『上海日日新聞』1934 年 3 月 15 日。

²² 『上海日日新聞』1934 年 6 月 1 日。

²³ 『上海日日新聞』6 月 24, 25, 29 日。

²⁴ 『上海日日新聞』1934 年 4 月 29 日。

²⁵ 『上海日日新聞』1934 年 8 月 1 日。

²⁶ 吉見義明編、前掲資料、100 頁。

ちなみに間狩は日本の敗戦後、滋賀県の郷里に戻るまで上海に滞在していた（上海邦人帰国名簿発行所『上海邦人帰国者名簿』1946 年）。

²⁷ 大審院『大審院刑事判例集 第 16 巻第 4 号』法曹界、1936 年。この資料によると、村上

罰を免れている²⁸。海軍慰安所内ではともに有力者だと言えよう。

日本人酌婦とは違って、李奉石と柳甲珍は実名で紙面に出てくるが、二人とも帳場の男性からハラスメントを受けているところに民族差別的な感情が介入していたのではないだろうか。

概して、身売りされた女性たちの痛苦は、故郷から離れた距離と時間に比例して大きくなるが、朝鮮女性の場合はそれに加えて、民族差別からくる侮蔑的な待遇を受けなければならなかった。

3. 戦争が拡大する性風俗業—慰安所を同心円にした重層的構造

関東大震災後に増加したカフェーはエロ化することで競争に打ち勝とうとした。女給は店主から定まった給与を受けず、もっぱらチップを収入源にしていた給与体系がエロ化に拍車をかけたが、カフェーの急増は花柳界経済を圧迫し、花柳界のモダン化を促した。1931年には日本全国で、カフェーの女給が芸娼妓それぞれの総数を上回るほどになった²⁹。

カフェーブーム、花柳界のモダン化は日本の植民地や占領地にも波及し、前述のように上海でも老舗料理店のダンスホール化が見られた。

このような世相を反映して『上海日日新聞』では1931年7月12日から秦賢助作の「エログロ怪奇小説 売笑婦」というタイトルの連載小説が予告されていた。

それに拍車をかけたのは、上海において国家機関の中枢にある軍隊が慰安所を開設したという事実である。それは類似した性風俗業の存在を公然と認める許可証であり、その相乗化により性風俗業はかつてなく隆盛した。

1930年に甲種芸妓、乙種芸妓、旅館・飲食店などの女中、女給、ダンサー、洋妾、私娼を合計した総数が1,290人³⁰いたので、同年の上海在住日本女性11,180人の11.5%が性風俗業に従事していたか、その周辺にいたことになる。

<表1>

種別	1928	1929	1930
甲種芸妓	180	158	173
乙種芸妓	32	32	19
旅館・料理店・貸席、飲食店女中	364	429	386
女給	28	36	43
ダンサー	73	148	164

1930年11月ごろより上海で兵士対象の性売買業を営んでいたが、海軍が指定慰安所を開設することを知り、業者として応募したものである。

²⁸ 裁判の過程では日本が占領した地域への移送だから海外移送に該当しないという弁護側の主張もあったが、誘拐と移送に関わった人物は2年の懲役刑を言い渡されている。

²⁹ 寺澤ゆう「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界—動揺の裏側にある女給の労働実態—」『立命館大学人文科学研究紀要（103号）』2014年3月。

³⁰ 『中支版』21097頁。

洋妾	206	197	159
私娼	471	385	346
計	1,354	1,385	1,290

<表 2>昭和 6 年 12 月末調芸妓酌婦其ノ他接客婦女

種別	人員
芸妓	188
酌婦（娼妓）	28
旅館、料理店、飲食店女中	115
女給	206
ダンサー	239
私娼	450
計	1,226

31

<表 3>

	本年	昨年	増減
芸妓	204	275	－74
酌婦	185	163	＋22
仲居	188	120	＋68
女中	497	542	－45
ダンサー	187	245	－58
その他	340	518	－178
合計	1601	1863	－262

<表 4>

	本年	昨年
邦人	4,654	6,396
鮮人	101	162
台湾人	42	37
支那人	29	21
その他外国人	35	24
計	4,861	6,640

32

性風俗業に従事する女性の総数は、在上海の日本人人口 29,011 人³³から割り出すと、

³¹ 『中支版』21192 頁。

³² 『上海日日新聞』1934 年 1 月 24 日。原文通りの言葉使いをしていることを断る。

³³ 和田博文「上海日本人社会の形成と発展」前掲『共同研究 上海の日本人社会とメディア

6.4%、1934 年は 28,802 人から割り出して 5.5%となる。1934 年に比率が下がっているのは駐留軍人数の変化、戦争景気の沈静、当局の取り締まり強化などが影響していると思われる。

上海ではカフェー、飲食店に雇用する女給数の上限を 7 名としており、増員の場合は組合の連署と監督官庁の許可を必要としたが、実際にはこの原則に背き、14 名、15 名の女給を雇用しているところも多いので、機会均等を求める声があがっていた³⁴。

領事館警察ではカフェー、飲食店に見られる「桃色跋扈」を理由に一斉臨検し、無届女給や、飲食の提供より性売買を主とするカフェーに対し厳重に注意をした³⁵。その結果、取締りの効果が表れ、届け出する女給が激増し、係官も苦笑するしかなかった³⁶。

1930 年代に入ってから性風俗業界の変化をいっそう促したのは第 1 次上海事変であったが、業界に朝鮮女性が多く登場するようになるのもこの時期の新しい変化である。1930 年代の朝鮮農村の貧窮は女性を性風俗業に吸収する要因となり、朝鮮内から陸続きの中国へと人流を促した。社会主義者の李如星（1901－？）は具体的な数は挙げられていない（当然のことだが）が、「密売春婦」と海外に人身売買される女性総数が著しく増加していると記している³⁷。

<表 5>在上海・朝鮮人人口³⁸

	男	女	計
1922	512	140	652
1923	430	181	611
1931	717	139	856
1932	883	323	1,211

1931 年の年初に上海のキャバレーに働いていた女性たちの出身地でも、朝鮮は長崎、大阪、兵庫、東京、三重、福岡の次になっている³⁹が、<表 5>を見ると、1932 年に朝鮮女性が著しく増えていることに気づくだろう。

このような朝鮮女性に対し、日本男性がどのようなまなざしを向けていたのかを雄弁に語るのが、柏木節の「朝鮮の女」という文章である⁴⁰。

顔におしろいや紅をコタコタ付けて外国の水兵と一所に歩いて居る女が居ましたが跡を見送って居る支那人は日本人だと云ふて居ました、私等の目には朝鮮人とすぐわかりますが支那人は日本人と見てしまいます、なる程日本人には相違ありませんが日本人の顔に泥を塗る様な事はしてもらいたくないものです、余りだらしのない風をし

1870－1945』岩波書店、2014 年、参照。

³⁴ 『上海日日新聞』1934 年 7 月 7 日。

³⁵ 『上海日日新聞』1934 年 8 月 28 日。

³⁶ 『上海日日新聞』1934 年 9 月 2 日。

³⁷ 「朝鮮の芸妓・娼妓及酌婦数」『新家庭』1934 年 7 月号。

³⁸ 『中支版』20339 頁、21184 頁、21462 頁。

³⁹ 「上海のキャバレーと彼の女」『上海日日新聞』1931 年 1 月 1 日。

⁴⁰ 柏木節『上海みやげ話』（全文漢字にはルビ付き）、上海美術工藝製版社、1936 年。

たり風俗を乱す様な事はして居ったりする事は国際都市の上海ですから外人や支那人は皆日本人はあんなどであると見る場合があるかも知りませんが、またこんな者はよく不運な闇の女に多い様です、少し慎んでいただきたいものです。

『外務省 警察史 中支版』(21029～21032 頁)に記録された「在朝鮮人状況(昭和5年11月調べ)」によると、1919年4月に仏租界にて大韓民国臨時政府の創設以来、朝鮮人渡航者は増加し、1929年には937人の朝鮮人が在住するようになったが、朝鮮内にて事業に失敗し、辛うじて生計を維持するものが多いこと、「女子は密売淫を常習とする者多い」ことが書かれている。

朝鮮女性が急激な増え方をした1932年の在上海の日本男性は15,006人、女性は11,718人で、比率からすると朝鮮女性は日本女性の2.7%にしかない。圧倒的なマイノリティでありながら『上海日日新聞』に登場する頻度ははるかに朝鮮女性が多く、しかも大部分が慰安所か飲食店、カフェー、ダンスホール、密売春に従事し、人身売買などで上海にたどり着いた犠牲者である。

植民地経済が破たんし、疲弊した朝鮮の町や村で活路を求めてさまよっていた女性たちを満洲から中国各地に連れ出した背景には日本の侵略戦争があり、吸引する受け皿として慰安所を同心円にした、カフェー、ダンスホール、飲食店、密売春業など性風俗業の重層的構造があった。

慰安所にいた二人の朝鮮女性のケースを紹介したが、密売春する女性の場合はそれ以上に悲惨である。

1932年に17軒あった海軍慰安所は、1937年に7軒に減っているが、それは上海での陸軍と海軍の力関係の変化や占領が進むにつれ他の接客業が増加し、慰安所としての需要が少なくなったことなどが考えられる。1999年9月に現地調査をした西野瑠美子によると⁴¹、厳しい慰安所規定を嫌って兵隊が来なくなり、立派な設備を整えた楊家宅の慰安所が民間経営に移行したケースも紹介されている。

1939年に「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特殊婦女取締規則」が館令第1号として発布されたのも、軍営慰安所から民営慰安所もしくは一般客対象の接客業へと状況変化したことへの対応なのであろう⁴²。

おわりに

本稿では紙幅の都合で第2次上海事変以降について十分に論ずることはできなかったが、特別陸戦隊から北上した位置するところに新たに陸軍の本拠地が建設され、それに伴い性風俗業も同様の広がりを見せる。まさに慰安所設置が性風俗業の全面展開の起爆剤となるのである。

軍慰安所は、民間経営者が利益を上げるために往々にして手抜きした性病検査を徹底的

⁴¹ 「上海の慰安所・現地調査報告」『季刊戦争責任研究』第27号、2000年春季号。

⁴² 藤永前掲<資料紹介>。

に実施するための施設である。いわば公娼制の本来の目的である、兵士の安全のための徹底した性病検診を軍隊が直接監視・監督して実行するものである。

国家の中枢機関である軍隊が兵士に「性的サービス」の機会を与え、奨励するという事実は、周辺にあらゆる性風俗業の存在を認める口実となった。それは上海での事例でみてきたとおりである。

慰安所の出現は風前の灯であった貸席を蘇生させたばかりか、事業発展のチャンスを与えた。疑似恋愛感情を容易に味わえるカフェー、ダンスホールはいうまでもなく、密売春をその外延に拡大させ、相乗させたのは、まさに戦争とそれを担う軍、軍の慰安所である。少なくとも上海のケースは、公娼制と「慰安婦」制度、それ以外の性風俗業が互いに役割分担を果たしながら、戦時景気を維持し、戦争を下支えする構造の全容を見る必要があることを示しているのではないだろうか。

坂信弥―鹿屋に占領軍「慰安」施設の原型をつくった内務官僚

藤目ゆき

(はじめに)

「帝国と性統制、その根と連続性」という問題を、近現代日本の公娼制度 (regulationism) の変遷から考察したい。

性統制の歴史・公娼制度と廃娼運動をめぐる日本近現代史の評価については、日本キリスト教婦人矯風会をはじめとする近現代日本の廃娼運動家たちの評価を踏襲する見解が、日本では今日までも支配的であるように思われる。そこでは、「廃娼」に向かう国際世論を背景に日本の廃娼運動の努力によって戦前から廃娼県が続出するなどの「成果」が挙げられ、内務省も「廃娼断行」に傾いた時期もあった。戦時中の停滞はあったものの、戦後には売春禁止運動が進捗し、ついに 1956 年の売春防止法が勝ち取られた、と、日本廃娼運動の歩みが肯定的に説明される。これを「日本廃娼運動家史観」と呼ぼう。私はこれに異論を唱えてきたのだが、日本社会の「廃娼運動家史観」は岩盤のように牢固だと感じている^①。その岩盤は、日本が今日にいたるまでも日本軍「慰安婦」問題に誠実に向き合わず、問題の解決がなされないままに少女像撤去要求のような新たな侮辱が行われているという憂慮すべき状況の基底になっている。公娼制度それ自体が国家的奴隷制度である事実とその罪の深さを認め、国家が女性を「娼妓」「酌婦」「芸妓」「慰安婦」のどのような名前と呼ぼうとも、社会的経済的に弱い立場にある女性を奴隷化したこと自体を非とする思想と実践こそ「慰安婦」問題解決には必要である。

本報告では、日本近現代において「廃娼」と呼ばれたものの内実が、公権力による買売春統制の廃止とはほど遠かった事実、現実に行われたのは「人目をはばからない」という意味での「公然たる売春」営業の禁止あるいは貸座敷娼妓取締規則の他の性売買統制法令への変更であり、法令や呼称の変更によって公的性売買統制が拡充され強化されたという事実を重視する。特に、鹿屋という一つの軍事都市と坂信弥 (1898-1991) という一人の内務官僚に焦点をあて、「廃娼に向かう国際世論」があるとされていた状況のもとで内務省がどう軍隊の利益を守り性売買を統制したかの一端について報告したい。

I 廃娼世論をかわして設立された海軍航空隊「慰安所」

1936 年、鹿児島県大隅半島の鹿屋に海軍航空隊基地が設置された。鹿屋海軍航空隊は、

^① 近代日本の公娼制度と廃娼運動に関する筆者の基本的評価については、『性の歴史学―公娼制度・墮胎罪体制から優生保護法・売春防止法体制へ』不二出版、1997 年。

1937年7月に日中戦争が始まると木更津海軍航空隊とともに第一連合航空隊を編成し、中国各地を爆撃した。鹿屋は海軍航空隊基地とともに軍都として発展し、象徴的なことに、1941年5月27日の海軍記念日に市政が施行されている。鹿屋航空隊基地は1945年12月の真珠湾攻撃のための訓練の中核地となり、第2次大戦中には神風特攻隊の基地となった。特攻隊の出撃では知覧が有名だが、知覧よりも鹿屋のほうが人員数・機体数ともに上回った。1945年9月2日、日本は連合国に対する降伏文書に調印し、9月4日には連合国占領軍が鹿屋市高須町の金浜海岸に上陸する。この上陸地に高須町内会が反戦平和の願いを込めて建立した「進駐軍上陸地の碑」がある。戦後の鹿屋には海自の鹿屋航空基地が置かれ、現在でも軍事的拠点都市としての役割が強い。

このような鹿屋海軍航空隊基地の近傍にあった青木町には、1937年に日中戦争が勃発する前から軍人に性的「慰安」を与える施設を集めた公認買春地区が存在した。1997年にTBSが放映した向田邦子原作のドラマ「螢の宿」は、フィクションのエンタテインメント作品であるが、青木町に実在した軍人「慰安」施設をモチーフにし、「砲火の下の遊廓に生きる女たちと、出撃を待つ士官たちの死別を覚悟の悲恋を切々と描きながら、戦争の真っ只中で生きる人々の悲しみに迫っていく」と宣伝された。「螢の宿」という題は、死んだ特攻隊員の魂が螢になって遊廓の女たちのもとに戻ってくるという心象風景から名付けられている。

しかし、これを「遊廓」と人々が認識していたとはいえ、鹿屋に存在した軍人「慰安」施設地区は、内務省の分類によれば、貸座敷娼妓規則が適用される「貸座敷免許地」ではなかった。「貸座敷免許地」だけが遊廓であり、貸座敷取締規則や娼妓取締規則が適用されるものだけが公娼制度である、と「日本娼妓運動家史観」によって狭く定義するのであれば、青木町には遊廓もなければ公娼制度も存在しなかったことになる。折から高まる内外の娼妓世論の影響によって、内務省は「貸座敷免許地」を新規に認可することに確かに消極的であった。日本の公娼制度は、1920年代の国際連盟女性児童売買禁止条約批准問題や1931年の国連女性児童売買実情調査団の来日を通して国際的な注視を浴びていた。また、廓清会や婦人矯風会などの日本の娼妓団体は公娼制度廃止法案を帝国議会に提出したり、地方議会において娼妓決議をあげさせたりする活動を展開していた。内務省は、このような「娼妓世論」を無視することができなかったのである。実際、廓清会・矯風会などの運動によって1920年代から30年代にかけて20県を超える県で娼妓決議があげられ、鹿児島市塩屋町に貸座敷指定地を擁する鹿児島県においても、1937年12月14日県議会が娼妓を決議している⁽²⁾。

このような「娼妓」の建前が支持される時代状況の中で軍都鹿屋に「貸座敷免許指定地」ではない形式で買春地区を新設したのが、当時鹿児島県警察部長であった坂信弥(在任1936/4/27－1937/7/8)である。1924年に東京帝大法学部を卒業後、内務省に入り、鹿児島県に着任するまでに、茨城県警部、滋賀県警務課長、長野県警務課長、京都府保安課長、北海道庁道路課長、奈良県経済部長などをつとめていた⁽³⁾。鹿児島時代について坂は自著

⁽²⁾ 芳即正『かごしま くるわ物語－裏街道おんなの歴史』丸山学芸図書、1989年、226-230頁。同書は鹿児島市内に存在した遊廓と鹿児島県における娼妓運動やGHQ娼妓令を詳しくとりあげているが、鹿屋に設立された性売買施設については言及がない。

⁽³⁾ 坂信弥の履歴は次のとおりである。1898年12月23日堺市に生まれる。中農。市会議員田中隆太郎の四男。1916年堺中学校卒業後、1918年1月まで堺税務署に勤務。1921年3月第

『私の履歴書』にこう書いている。

「鹿屋という町に海軍航空隊があった。後年真珠湾攻撃をやったあの航空隊である。同隊には少年航空兵がたくさんいたが、海軍の中でこの少年航空兵がいちばん早熟だったらしい。いつ死ぬかわからない境遇だから、死ぬ前に『男』になりたいという気持ちも強かったのだろう。ところが適当な遊び場所がないものだから、町の娘たちに被害が及ぶ。娘の親たちは怒って航空隊に苦情を持ち込む。隊長の石井静大佐もこれには弱って私のところにやってきた。

「こういうことを頼むのはあなたで三代目の警察部長だが、なんとか遊び場所をつくってくれないだろうか」

要するに『赤線』をつくってくれというのだ。当時、内務省は人身売買をうるさく取り締まっていたので、新しく遊廓を設置するなんてとてもむずかしいことだった。

私はこの申し出には弱ったが、私も同じ男である。まして少年航空兵はお国のためにあすを知らない命だ。そこで「よろしい、なんとかしましょう」と言って一計を案じた。それは郊外の町有地約五万平方メートルにダンスホールをつくる計画だ。各ダンスホールのダンサーは客である少年航空兵と意気投合の結果、別室にご案内する。つまり、いましきりにその方面に利用されている「恋愛関係の成立」という形式をとることにした。「特種飲食店」というのはこのときはじめてつけた名前である。」⁽⁴⁾

経営は鹿屋町長の推薦する 50 人の業者に任された。坂はこう続けている。「警察署長が赤線をつくるなんて今ではとても考えられないことだ。どうやら私は法を守るより法の精神を体して法網をくぐらせる警察部長だったらしい」⁽⁵⁾。

八高等学校卒。1924 年 4 月東京帝国大学法学部法律学科(独法) 卒。1923 年 12 月高等文官試験行政科合格。1924 年 5 月、内務省に入り茨城県属として内務部産業課に配属された。その後、長州系官僚である坂仲輔の家の婿養子に迎えらる。1924 年 5 月茨城県属・内務部産業課。1924 年 12 月、茨城県警部を兼務。1926 年 5 月地方警視・滋賀県警務課長。1927 年長野県警務課長。1928 年 6 月京都府保安課長。1932 年北海道庁道路課長。1935 年 1 月奈良県経済部長。1936 年 4 月鹿児島県警察部長 1937 年 7 月埼玉県警察部長 1938 年 5 月上海領事(警察部長) 1939 年 9 月警視庁官房主事。1941 年 10 月大阪府警察部長。1943 年 4 月富山県知事。1944 年 2 月農商省農政局長。1944 年 7 月警視總監。1945 年 4 月依願免本官。1945 年 8 月警視總監。1945 年 10 月依願免本官。1951 年 8 月公職追放解除。1958 年 11 月～1964 年 10 月大商証券社長。その他、日本医療食協会会長、日本証券株式会社相談役などを歴任。1991 年 2 月 22 日死去。享年 92。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』第 2 版、東京大学出版会、261-262 頁参照。

⁽⁴⁾ 坂信弥『私の履歴書 第 18 集』日本経済新聞社、1963、149-150 頁。引用文中にある「石井静」は「石井芸江(しずえ)」の誤記。石井芸江(1888 年 12 月 20 日-1944 年 11 月 17 日)は東京出身の海軍軍人。海軍兵学校第 39 期(1911 年 7 月 18 日卒)。1935 年 11 月 15 日 海軍大佐となり、1936 年 4 月 1 日 鹿屋海軍航空隊司令に就任。日中戦争勃発後の 1937 年 11 月 15 日に佐世保鎮守府附、翌月 12 月 15 日 馬公要港部附となり、1938 年 4 月 1 日 高雄海軍航空隊司令に就任。1938 年 12 月 15 日 大分海軍航空隊司令となり、その後、日中戦争から太平洋戦争の時代に佐世保海軍航空隊司令、航空機運搬船小牧丸艦長、春日丸艦長、空母隼鷹艦長、空母神鷹艦長などを歴任。神鷹の撃沈によって 1943 年 11 月 17 日に戦死、海軍中将特進 正四位。

⁽⁵⁾ 同前、150-151 頁

鹿児島県警察部長によってつくられたこの「特種市街」は、1937年2月頃から営業を開始する⁽⁶⁾。やがて、坂が離任した後には、料理店街として認可を受けることになる。鹿屋市立図書館が作った新聞記事のスクラップブックを見ると、「軍都鹿屋町に花街ができる－内務省はすでに諒解済み」（大毎 1937年9月29日頃）という見出しの新聞記事が見える。その記事によれば、「鹿屋町では数年来町の拡大進展とともに公娼設置の儀などがあったが公娼廃止の時潮にはばまれて実現せずにはいた」。しかし1936年来、「待合と遊廓の中間に行く高尚清潔な料理屋を集团的に一廓に集めようとする計画」が進められ、1937年9月鹿児島県特高課長と鹿屋署長が上京して内務省の諒解を求め、快諾を得た。鹿屋川沿いにある薩摩製糸会社の跡地に10軒がまず認可され、「傭女」は一軒5、6名とし、「傭女」の前借は500円以下（契約期間3年以内）で揚げ代の配分は楼主・傭女五分五分、性病検査も厳重に行うという。性病検査に関しては、翌1938年6月30日付けの「県下初の診療所 花柳病の根絶を期し鹿屋町でお膳立て成る」という見出しの記事がある。この時点で接客業者は約160名おり、それまで「青木料理屋組合診療所」で性病検診を行っていたが、国と県が新たに補助を与えて増改築を行い、鹿児島県の町村で最初の「厚生省指定町立花柳病診療所」として拡充させるというのである。増改築経費の半額を政府が補助し、町が負担する医師・書記・看護婦らの人件費にも国庫から補助が行われるという手厚い援助ぶりが窺える。

以上のように、鹿屋航空隊基地近傍につくられた性的「慰安」施設地区は、「廃娼世論」をかわすことを明確に意識して作られた、日本内地の軍隊「慰安所」の一つであった。この「慰安所」は、鹿屋の町の娘たちに被害が及び住民から軍が反感を持たれないようにするには「遊び場所」を作るにしくはなしとして、鹿屋航空隊のために鹿児島県警察部が設立し、性病検査を徹底させるために国と県が惜しみなく補助を与えたのである。

人身売買－女性の奴隷化を非難する世論、特に外国からの視線を気にして、名称や装いのみ変えることによって非難をかわそうとする態度は、明治初期のマリア・ルース号事件後の娼妓解放令以降、日本政府がくりかえしてきたことであった。廃娼の輝かしい先例とされる群馬県においては、「廃娼」によって娼妓という名こそ廃止されたが、女性の登録・性病検診・課税といった公娼制度の内実は変わらなかった⁽⁷⁾。内地においてのみならず、日清戦争・日露戦争を経た日本が朝鮮や中国各地に日本の公娼制度を扶植し、女性たちを芸妓や酌婦と呼びつつ客をとらせて性売買を統制したことも、宋連玉や藤永壮らによってつとに明らかにされている。上海においても、内地で「娼妓」と呼ばれる女性たちは「乙種芸妓」と呼ばれた。1920年代に国民政府や婦人矯風会上海支部から公娼制度への非難や反対が高まってゆくと、上海の日本総領事館は1931年11月25日、従来の「乙種芸妓」を「酌婦」に呼び改めるが、貸座敷は総領事館警察の管理のもと、日本の敗戦まで存続した⁽⁸⁾。つまり、坂信弥が鹿児島県で行ったことは、名前や法令の変更で装いを変えて「廃娼」世論をかわして国家的体面を保とうとする、典型的な近代日本の偽善的な方便であっ

⁽⁶⁾ 鹿屋町教育会編『鹿屋郷土史』鹿屋町教育会、1940年、211頁、『鹿屋市史 下巻』1995年、656頁など参照

⁽⁷⁾ 前掲、『性の歴史学』日本語版では99、100-113n、152。

⁽⁸⁾ 藤永壮「上海の日本軍慰安所と朝鮮人」（大阪産業大学産業研究所発行『産研叢書Ⅰ 国際都市上海』1995年所収）121-1218頁

た。

II 上海時代の坂信弥

その坂信弥が上海に赴任したのは、日中戦争が泥沼化しつつあった 1938 年 5 月のことである。坂は、鹿児島県警察部長離任後、埼玉県警察部長を経て、上海総領事館の領事・警察部長に就任した。上海における日本人経営の貸座敷は、第二次上海事変前年の 1936 年の時点ですでに、海軍慰安所たる料理店 3 軒を含め十数軒の店があり酌婦数 131 名（内地人 102 名、朝鮮人 29 名）がいた。料理店 3 軒は居留邦人を顧客とし、他の 7 軒は海軍下士官兵を専門としていたという⁽⁹⁾。第二次上海事変後、上海の日本軍「慰安所」は日中戦争の拡大を背景にますます増えた。1937 年末には事実上の貸席が 11 軒（内、海軍慰安所 7 軒）、酌婦 191 名（内地人 171 名、朝鮮人 20 名）となり、前年に比して 73 名の増加となり、一般貸席 4 軒はほとんど居留邦人を顧客とし、他の海軍慰安所 7 軒は海軍下士官兵を専門にして地方客には絶対に接客させず、酌婦の健康診断も陸戦隊と上海領事館警察管理立ち会いの上、毎週一回専門医をして実施させた。この時期、上海領事館館内に陸軍慰安所臨時酌婦 300 名と報告されている⁽¹⁰⁾。日本軍「慰安婦」の募集がいかにか国家ぐるみの営為であったかを示す史料として、在上海日本総領事館警察署長（田島周平）より長崎県水上警察署長（角川茂）に宛てた依頼状（1937 年 12 月 21 日付）は特に有名なものの一つである。坂信弥は、この発信人である田島周平が離任した後に在上海総領事館の領事となり、警察部長として働いたのである⁽¹¹⁾。

坂が上海時代について『私の履歴書』に書いている懐旧談は、フランス租界に根拠地をもつ抗日運動の地下組織を摘発・検挙を行うために、坂が単身フランス租界の警視総監のところに乗り込んで酒と猥談で協力交渉をまとめたという手柄話⁽¹²⁾と、「ダンサーと芸者に感謝された話」である。国際都市・上海では内地以上に「廃娼」の建前があり、共同租界においても「廃娼」が行われていた。しかし実態は多様な形態での性売買が存在し、日本の業者については前述の通り上海総領事館は「芸者」や「酌婦」の名目で性売買を統制していた。「ダンスホール」は 1920 年代後半から流行した娯楽場だが、ダンス中にダンサーと交渉し、閉店後に同伴するのが目的の客も多かった。坂が鹿屋につくった「慰安」施設を「ダンスホール」と呼んだことから、坂自身がダンスホールをどのようなものと考えていたかは明らかであろう。日中戦争勃発後の 1938 年、内地のダンスホールには自粛営業が求められ、一般女性客はダンスホールへの入場を禁止され、ダンスホールにいるのは時間雇用制で客を待つダンサーだけであった。日中戦争がしだいに激しくなると、内地のダンスホールが閉鎖されたため続々とダンサーたちが上海に渡航してくる。坂は陸軍からダンスホールを許可しないようにしてくれと申し入れを受けたが、「上海でダンスホー

⁽⁹⁾ 外務省編『外務省警察史』第 43 巻〈支那ノ部（中支）⑥〉 不二出版、55-56 頁

⁽¹⁰⁾ 「昭和十三年中ニ於ケル在留邦人ノ特種婦女ノ状況及其ノ取締並ニ租界當局ノ私娼取締状況（在上海総領事館警察署沿革史ニ依ル）」（前掲『外務省警察史』所収、133 頁）

⁽¹¹⁾ 坂が上海警察部長時代の上海総領事は三浦、警察署長は白神栄松である。田島周平が署長として在任したのは 1936 年 7 月 30 日から 1937 年 12 月である。

⁽¹²⁾ 前掲『私の履歴書』152-156 頁

ルを不許可にすれば彼女たちはまた香港かどこかへ流れていくだけじゃないか。キミたちは日本の女をそうやって毛唐に渡そうとするのか」⁽¹³⁾と言って、あえてダンスホールに許可を与えた。それを感謝した女性たちが、警察の新年宴会のときに宴席のサービスにかけつけて坂にお礼を言った、という。

その「新年宴会」なるものも、坂が企画したもので、芸妓と巡査たちに大好評であったという。坂によれば、上海の大料亭では盛んに宴会が行われていたが、貧しい巡査たちが「無粋」にも「しきりに臨検をやりたがる」。それで坂は、巡査たちも芸者遊びをすれば無粋な臨検などをしなくなるだろうと巡査一人に芸者一人の割合で「上海の芸者を全部」呼び、陸軍・海軍・警察幹部が高額な経費を負担して巡査たち 270 人を招待して遊ばせたのだという⁽¹⁴⁾。

坂の懐旧談から窺えるのは、陸軍が大量の軍隊「慰安婦」を調達するために内務省や領事館に調達協力を求めて軍隊「慰安所」を増やしていた反面、西欧趣味のダンスホールはけむたがっていたことである。が、坂の価値規範においては性的「慰安」の場を作るのは「粋なはからい」であった。警察署長として法を厳格に執行して臨検を実施したりモダンな性風俗を排除したりするよりも、法の網をくぐって多彩な「慰安」を充実させ公的に管理するほうが、時代に合う気の利いたはからいだと考えていたのであろう。実際、坂が在任中の 1939 年 4 月 5 日、上海総領事館は、館令第一号「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特種飲食店、特種婦女取締規則」を公布する。これによって従来の「芸妓営業取締規則」「料理屋営業取締規則」は廃止され、日本当局による性売買管理の対象範囲はカフェー、ダンスホールなどの新たな風俗営業にまで拡大された⁽¹⁵⁾。かような上海における日本の性売買統制のもとで、多数の女性が日本敗戦まで多様な形態で性的な搾取と虐待を受けることになる。

Ⅲ 占領軍「慰安所」

坂信弥と鹿屋に再び目を転じよう。

坂信弥は、上海からの帰国後、警視庁官房主事、大阪府警察部長（1941 年 10 月 21 日～1943 年 4 月 23 日）、富山県知事（1943 年 4 月～44 年 2 月）、農商務省農政局長（1944 年 2 月～7 月）を歴任した後、1944 年 7 月、小磯内閣の成立とともに、警視總監に抜擢された。小磯内閣の内相として入閣した元の東京都長官（最初の東京都知事）・大達茂雄の推薦による抜擢であり、陸軍を押さえ、警視庁の憲兵司令部からの失地回復を目論む内務省最上層部の意図を体した人事であった⁽¹⁶⁾。坂は 1945 年 4 月の小磯内閣辞任によっていったん警視總監職を離れるが、終戦の詔勅が出た二日後の 8 月 17 日再び警視總監に任命され、10 月まで在職した。

敗戦直後の 1945 年 8 月 18 日、内務省警保局は各地方庁に対し、占領軍向けの性的慰安施設の設置を求める通牒を出した。日本政府は戦時下に日本軍「慰安婦」を動員したのと

⁽¹³⁾ 同前 156 頁

⁽¹⁴⁾ 同前 156-157 頁

⁽¹⁵⁾ 『外務省記録』K-3-1-0-1-1 「領事館令ノ制定並改廃関係雑件 上海ノ部」所収

⁽¹⁶⁾ 前掲『私の履歴書』165-167 頁

同様、敗戦後は当然のように米軍「慰安婦」を準備したのである。坂信弥が警視總監として占領軍「慰安」施設の設置のために活躍したことはよく知られている。坂は、「占領軍慰安施設」への自身の関与をしばしば自分で著述しており、坂へのインタビューをふまえて彼の関与を詳述する図書も刊行されている⁽¹⁷⁾。

坂は、東久邇宮王は「南京に入城されたときの日本の兵隊のしたことを覚えておられ」、「それで、アメリカにやられたら大変だろうなという頭はあったらと思います。そうすると、どうしたらいいかということで、やはり慰安施設が必要です。一応さばくところをこしらえておこうじゃないかということが、内閣の方針としてきまった」⁽¹⁸⁾と語っている。東久邇宮内閣の国务大臣であった近衛文麿から直接に依頼を受けた坂は、業者を集めて占領軍用の「慰安婦」を集める交渉を進め、RAA（占領軍性的慰安施設協会）を組織させた。また、内務省経済保安部長の池田清志と資金繰りの相談をして勸業銀行に巨費を融資させた。このような内務省の強力な指揮によって日本全国各地で地方庁と警察が占領軍を迎える性的「慰安」施設を手配し、それらが社会に占領軍売買春を制度化させる始まりとなった。このようにして坂は、日中戦争前の鹿屋や日中戦争下の上海において警察責任者として性売買の統制に関与した経験をふまえ、警視總監として占領軍「慰安」施設創設に尽力し、それによって戦後日本国家による買売春統制の基礎を築いたわけである。

このような坂の歩みから、外見的には内外の「娼妓世論」におされて「娼妓」の方向へと動いていたかにみえる日本において、内務省は外見にこそ配慮したものの、裏面で名称や法令の変更によって性売買をより効果的に管理統制して軍と民間人に女性を提供しようとする点において一貫性があったということが分かる。日本軍「慰安婦」問題は基本的に軍の関与に焦点があてられてきたが、その軍を支えたのがこのような内務省の存娼論であることも看過できない事実である。公娼の定義を明確にしないまま軍隊「慰安婦」と公娼の差異を強調することが今日も盛んだが、偽善的な便法によって内外の「娼妓世論」をかわして戦前・戦中・戦後の性売買を統制してきた内務省の責任が不問に付されてはならない。日本公娼制度の植民地への扶植から戦時の日本軍「慰安婦」へ、日本敗戦後の米軍「慰安婦」創出へといった過程を通して内務省が女性の性的奴隷化に果たした役割は決定的である。それを軽視して軍の関与に注目するだけでは、近代日本の植民地支配や侵略戦争の責任を「軍部の独走」論で片付けてしまおうとする態度と同様、国家暴力という問題の本質を見落としてしまう。それでは蜥蜴のしっぽ切りに帰結するだけではないだろうか。

ここで鹿屋市に再び視線を戻そう。敗戦前後、鹿屋では激しい空襲と占領軍の進駐を恐れて住民が山に逃げ込み、町は火が消えたようになっていた。だが青木町の「慰安」街は敗戦早々に米軍に開放され、日本人立ち入り禁止の米軍専用慰安所として営業を再開した。

『鹿児島県警察史』によれば、占領軍の進駐以後約二ヶ月間に、鹿児島県内で把握された窃盗・強盗・強姦・酒類強要・住居侵入・暴行傷害といった不法事件は 45 件であったが、「これらの事件のほかに警察を悩ませたのは、進駐軍側からの慰安婦の要求であった。

⁽¹⁷⁾ 前掲『私の履歴書』169-170 頁、座談会「終戦前後における内務省及び地方庁の活動状況」速記録（1970 年 9 月 28 日）国会図書館憲政資料室所蔵「大霞会所蔵内政関係者談話速記録」33、15-19 頁、大霞会編『内務省外史』地方財務協会、1989 年、309-311 頁、ドウズ昌代『敗者の贈り物 国策慰安婦をめぐる占領下秘史』講談社、1979 年、18-32 頁、大島幸夫『原色の戦後史』講談社、173-174 頁など。

⁽¹⁸⁾ 前掲『内務省外史』309 頁

進駐軍の命令は絶対であり、要求をうけた警察署長や幹部は、管内の貸席業者や接客婦などに説得や勧誘をしなければならなかった。かつては取締対象であった彼女らに対し、警察が懇願しなければならないという、これもまた敗戦ということのかなしさを感じさせるできごとであった」⁽¹⁹⁾という。また、当時、鹿屋の終戦連絡事務局と米軍側との間で通訳をつとめていた人物は、鹿屋で「婦女子への米兵の乱暴を未然に防ぐ」ことができたとし、その裏には、「米軍進駐一週間位後だったと思うが、遊廓が営業を再開したこともあると思う」と述べ、当時を次のように回想している。

「当時、日本の軍事基地には、どこにも遊廓があり、鹿屋も例外ではなかった。進駐米兵はあまり悪いことをしないということがわかると、二十人あまりの公娼が避難先から復帰してきた。

米軍はこれに目をつけ公娼全員をペニシリン注射で無害化すると、遊廓を米軍専用、つまり日本人立ち入り禁止区域となした。

そして米軍当局は、利用料金を決める会議を遊廓代表、警察署長、それに私の出席を求めて聞いた。なにを標準に回数を決めるかなど、私は後にも先にもまったく経験したことの無い、思い出すたびに顔の赤くなるきわどい通訳をさせられる羽目になった。

なおついでだが、ある日、一人の娼妓がいわゆるやり手婆さんに付き添われて、私の水行社の事務室にやってきて、「米兵のお客は大変しつこいので私達は困っています。これをやめる命令を出すように、米軍司令官に頼んで下さい」と、モジモジしながらも真剣な顔つきで陳情したのである。

私は笑うにも笑えず「わかった」と答えてお引き取り願ったが、次ぎの日、ある用事で米軍司令官を訪問した折に、この「陳情」をわざと話題にしてみたところ、司令官は大笑いして *That's beyond me!* (それは私の手には負えん) と言ったのが、今でも耳の底にこびりついている。この司令官はユーモアがあった。」⁽²⁰⁾

これらの記録は、鹿屋航空隊のために設置された「遊廓」が敗戦後に米軍専用「慰安所」に転用されたことについて、鹿児島県警察も鹿屋市の終戦事務を担当した人々も、なんら女性に対する罪責感をもっていなかったことを示している。罪責感どころか、「かつては取締対象であった彼女らに対し、警察が懇願しなければならない」ことに敗戦の悲哀を感じたり、この「慰安所」によって米兵による暴行から良家の子女を守ったと評価して、女性が米兵に苦境を訴えに來たことさえ滑稽な笑い話にしていたのである。

(おわりに)

鹿屋に公認買春地区を作った坂信弥という内務官僚の軌跡は、近現代日本の公娼制度の変遷を体現している。坂は海軍航空隊の要望に応じて、「遊廓ではない」という建前の軍隊「慰安」地区を軍都につくった。日中戦争勃発後の上海では在上海日本総領事館の領事・

⁽¹⁹⁾ 『鹿児島県警察史』鹿児島県警察本部、1972年、389頁

⁽²⁰⁾ 米永代一郎『半世紀の鹿屋航空隊・戦後編Ⅰ』1990年、8頁

警察部長として軍隊「慰安婦」募集に関与するとともに、陸軍流のダンスホール抑圧を無粋として、新しい性風俗産業の認可と統制を推進した。そして日本敗戦後には、警視總監として鹿屋方式で占領軍のための性的「慰安」施設をつくったのである。

坂や鹿屋を通して日中戦争の戦前・戦中・戦後をみれば、「廃娼世論」なるものが日本軍に対する女性の提供を何ら妨げず、娼妓を芸妓や酌婦や慰安婦と呼び変えることで国家権力による性統制が拡充・強化されていった実態がみえる。「廃娼」のかけ声と裏腹に国家的性統制は増強されていった。

なお、鹿屋航空隊基地は日本敗戦で解体されたものの、1950年に朝鮮戦争が勃発したことを契機に警察予備隊が組織され、1952年に「警察予備隊鹿屋駐屯地」となり、1953年に「海上警備隊鹿屋航空隊」が設立され、1954年に「海上自衛隊鹿屋航空隊」と改称された。労働省婦人少年局の調査によれば、1955年4月30日時点に鹿児島における自衛隊附近の売春関係地域は一カ所であり、42人の業者と158人の「従業婦」が把握されている⁽²¹⁾。

また、日本で刊行されている都道府県レベルの警察史の多数が8月18日の内務省警保局からの通牒を受けて占領軍「慰安所」の設立に尽力した事実を記載し、そのような「慰安所」を設立したからこそ婦女暴行を未然に防ぐことができたと肯定的に評価する叙述もみえる。坂が体現したような存娼論は、今日になお社会に根深く生き続けている

⁽²¹⁾ 「全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数」『日本婦人問題資料集成』第一巻＝人権、597-598頁

上海総領事館警察による日中戦争下の「特種婦女」統制

藤目ゆき

上海時代の坂信弥について、前掲の小論を補足し、関連史料の紹介をしておきたい。

1. 上海総領事館警察部長

坂信弥は 1938 年 5 月 3 日、上海総領事館に領事兼警察部長として着任する。
 先ず、上海総領事館警察の沿革を説明しておこう。日本は 1871 年の日清修好条規に基づいて翌年には上海に領事館を開設、1884 年には領事館に警察官を派遣するようになった。上海総領事館の史料「在上海総領事館警察署長歴任表」⁽¹⁾には、1896 年に領事館に着任した警部・荻原秀治郎を初めとして、15 人の人名がみえる。1909 年に瀧島徳郎なる警部が署長を拝命してからが、正式な「署長」ということになる。表 1 は、この史料を元に、坂信弥が警察部長であった時期の警察署長である白神榮松を 16 人目として加えて作成したものである。

表 1 「在上海総領事館警察署長歴任表」

官職		氏名	着任	離任
警部		荻原秀次郎	1896年4月	1897年8月
警部		三宅新太郎	1897年8月	1904年7月
警部		西村銑象	1904年7月	190年.6月
警部		山本傳五郎	1906年6月	1907年11月
警部	1909.4.9署長拝命	瀧島徳郎	1907年11月	1910年10月
警部	署長	山本傳五郎	1910年10月	1915年10月
警部	署長	金子長次郎	1915年11月	1916年11月
警部	署長	萩尾和市郎	1916年11月	1918年3月
警部	署長	豊田岩尾	1918年3月	1921年8月
警視	署長	木下義助	1921年9月	1923年9月
警視	署長	連修	1923年10月	1925年10月
警部	1926. 4. 警視 署長代理	原二吉	1925年10月	1926年5月
警視	署長	花里初太郎	1926年5月	1935年1月
警部	署長	福山三〇	1935年1月	1936年7月
警視	署長	田島周平	1936年7月	1937年12月
警視	署長	白神榮松	1938年1月	不詳

⁽¹⁾ 『外務省警察史』第 43 巻、不二出版、205-206 頁

1921年に外務省と内務省は、内務省が推薦する警視が内務事務官兼任で上海総領事館警察署長に就任することに合意する。その結果、兵庫県外事課長であった木下義助が署長に任じられ、上海領事館の特高警察機関が創出された⁽²⁾。

特別高等警察機能の増強をはかる内務省は、上海総領事館警察署長に内務省が推薦する人物を就任させる方策のみに留まらず、1926年3月には内務省派遣員を副領事級とし、諜報事務専任とするという改革を実現させた。初代の特高警察専任の警視に着任したのは雪澤千代治であり、雪澤を引き継いだのが兵庫県外事課長から転出して上海に来た赤木親之である。さらに1932年の第一次上海事変後には、内務省は上海の警察事務全般を指揮監督する領事を派遣するという案を外務省に認めさせた。この結果、1932年に上海総領事館警察部が発足し、初代警察部長には三・一五事件時の警視庁特高課長であった額額彌三が就任し、特高警察機関たる第二課の課長には赤木親之が就任する⁽³⁾。後年、赤木は日中戦争後の1938年5月、工部局警察に新設された特別副総監に就任するが、在任中の1941年6月に暗殺されることになる⁽⁴⁾。

額額の後任となる上田誠一もまた、京都府と警視庁で特高課長を歴任した内務官僚である。また上田が上海総領事館警察部長に着任してまもなく、熊本県・福岡県で各特高警察課長をつとめていた青柳一郎が上海領事として着任している。青柳は、上田の後任である北原英明が警察部長在任中、日中戦争勃発直後の1937年8月まで在任、その後帰国して福島県警察部長に就任する⁽⁵⁾。

日中戦争勃発後、上海総領事館が日本軍「慰安婦」の募集・渡航のために軍に協力した証拠文書として、1937年12月21日付けの在上海日本総領事館警察署長（田島周平）より長崎県水上警察署長（角川茂）への依頼状「皇軍将兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件」の存在は有名である。田島は上海総領事館警察部長である北村英明の部下であり、長野県の力石村（現、千曲市力石）出身で、上海総領事館警察署長となる前は青島の領事館警察の司法主任であった。上海を離れた後、満州の通化領事館分館主任兼署長を経て天津総領事館の警察署長に就任したが、その在勤中、所長室で脳溢血で急逝したという⁽⁶⁾。

田島の後任の上海総領事館警察署長は白神栄松であり、白神が坂信弥警察部長時代を通して警察署長を務めることになる。坂信弥は、このようにして上海総領事館警察が特高警察機能を強め、日本人女性を日本軍「慰安婦」にするために戦地へと送るために上海総領事館警察が不可欠な役割を果たすようになった時期に警察部長として着任したのである。

表2は、雪澤千代治に始まる領事館史料・「上海総領事館警察部長歴任表」に坂信弥を加えて作成した表である⁽⁷⁾。

⁽²⁾ 荻野富士夫『特高警察』岩波新書、164頁

⁽³⁾ 同前 164-165頁

⁽⁴⁾ 嶋田叡「赤木親之先輩に捧ぐ」『警察協会雑誌』445(27)、1941年40-46頁

⁽⁵⁾ 「上海領事館警察部警察官異動表」前掲『外務省警察史』所収、208頁

⁽⁶⁾ 川村春山『でこぼこ人生記』日刊労働通信社、1960年、218-232頁

⁽⁷⁾ 同前 205-206頁

表 2 上海総領事館警察部長歴任表

	氏名	官職	前職	就任	離任	転出先
1	雪澤千代治	警視	京都府社会課	1926.3.27	1928.7	内務省警保局
2	赤木親之	警視	兵庫県警視・外事課長	1928.7.19	1932.9	高知県警察部長
3	額額弥三	警察部長 領事	三重県警察部長	1932.9.8	1934.12	宮城県警察部。 その後、兵庫県警察部長
4	上田誠一	警察部長 領事	警視庁特高警察課長	1935.2.1	1936.4	警視庁特高警察部長
5	北村英明	警察部長 領事	岩手県警察部長	1936.5.15	1938.4	埼玉県警察部長
6	坂信弥	警察部長 領事	埼玉県警察部長	1938.5.3	1939.9	警視庁官房主事

2. 高級「慰安」施設としてのダンスホール

上海師範大学に設置された中国「慰安婦」歴史博物館の展示の中に、「上海日本軍慰安所分布図」と170軒にのぼる慰安所一覧表のパネルがある。170軒の「慰安所」の中にはサロン、飲食店、バーやダンスホール風の名前がついているものも多い。その内の67番目に、1939年から虹口の海南路81弄4号で営業していた「極東ダンスホール（極東舞厅）」という施設が載っている。これは、名前こそダンスホールだが、漢城寿松洞出身の宋世浩が20000元を投資して経営した慰安所であった。それ以前は1937年から京畿道京城府出身の崔鴻綺が「ロンドン・バー（倫敦酒吧）」を同地で経営していた。その崔のバーが39年に虬江支路へと引っ越した後、宋世浩が新たにダンスホールの名前で「慰安所」をつくったものだという⁽⁸⁾。

「極東ダンスホール」は日本軍「慰安所」がダンスホールという名目で営業していた例であるが、社交ダンスを楽しむ娯楽場としてのダンスホールは1920年代から上海で流行した都会的な歓楽文化を代表する娯楽施設のひとつであった。1920年代の国際租界には売春ライセンスを公的に付与された4500人の「公娼」が存在したが、20年代を通してマッサージ・パーラーやダンスホールといったモダンな風俗店が増えていき、これらもまた性売買を斡旋する役割を果たすようになっていた。名目は「ダンサー」であれ、客の踊りの相手をするだけでなく、密かに別の場所で性的サービスをする「私娼」として働く女性が増加していった。上海で「魔娼」が行われた後の1930年代から40年代にかけてもなお、ダンスホールやその他の施設や街頭で客をひいて買売春に従事する女性が、上海全体で少なくとも100000人と見積もられている⁽⁹⁾。ことほどさように、ダンスホールは富裕層の子女や学生もふくめ、遊ぶお金のある人が入場して音楽とダンスを楽しむ社交場であると

⁽⁸⁾ 蘇智良・陳麗菲・姚霏『上海日軍慰安所実録』上海三聯書店、2005年、pp.94-95

⁽⁹⁾ Gail Hershatter, "The Hierarchy of Shanghai Prostitution, 1870-1949", *Modern China*, Vol. 15, No. 4 (Oct., 1989), p. 463.

Gail Hershatter, "Courtesans and Streetwalkers: The Changing Discourses on Shanghai Prostitution, 1890-1949", *Journal of the History of Sexuality*, Vol. 3, No. 2 (Oct., 1992), p.240

同時に、「隠れ買売春施設」としての役割をも果たしていた。1937年5月27日付『申報』「跳舞在上海」によれば、この時期はダンスの全盛期であり、上海市内に少なくとも20軒のダンスホールがあり、これを上回る数の社交ダンスの学校が存在していたという⁽¹⁰⁾。

日本軍「慰安婦」の性病検診を行っていた兵站病院の軍医麻生徹男の著作は、「慰安婦」問題の歴史的究明のために第一級の史料だが、その麻生軍医も当時ダンスホールに魅せられた日本人の一人であった。1938年1月31日、北四川路で営業する「ダンスホール B.B」を初めて訪れた麻生軍医は、その感激をこう書いている。

B・Bの空気に接したとき、それまで愛好聴取していた、ジャズ音楽、ブルース、フォックストロット、ワルツ、タンゴの究極の醍醐味が、ここにありと胸の高鳴る思いであった。桃源郷、人間をしばれさす何物かの存在を目のあたりに見た、そして聴いた。然し私は踊れない。何たるもどかしさ。最初の日には心ならずもこれで引き下がった。（麻生徹男『上海より上海へ』石風社、1993年、79頁）

数日たった2月3日、再びB・Bを訪ねた麻生軍医は、見事に踊る日本海軍・陸軍の将校たちに目を瞠る。「客としては、スマートな第三種軍装の海軍士官が多かった。日本軍隊といえども、海軍とも成ればこんなに垢ぬけして、西欧的ムードの中にあるものかと驚いた。その中に一人の陸軍の佐官が一人混じって実に見事なステップを踏まれていた」。

麻生軍医はダンスホールにすっかり魅せられる。

一組の男と女が音楽に合わせて、鏡のように磨かれた床の上を滑るが如く、ホール一ぱいに廻っている。それで皆満足げである。私も踊りたい、何時かは、あの参謀殿の様に上手に成ってみたい。それは当時の又新たな任務として週二回も、何十人もの慰安婦の局部のみ覗かねばならぬ重苦しい不潔さに対する、何か高尚な「性」への憧れでもあった。

ここで私は決心した。即ち私はB・Bには当分足を踏み入れまい、その代りに陸戦隊本部に近い「江南ダンス研究会、日本総領事館公認」と看板の掲げている教習所に通うことにした。（同前 80-81 頁）

やがてダンスも上達し、ダンスホール通いを楽しんでいた麻生軍医は、娯楽に対する軍の方針の変化を次のように書く。

その後、上海市警備部隊が、東京百一師団より、杭州湾廻りの九州部隊と、交代してしまってから、軍服にて私達がホールに行くことを禁じた。思えば東京の部隊が居た時など、街の中心、カフェー・ライオンのホールでは、地下足袋、巻脚絆の兵隊達の飛び入り、セーラーダンス、コザックダンスもあったり、やんやの喝采で楽しかったが、我が郷土十八師団の管下では、それも成ら

⁽¹⁰⁾ 謝黎『チャイナドレスをまとう女性たち—旗袍にみる中国の近・現代』青弓社、2004年

ず、代って奇妙なことに街の周辺、楊家屯（軍工路）江湾鎮などの、所謂陸軍慰安所の方が盛んになって行く。（同前 82 頁）

その頃、日本内地ではダンスホールが次第に閉鎖され、ダンサーたちが続々と上海へやってくるようになり、内地で営業していたダンスホール自体がホールごと上海に移転してくるということもあった。そんな上海でのダンスホールを苦々しく見ていた陸軍に対して、上海総領事館警察部長の坂信弥がダンスホール営業と日本からのダンサー流入に好意的態度をとったことは、前掲小論「坂信弥―鹿屋に占領軍「慰安」施設の原型をつくった内務官僚」に述べた通りである。

軍服でダンスホールへ行くことを禁じられた麻生軍医は軍服から私服に着替えてダンスホール通いを続けるが、ダンスホールの裏面で行われている買春の現場を垣間見たこともあった。あるとき、同じ福岡の出身で女学校卒、踊り上手で知的な美人のダンサーに惹かれた麻生は、彼女の住所を聞いて、その部屋を訪ねる。するとそこはダンサーが買春客を迎える部屋だった。麻生は幻滅し、その後彼女とは性的要素のない「よき友」としてつきあうことになるが、まもなく彼女は姿を消してしまう。長い歳月を経て、麻生軍医は彼女が 1938 年夏頃に自死した事実を知ったという。

麻生軍医による記録『上海より上海へ』を読めば、麻生軍医にとって軍隊「慰安所」とダンスホールがいかに別物だったか如実に理解できる。引用文に表白されている通り、前者は「週二回も、何十人もの慰安婦の局部のみ覗かねばならぬ重苦しい不潔さ」で憂鬱になる存在だが、後者は「何か高尚な「性」へのあこがれ」を呼び覚まされる、歓びに満ちた存在なのである。

麻生軍医が「皇軍兵士」の「慰問」のために朝鮮及び北九州の各地より集められた女性たちの性病検診を行ったところ、「朝鮮婦人の方は年齢も若く肉体的にも無垢を思わせる者がたくさんいたが、北九州関係の分は既往にその道の商売をしていた者が大部分で、後者の中には鼠径部に大きな切開の瘢痕を有する者もしばしばあった」（同前 41 頁）。そこで彼は「内地を喰いつめたような者を戦地にくらえさせられては、将兵は、はなはだもって迷惑である」（同前 42 頁）として、娼婦の質の向上を求める建白書「花柳病ノ積極的豫防法」（1939 年 6 月 26 日付け）を書き、性病罹患歴のあるような娼婦歴の長い内地出身の女性たちは「皇軍将兵ヘノ贈り物」（同前 217 頁）としてふさわしくないと述べている。娼婦歴のない朝鮮人少女たちの徴募が拡大していく背景に、このような皇軍保護の論理があったのである。麻生軍医はまた、「軍用特種慰安所ハ享樂ノ場所ニ非ズシテ衛生的ナル共同便所」（同前 222 頁）であるとして、「ヨリ高尚ナル娛樂施設」の必要をも論じ、「娼楼ニ非ラザル軍用娛樂所ノ設立」を提言している。

麻生軍医は「兵站基地としての上海の雰囲気は第百一師団と第十八師団の交代で、兵より音楽を遠ざけひたすら野性の追求に向かわしめた」（同前 230 頁）ことを、個人としても嘆いていた。建白書には「高尚ナル娛樂施設」の例に音楽や活動写真、図書や運動の施設などが列挙されているが、ダンスホールは「私娼」がいる場所だからか、西欧趣味が拒否されるのが分かっていたからか、ここには挙げられていない。だが麻生軍医が「共同便所」でない高尚な「性」の欲求が満たされる場所としてダンスホールに魅了されていたのは事実であり、麻生の意識において軍隊「慰安所」と「ダンスホール」の間には「共同便

所」と「高尚ナル娯楽施設」という大きな差異があったといえるだろう。

以上に述べたように、坂信弥が領事館の領事・警察部長をつとめた 1938 年から 39 年にかけての上海においては、ダンスホールの名で営業する日本軍「慰安所」もあれば、日本軍将校が「高級」娯楽場とし、「私娼」を利用することも可能なダンスホールもあった。陸軍の主流は、内地においても上海においてもダンスホールのように西欧趣味で享樂的な「高級」娯楽施設を疎んじ、兵士たちには徹底した軍の管理下にある「共同便所」と誇られるような施設を兵士たちに供給した。が、将校たちには「ヨリ高尚ナル娯楽施設」の「慰安」を享受する余地が残されていた。坂は、軍からの申し入れに対して「日本の女性を毛唐に渡すな」と言い返してダンスホールを許可し、「高級」娯楽場を求める性的嗜好を守ったわけである。このようにして坂は、上海総領事館警察部長として日本軍「慰安婦」として女性を軍に提供する役割を前任者たちから引き継ぐのみならず、「高級」な性的娯楽にも「粹なはからい」をして、兵卒から将校にいたるまで性的な欲望と嗜好を満たすことができるように上海の性的「慰安」を統制したのである。

3. 新しい「特種婦女」取締規則

坂信弥の性売買取り締まり方針の下、日本総領事館は 1939 年 4 月 5 日に公布した館令第一号「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特種飲食店、特種婦女取締規則」（以下、1939 年特種婦女規則と略称）を公布する。この取締規則は全文 49 カ条から成る。同規則にいう「特種婦女」とは「芸妓、舞子、酌婦、仲居、女給、『ダンサー』」という六種の接客業に就く女性を指す（第三十四條）。これによって日本当局による買売春管理の対象範囲は、カフェー、ダンスホールなどの新興風俗営業にまで拡大されることになった。1939 年特殊婦女規則の公布によって、それまで上海で施行されていた「芸妓営業取締規則」（1905 年制定）と「料理屋営業取締規則」（1906 年制定）は廃止される。

1939 年特種婦女規則公布以前の上海における公娼制度の変遷は、「昭和十三年中ニ於ケル在留邦人ノ特種婦女ノ状況及其ノ取締並ニ租界当局ノ私娼取締状況（在上海総領事館警察署沿革史ニ依ル）」に説明されている。先ず、「酌婦」の項目を引用してみよう。原文の旧仮名遣いは現代仮名遣いに改める。

在留邦人経営ノ貸席ハ内地公娼制ニ依ル乙種芸妓（娼妓）ヲ抱エ明治四十年七月貸席ヲ開業シタルモノナルガ昭和四年六月上海公安局ハ管下全般ニ亘リ支那人公娼廃止ヲ佈布スルト共ニ支那街ニ在リシ邦人業者ニ対シテモ閉鎖ヲ強要スル等ノ態度ヲ示シ一方之ニ呼応シテ本邦人ヲ以テ組織スル婦人矯風会上海支部モ公娼制ニ極力反対ヲ唱ヘ外務省ニ陳情スル等ノ運動ヲ為シ社会問題トシテ取り挙げラレタル事アリ国際都市ニ於ケル邦人ノ体面ト社会風教上常ニ問題視セラルルニ顧ミ当館ニ於テモ同年公娼廃止ニ代ルベキ弁法トシテ料理店酌婦制度ヲ設ケ爾来抱酌婦ノ改善ヲ計リ来リタル処昭和七年上海事変勃発ト共ニ我ガ軍隊ノ当地駐屯増員ニ依リ此等兵士ノ慰安機関ノ一助トシテ海軍慰安所（事実上ノ貸席）ヲ設置シ現在ニ至リタル然ルニ本業者モ今事変勃発ト共ニ一時内地

ニ避難シタルガ客年十一月頃ニハ常態ニ復シ其後在留邦人ノ激増ト共ニ滬月、末廣ノ貸席ヲ増シ十二月末日現在事実上ノ貸席十一軒（内海軍慰安所七軒ヲ含ム）抱酌婦百九十一名（内地百七十一人中七十一名朝鮮人二十名）トナリ前年ニ比シ七十三名ノ増員トナリ而シテ一般貸席四軒ハ殆ド居留邦人ヲ顧客トシ他ノ海軍慰安所七軒ハ海軍下士官兵ヲ専門ニ絶対地方客ニ接セシメズ且酌婦ノ建康診断モ陸戦隊及当館警察管理立会ノ上毎週一回専門医ヲシテ実施セシメ居ルモノナリ尚其ノ他当館管内ニ陸軍慰安所臨時酌婦三百名アリ」（前掲『外務省警察史』所収、133 頁）

ここに「在留邦人経営ノ貸席ハ内地公娼制ニ依ル乙種芸妓(娼妓)ヲ抱エ明治四十年七月貸席ヲ開シタルモノ」と明記されている通り、上海では他の日本植民地と同様、内地のように「貸座敷」や「娼妓」といった用語を使わず、「貸座敷」を「貸席」、「娼妓」を「乙種芸妓」と呼び替える形で日本の公娼制度を扶植したのである。上海居留民団は 1908 年以後、こうした接客女性たちに課金し、その収入を財源とした。

この文書には、「婦人矯風会上海支部」の活動も言及されている。そのような廃娼世論の高まりを背景に、上海総領事館は「公娼廃止ニ代ルベキ弁法トシテ料理店酌婦制度」を設け、「乙種芸妓」を今度は「酌婦」へと改称する。このようにして上海総領事館は 1938 年まで法令上は 1900 年代に公布したものを残しつつ、行政的に接客女性の呼び名を替える措置によって「廃娼」世論をかわし、公娼制度の実を採ってきたのである。上海事変勃発後は海軍慰安所を設け、「酌婦」に対する性病検診も陸戦隊と領事館警察官吏の立会の上、毎週一回専門医に性病検診を実施させていた。当時、上海総領事館の管内に海軍慰安所が 7 軒、陸軍慰安所「臨時酌婦」が 300 名と把握されている。「臨時酌婦」とは軍に奉仕する「慰安」施設に送り込まれた軍「慰安婦」のことである。

続いて同じ文書の「ダンサー」に関する叙述の一部を抜粋しよう。

支那事変勃発ト共ニ戦禍ハ増々拡大シ長期ニ亘ル実情ニ顧ミ内地方面ニ於ケル自肅自戒ニ依リ「ダンスホール」ハ自発的廃業ヲ余儀ナクセラレ従テ大陸進出ヲ企図シテ来滬スル者其ノ数ヲ増シ從來三軒ノ斯業者ニ新ニ加ヘ十二月末日現在「ダンスホール」五軒「ダンサー」三百名ニ激増シ客年ニ比シ百八十六名ノ増加ヲ来セリ当館ニ於テハ昭和五年五月「ダンスホール」営業者ヲ説キ職業婦人トシテ「ダンサー」ノ品性ノ向上ヲ計リ経営者トノ関係ヲ円滑ナラシムルト共ニ当館ノ取締統制ヲ容易ナラシムル為「ダンスホール」協会ヲ組織セシメ一方館令ヲ以テ「ダンサー」ヲ許可営業中ニ加ヘ保護取締ニ遺憾ナキヲ期シ来レルモ一部ダンサー中ニハ外人経営ノ「ダンスホール」ニ稼業スル関係上外人ヲ對手ニ風俗ヲ紊ス者アルニ付査察取締ヲ励行シツツアリ(同前『外務省警察史』134 頁)

以上のとおり、上海においては、正式な規則として明文化しないまま内地で「娼妓」にあたる接客女性を時には「乙種芸妓」、時には「酌婦」と呼び改めて、性売買が管理統制されてきた。1930 年代には上海事変以後の駐留軍人の増大、軍からの要求に応じて、領事

館は軍に便宜をはかり、軍「慰安所」の性病検診には陸戦隊とともに領事館警察官吏も立ち会った。さらに日中戦争勃発後は「ダンサー」が激増すると、これを許可制にして、取り締まりの対象に加えていった。

坂信弥は上海総領事館の警察部長として、日中戦争勃発後の上海における性売買統制を陣頭指揮する役割を担っていた。1939年特種婦女規則は、多様化する性売買・性風俗業で稼働する接客女性を八種の「特種婦女」にまとめ、領事館による官吏統制を強化するために公布されたのであった。

外務省外交史料館が保存する『外務省記録』K-3-1-0-1-1「領事館令ノ制定並改廃関係雑件 上海ノ部」によれば、1939年特種婦女規則は、次のとおりである。

料理店、飲食店、「カフェー」「ダンスホール」芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特種婦女取締規則

第一條 先營業ヲ為サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢、營業ノ種別、屋号、營業所、營業家屋ノ間取図、付近見取図及資本金額ヲ詳記シ所轄警察署（分館所在地ニ在リテハ其ノ地警察署以下同シ）ニ願出テ許可ヲ受クベシ

前項ノ事情ニ変更ヲ生シ又ハ營業所ヲ移転、新築、改築若ハ増築セントスルトキ亦同シ

- 一 料理店
- 二 飲食店
- 三 「カフェー」
- 四 「ダンスホール」
- 五 芸妓置屋
- 六 待合
- 七 特種飲食店

第二條 前条ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ衛生風俗上必要アリト認ムルトキハ營業所ノ改築又ハ移転ヲ命スルコトアルヘシ

本令ノ營業ハ兼業スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ其ノ權利ヲ売買シ、又ハ他人ニ名義ヲ貸スコトヲ得ス

第四條 營業者ニシテ管理人又ハ代表者ヲ置カントスルトキハ其ノ理由及管理人又ハ代表者トナルベキ者ノ本籍、住所、氏名、年齢、前歴ノ概要ヲ記シ所轄警察署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五條 營業者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ許可ノ取消又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ
- 二、他人ニ名義ヲ貸スノ事実アリタルトキ
- 三、当館ノ認可ヲ経タル組合規約ニ違反シタルトキ

キ

第六條 營業者ハ組合ヲ組織シ規約ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ

警察署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ前項規約ノ改訂又ハ変更ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 夜間十二時以後ニ於テ歌舞音曲ヲ為シ又ハ為サシムヘカラス

第八條 營業者ハ客ヨリ飲食遊興ノ代償トシテ物品ヲ收受スルコトヲ得ス但シ警察官ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 營業者ハ其ノ業務ニ関シ家族雇人ノ所為ト雖モ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 身分不相応ノ金銭ヲ消費シ又ハ舉動不審ト認ムル者アルトキハ速ニ警察官ニ申告スヘシ

第十一條 營業者ハ芸妓、舞子、斟間、酌婦、仲居、女給、「ダンサー」ニシテ許可ヲ得サル者ヲ使用スベカラス

第十二條 客室、廊下、便所ニハ消毒薬ヲ注入シタル痰壺ヲ設備スヘシ

第十三條 營業者ハ屋内適當ナル場所ニ消火器ヲ備付ケ、其ノ他必要ナル防火設備ヲ為スヘシ

第十四條 營業者ニシテ女中、料理人其ノ他ノ使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ記シ三日以内ニ又解雇シタルトキハ其ノ事由及行先等ヲ記シ速ニ所轄警察署ニ届ケ出ツヘシ

料理店

第十五條 料理店トハ客室ヲ設ケ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ提供シ芸妓、舞子ヲ聘シ遊興セシムル營業ヲ謂フ

第十六條 客ノ求ナキ飲食物ヲ供シ又ハ芸妓、舞子ヲ聘待ヲ強要スヘカラス

第十七條 營業用家屋ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スヘシ

- 一 家屋ノ総建坪ハ六十坪以上トシ間口六尺以上ノ表玄関ヲ附シ専用客室六室以上ヲ有スヘシ
- 二 客室ニハ換氣採光ニ充分ナル裝置ヲ為シ天井ノ高サハ座上十尺以上トシ一室ノ広サハ三坪以上タルヘシ
- 三 客室ノ一方ハ幅四尺以上ノ廊下ニ浴ヒ且他室トノ境界ハ壁、襖又ハ板戸ヲ用ヒ自由ニ開閉シ得サル裝置ヲ為スヘシ
- 四 階上ニ客室ヲ設クルトキハ幅四尺以上ノ堅牢ナル階段二個以上ヲ設クヘシ
- 五 四階以上ニ客室ヲ設クルトキハ完全ナル昇降機ノ設備ヲ為スヘシ
- 六 便所ハ客室及調理場ヨリ六尺以上ヲ隔テタル位置ニ設ケ水洗式トシ周囲ハ不浸透質材料ヲ用ヒテ完全ニ築造スヘシ
- 七 調理場ハ六坪以上トシ上下水道ノ設備ヲ完全ニシ且土間ハ不浸透質材料ヲ用ヒ防鼠、防虫、防蟻、其ノ他ノ衛生設備ヲ施スヘシ

飲食店、「カフェー」

第十八條 飲食店トハ飲食ヲ調理シ座席ヲ設ケ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ供スル營業を謂フ。但シ所轄警察署ノ許可ヲ得テ客室ヲ設クルコトヲ得

第十九條 「カフェー」トハ椅子、テーブル等ノ洋式設備ヲ為シ女給ヲ使用シテ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ供スル營業ヲ謂フ

第二十條 料理店、飲食店、待合及「カフェー」營業者ハ名義ノ如何ヲ問ハス女中又ハ女給ヨリ金品ヲ徴収スヘカラス

第二十一條 女中又ハ女給ヲシテ芸妓又ハ「ダンサー」類似ノ行為ヲ為サシメ又ハ客ノ外出ニ同伴セシメ其ノ他風俗ヲ紊スノ虞アル行為ヲ為サシムヘカラス

第二十二條 女中又ハ女給ニ身体ニ故障アルトキハ勞務ヲ強制スヘカラス

「ダンスホール」

第二十三條 「ダンスホール」トハ舞踏場ヲ設ケ「ダンス」ヲ置キ客ヨリ一定ノ料金ヲ受ケ「ダンス」ヲ為サシムル營業ヲ謂フ

第二十四條 「ダンス」ノ人員ハ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ増減セントスルトキ又同シ

第二十五條 舞踏料金ハ一回又ハ数回ニ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 泥酔者、伝染性疾患アル者其ノ他衆人ニ嫌忌セラルル者又ハ危害ヲ醸スノ虞アル者ヲ入場セシムヘカラス

第二十七條 未成年者又ハ学生、生徒ヲ入場セシムヘカラス

第二十八條 舞踏場ニ於テ猥褻ノ言動ヲ為シ、又ハ風俗ヲ紊スノ虞アル「ダンス」ヲ為サシムヘカラス

第二十九條 料理店、飲食店、「カフェー」及「ダンスホール」ニハ客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス夜間十二時ヲ過クルモ立チ去ラサル者アルトキハ警察官ニ申告スヘシ

芸妓置屋

第三十條 芸妓置屋トハ雇傭契約ニ依リテ芸妓、舞子ヲ抱ヘ又ハ自前芸妓ヲ同居セシムル營業ヲ謂フ

待合

第三十一條 待合トハ客ニ一定ノ時間ヲ限リ席室ヲ貸与シ求ニ応シテ芸妓舞子ヲ聘待セシメ又ハ飲食物ヲ供シテ飲食又ハ遊興セシムル營業ヲ謂フ

特種飲食店

第三十二條 特種飲食店トハ女中、仲居ノ外酌婦ヲ抱ヘ客ニ待セシメ飲食遊興ヲ為サシムル營業ヲ謂フ

特種婦女

第三十三條 特種婦女トハ芸妓、舞子、酌婦、仲居、女給、「ダンス」ヲ謂フ

第三十四條 特種婦女タラントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日
- 二 芸名又ハ呼名
- 三 抱主又ハ雇主ノ氏名屋号
- 四 出生地及従前ノ生活状況ヲ詳記シタル経歴書
- 五 抱主又ハ雇主トノ契約書
- 六 戸籍謄本
- 七 指定医師ノ健康証明書
- 八 親権者ノ承諾書、夫アル者ハ其ノ同意書
- 九 嘗テ特種婦女タリシ者ハ其ノ所轄警察署ノ稼業証明書

第三十五條 芸妓ハ満十七歳以上舞子ハ満十三歳以上酌婦ハ満十八歳以上「ダンス」ハ満十七歳以上ノ者ニ非サレバ許可ヲ願出ツルコトヲ得ス

第三十六條 芸妓、舞子ハ芸妓置屋以外ニ居住スルコトヲ得ス

但シ芸妓ハ指定セラレタル地域内ニ限り所轄警察署ノ許可ヲ得テ自ラ一家ヲ構ヘ居住スルコトヲ得

第三十七條 芸妓自ラ一家ヲ構ヘ居住スル場合ハ他人ヲ同居セシムルコトヲ得ス 但シ同一戸籍内ニ在ル三親等以内ノ家族ハ此ノ限りニ在ラス

第三十八條 芸妓、舞子、料理店及待合以外ニ於テ稼業スルコトヲ得ス 但シ宴会場、演芸場等ヨリ聘セラレタルトキハ所轄警察署ノ許可ヲ得テ応スルコトヲ得

第三十九條 芸妓、舞子ハ所轄警察署ノ許可ヲ得ルニ非サレバ外泊又ハ旅行スルコトヲ得ス

第四十條 芸妓ハ毎月二回以上所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クヘシ

但シ満三十歳以上ニシテ健康成績良好ナル者及特別ノ事情アル者ハ其ノ事由ヲ具シテ前項ノ診断ノ一部免除ヲ願出ツルコトヲ得

第四十一條 酌婦ハ許可ヲ受ケタル特殊飲食店内ニ非サレバ稼業ヲ為スコトヲ得ス

第四十二條 酌婦ハ毎週一回所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クヘシ

第四十三條 「ダンス」ハ許可ヲ受ケタル「ダンスホール」以外ニオイテ稼業スルコトヲ得ス

第四十四條 女給及「ダンス」ハ客ノ送迎若ハ外出ニ随伴シ又ハ風俗ヲ紊スノ行為アルヘカラス

第四十五條 女給ハ「カフェー」以外ニ於テ稼業スルコトヲ得ス

第四十六條 仲居ハ料理店、待合及特殊飲食店内ニ在リテ稼業ニ従事スルモノトス

第四十七條 特種婦女ニシテ結核、癩病、其ノ他伝染性疾患ヲ有シ又ハ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ所轄警察署ハ稼業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取り消スコトアルヘシ

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外警察署長ハ取締上必要ナル指示ヲ為シ又ハ処分ヲ命スルコトヲ得

第四十九條 本令又ハ本令ニ基ク命令又ハ処分ニ違反シタル者及違反行為ヲ教唆又ハ幫助シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前既ニ許可ヲ得タル者ニ対シテハ昭和十四年九月末日迄本令第二条第二項ノ適用ヲ猶予ス

明治卅八年館令第三号芸妓營業取締規則及明治卅九年館令第一号料理屋營業取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

4. 『大陸新報』にみる坂信弥の活躍

1939年特種婦女規則公布当時、上海では日本語新聞として『大陸新報』が発行されている。同紙は軍の要望に朝日新聞社が協力して1939年1月に創刊された国策新聞である。上海最古の日本語新聞であった『上海日報』を買収して、『大陸新報』へと改題・創刊したものであり、宋連玉さんが研究している『上海日日新聞』はこのときに廃刊している。1939年特種婦女規則が公布される前後の『大陸新報』を見れば、法令文や公文書の上では触れられない性売買春統制の実態が浮かび上がってくる。以下、その幾つかを紹介しよう。

これらの『大陸新報』の記事は、日本上海市研究会のウェブサイトを開覧した(<http://shanghai-yanjiu1.sakura.ne.jp/mysite2/archives-newspaper.html#>)。旧仮名遣いは現代仮名遣いに改め、読解困難な文字には記号?をつけ、判読不可能な文字は記号○に置き換えた。見出し文字は、実際には大小があるが、ここでは単に太字で表している。

先ず、公布に先立つ1939年1月の記事である。

『大陸新報』1939年1月22日

踊り子税三弗 民国膨張予算の新財源に 愈よ新增税決定か

上海居留民団では23日から日本人倶楽部に臨時参事会を召集し、昭和十四年度新予算を審議可決するが、新予算は昭和十三年度に比し中小学校の新增設、火葬場の新設、社会施設の充実等に多額の費用を要するため約二十余万円増額となり、総予算額は百万円を突破し、居留民団創設以来の新記録を作り大上海市の面目は先ず予算面から整えることになった。新膨張予算をコントロールする財源を何に求めるかにつき民団当局は輿論の帰趨に重点を置き慎重研究中であつたが本誌が屢々指摘せる(イ)ダンサー税の徴収(ロ)遊興課税の増額(ハ)興業課金の増額(ニ)中、商、女学校の授業料並びに試験料の値上を参事会に上程し決定を求めることになるはずで、参事会も輿論の趨勢がこの点に一致せる点を認め異議なく○○する情勢である。なお新税の内容はダンサー税一ヶ月三ドル、遊興課金百分の五を百分の七に引上げ、興業課金最高入場料一人分を三人分に引上げ中、商、女学校の授業料五ドルを七ドルに引上げるはずで高等小学校の授業料一ドルの廃止も協議される予定である。

1939年特種婦女規則はカフェーやダンスホールなどの新興遊興産業で働く女性たちを包摂したのが特徴だが、この記事から浮かび上がるのは、それが接客業に対する課税の思惑とつながっていることである。朝鮮や関東州と同様、上海においても娼妓や芸妓、酌婦や貸座敷、置屋などへの課税が日露戦争前後から行われており、公娼制度が日本の植民地経営の大きな財源になっていた。

1939年特種婦女規則の第四十条は、「芸妓ハ毎月二回以上所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クベシ」と規定していた。次の記事は「健康診断」という、1939年特

種婦女規則と同様、検診内容のわからない言葉が使われている。が、「健康診断」とは即ち性病検診を含意していた。この記事は「芸妓」に対しても毎月二回も性病検診が強制されるということに対して、芸妓たちが抗議して領事館に押しかけ、当時領事館警察の署長であった白神榮松が対応し、「規則は規則だ」とはねつけたが、上司に当たる警察部長坂信弥の「情あるとりなしで一先ず落着」した、というものである。

『大陸新報』1939年4月28日

**"検診問題"めぐり姐さん連、柳眉逆立つ 坂部長の粋な裁きで鳶
花柳街異変**

もう葉桜の季節だというのに、これはまたあられもない花柳界の姐さんたちが柳眉を逆立てて総領事館警察に代表者を送り五月一日より実行の健康診断方法につき改良方を陳情、一時は警察側とコトバの束で衝突してワラワラ風景を演じたが、坂部長の情あるとりなしで一先ず落着をみた。

問題の中心は五月一日より実施の新規則第四十條「健康診断」に関する事で姐さんたちの主張する体面問題と警察側の意思とに一寸した違いがあり、これが原因となったのである。

白神署長談 白神署長は憤然として語る。「綺麗な姐様達に反撃されて弱ったよ、然し規則は規則だ、一度決めたことは断乎としてやるだけだ」

某姐さんの話 某姐さんは色なして語る。「健康診断は覚悟していますが私たちも大切な身体ですものそこを何とかして貰いたいと思ったのですが、警察に陳情したら妾たちが泥棒稼業の様に云われたので憤慨したのです」

検番代表かたる 検番代表余語精一氏は語る。「私は知らなかった、両方の中にはさまって弱っています、警察の申されることも最もですし、芸妓の方にも云い分があり、段段向上している歳何とかうまく片めたいものです」

(写真は姐さん達の陳情)



が、芸妓たちにとっては、歌舞音曲の芸を持ち社会的地位のある旦那がついている彼女

たちが、不特定多数の客をとる「内地の娼妓」や「乙種芸妓」や「酌婦」と同じように定期的性病検診を強制されるのは耐えがたい恥辱であると感じられたに違いない。次の記事は、抵抗を続ける芸妓たちと彼女たちに物わかりの良い態度を示して宥めようとする坂信弥との交渉ぶりを伝えている。

『大陸新報』1939年5月4日

どうしても検診はいや 姐さん達の態度なかなか強硬

芸妓の健康診断問題は警察側の絶対断行方針で弦歌の巷に一抹の殺気漂い二百八十名の芸妓は浮ついた心も起こらず弥生姐さんを委員長格に各置屋から一名の委員をあげ健診絶対反対の結束を固め、手練手管の秘術を尽くして警察側に撤回を要求することになり三日午後二時半十二名の委員は警察署に坂警察部長、白神警察署長を訪れ警察側の真意を聴取した。坂部長は芸妓側が検診の真意を誤解し徒らに興奮している点があると懇切丁寧に 一、検診の結果、病気と診断された芸妓があっても名誉を重んじて公表せず、更に客席に出ること差し支えなし 一、内縁の夫、旦那と称するものがある妓は适当の証明で免除す 一、月二回検診 一、芸の師匠は免除 一、第一回は全芸妓の検診を行うと説明した。右に対し芸妓側は意見を述べず聞き置くに止めて引上げ検番楼上で委員から各芸妓に会見内容を説明した。坂部長の説明で幾分警察側の真意を諒解した模様であるが依然芸妓側は絶対反対の態度を待っている。

上海総領事館警察にとっては、管理統制の手が及ばない密売淫こそが問題であった。下の記事が示すとおり、1939年の上海租界には魔娼世論への気遣いなどもはや棄ててしまったような「遊廓設置」議論が登場していたことが見える。

『大陸新報』1939年5月9日

上海浄化あの手この手

"闇の華"の根を絶つ 遊廓設置など考慮

闇の女に追放命令—上海に跳梁する約千五百名の闇の女を追い払って健康な街を建設しようという声が官民の間に澎湃と台頭し闇の女追放の具体策がいろいろ考えられているがそれには先ず彼女らの糧道を絶つよう男の足を他へ向けることが先決問題であるといので一定の場所に遊廓を作り毎週厳重な健康診断を行い料金も内地並の低廉な制度に改め闇の女の魅力を合法的に減殺し順次追放命令を強化しようとする案で実現の暁は上海の街は従来の不健康から健康へ一歩を踏み出す訳で期待されている

"不良"に鉄槌 朝鮮人会もお手伝い

興亜建設に邁進する上海に雑音を入れて邦人の体面を汚す不良半島人が最近目だって

来たので近くこれら不良者の大掃除を行うことになっている。定職もなく毎夜ホールやカフェに現れ泥酔しては喧嘩を吹きかけるいわゆるタカリや歓楽街に出入して、他人の迷惑になる様な行為を得意顔でやる連中が真先に槍玉に上る模様で当局の再三に渉る警告にも拘らずなおその態度を改めない者には領警第二課と朝鮮人会が連絡の上断固たる処分に出ることになっている。

朝鮮人居留民会李甲寧氏は語る

二課の方から不良退治をするということを聞きましたが、不良そのものを退治するのに何の不平もありません。一般の善良な居留民に迷惑になる様な者はどしどし内地送還にして貰いたい位です。真面目な人は真剣に上海の建設をしなくてはと考えているのにたった一人の不良のために半島出身者はどうもいかんといわれる様では残念です。上海の半島出身者は誰もが信用される者だということになるのですから今度の大掃除にはむしろ私の会の方でも積極的に出てよいと思っています。

上の記事において「遊廓設置」は、上海の「浄化」問題として論じられている。上海の清浄を損なうものとして「闇の華」（当局の管理統制外で売春に従事する者）と「不良」の朝鮮半島出身者」が槍玉にあげられた。

『大陸新報』1939年5月16日

愚かしき錯覚を捨て速やかに虹口へ還れ "河向うの女"に昂る非難

抗日テロ派の飽くなき凶行続出に河向うに住むダンサー、女給百数十名は生命に不安を感じ続々虹口サイドに住居を移しているが、未だに百余名のダンサー崩れが河向うに外人と共同生活を営み移転の意志も有せない現状にあり、邦人の非難の的となっている。これ等の婦人は外国人の一時ワイフで入籍手順を採っているため正式のワイフの如く錯覚を起し外人夫人には抗日テロも手を出さないだろうと河向うを闊歩しているのだが、外国人の夫人になる場合は日本領事館に届出たのち当該国の許可を得て正式に外国人夫人となるのである。こうした事情を知らず単に領事館に届出れば外国人夫人だと錯覚し外人の一時的慰みものとなり、外人が本国に帰ったのち初めて事情が判明し闇の女に転落する例が過去にしばしばあるので大和撫子の本然性を呼び起し抗日テロの的にならぬうち外人と手を切り虹口サイドに住むべきだとされている。

「闇の華」の中でもとりわけ憎悪が向けられたのは、日本人の多い「虹口」ではなく、「河向こう」にいる接客女性たちであった。上海の共同租界を流れる蘇州河が、日本人街のある虹口サイドと租界中心部（旧英国租界）との境になっていた。「河向こう」とはすなわち、中国人や欧米人が多い地域を意味する。「大和撫子」が「外人」と同棲したり、慰みものとなったり、棄てられて「闇の女に転落する」ことが日本人のプライドを傷つけるものと受けとめられたのであろう。坂信弥の、上海でダンスホールを禁止すれば日本人

ダンサーが「毛唐」の所へ移っていただけだという主張は、こうした現実を反映してもいたのである。

そんな坂信弥が、次の記事で再び顔を出す。

『大陸新報』1939年5月20日

特定地区に密集 大遊楽街設置の計画 某有力者、運動を始む

闇の女を駆逐して上海を明るくするため大掛りな遊廓が計画されていたが、上海の環境が一日も早く遊廓新設を必要とするに到ったので某氏（特秘）は近く恒産会社と交渉し遊廓待合数十軒を一定地区に密集新設すべく運動を開始することになった。某氏は嘗て鹿児島に遊廓数十軒を新設し闇の女を駆逐して大衆の保健に貢献した経験を有するので某氏の乗出しにより遊廓、待合の大量出現も近き将来と観られる。

坂警察部長 二一日発上京

二十五日より東京で開かれる警察部長会議に出席のため坂信弥氏は二十一日出帆の長崎丸で上京する

この記事に登場する「某氏（特秘）」とは坂信弥であると考えてよいだろう。坂は海軍航空隊の要望に応じて鹿児島県の鹿屋に買売春施設をつくった経験を自慢にしていた。特に名を秘したのは、さすがに上海総領事館の警察部長として遊廓新設運動の推進者だと表明することを憚ったのかもしれない。それにしてもわざわざ坂信弥が警察部長会議出席のため上京するという記事を隣に載せているのは『大陸新報』の顕示欲ではあるまいか。

新遊廓の設置運動の続報は未だ見つかっていないが、1939年特種婦女規則からはずれる女性たちを槍玉に挙げる記事を紹介しておこう。

『大陸新報』1939年8月5日

さ迷う女性群の巢 カフェ"はつね"を自肅の槍玉に

虹口街の復興とともに最近の歓楽郷?カフェー街の発展も著しく、これに伴って女給への転向などが激増しているが、これがためともすれば領警への届出がルーズとなり、従って働き場所不明の女性もある。悪傾向は復興途上の上海に支障を来すというので、領警では数日前からカフェー街の臨検を行ったところ、北四川路にある大カフェー「はつね」（経営主大島はつよ）の全女給中、二十九名が無許可で営業していることが判明。肅正工作の槍玉第一陣として三、四、五の三日間カフェー営業停止を断行した。なおほ大カフェーの営業停止処分は今回が最初であり、今後かかる無統制なカフェーはどしどし処分することになった。

最後に、坂信弥が離任したことを報じる記事を紹介しておこう。同記事は坂信弥の写真付だが、写真は割愛する。

大陸新報19390910

坂警察部長栄転 警視庁官房主事へ

領事館警察警察部長坂信弥氏は九日内務省から発令された異動で警視庁官房主事に栄転した。同部長は昨年五月埼玉県警察部長から当地に栄転、以来抗日テロ事件その他数多くの事件に対して明敏に処理し辣腕部長の名がある。豪放の反面人情味豊かな人で部下からも受けがよかった坂氏は「仕事は複雑であったが非常に気持ちよくやって来ました。だが私としてはいままでのが見習いであり、やっと仕事を覚えこれから本格的に活動しようと思っていたので、今回の帰任は心残りがあるが、然し当地で各方面から○○られた○○を大いに内地で活かして行こうと思います」と○○しながら語った。（写真は坂氏）

冷戦下の東アジアにおける米軍買春と売春禁止主義

藤目ゆき

2017年6月23日、韓国ソウルの延世大学校において韓国政治学会を主幹として世界政治学大会が開催された。この小文は、そのセッション「東アジアの冷戦体制と日本軍『慰安婦』問題」における発言の原稿に加筆し、参考文献と資料を追加したものである。

(はじめに)

ジョセフィン・バトラーの性病予防法反対闘争に起源をもつ世界廃娼運動の結実として1949年国連が決議した「人身売買及び他人の売春からの搾取を禁止する条約」(1949年条約)は、女性自身の行為としての「売春」ではなく、売春女性を利用して利益を得る「他人の売春からの搾取」を禁じている。

だが東西冷戦下のアジアの西側においては、名目は「廃娼」であるにもかかわらず、内実は女性の「売春」を禁止し「他人の売春からの搾取」を容易にする政策がとられ、冷戦に照応して米軍「慰安婦」として女性を提供できるように公娼制度が再編成された。

1. 東アジアの西側における「廃娼」という虚構

冷戦初期の東アジアにおける性売買統制システムは、日本時代の負の遺産を米国がアジア支配戦略に利用したことによって基礎がつくられている。南朝鮮、国民党政権下の中国、日本本土、沖縄を見るとき、もちろん地域によってディテールには差異があるが、本質的に共通点がある。すなわち、日本の降伏以後、「大日本帝国」時代の様々な呼称の法令に基づく性売買施設や日本軍がつくった「慰安所」が除去され、「廃娼」が宣言されたものの、その後、日本時代の性売買施設・女性をリクルートするための人的ネットワーク・立場の弱い女性たちの存在が利用された。それによって性売買システムが米軍に好都合に再編され、米国と親米政権による冷戦政治に奉仕することになったのである。

冷戦時代に照応する性売買統制は、売春禁止主義に立脚する20世紀的ネオ・レギュレーションイズム(新統制主義)である。19世紀的な公娼制度(レギュレーションイズム)は19世紀の戦争と結びつき、欧米の先進資本主義諸国・諸都市・それらの植民地に広がり、登録した女性たちを公娼として定期的性病検診を義務づけて囲い込んだ。だが20世紀になると、性病検診を受けない街娼やホテルやダンスホールなどを利用する性風俗産業の多様化によって多数の兵士が性病に感染している現実を背景に、19世紀的公娼制度の限界が意識されるようになった。

ネオ・レギュレーションイズムをいち早く国家的に追求したのが米国であり、米国は第一次大戦への参戦に際して「アメリカン・プラン」と呼ばれる軍隊保護策を実施した。それは先ず軍事基地周辺において売春を禁止することで女性を犯罪容疑者として扱い、それによって性病検診の強制を容易にするための措置である。当初は基地近傍に限られたが、やがて一般地域にも波及し、米国内外で膨大な女性が市民的権利を侵害され、官憲の恣意的判断に基づく逮捕、強制検診、強制収容、強制的治療が実施された。かくして東アジアの米軍駐留地域においては「大日本帝国」時代に扶植された法令こそ廃止されたが、基地近傍に性病検診実施を証明する店舗が集中する性売買地区が形成され、さまざまな呼称の米軍「慰安婦」・米軍「慰安所」が生み出されたのである。

米軍に「慰安婦」を提供するために、当該地域に日本が遺した性売買施設集中地区・女性をリクルートするための人的ネットワーク・立場の弱い女性たちの存在が利用された。それによって第二次世界大戦下に日本軍「慰安婦」として奴隷化された女性が大戦後には米軍相手の性売買の場で虐待されるといった現象が各地で起こった。南朝鮮に関してはつとに宋連玉さんによる指摘が行われており、沖縄に関してもペ・ポンギさんの物語がよく知られている。日本に関しては、敗戦直後に日本政府が占領軍用慰安施設の設立を日本全国の地方庁に命じ、実行に移されたことが知られているであろう。その「米軍慰安」が戦後日本の売春統制の出発点となり、米軍の利益と結びついて戦後の日本における地方と中央の売春禁止法令が創り出されていったのである。台湾の日本軍「慰安所」へ売られ、戦時下にはパラオにいた城田すず子さんが戦後は日本で米兵相手の売春に従事した事実も、日本軍「慰安婦」が米軍「慰安所」に転換した一つの例である。

こうした冷戦初期の問題状況は、国民党支配下の中国にもあてはまる。外地の日本軍「慰安所」が最初に設置されたといわれる上海は、次のような状況にあった。

上海には 1920 年代から外国人を主要客とする「外国堂子」と呼ばれる多数の売春女性がいいた。中国人女性のみならず白ロシア・日本・朝鮮から流入した多くの女性が売春に従事し、上海の共同租界とフランス租界には帝国主義列強と国民党高官の後援を得て、多数の賭窟、妓楼、アヘン店、旅館とダンスホールが経営されていた。吉見義明氏らが明らかにしてきたとおり、1932 年の第一次上海事変勃発前後に最初の日本軍「慰安所」が設立され、1937 年の第二次上海事変勃発以後、日中戦争のもとで増設の一途をたどる。アジア太平洋戦争開始以後、女性の奴隷化はますます深刻化した。現在上海師範大学にある慰安婦問題研究センターで確認された日本軍「慰安所」は 170 カ所である。1942 年頃、民間人の利用も可能な妓楼の数は 3900 余りにのぼったという。

これらの女性たちは 1945 年日本軍の投降後、国民党上海政府の支配下に置かれた。日本人は上海から引き揚げ、日本人が作った法令や日本軍「慰安所」は除去されたが、国民党上海政府は「禁娼」や「廢娼」という言葉を使いつつ、新たな公娼制度をつくりだした。それまで性病検診を受けていなかった女性たちにも検診を行って、様々な売春の場所を公然合法の妓楼にしたのである。国民党政府は妓楼から様々な名目で税金を徴収し、妓楼は支配階級が売春から搾取する合法的な事業になった。1946 年 3 月上海市虹口区を娼妓集中の「風化区」にすることが宣言され、散在していた売春女性たちが集中させられた。性売買はこのような集娼地区の妓楼のみならず、飲食店やダンスホールといった店でも行われた。売春に従事する女性たちの呼称はランクや業態によって様々であったが、米兵相手の女性たちは「ジープ女郎」と呼ばれている。このように国民党政権下の上海をもふくめ、

東アジア冷戦初期の親米政権下で行われた「廃娼」は、名目だけであった。

	虹口区東宝興路 125 号 日本海軍慰安所「大一」 の旧跡(2006 年 6 月筆者 撮影)。 旧日本海軍陸戦隊司令部 は 1932 年 1 月、「大一」 や「小松亭」など、虹口 にあった日本の風俗店を 海軍の特別慰安所に指 定。
	中国「慰安婦」歴史博物 館がある上海師範大学の キャンパスの広場に設置 された少女像。 像の横に椅子があり、 学生や来訪者が二人の少 女の隣に腰掛けることが できる。 (2017 年 6 月筆者撮影)

2. 中華人民共和国の買売春根絶政策と冷戦の影

これらと対照的に、1949 年に成立した中華人民共和国においては、1950 年代に全国的に公娼制度を根絶する政策が採られている。

楊潔曾・賀宛男編著『上海娼妓改造史話』(上海三聯書店、1988 年)によれば、上海における公娼制度廃止の経緯はこうである。1949 年 5 月 25 日に上海が解放されると、上海革命政府は妓女の自主廃業を促し、識字教育と生産労働の技能訓練によって女性の脱性売買を支援した。先ず 1949 年 11 月、上海市泰興路 601 号に婦人生産教養所が開設され、売

春や物乞いをしていた 400 名のホームレス女性が入所し、衣食住の提供、麻薬依存症と性病の治療、職業訓練と職業斡旋を受けることになる。1951 年 11 月には妓楼封鎖が断行され、売春の場にいた女性たちは新設の福祉施設「上海婦人労働教養所」（通州路 418 号）に入所した。同教養所は犯罪者矯正施設のような鉄門や高壁がなく、武装警察の配置もなかった。上海市民主女性連合会などから選ばれた女性活動家たちが同所で働き、女性たちの性病治療と転業の支援を行った。1951 年 11 月から 1958 年 4 月までの間に同教養所に入所した 7513 名の女性たちはそれぞれに職を得、あるいは家庭を築いていったという。このように上海市人民政府が妓楼制度を全廃し、7000 数百名にのぼる売春女性の転業を実現したことは国際的にも大きな注目を集めた。



1950 年代に上海婦人労働教養所の所長をつとめた楊潔曾



『上海娼妓改造史話』の表紙

『上海娼妓改造史話』には、上海婦人労働教養所に入所した女性たちの体験が綴られている。その中には日本の侵略戦争によって家族を奪われたために妓楼に売られた女性たちや日本軍「慰安婦」として虐待を受けた女性たちの記録もふくまれている。ある中国人女性は、夫が日本軍に捕まり、強制労働の末に死んでしまう。生きるために物乞いになった彼女は、人に騙されて会楽里の妓楼に売られ、妓女になったという(217-218 頁)。別の中国人女性は、15 歳のときから富者に妾として囲われていたが、日中戦争が始まると日本軍人に提供された。やがてその軍人が彼女を自分の部下に譲り渡し、彼女は日本の「軍妓」にさせられてしまった(169-170)。教養所には、朝鮮人の女性もいた。ある朝鮮人女性には、日本軍「慰安婦」にされていた過去があった。中国人女性たちは、中華人民共和国樹立後、女性参政権を獲得している。新社会の主人公として一票を投じることができる中国人入所者たちを羨んだ彼女は、教養所のリーダーに対して、「軍妓であった時も、日本人と一緒に悪いことをしたりしなかった。だから私も投票用紙がほしい」と訴えたという(103-104 頁)。

上海婦人労働教養所には、新中国の娼妓解放政策に注目して日本をふくめ世界各地から幾つもの団体が見学に訪れた。中国で拘束された 300 名余りの日本人戦犯も、1955 年に

上海市政府から婦人教養所の参観に招かれている。そのとき教養所の所長は、帝国主義、封建主義、官僚資本主義の下での「姉妹たち」の受難、新中国政府が彼女たちを新しい生活へ導く政策と方法を説明し、こう宣言したという。

「日本軍国主義の残忍悲道の罪によって中国の娘たちは最悪の苦難を被った。今朝、日本戦犯が教養所へ来ると知らされて、ある姉妹は気を失って倒れてしまった。彼女の家族は全員が日本軍に殺されている。母親は町へ塩を買いに行く途中で出くわした日本軍人に輪姦されて、人に合わせる顔がないと井戸に飛び込んで自殺した。父親と二人の弟は日本軍に打ち殺されてしまった。彼女は一人で上海まで逃げて、そこで日本軍に強姦されている。……今日、私たちは勝利を収めた。日本軍侵略者の罪について私たちがどんな報復手段を出ても日本軍は文句を言えまい。だが私たちは日本軍のような報復手段は採らない。現在、私たちは侵略者が残した悪性腫瘍を切除し、虐待された女性たちを救っている。また貴方たち日本戦犯を、自国で家族団欒の生活に復帰させる」(150 頁)。

外国人を婦人教養所に招くことは、中国人が平和を愛し、度量が広く、旧社会が残した悪制度を全廃させることができる偉大な民族であり、新中国がいかに偉業をなしとげているかをアピールするという当時の中国の政治目的にかなうことであった。その意味でこれは確かに自画自賛ではある。近年は、それに対してこの娼妓改造過程にもまた強権的で抑圧的な面があったのではないかと疑問を呈する研究者もいる。当時の娼妓改造政策の中にプロパガンダの自画自賛の要素があり、現代的な視点から再検討されてよい諸問題があるのは事実であろう。

しかし、1930 年代から 40 年代にかけて世界的にも最も性売買が蔓延した都市の一つであったといわれる上海において、新政府がそれまでの公娼制度を全廃したのは紛れもない偉業であった。新政府は半封建・半植民地の従属的社会構造からの脱却をはかり、売春の場にいた女性たちに対して公費で性病や薬物依存症の治療を行い、転業のための教育と訓練の場を提供し、女性たちの就業や結婚の紹介に尽力して成果を挙げた。その歴史的意義は高く評価されてよい。西側諸国に共通してみられた公娼制度の再編成とは異なり、新中国は性売買根絶主義を採ったのである。

もちろんその中華人民共和国においても、冷戦は女性解放の進展に暗い影を落としている。林紅『中国における買売春根絶政策』(明石書店、2006 年)によれば、福州市は、台湾の最至近距離にあるという地政学的な要因によって、1955 年まで買売春根絶政策が採られなかった。1955 年の「台湾海峡危機」と「潜行反革命分子肅清運動」の展開を背景として買売春根絶政策に着手するものの、売春女性是不潔で有害であり共産党幹部を腐敗させるという議論が提起され、女性たちのスパイ活動が警戒され、彼女たちの係累や出身が厳しく検閲された。つまり、福州市当局は台湾と対峙する国防基地にあるべき警戒意識と有事即応の戦備態勢を害するものとして買売春を排除し、幹部が墮落する責任を、買春幹部でなく売春女性、とりわけ「反革命家族」という革命的制圧対象出身の女性たちに転嫁したのである。



写真上は、前列左から徐恵清、楊秀琴、賀宛男、後列左から林紅、藤目、李妮。2006年6月25日、上海に於いて会食の記念写真。写真右は、上海婦女労働教養所の所長をつとめた楊潔曾（2006年3月）。徐恵済（賀宛男の母）と楊秀琴は、上海婦女労働教養所で教監幹部として働いた。



（終わりに）

19世紀的公娼制度（レギュレーションイズム）が19世紀の戦争と結びついて発展したのと同様、20世紀にはアメリカ流の売春禁止主義に立脚するネオ・レギュレーションイズムが生まれ、冷戦下の親米政権を通してアジア諸地域に普及した。朝鮮戦争を背景に成立した日米安保条約（1951年9月調印）・韓米相互防衛条約（1953年10月1日調印）・米華相互防衛条約（1954年12月2日調印）といった一連の軍事条約によって米国を頂点とする軍事主義的同盟秩序が築かれ、東アジア各地に米軍「慰安婦」が多数生み出された。

日本は再軍備を果たし、米国との同盟によって速やかに戦後復興を遂げて経済大国・軍事大国への道を進む。1930年代から1945年にいたる日本軍「慰安婦」に象徴される「日本軍国主義の残虐非道」はこの過程でうやむやにされ、被害女性は沈黙を強いられることになった。日本公娼制度のもとで奴隷化された女性たち、「慰安婦」として日本軍人に奉仕することを強いられた女性たち、そして敗戦後、日本政府の占領軍「慰安婦」政策の犠牲にされた女性たちは、日本国家による新旧レギュレーションイズムの被害者である。が、彼女たちは国家的な償いの対象となるどころか、醜業婦として白眼視され、警察が厳しく取り締まるべき対象とされてきた。日本では、1956年の売春防止法の制定によって売春は禁止される。上海の婦女教養所において公娼制度の全廃と女性の解放が宣言されたのとは対照的に、公娼制度をつくった国の側が負うべき責任は売春女性の側に転嫁されてしまった。

女性を軍事的利益に隷属させる新旧のレギュレーションイズムが清算されず、「売春からの搾取」よりも「売春」を蔑む価値規範が支配的である社会では、女性の解放は期待できな

い。過去四半世紀にわたって日本が軍「慰安婦」問題を解決する道を歩むことができず、増強される日米軍事同盟体制のもとで女性に対する暴力が継続している事実は、新旧レギュレーションイズムの女性抑圧が今日に続いていることを物語っている。

参考

Gail Hershat, "Courtesans and Streetwalkers: The Changing Discourses on Shanghai Prostitution, 1890-1949", *Journal of the History of Sexuality*, Vol. 3, No. 2 (Oct., 1992), pp. 245-269

Gail Hershat, *Dangerous Pleasures: Prostitution and Modernity in Twentieth-Century Shanghai* Philip E. Lilienthal Books, 1999.

Christian Henriot (著), Noel Castolino (翻訳), *Prostitution and Sexuality in Shanghai: A Social History, 1849-1949*, Cambridge University Press, 2001

辛圭煥「近代 中國의 性病起源論爭과 性病統制: 20 世紀 前半 上海와 北京을 중심으로」『醫史學』第 16 卷第 1 号 (通権第 30 号) 大韓醫史學會、2007 年 6 月

楊潔曾・賀宛男編著『上海娼妓改造史話』上海三聯書店、1988 年

林紅『中国における買売春根絶政策——一九五〇年代の福州市の実施過程を中心に』明石書店、2006 年

「上海故事 — 烟花女子新生記 — 通州路 418 号」(動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=IPRGxRiQlhQ>

Yuki FUJIME, 'Japanese Feminism and Commercialized Sex: The Union of Militarism and Prohibitionism', *Social Science Japan Journal*, Volume 9, Issue 1, 1 April 2006, pp. 33-50.

藤目ゆき「日本のフェミニズムと性売買問題—軍事主義と売春禁止主義の結合」『女性・戦争・人権』第 8 号、2007 年 6 月、130-148 頁

戦時公娼制の範疇で

日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う

パクチョンエ
朴貞愛

家父長制と国家主義の観点を超えて

日本軍「慰安婦」問題をめぐる複雑に枝分かれした状況の中で最も突出した歴史的争点は、強制動員の有無と公娼制との関係性であろう。ところがこの論争は学術的領域よりも政治的領域においていっそう頻繁に起こった。まず日本軍「慰安婦」問題に内包された戦争犯罪および女性抑圧の性格を否定する勢力が「慰安婦は公娼なので日本の国家責任はない」と挑発すると、国家の加害責任を問う勢力が「慰安婦は公娼ではない」と対応するパターンが繰り返されて形成されたものだ。

この問題をめぐって政治・社会的領域で激しい攻防戦が繰り返されているのに比して、学術的な領域ではその討論はまだ本格化できていないようだ。公娼制と日本軍「慰安婦」制度の連続性を明らかにしようとする実践的研究は、制度化によって国家権力が許可した枠組みの中で、二つの制度ともに女性に対する人権抑圧と男性に対する性統制を実践したと指摘している（藤目ゆき、1997；宋連玉、2000）。その反面、日本の近代化の目論みに忠実につくられていた公娼制を擁護する立場は、速度戦と民族及び階級、ジェンダー差別を通じて富国強兵を強化し、これを遂行する兵士と都市労働者のために設けられた近代公娼制を、近代的価値と信じられていた「自由」に立脚した制度として理解した（秦郁彦、1999）。

後者の主張が家父長制と国家主義に立脚していて細かな労力をかけずとも政治社会的擁護を受ける場合もあるとすれば、女性主義と人権の観点で公娼制と日本軍「慰安婦」制度の連続性を強調する前者の主張は学者と市民を説得するために熾烈かつ孤独な闘争を展開している。家父長的パラダイム下で制度教育（訳注：国家や体制を正当化する目的で、主流の視角からなされる教育）を受けた人々が大部分であり、日本軍「慰安婦」問題の解決過程で民族または国家的利害を何はともあれ前面に押し立てる人々が依然として多数であるという状況の中で、後者の主張のほうが、より容易で早く理解される傾向があるためだ。

他方で、正義と人権、女性主義の観点で日本軍「慰安婦」問題を解決しなければならないという立場に同意する人々の間でも、公娼制と日本軍「慰安婦」制度を連続的に理解する主張を受け入れることができずためらう姿がしばしば見られる。しかしその背景をめぐり学術的討論はほとんどなされていないため理由を詳しく検討しにくい。現在多様な議論の中にある日本軍「慰安婦」に関する概念定義の中で、韓国と日本で最も幅広く受け入れられている立場が吉見義明の研究からはじまった定義だ。すなわち「軍『慰安婦』とは、1932年第一次上海事変から1945年日本敗戦まで、戦地、占領地の日本陸海軍が作った慰

安所において軍人・軍属の性の相手を強要された女性」(吉見義明、2013) というものだ。吉見義明は続いて日本軍慰安所の類型として、第一に軍が直接経営する慰安所、第二に民間業者に経営を任せる軍専用慰安所、第三に民間の遊廓などを軍が一時的に指定して利用する慰安所の三種類があると述べている。公娼にあたる遊廓を慰安所の範疇下に含めているようだが、「軍の非指定遊廓」という範疇を新しく作り、これを慰安所の概念の外に位置づけているので公娼と慰安所の間に境界線を引いてしまうこととなった。概して集結地として存在した公娼の領域の中で、日本軍が指定遊廓(=慰安所)と非指定遊廓(≠慰安所)を分ける必要がどこにあったのか、及び実際の区分事例はどのように現れたかについては論じていない。そして慰安所は日本の公娼制が施行されなかったと思われた戦地と占領地だけに存在したと制限しているが、これによれば大阪と福岡、北海道などの日本地域と朝鮮、台湾のように日本の植民地であった地域で「慰安婦」被害をこうむったという女性の経験は説明しにくくなる。

近代日本の公娼制：国益擁護を名分にした性売買の国家管理

2007 年米下院の「慰安婦」決議案の採択を控え、これを阻止するために日本の右翼勢力が全方位的攻撃をしたことがあった。やはり主な主張は「慰安婦は公娼だから自発的に慰安所に行き、お金も儲けた。したがって被害者ではない」というものだった。その時韓国の歴史関係機関および団体が、これに対応するための学術大会を五回だったか開催したことがあるが、毎回の会議の度にもれなく出された指摘が「慰安婦は公娼ではないので強制動員でお金ももらえなかった」というものだった。これを研究者の主張でなく指摘であるとあえて表現する理由は、その時、公娼制とは何か、また公娼制と日本軍「慰安婦」制度はどのような点で互いに異なっているのかを分析し説明する発表や討論がなかったためだ。「慰安婦は公娼ではない」という指摘は、日本の右翼勢力の主張を否定するために必要だったのだが、このような攻防は「公娼=自発性=金儲け≠被害者」という家父長的前提を共有することであり、非常に危険だという気がした。結局、日本の右翼勢力が仕組んだ政治的フレームに巻き込まれ、女性を分割し互いに競争させて反女性的な論議を生み出していたのだ。家父長的で国家主義的なパラダイムを乗り越えることができない以上、そういう政治的フレームの中で反女性的で消耗な指摘と攻防戦が果てしもなく繰り返されるように思われた。

公娼制とは何か。しばしば「合法的性売買制度」程度と理解されているが、歴史的に存在した公娼制はもう少し複雑で曖昧で矛盾したものとして展開された。「kousyousei」という名称は日本語に由来するもので、第 2 次世界大戦が終わる 1945 年まで公娼制が施行された地域は帝国主義日本の影響力が及ぶ地域、すなわち日本とその植民地、委任統治地域、租界地、占領地などのみだった。

そして公娼制下で「公娼」という呼称が入っている法令も存在しなかった。公娼制に関係した法律として、近代日本では「娼妓取締規則」や「芸妓営業取締規則」等が、植民地朝鮮では「貸座敷娼妓取締規則」や「芸妓酌婦芸妓置屋営業取締規則」等が存在した。娼妓や酌婦、芸妓を取り締まる法律も、時期ごと地域ごとに呼称と内容を異にした。軍事統治が強い地域であるほど公権力の統制権限が大きかったし、接客女性をめぐる法的環境が劣悪だった。

また公娼制関係の諸法律は、娼妓に対する性売買許可や、芸妓、酌婦、女給などいわゆる私娼に対する性売買禁止に明確に大別されて施行されたわけでもない。公娼制を施行した日本の関心は、[良妻賢母にならなければならない]一般女性の「保護」のための風紀取り締まりと、富国強兵を遂行する兵士および男性労働者の性病予防にあったのであり、このような条件を最大限満たすことが公娼制の施行方向だった。したがって原則的に私娼に該当した芸妓や酌婦、女給といえども一般社会と隔離されていたり性病検診が充分であると判断されれば、彼女たちを利用した営業主または抱え主の性売買営業も黙認された。国家権力を委任された取り締まりの主体は、国家権力の性格により民政下では警察、軍政下では軍人だった。憲兵警察統治を施行した 1910 年代の植民地朝鮮では、関係法令は警察命令（警務總監部令および各道の警務令）として制定し、取り締まりは憲兵が実施した。

フェミニスト学者は公娼制を規制主義あるいは管理主義（regulationism）と翻訳する。したがって公娼制の属性は、国家によって「法的に許可されている性売買」というよりは、「公娼・私娼を問わず管理されている性売買」にあるとみななければならない。公娼制は固有の一つの法を指すのではなく、男性中心社会の風紀取り締まりと性病予防を目的にして国家が管理する性売買システムだ。したがって公娼制は、地域と時期、そして政治状況により異なる法的実体と様相をもって現れるという事実を明記しておかなければならない（宋連玉、2017:38）。

近代日本の公娼制は西欧の性売買管理政策をモデルに、強力な軍隊建設の利益と結合して軍隊慰安と性病管理を軸として再編成されたシステムだった（藤目ゆき、2004:34-37）。日本は軍事占領による「帝国日本」の拡張を企てつつ積極的に公娼制を活用した。

兵士に対する統制および性病予防、資本の投資、植民事業の促進のために接客女性を置き、彼女たちを利用した営業主の性売買営業を管理した。「遊客」と呼ばれた男性たちの社会的地位と階級にしたがって、接客女性も芸妓、酌婦、娼妓などに分けられた。原則的に娼妓だけが公娼に該当したが、軍隊駐屯地の酌婦は娼妓レベルの外出統制と性病検診を受けながら実質的な公娼として管理されることもあった。また、公娼制が反文明的人身売買制度であるという国際社会の批判が大きく、日本内外で廃娼運動に直面して国家権力は形式的に貸座敷と娼妓を廃止したものの、酌婦、芸妓、女給などを利用した性売買営業を黙認し管理しつつ実質的な公娼制を維持していった。そして公娼制下で形成された人身売買メカニズムの下で、抱え主、紹介業者、ブローカーなどは合法と違法の間を行き来して接客女性を量産していった。家父長制が強固で、全方位的な貧困に苦しめられつつ女性教育制度と女性の労働条件が劣悪な地域の女性たちがこのような人身売買により一層さらされていた。ジェンダー差別と階級差別に加えて民族および人種差別が構造化された統治システム下の女性たちのことである。

日本は公娼制を運用しながら軍人の接客業利用に相対的な特典を与えた。1930 年 9 月植民地朝鮮の釜山では、日本海軍艦隊の入港に先立ち、警察署が遊廓業者を呼んで兵士への対応の仕方について注意を与え、料金引き下げを要求することもあった（『釜山日報』1930.9.5）。すなわち、公娼制下で公権力は接客業の営業主と接客女性を管理し統制しつつ、制度的な管理下で軍隊の便宜を提供していた。そうだとすれば、これらの店と女性たちは慰安所と「慰安婦」だと呼べるだろうか。

戦時公娼制としての日本軍「慰安婦」制度

公娼制と日本軍「慰安婦」制度の関係を考察する時に前提にしておくべきことは、公娼制と同じくらい軍慰安所、「慰安婦」という言葉も多様な意味で使われたという点だ。特に軍慰安所は性的「慰安」施設のみならず、軍人休憩娯楽施設を指すこともあった。1938年台湾の屏東市に建設された軍人慰安所、1938年6月日本の大分県別府市の温泉に設けられた陸軍慰安所などがそうであった（朴貞愛、2015:177-178）。一方、兵士たちは性的「慰安」施設としての軍慰安所を指す場合に、陸軍娯楽所、将校クラブ、ピー屋、遊廓、妓楼、売宿などの呼称を使うこともあった。

反面、日本軍「慰安婦」制度が施行された時期には、「慰安婦」という言葉は一層隠蔽されていたようだ。中国に居住する日本人、朝鮮人、台湾人などの状況を示す『支那在留邦人人名録』や『在北支朝鮮人状況』などの名簿や統計を通じて確認できるのは軍慰安所だけだ。業種としての軍慰安所は登場しているが、職業としての「慰安婦」という名称は見あたらない。代わりに酌婦や娼妓、芸妓、ダンサーなどに分類された女性たちが軍慰安所で「慰安婦」として存在していたものと推測される。または、軍慰安所と住所は共有しているものの職業は記されていない女性たちが目につく。中国浙江省金華で1944年4月に作成された名簿で最近公開された『金華鶏林会会則級名簿』では、慰安所に住所を置いているものの職業が記されていない女性の数は50人余りだった（朴貞愛、2017:65-79）。

兵士の間で「慰安婦」より馴染みのあった言葉も、娼妓、酌婦、ピー、芸妓、娼婦、娘子軍などだった。戦争犯罪として日本軍「慰安婦」問題が本格的に提起される前の時期である1990年代初期以前に発刊された軍人回顧録の中で、ほとんどすべての軍人出身者は慰安所を公娼制の延長だと考えたという。利用規定上、料金を支払ったり時間を守ったりしなければならず、「戦場にある臨時公娼施設」と認識したため、犯罪であるとか問題があると思えなかったというのだ（古橋綾、2015:182）。

韓国人被害者ユン・ドゥリは、1943年9月に釜山の影島にある第一慰安所に連行されたと証言した。日本の軍人が一日3〜40人ずつ訪れ、船が入ってくる日になれば、より多くの軍人たちが訪れたという。外出統制、性病検診、性奴隷被害など、慰安所での生活は戦地や占領地地域の「慰安婦」の生活と変わらない。そして1990年代初めにユン・ドゥリが直接訪問して慰安所として使われた場所だと指定したところは、植民地時期につくられた牧島遊廓内にあった。また台湾を経由して中国の海南島に動員された日本兵出身の韓国人も、台湾の高雄で1週間留まっていた時に軍人が現地の遊廓を利用したが、「軍人天地」だったため、あえて指定・非指定遊廓を置く必要がなかったと証言した（朴貞愛、2015:191-192）。

戦時体制という政治状況に遭遇して公娼制はどのように変わりつつあったのか。1938年以降、総動員体制に入るとともに帝国日本の接客業は戦争遂行のために再編され始めた。日本政府は接客業を遊興業と呼んで営業統制と転・廃業の対象とした。接客業の「遊興的要素」は批判され、接客女性などは戦時の労働力動員の対象になった。その結果、法的な公娼制が維持されていた植民地朝鮮の場合、1930年代の初めから中盤に私娼が威勢をふるう中で競争力を失いつつあった公娼営業が1938年以降勢いを強める現象が現れた。戦争期をむかえて軍人利用客が増えた遊廓は、営業時間を最大限配慮してもらうなど公権力の相対的な擁護政策の中にあった。軍人の出入りが頻繁になると同時に遊廓の売り上げは増

加傾向を見せ、軍隊の宿営期間中に特に相当な売り上げを上げたという（京畿道、1938）。

このように戦時体制期の日本政府は、時局に合わない「遊興業」は転・廃業させ、戦時状況に必要な接客業だけを「慰安所」として残すという方針を設けて公娼制を再編した。その結果増加した兵士および「産業戦士」の需要にとって必要な接客業を残し、公権力の管理と統制を強化した。これら男性に対する「性的慰安」を通じて戦争の効率性に利するという名分によってである。そしてこのような名分のために、接客業のなかで娼妓や酌婦、芸妓という名前で存在した女性たちは性的自己決定権を剥奪され、公権力の管理と統制下で性を動員されなければならなかった。近代以後、公娼制が施行された地域で戦時体制期公娼制が再編された結果、日本軍慰安所または産業慰安所が出現したのである。

<参考文献>

京畿道、1938、「支那事変関係―事変下ニ於ケル経済界ノ諸情勢」、『治安状況』、京畿道。
藤目ゆき、1997、「女性史からみた慰安婦問題」、『季刊 戦争責任研究』18、日本の戦争責任センター。

朴貞愛、2015、「被害実態を通じてみた日本軍『慰安婦』の概念と範疇試論」、『史学研究』120、韓国史学会。

朴貞愛、2017、「中国浙江省金華の慰安所と朝鮮人『慰安婦』：『金華鶏林会名簿』分析を中心に」、『フェミニズム研究』17（1）。

宋連玉、2000、「公娼制度から慰安婦制度への歴史展開」、『日本軍性奴隷制を裁く―2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』、緑風出版。

宋連玉、2017、「上海でみた料理店・遊廓・慰安所の関連性」、『社会と歴史』115、文学と知性社。

吉見義明著、ナム・サング訳、2013、『日本軍「慰安婦」、その歴史の真実』、歴史空間。

古橋綾、2015、「元日本軍軍人の観点からみる日本軍『慰安婦』：加害者の論理を乗り越えるために」、『日本軍「慰安婦」被害者問題解決のための総合研究(Ⅰ)』、韓国女性政策研究院。

【特別寄稿】

「慰安婦」と公娼の境界をめぐる論争

御前麻里

序章

1. 「慰安婦」問題をめぐる今日の状況

1990 年を前後して、「慰安婦」は、かつてない規模で、広く語られるようになった。その背景には、80 年代韓国で民主化運動に伴って盛んになった女性運動の尽力があった（日韓「女性」協同歴史教材編纂委員会 2005）。このような韓国の女性運動団体の働きかけに応じて、ついに被害当事者が公の場で口を開いた。これらの証言は大きな衝撃をもたらし、「慰安婦」に対する社会的関心が喚起され、「従軍慰安婦」問題は一層国際的な注目を集めるようになった。それから四半世紀の間に、多くの被害国において被害者の勇気ある告発が続き、サバイバー・支援団体・法律家・研究者らの協働によって「慰安婦」研究は目覚ましい発展を遂げた。

まず研究が進んだのは歴史学の分野であった。史実を明らかにするため、当時の資料の発掘が進み、またオーラルヒストリーの手法を用いて被害者への聞き取りも行われた。

一方、法学の見地からも「慰安婦」制度の問題が指摘されるようになった。国連 NGO の国際法律家委員会（ICJ）は、1993 年 4 月から 5 月にかけて、証言者からの聞き取りや資料収集などの調査を行い、1994 年 9 月、当事者をかかえる各国宛に報告書を送付した。報告書は、日本が国際法上の責務に違反したこと、「慰安婦」被害者に個人請求権があることを論証し、日本政府に適切な立法措置や補償を勧告した（国際法律家委員会 1994）。また、1996 年 1 月、ラディカ・クマラスワミ特別報告官は、「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告書」と題する報告書を国連人権委員会に提出した。彼女はその中の「日本軍『慰安婦』問題報告書」において「慰安婦」問題について報告しており、「軍事的性奴隷制」という言葉が適切であるとし、日本政府に国際法違反の法的責任を受諾するよう求めた（クマラスワミ 2000）。1998 年 8 月には、国連差別防止・少数者保護小委員会のゲイ・マクドゥーガル特別報告書の内容が公表され、「慰安婦」問題について責任者処罰、被害者への損害賠償などが日本政府に勧告された（VAWW-NET Japan1998）。

このような事実の解明を経て、日本軍「慰安婦」制度とは、旧日本軍および政府の主導の下で行われた戦時性奴隷制であり、女性に対する重大な人権侵害・戦争犯罪であったことが明白にされ、このような新たな視点からの認識が深まっていった。そして、「日本人の責任と主体」、記憶の継承、性差別と民族差別といった様々な観点から「慰安婦」問題が議論されるようになった。

その一方で、このような歴史認識を「自虐史観」「偏向」などと攻撃し、日本の侵略を否定する言説が、日本国内で声高に唱えられるようになっていく。日本政府の第二次政府調査結果および「河野談話」の発表された翌日（1993年8月5日）、当時の宮澤内閣は総辞職し、細川連立政権が新たに発足した。細川護熙首相は8月10日、就任後初の記者会見で、太平洋戦争について「私自身は侵略戦争であった、間違った戦争であったと認識している」と発言した。この発言が右翼勢力に大きな反発を呼び起こした。8月23日、「歴史・検討委員会」（「歴史検討委」）が設置され、衆参合わせて105名の国会議員が名を連ねた。また、教育学を専門とする藤岡信勝は、1995年には「自由主義史観研究会」を旗揚げしてセミナーや会報の発行など活発に活動を始めた。1996年6月、97年度の中学校社会科教科書の検定結果が公表され、全ての教科書が「慰安婦」に関して記述していることが明らかになると、「自由主義史観」派をはじめとする右派勢力は、「慰安婦」記述の削除を要求して全国規模で運動を始めた。同年末には、藤岡信勝に加え西尾幹二・小林よしのり・坂元多加雄・高橋史郎らが呼びかけ人となり、「新しい歴史教科書をつくる会」（「つくる会」）が創立された。翌年2月には自民党の若手議員を中心に「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（「教科書議連」）が結成された。

このような動きに対し、「慰安婦」問題の解決に取り組んできた運動団体や研究者らが反発し、論争は激化した。

「慰安婦」制度の責任者処罰問題は、被害者や支援団体、国際機関の度重なる勧告にもかかわらず、ほとんど手つかずであったが、1998年春、ソウルでのアジア女性連帯会議で「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（VAWW-NET Japan）が民衆法廷の開催を提案し、2000年12月、各国の市民団体が集まって「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」（「女性国際戦犯法廷」）が東京で開かれた。この法廷は日本軍の性暴力について個人の刑事責任と国家の責任、戦争中の犯罪行為だけでなく戦後の責任を対象にしていた。その結果、「慰安婦」制度が「人道に対する罪」にあたるとして昭和天皇裕仁以下、主な責任者の有罪が宣告され、日本政府が戦後、被害者に謝罪と補償を行うべき責任を怠って今日に至っている罪科が指摘された。

一方、「女性国際戦犯法廷」を特集したNHK番組「問われる戦時性暴力」は、2001年1月放映にあたり、政治圧力を背景に改変され放映された¹。また、「教科書議連」は2001年の中学校教科書の採択で、「つくる会」教科書の採択運動をバックアップし、「つくる会」の中学校社会科教科書は検定を通過することとなった。

2007年3月、安倍晋三首相は、記者会見で「慰安婦」問題について「当初、定義されていた強制性を裏づける証拠はなかった」と発言した。同年7月にはアメリカ下院で「慰安婦」謝罪決議が本会議で採決され、11月にはオランダ下院およびカナダ下院で、12月には欧州議会で、「慰安婦」謝罪要求決議が可決された。2013年には橋本徹大阪市長の発言²、2014年にはNHK会長に就任した舛井勝人による発言³が物議を醸し、さらに「河野

¹ NHKの番組改竄事件については、番組での対談出演者であった高橋哲哉「何が直前に消されたのか」（『世界』2001年5月号）、米山リサ「メディアの公共性と表象の暴力」（『世界』2001年7月号）による検討や、北原恵「沈黙を強いられたのは誰か—NHK番組改編問題・テレビ映像における捏造」（VAWW-NET ジャパン 2001）、西野瑠美子「『法廷』をめぐるNHK番組改編を問う」（同上）などがある。

² 2013年5月13日、橋本徹大阪市長は、「慰安婦は必要なのは誰だってわかる」と発言。

³ 舛井は2014年1月35日のNHKの就任会見で、「慰安婦」について「戦争をしているどこ

談話」の見直しを検討する動きや、朝日新聞の「誤報」を誇張し「慰安婦」問題そのものを「ねつ造」だとするキャンペーンが加速した。

このような「慰安婦」問題への対応をめぐる、韓国をはじめとする被害諸国と日本政府との緊張が高まる中、日本国内における「慰安婦」問題をめぐる議論も、近年一層混乱の度合いを増している。排外的なナショナリズムと、フェミニズムへのバックラッシュが趨勢を極め、「慰安婦」問題をめぐる言論の到達点は90年代よりむしろ後退しているようにみえる。

2. 「慰安婦＝公娼」キャンペーンの横行

戦後の日本は、自らが行った植民地支配や戦争の責任に真正面から向き合うことなく、戦前の旧支配層は継続し、ひたすら対米従属姿勢を取ってきた。冷戦崩壊とともに提起された「慰安婦」問題は、植民地支配下および戦時下における旧日本軍の暴力的な本質を突くものであり、戦前から続くアジア蔑視・自国賛美の価値観を内面化している政界および草の根の右翼勢力に対しては致命的な一撃であったといえる。これに反発した彼らは、国家の責任を否定するための様々な言説を展開し、右派の政治家によって折々に公の場でも口に出され、また保守系の新聞や雑誌、インターネット等のメディア空間において繰り返されてきた。「慰安婦」問題がこれほどまでにこじれた最大の理由は、国家の責任を矮小化しようとするこのような歴史修正主義が日本社会に根強く存在していることにあるだろう。彼らの主張の論法は、第3章で後述するように主に三つの点——①「強制」の定義を意図的に矮小化し、「奴隷狩り」のような「強制連行」を否定することによって、強制性を否定する、②被害者の証言は信用できないとして採用しない、③「慰安婦」は民間の売春業者の下で働いていた公娼／売春婦であり、金儲けをしていたのだ——に立脚して展開されることが多い。

これらの3つの論点は相互に補完し合う関係にある。本稿で着目するのは、3つ目の「慰安婦」は公娼／売春婦であるという認識である。これは、「慰安婦」とされた女性たちは「性奴隷」ではなく自らの「自由意志」で売春をしていたのであり、商行為であったから問題はないという認識を示している。2007年6月14日に、「歴史事実委員会」が『ワシントン・ポスト』紙に掲載した“THE FACTS”と題する意見広告などはその代表例である。2012年11月4日には、ニュージャージー州の『スターレジャー』紙に“THE FACTS”と類似の意見広告が出され、賛同者には安倍晋三も名を連ねている。

このような「慰安婦」と公娼を乱暴にひとくくりにする言説に対しては、「慰安婦」問題解決運動にたずさわる人々や実証的な歴史研究者たちから反論がなされ、激しい論争が行われてきた。

3. 「慰安婦＝公娼論」への反論

1990年代初頭に「慰安婦」問題が公論化して以降、「慰安婦」と公娼、「強制」と「自由

の国にもあった」、「日本だけが強制連行したみたいなことを言っているから話がややこしい。」等と発言した。

4 メンバーは、櫻井よしこ・すぎやまこういち・尾山太郎・藤岡信勝など。

意思」をめぐる議論の様相に関して、様々な論者によって考察がされてきた。それらは、「慰安婦」問題の解決を目指し日本政府の謝罪や補償を求める運動家や研究者らによって、「つくる会」などの『慰安婦』は売春婦だ」とする主張に反論する形でなされることが多かった。

反論としてまずみられたのは、「自由意思」の「売春婦」とは異なる「性奴隷」として「慰安婦」を位置づけ、「慰安婦」の強制性を強調する言説であった。朝鮮女性史研究者で、自身も90年代初頭「慰安婦」問題解決運動に携わった山下英愛は、韓国において「慰安婦」問題が民族問題として強調される傾向が強かったことをいくつかの論考のなかで指摘している。1996年に発表された論文のなかで、彼女は次のように述べている。

一九九〇年五月に女性学科の学生たちがこの問題を提起した⁵動機は、男性中心的な社会の中で『慰安婦』問題が女性問題であるが故に今日まで取り上げられてこなかったことに対する怒りと、韓日間の過去の清算が不十分であるという認識だった。しかし、運動が展開されるなかで、韓国社会内では後者の部分が強調され、女性問題としての側面は陰に隠れてしまう観があった。(山下 1996 : 42)

山下によれば、「慰安婦」問題が民族問題として取り上げられたことで、「近・現代の歴史的状況の中で形成されてきた民族イデオロギーのなかに染み着いている家父長的女性観に基づいてつくられた『慰安婦』言説が表面化し」(山下 1996 : 43)、そのため「運動主体側の『慰安婦』に関する認識にも女性を二分化する旧態依然さをひきずる面があった」(山下 1996 : 44)という。その例として、1993年8月に日本政府の第二次調査結果の発表を受けて韓国の運動体側が出した声明を挙げている。

「日本人女性は性奴隷的性格の強制従軍慰安婦とはその性格が明かに異なる。日本人慰安婦は、当時公娼制のもとで慰安婦となり、お金をもらい、契約をし、契約が終れば慰安婦生活をやめることができた」「慰安婦は、当時公娼制度下の日本人売春女性とことなり、国家、公権力によって強制的に軍隊で性的慰安を強要された性奴隷であった」

(中略) これでは日本人「慰安婦」は売春婦出身だから、「慰安婦」制度下の性奴隷と見なさないと主張することにもなりかねない。しかも、このような言説は、皮肉にも「慰安婦は売春婦(公娼)」「だから日本に責任はない」とする、日本の責任を認めない論者たちの論理とも一脈通じるものなのである。(山下 1996 : 44-45)

山下は、このように「慰安婦」問題を「民族」問題として捉えることの問題性を鋭く指摘しているが、一方でこのような「民族」言説が被害者の名乗り出の受け皿となる社会的なコンセンサスをもたらした面にも目を向ける。

大衆的世論が民族問題として高まるにつれ、多くの元「慰安婦」たちが被害者であると名乗り出ることのできる雰囲気形成された。「慰安婦」問題に対する日本政府の

⁵ 1990年5月の盧泰愚大統領の訪日に際し、韓国の女性団体が共同で「慰安婦」問題への謝罪や補償の要求項目を含む声明を発表したが、この中に女性学科の学生たちの団体もあった。

責任を主張し、謝罪と賠償が必要であるという国民的世論が、被害女性たちの沈黙を破らせたのである。被害者たちに勇気を与えたのは、植民地被支配民族として国民たちが表した日本に対する怒りと、被害者たちに対する民族的共感であったといえる。
(山下 2008 : 161)

山下は、「慰安婦」制度が民族差別・性差別のもとで実施された経緯から、韓国人にとって「慰安婦」問題は「被支配民族としての観点から取り組まれるのは当然」(山下 2008 : 47)としつつも、女性に対する抑圧というジェンダーの視点からも取り組まれるべきだとする。

上記のような山下の指摘から、韓国においては民族的受難という視点から「慰安婦」問題に関心が寄せられることが多く、「慰安婦」被害者は「強制」された「性奴隷」であり「売春婦」と対置される無垢な女性と位置付けられる傾向があったことがわかる。日本においても、処女性に着目して女性を明確に区分する言説はみられ、倉橋正直は「売春婦型」と「性的奴隷型」の二類型に「慰安婦」を分類して論じている(倉橋 1994)。

また、日本近現代史研究者の吉見義明は、公娼制度と「慰安婦」制度は「性奴隷制度としての共通性」を持っているとしつつも、後者は外見上の「保護」規定すらない「むきだしの」性奴隷制であったと主張した。公娼制度もその実態は「事実上の性奴隷制度」であったとの認識に立ち、「慰安婦」制度と同様に人権侵害であったことをふまえつつ、法律上の「保護」規定すらない戦時の「慰安婦」制度の方がより悪質であったと論じた(吉見 2002)。

このような反論に対しては、フェミニズムの視点からの批判がある。宋連玉は、「慰安婦」は公娼であったとする藤岡信勝の主張と、「慰安婦」制度と公娼制は異なると主張する吉見義明の主張について、「本人が望まない行為を強要し続けたのは、『従軍慰安婦』に始まったことではない。公娼制度下の娼妓とて同じである」(宋 1997 : 118)として、公娼と「慰安婦」を「線引き」することに対して疑問を投げかけている。

藤目ゆきは、「慰安婦」とは「商行為」で売春をした「公娼」だとする『自由主義史観』派の「慰安婦＝公娼」論は、「元『慰安婦』をおとしめるために「公娼」に対する日本社会の差別意識を利用しているのであり、その意味で二重に犯罪的である」(藤目 1997b : 2)と指摘している。一方、しばしば『自由主義史観』派の『慰安婦＝公娼』＝合法論に対して、『慰安婦＝非公娼』＝非合法論が対置され⁶(藤目 1997b : 7)るが、このように「慰安婦」には当時の国際法の基準からみても適法性がないとする「慰安婦＝非公娼」論にも問題があるとして、次のように述べている。

(中略) [「慰安婦＝非公娼」論では一筆者] 自由廃業の規定をはじめ、「慰安婦」よりましなものとして「娼妓」が説明され、相対的に公娼制度が持ち上げられている。それは、就業や廃業が自由な本人の意思に基づくものだという近代公娼制度の名目性に高い評価を与え、現実にはそのような自由と無縁であった公娼たちの実像から人々の目をそらし、合法化された暴力たる公娼制度に対する批判を手控えるものである。

⁶ 後に修正を加えて、藤目ゆき、2015、『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、pp.32-52 に収録された折には、「慰安婦＝非公娼」論の記述が「慰安婦≠公娼」に改められている。

(藤目 1997b : 8)

4. 先行研究の検討

前節で述べたように、特に 90 年代後半から「つくる会」などの右派勢力によって「慰安婦」を公娼すなわち「売春婦」と見なし国家の責任を否定する言説が喧伝され、それに対し「慰安婦」問題の解決を志向する立場から「慰安婦＝性奴隷」として「慰安婦」の違法性を根拠とした反論が展開された。さらにフェミニズムの視点から、このような反論に対する批判が出された。

しかし、「慰安婦」問題の研究において、90 年代以降のこのような言説の変遷や論争を中心的に扱った研究は多くない。それでも 2000 年代以降、いくつかの研究がなされるようになってきている。菊地夏野は、「女性の主体性」の表象に着目して、90 年以降のテキストにおける「慰安婦」と「売春婦」の表象を分析している（菊地 2003a, 菊地 2003b, 菊地 2010）。木下直子は、90 年代初頭のマスメディアや「慰安婦」問題解決運動の言説空間において、ナショナリズムや娼婦差別の視点によって日本人「慰安婦」の存在が排除されていたことを論じている（木下 2013）。倉橋耕平は、メディア論の分野から、「慰安婦」を指す「性奴隷」という言葉が、海外メディアにおいてどのように普及したのか分析している（倉橋 2014a、倉橋 2014b）。

「慰安婦」問題を否定する勢力による言説に関しては、折々に研究者や運動家によって反論はなされてきたが、それを通時的に研究対象として扱ったものは少ない。その中で、藤永壯は、読売新聞の「慰安婦」問題に関する報道内容の変遷過程を分析し、1997 年半ば頃に読売新聞の論調が変化し、「河野談話」の否定や「慰安婦」問題の解決を求める人々への反発の姿勢が定式化されていき、植民地主義的なレイシズムの言説が活発化したことを指摘している（藤永 2014）。山口智美は、近年の「在日特権を許さない市民の会」などの「行動する保守運動」とフェミニズムへの反動の関係を「慰安婦」問題に焦点を当てて考察している（山口 2013）。山口によれば、「慰安婦」問題は「主流の保守運動と、行動保守とをつなぐテーマ」であり、「多くの行動保守の運動家らの『慰安婦』問題に関する主張の言葉」は、90 年代後半の『慰安婦』問題に関する保守系の著作や議論をベースとして「定型の言葉をそのまま繰り返しており、独自性は感じられない」という（山口 2013 : 88、84）。

吉見義明は、「慰安婦」と公娼の関係をめぐる論争の状況を次のように整理している。彼は、「日本の戦争責任資料センター」の「慰安婦」研究部会で行われた尹明淑・宋連玉の報告と議論を整理した上で、『慰安婦』制度と公娼制度との異動の問題⁷⁾（吉見 2002 : 5）においては、次のように四つの見方が存在するとする⁷⁾。

第一は、「新しい歴史教科書をつくる会」などの議論で、「慰安婦」制度と公娼制度は同じもので、共に商行為であり、合法的であり、許されるというものです。

第二は、両者は別のものであり、「慰安婦」制度は許されないとする立場です。韓国・北朝鮮などで見られるもので、女性の処女性を重視し、いわゆる「売春婦」とは区別する無垢な「慰安婦」観・犠牲者観を前面に押し出すものです。

⁷⁾ 吉見は、後に別の論文（吉見 2009）において、この議論を再載して確認している。

第三は、両者はともに許されないが、区別するべきであるとする立場です。「慰安婦」制度は公娼制度よりも悪質であるともみています。上杉聡氏や吉見などがこの立場で、尹明淑氏もこの立場に近いのではないかと思います。

第四は、両者は同じ性格のものであるとする立場で、「慰安婦」制度を、公娼制の延長とみるか、発展とみるか、全面開花とみるかの違いはあるが、ともに許されないとする立場です。宋連玉さんや鈴木裕子さんや藤目ゆきさんなどがこの立場だと思います。(吉見 2002 : 6)

管見の限り、「慰安婦」と公娼の関係をめぐる言説は、この 4 つのうちのいずれかに分類できると思われるため、本稿ではこの吉見の分類に沿って分析を進める。ただし、吉見自身が論争の当事者であり、この分類の説明も彼自身の立場を最も明確に表したものである。したがって、それ以外の立場の論者の言説に対してより慎重に検討していく。

5. 本稿における問題関心

前節で述べたように、「慰安婦」と公娼／売春婦の同一性あるいは異同をめぐる議論の様相に関しては、「売春婦」、「性奴隷」などの切り口から考察されてきた。しかし、「慰安婦」を「商行為に参加した売春婦」とする『慰安婦』＝公娼論は、今日でも再生産され続けている。このような「慰安婦＝公娼」論の背後にある「娼婦差別」すなわち家父長的な女性観を克服しようという認識は、世間一般のレベルで広くなされているとは言い難い。一方で、そのような「慰安婦＝公娼」論への反論の仕方も論者によって異なり、議論になっている。また、「慰安婦」と公娼の関係性をめぐる考察は、論争の当事者によって他の立場の論者への批判・反論という形式で行われることが多く、「慰安婦」問題の「発見」から今日に至るまでの通時的な論争を扱った研究は、これまでにほとんどなされていない。そこで、本稿では 1990 年代以降の「慰安婦」と公娼の線引きをめぐる議論を振り返り、そこで論じられたことを詳細に分析することで、「慰安婦」問題を未だ解決できずにいる閉塞的な状況に、何らかの示唆が得られるのではないかと考える。

そこで、本稿は、1990 年代以降、公娼と「慰安婦」の境界をめぐり、日本社会において、誰によってどのような議論がされてきたのか、それらの議論がどのような社会的・政治的状況の影響を受けて生み出されてきたのかを整理し、また「慰安婦＝公娼」論に対してはどのように反論していくべきなのかを明らかにすることを目的とする。

6. 研究の方法と目的

本研究では上記の問題関心に沿って、各種資料の言説分析を中心に考察を進める。対象とする時期は、「慰安婦」問題が公論化した 1990 年代前半から現在までであり、厳密には 1990 年から 2015 年 8 月までである。主な資料は、「慰安婦」と公娼の（非）同一性に関して発言してきた人々の論文や書籍で、一般に流通しているもの——自著あるいは編著として出版・刊行された書籍、学術雑誌に発表された論文、一般雑誌における記事——である。一般雑誌の記事に関しては、「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において 1990 年から 2015 年 8 月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、2072 件がヒット

した。この中から本稿の問題関心に沿ったものを適宜抽出して分析を行う。

本稿における言説の分析にあたっては、本章第3節で言及した吉見義明の分類を採用する。彼が最初にこの分類を発表した2002年以降、新たに論争に加わった論者に関しては、吉見の分類に照らして筆者が各々の立場に最も近いと思われるグループに振り分けを行った。また、吉見のいう「第一」の立場については、藤目ゆきの使用している「慰安婦＝公娼」論という呼称を採用する。

このような分析を通じ、「慰安婦」と公娼の関係に関する議論が、その時々政治・社会的背景によってどのように盛り上がり、また相互に影響を及ぼしてきたのかを考察したい。

7. 本稿の構成

次に、本稿の構成について述べる、

第1章では、近代日本における公娼制度について、先行研究を参照しながらその実態を把握することを目的とする。公娼制度は、「慰安婦」制度とともに本稿におけるキーワードとなる概念であり、その定義を明確にしておく必要があるためである。第1節では、近代公娼制度の研究史について整理する。第2節では、日本「内地」における近代公娼制度についてその概要を提示する。第3節では、朝鮮半島・台湾などの植民地における公娼制度の実施について概要を述べる。

第2章では、「慰安婦」制度について、先行研究をもとにその実態を示すことを目的とする。「慰安婦」制度とは戦時中からある名称ではなく、1990年代以降行われてきた研究においてしばしば用いられてきた用語である。十五年戦争において、日本軍が戦争の遂行のために女性を「慰安婦」として性的搾取を行ったことを「慰安婦」制度という。なお、本稿では、近年の実証的な研究が明らかにしてきた成果をふまえ、「慰安婦」制度が当時の日本政府・軍の主導によって立案・実施されたもので、主体としての国家責任が問われる問題であるとの視点に立つ。まず第1節で「慰安婦」制度の成立過程を概観する。第2節では、「慰安所」の設置、女性の募集・管理など「慰安婦」制度の実施過程において当時の軍および政府の明白な関与があったことを確認する。

第3章では、「慰安婦」問題における日本の国家としての法的責任を否定する言説についてみていく。まず第1節では「慰安婦」問題が提起されて以降の日本政府の対応について述べ、どのような姿勢がみられるかを整理する。「責任を負うべき主体が日本国家であることを否定するという点」では、日本政府の立場と「慰安婦＝公娼」論の立場は「深いところにつながっている」（吉見1996a：44-46）ため、政府の姿勢を明らかにしておく必要があるからである。第2節では「慰安婦」問題に対する否定的な発言や「教科書議連」の活動など、公的立場にある政治家によって行われてきた「慰安婦＝公娼」論に与する動きを整理する。第3節では、保守系雑誌の記事の分析を通じて、「慰安婦＝公娼」論がマスメディア空間においてどのように主張されてきたのかを実証的に分析する。

第4章では、第3章で取り上げた「慰安婦＝公娼」論に対する反論をみていく。第1節では、「慰安婦」の処女性を重視する立場の言説を扱う。第2節では、公娼制度と「慰安婦」制度の断絶を重視する立場の言説について、まず吉見義明の見解について述べ、次に上杉聰の見解を述べる。続いて、吉見をはじめとする論者にみられる、「強制」の概念と、当時の法律を根拠として「慰安婦」の違法性を主張する考え方についてふれる。また、近

年、裁判闘争という具体的な事態に即して「慰安婦=性奴隷」という主張がふたたび活発に繰り返されていることについて述べる。第3節では、フェミニズムの立場から公娼と「慰安婦」の連続性を重視する立場の言説を扱う。まず鈴木裕子・宋連玉・藤目ゆきという、一貫して当該立場から発言してきた研究者らの見解をそれぞれ整理する。その後、この論争について長期間にわたっての論者ではないが、女性の二分化に疑問を呈し、「慰安婦」の強制性を強調する言説を批判する立場の論者について補足する。

終章では、第3章・第4章で検討した「慰安婦」と公娼の異同に関する論争をふまえ、どのようにして女性を「主体性」の表象について分断する圧力に抵抗していくべきなのか、「慰安婦」問題の解決のために何が必要かを考察する。

第1章 公娼制度の諸相

1. 近代公娼制度の研究史

公娼制度は、女性史研究において主要な研究テーマの一つであり、これまでに豊富な研究が蓄積されてきた。1970年代以降、買売春や身売りを対象とする研究の中で、オーラルヒストリーの手法を用いて「からゆきさん」と呼ばれた女性たちの実態に迫ったものに、山崎朋子『サンダカン八番娼館―底辺女性史序章』（1972年）や森崎和江『からゆきさん』（1976年）などがある。

一方、村上信彦は、日本女性史研究の代表的通史とされていた井上清『日本女性史』（1948年）に対して、女性解放を労働者階級の解放に同一化してしまったとして批判し、1970年代の「女性史論争」の口火を切った。村上は、公娼制度は「近世日本人の女性観をゆがめた最重要の因子」（村上 2001：255）であったにもかかわらず、井上はそれを軽視しているとし、公式論・概念論だと批判した。廃娼運動を女の「最大の人権闘争」と位置付ける村上女性史は高く評価され、以降の女性史研究に対して大きな影響力を持った。

90年代に入ると、公娼制度研究に新たな動きがみられるようになった。村上女性史に対する痛烈な批判を展開したのが藤目ゆきである。藤目は、村上の研究が「明治以来の日本の廃娼運動家たちのものの見方と価値観を踏襲したものであり、その内容において重大な誤認と偏見がある」（藤目 1997a：25）と指摘している。すなわち、第一に、公娼制度が特殊日本的で前近代的な制度であり、欧米「文明国」には存在しないという村上の認識は事実誤認である。第二に、欧米の廃娼運動は当初のフェミニズムの視点を漸次消失し、世紀転換期には純潔道徳を強制する抑圧的なものになっていったのであって、そのように変質を遂げて以降の国際廃娼運動の影響下に開始された日本の廃娼運動は「醜業婦」を国辱と見なして国家にその取り締まりを要求するもので、女性の真の解放をもたらすものではなかった。第三に、貞操を「最後のもの」と発想し、娼婦は自らを解放する主体となりえない「奴隷」とみなす村上の娼婦に対する偏見である。（藤目 1997a：26-28）また藤目は、村上女性史とそれを無批判に踏襲してきた日本の女性史研究が女性問題を階級や民族と切り離して論じるが故に「帝国のフェミニズム」を批判する視点を消失していることを指摘し、「近現代日本の性―生殖の統制と社会運動の全体像をとらえるためには、『性』・『階級』・『民族』の統合的把握が不可欠」とであると論じている（藤目 1997a：28-36）。

「慰安婦」問題が提起されて以降、その前史としての公娼制度や「軍隊と性」の普遍的な結びつきに関する研究が進んできた⁸。それらの結果をふまえれば、村上の事実誤認や認識の限界は明白であり、本稿では、娼婦をめぐる当時の国際情勢にも丁寧な分析を加えつつ論じている藤目の研究に主にもとづいて公娼制度を理解する。

2. 近代公娼制度の構築

近代の公娼制度は、「軍隊慰安と性病管理を機軸とした国家管理売春の体系であり、近代国家の建設——とりわけ強力な軍隊の建設——の利益と結合して誕生した制度」（藤目 1997a : 51）であった。戦争中に軍隊内に性病が蔓延し軍隊の機能を危うくすることが多かったため、「男性、とくに将兵を性病から防衛する」目的で「性器の診断によって無害だと証明された女性を娼婦として登録する」制度がナポレオン時代のフランスで確立され、19世紀を通して欧州諸国や米国に波及していく（藤目 1997a : 51）。公娼制度は、先進資本主義国が植民地を拡大していく中で、「帝国主義の利益の維持という性格」を強め、植民地にも導入されていき、工業化や都市化の進む中で、無産階級や植民地出身の女性たちは国際的な買売春市場へ組み込まれていった（藤目 1997a : 54-60）。

このような状況の中で、欧州における廃娼運動は、英国における伝染病法⁹の施行に対する反対運動として高まり、1870年代には欧州大陸諸国に波及、さらに英国植民地や米国を巻き込んで国際運動に発展していった（藤目 1997a : 60）。当初の廃娼運動は、ジョセフィン・バトラーの思想に代表されるように、売春に対する国家統制や売春からの搾取に反対する闘争であった（藤目 1997a : 60-61）。バトラーは、「女性の経済的地位の低さ」によって特に労働者階級の女性から娼婦が生み出されることを見抜き、労働者階級と連帯して運動を展開していった（藤目 1997a : 61-64）。バトラーらの運動や、売春を禁止すべきとする性抑圧的な道徳主義の立場からの公娼制度批判運動などの成果によって、1886年に伝染病法の廃棄が断行された（藤目 1997a : 64-65）。

しかしその後、廃娼運動の争点は年少者の国際人身売買、強制売春問題に移り、売春禁止運動＝「社会から娼婦を追放しようとする排娼・反娼運動」に変容していった。1904年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」が、1910年には「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」が締結されたが、この条約によって「婦女売買の問題は、未成年者の場合と暴力や詐欺・背信によって売られた成人女性の場合に限定され」た。それはすなわち「成人女性の売買の実質的な合法化」であった。更に、軍国主義が台頭する中で、売春統制を合理化する傾向が強まり、人種差別主義の色合いが濃くなっていった。（藤目 1997a : 65-80）

近代日本において、明治新政権は、「欧州から来日する外国人の示唆と欧州視察を通じて欧州の売春統制を学び、これをモデルとして公娼制度を近代的に再編成」（藤目 1997a : 89）した。日本は国内において近代公娼制度を整備していただけでなく、海外へ女性た

⁸ 第二次世界大戦下のアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリアなどの軍管理売春制度を比較検討したものに、田中利幸、1996、「なぜ米軍は従軍慰安婦問題を見放したのか[上]・[下]」『世界』627・628号、岩波書店

⁹ 1864・66・69年に施行された一連の法律で、英国に公娼制度を導入した。伝染病法の成立によって、警察当局が娼婦と見なした女性を逮捕し検診を強制することができるようになり、娼婦の登録が行われた。（藤目 1997a : 53-54）

ちを送り出す拠点でもあった。富国強兵・殖産興業政策の下、零落した人口の多くは海外に新天地を求め、「からゆきさん」とよばれる女性たちは海外へ送り込まれ娼婦となった。

藤目によれば、近代公娼制度の特質の一つ目は、強制性病検診制度であり、日本においても開国当初はまず白人を客とする遊廓の女性に検診が強制され、次いで国内向けの性病検診も行われるようになる。二つ目は、「人身売買否定の名目にたつて、娼妓の自由意思による『賤業』を国家が救済のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプト」であり、1872年の「娼妓解放令」（太政官通達 295 号）は人身売買の禁止を明言したが、翌年の「貸座敷・娼妓規則」によって、娼妓の自由意思による営業は許容するという名目が成立し、1900年、「娼妓取締規則」（内務省令第 44 号）において自由廃業の規定が明文化されたことによって、名目は完成した（藤目 1997a : 91）。国家は、「国家の管理外で許可を得ずに行われる買売春を『密売淫』として非合法化し禁圧することによって女性の性の売買の権利を独占し、特権業者を通じて買売春から搾取する」存在であり、売春管理を地方官に任せる形式を採用して管理を効率的にするとともに「賤業」に国家が関与していない概観をつくろうとした。東京では警視庁、各府県では各々の警察が買売春を統制する権能を与えられ、性病検診・徴税を軸に公娼を統制・管理し、私娼を監視・摘発・弾圧の対象として取り締まった。この体制において公娼制度から収奪した税金は、正規の税金でないかのように「賦金」と呼ばれた。まるで温情的措置であるかのように称して売春から徴税された金銭は、地方官の私腹をこやす等のために消費された¹⁰。（藤目 1997a : 92）

日本において公娼制度に反対する廃娼運動は、群馬に始まり、その端緒はクリスチャン民権家の県会議員たちが中心となり 1880 年、廃娼の請願を県会に出したことであった。藤目は、「群馬の廃娼運動が最初の廃娼決議から一〇余年を費やして廃娼を実施、その後も存娼派との攻防を粘り強くたたかい廃娼実現県として全国の運動を鼓舞したのは事実」としながらも、①この廃娼によって群馬県の女性たちが売春から解放されることはなかったこと、②群馬廃娼ではいわゆる「公娼」である「娼妓」の取り締まりは廃棄されたが、買売春営業からの徴税や強制性病検診制度は存続していたことを挙げ、そのような群馬の廃娼運動が真に賞賛に値するものかを問うている（藤目 1997a : 100-103）。

結局、このような廃娼運動の目的は、「売春関係者の公許を廃止犯罪者化することで国家の体面をつくろうとともに、売春を罪悪とし娼婦を賤視する社会倫理を普及すること」で、下層階級出身の娼婦に対する蔑視・排斥の傾向があったという（藤目 1997a : 103-107）。

さらに日清・日露戦争の対外侵略の過程において、廃娼勢力は日本の膨張主義を擁護し、十五年戦争に突入していく日本の方針を支持し、軍隊の健康維持の目的で性病予防のための売春統制に賛成した（藤目 1997a : 107-111）。かかる経緯において、日本は植民地化した地域にも公娼制度を持ち込んでいった。

3. 植民地における公娼制度

朝鮮半島では、1881 年に最初の開港地、釜山で「貸座敷並ニ芸娼妓営業規則」が定められ、日本の公娼制度が導入されていく。日清戦争によって日本人居留民や軍人の上陸・駐

¹⁰ 鈴木裕子は、藤目と同様の見方を次のように述べている。「公娼制度とは、国家公認の買春制度であって、国家は業者らに営業許可の鑑札を与える代わりに彼らから税金をかすめとった」、国家と業者は「女性の性を収奪する上で、まさに共犯関係に立った」（鈴木 1992 : 11）。

屯が増えると、その要所となった地域では売春業は一段と活発化し、遊廓が形成された。日露戦争後、統監府がおかれると、「日本は居留地での公娼制度を整備する一方、朝鮮社会の売買春を公娼制度のもとに組み込む作業に本格的に着手した」（山下 1992 : 141）。性病検診の強制に対して娼婦たちは強く反発し、「店を閉めて一時的に営業を中止する者、検査の対象となっていなかった妓生に転身する者、地方に下る者、阿片をのんで自殺を図る者まで現れた」が、当局は性病検査を強行した（山下 1992 : 142）。韓国「併合」後、警察権力は売春取締を全国的に実施するようになり、1916 年、当局は「貸座敷娼妓取締規則」（警務総監部令第 4 号）を發布し、各道によって異なっていた規則を統一した（山下 1992 : 147-154）。この「貸座敷娼妓取締規則」は、法規全体としては娼妓取締を強化したもので、娼妓の下限年限は一律 17 歳とされ、内地での 18 歳未満からみれば引き下げであった（宋 1994 : 40-41）。また、内地では 1900 年の「娼妓取締規則」によって、廃娼・通信・面接・文書・物件の保持・購買その他の自由が法文上保障されていたが、前述の「貸座敷娼妓取締規則」によって朝鮮では、業者の遵守事項として契約・廃業・通信・面接を妨げてはいけないとされているのみであり、「文字と言語において疎外されていた朝鮮人娼妓にとって廃業は単なる単語の羅列にすぎず、現実的には無きに等しい」ものだった（宋 1994 : 41）。

台湾では日清戦争直後に日本の公娼制度が持ち込まれた。

一方、日本による「満洲」への公娼制度の移植は、日露戦争期の日本軍による「買売春」管理を出発点としていた。日露戦争後には、関東州の公娼制度を中核として、「満洲」各地の日本人居留地域で日本の買売春制度が確立していった。現地においては、対外関係を考慮して表向きは「娼妓」ではなく「酌婦」という呼称が用いられたが、売春統制の実態は変わらなかった（藤永 1998 : 92）。

以上のことから、近代公娼制度はその成立の時点から、娼婦が自らの自由意思で「賤業」を行っている、という建前の下維持されていたことがわかる。「娼妓取締規則」によって自由廃業の権利は法律上明記されていたものの、実際前借金などで拘束された女性たちが廃業するのは困難だった。また、日本で行われた廃娼運動は、世紀転換期の売春禁止運動に変容後の欧米の廃娼運動の影響を受けており、娼婦に対する侮蔑・排斥感情に基づいていた。

第 2 章 「慰安婦」制度の実態

1. 「慰安婦」制度の成立過程

慰安所は派遣軍の指示によって設置され、「戦争のために軍隊が派遣された所には、最前線をのぞいて、どこでも軍慰安所が設置されたとみるべき」（吉見 1995a : 77）といわれる。資料によって確認される最初の慰安所は、1932 年の第一次上海事変の際に、現地で海軍用に開設され、次いで陸軍も開設した（吉見 1995a : 14-15）。慰安所を設置した理由としては、①占領地での強姦事件防止、②性病予防、③「慰安」の提供、④スパイの防止、が挙げられる（吉見 1995a : 43 - 56）。吉見義明によれば、軍慰安所の経営形態は、①軍直営の軍人・軍属専用の慰安所、②形式上民間業者が経営するが、軍が管理・統制する軍

人・軍属専用の慰安所、③軍が指定した慰安所で、一般人も利用するが、軍が特別の便宜を求める慰安所の3つのタイプがあったとされる（吉見 1995a : 74）。

1937年に日中戦争が全面化すると、その年末から、日本軍は中国各地に大量に軍慰安所を設置し始める。その原因は、南京大虐殺を引き起こした南京攻略戦において強姦が多発し、中国人や諸外国からひんしゆくをかったためである。上海派遣軍の兵站病院に勤務していた麻生徹男軍医は、1938年初めごろ、「陸軍娯楽所」に入れられる予定の「婦女子百余名」の「身体検査」を行うように軍特務部から命令を受けたこと、集められた女性たちは「朝鮮及び北九州の各地より募集せられた連中」であったことを記している（麻生 1993 : 41）。

1941年12月、アジア太平洋戦争が開始されると、42年初めから、日本軍が占領した地域に慰安所が次々に設置されていった。

2. 政府・軍の関与

吉見義明によれば、第一次上海事変の際には上海派遣軍が、慰安所の設置と女性の徴集の指示を出していたという。具体的には、岡村寧次上海派遣軍参謀副長や岡部直三郎高級参謀が慰安所をつくる指示を出し、永見俊徳参謀が設置にあたった¹¹。

日中戦争が全面化した時期には、中支那方面軍が慰安所設置の指示を出しており、これを受けた上海派遣軍では、参謀第二課が案をつくり、参謀の長勇中佐に南京での軍慰安所設置を依頼した¹²。同時期、第10軍参謀の寺田雅雄中佐は、憲兵を指揮して湖州に軍慰安所を設置したが、ここで最初に徴集された女性は中国人だったという¹³。華北では、1938年6月、北支那方面軍参謀長となった岡部直三郎中将が、指揮下の数十万の各部隊に軍慰安所設置の指示を出した¹⁴。

1941年の対ソ準備戦の「関東軍特殊演習」（関特演）の際には、関東軍が二万人の朝鮮人「慰安婦」の徴集を計画し、原善四朗参謀は朝鮮総督府に依頼して、8000人の朝鮮人「慰安婦」を集め、中国東北（「満洲」）に送ったといわれている¹⁵。吉見は、このことを示す原資料は発見されていないが、事実であるとすれば、朝鮮総督府の職員が協力したはずだとみている（吉見 1995b : 17）。

これらのことから、慰安所設置・「慰安婦」徴集は、陸軍では各派遣軍（作戦軍）の最高指揮部（参謀部）が指示していたといわれる。各派遣軍は天皇に直隷し、軍令（作戦）関係は参謀総長の、軍政関係は陸軍大臣の区処を受けていた（吉見 1995b : 17）。

「慰安婦」の募集方法には二通りあり、第一は派遣軍が現地で女性を集める方法で、第二は日本・朝鮮・台湾から徴収してくる方法であった。第二の方法に関しては二通りのや

¹¹ 参照されている資料は、岡部直三郎『岡部直三郎大将の日記』（芙蓉書房、1982年）、p.23、稲葉雅夫編『岡村寧次郎大将資料 上巻（戦場回想篇）』（原書房、1970年）p.302（吉見 1995b : 17）

¹² 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』（偕行社、1989年）、p.211・220・280（吉見 1995b : 17）

¹³ 同上、p.411（吉見 1995b : 17）

¹⁴ 「軍人軍隊ノ対住民行為に關スル注意ノ件通牒」吉見義明編、『従軍慰安婦資料集』（大月書店、1992年）、p.209-211

¹⁵ 島田俊彦『関東軍』（中公新書、1965年）、p.176、千田夏光『従軍慰安婦 正篇』（三一新書、1978年）、pp.103-104（吉見 1995b : 17）

り方があり、一つは派遣軍が独自に選定した担当者または業者を日本・台湾・朝鮮に送り、女性を集める手法で、もう一つは、派遣軍が日本の内地部隊や台湾軍・朝鮮軍に要請し、業者を選定させ、その業者が女性を集めるという手法である（吉見 1995a：41-2）。業者の渡航は、業者が在外公館または軍の証明書をもっていけば許可された（吉見編 1992：37）。

1941 年 12 月のアジア太平洋戦争開始以降は、日本軍が占領した東南アジア・太平洋地域に慰安所が設置されていったが、吉見によれば、陸軍省では 1942 年以降、派遣軍ではなく自らが慰安所設置に乗り出すようになり、「慰安婦」にされる女性や業者がそれらの地域に渡航する場合は、軍の証明書のみで渡航できるようになった。海軍では「慰安婦」を「特要員」と呼び、海軍省がアジア・太平洋方面への「慰安婦」の配置と慰安所運営方針を決定した（吉見 1995a：65-73）。

以上のことから、日本軍は慰安所の設置・経営・女性の徴集・慰安所の監督など様々なレベルにわたって主体的な役割を果たしており、国家責任を問われる主体であることがわかる。

第 3 章 「慰安婦」問題における日本の国家責任を否定する言説

1. 日本政府の対応

80 年代に韓国の民主化運動の中で女性運動が盛んになり、以前から独自に「慰安婦」問題の調査を進めていた梨花女子大学教授（当時）の尹貞玉が、1990 年 1 月、『ハンギョレ新聞』に「挺身隊取材記」を 4 回にわたって掲載したことで、「慰安婦」問題は先に韓国で問題の所在が知られるようになった。同年の 5 月 18 日、盧泰愚大統領の来日を前に、韓国女性団体連合、韓国協会女性連合会、ソウル地域女子大生代表者協議会が共同で「慰安婦」問題に対する謝罪の要求を含めた声明書「盧泰愚大統領の訪日および挺身隊に対する女性界の立場」を発表した。これを受け、6 月 6 日には、参議院予算委員会で社会党の本岡昭次議員が、「強制連行の中に従軍慰安婦という形で連行されたという事実もあるんですが、そのとおりですか」と質問した。これに対し、清水労働省職業安定局長が、「徴用の対象業務は国家総動員法に基づきます総動員業務でございまして、……そうした総動員法に基づく業務としてはそういうこと〔従軍慰安婦の動員〕は行っていなかった」と答弁し、続いて本岡議員が「従軍慰安婦」等に対して「ぜひとも調査の中で明らかにしていただきたい」と要請すると「従軍慰安婦なるものに着きまして、……やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようございまして、……〔実態の調査は〕率直に申しましてできかねる」と応答した（鈴木 1992：134-139）。つまり、日本政府は「慰安婦」問題が顕在化した当初から、慰安所は民間業者の行った商行為にすぎないとして「日本政府の『関与』を全面的に否定する立場」（尹 2003：34）をとった。

このような国会答弁に対し、韓国の 37 の女性団体は 10 月 17 日、抗議の公開書簡を海部俊樹首相宛に送付した。12 月 18 日、参議院外務委員会で社会党の清水澄子議員が、去る 6 月 6 日の政府答弁について追及したのに対し、戸刈利一労働省職業安定局庶務課長は

「厚生省関係は関与していなかった」と先の国会答弁での姿勢を変えることはなかった¹⁶ (鈴木 1992 : 155-159)。

翌年 8 月 14 日、このような日本政府の態度に憤慨した金学順さんが韓国で名乗りを上げて記者会見を行い、12 月 8 日には、彼女を含む 3 人の「慰安婦」被害者の韓国人女性が、日本政府の補償を求めて東京地裁に提訴した。1992 年、日本近現代史研究者の吉見義明によって、日本軍の「慰安所」政策への関与を示す公文書が防衛庁防衛研究所図書館で見えられ、1 月 11 日付『朝日新聞』に掲載された。日本政府はもはやその関与を否定できなくなり、2 日後の 13 日には加藤紘一官房長官が「軍の関与は否定できない」との談話を発表、同月 17 日、訪韓した宮沢喜一首相は公式に謝罪した。同年 7 月 6 日の第一次政府調査結果の公表にあたって政府は「慰安婦」制度への国家の「関与」を公式に認めたが、具体的な対応については「補償に代わる措置」への検討を表明するにとどまった。1993 年 8 月 4 日には第二次政府調査の結果と河野洋平官房長官の談話（「河野談話」）が発表された。「河野談話」は、慰安所は「当時の軍当局の要請により設営された」ものであり、慰安所の設置、管理、慰安婦の移送については、「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与」し、慰安婦の募集については「甘言・強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり」、「官憲等が直接これに関与したこともあった」ことを認め、「慰安婦」問題は「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であり、「慰安婦」被害者に対して「心からお詫びと反省の気持ち」を述べたものであった¹⁷。この「河野談話」は今日に至るまで歴代内閣の公式見解とされている。しかし、「河野談話」に関しては問題点も残る。吉見義明は、「河野談話」について「慰安婦の徴集、軍慰安所制度の運用の主体は業者であるかのように読める余地を残している」、「ごく一部の韓国人元慰安婦からヒアリングをただけで、他の人々からのヒアリングは行っていない」、「徹底した真相の解明、罪の承認と謝罪、賠償、再発防止措置などが当然言及されるべきであり、それが欠けている」と批判している（吉見 1995 : 7-8）。

1994 年 6 月、村山富市社会党首班、自民・社会・さきがけ参党連立内閣が発足し、同年 8 月 13 日には、「民間団体の基金」を通じた「慰安婦」被害者への「支援措置」の構想が日本の新聞各紙によって報道された¹⁸。この「民間募金」による「見舞金」構想に対して多くの被害者や支援団体は反対し、抗議集会を開くなどの運動を展開した。1995 年 7 月 19 日、「女性のためのアジア平和国民基金」が正式に発足する¹⁹。

このように、「慰安婦」問題が提起された当初から、日本政府は国家の責任を否定する姿勢を取り続け、国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国協定により法的には「全て解決済み」との

¹⁶ また、1991 年 4 月 1 日には、参議院予算委員会において、本岡昭次議員が前年の韓国女性団体の「公開書簡」への回答を求め、谷野作太郎外務省アジア局長は「[調査したが] 手がかりになる資料がなかった」と述べ、さらに本岡議員は「慰安婦」の存在について質疑したが、これに対し、若林之矩労働省職業安定局長は「[担当部署は] 全く関与していなかった」と答弁した（鈴木 1992 : 164-169）。

¹⁷ 『「慰安婦」関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話』（1993 年 8 月 4 日）

¹⁸ 朝日新聞 1994 年 8 月 13 日朝刊など。この「民間募金」構想に対し、同月 23 日、「慰安婦」被害者と支援 35 団体が「民間募金構想撤回と被害者個人への謝罪と補償を求める共同声明」を発表した。

¹⁹ 朝日新聞 1995 年 7 月 19 日夕刊。なお、韓国・挺隊協など内外 43 団体が基金発足に反対する声明を発表した。

立場を固持して国家補償を拒否し、「補償に代わる措置」として「見舞金」で政治的決着を図ろうとしてきた。

2. 右派政治家の言動及び活動

さらに、このような政府の公式見解でさえ認めないような言動が、右派の政治家の中から出てくるようになった。大きな契機となったのは、1993年8月10日の細川護熙首相の「侵略戦争」発言であった。自民党の靖国関係三協議会²⁰は、翌日、緊急役員会を開催し、原田憲座長らが、武村正義官房長官に抗議の申し入れを行った。8月13日には靖国関係三協議会の総会が、8月18日には対策検討会が持たれた。これらを受けて、8月23日、「歴史検討委員会」（「歴史検討委」）が設置された。「歴史検討委」は、同年10月から95年2月まで20回の委員会を開催した。メンバーは、衆議院76名、参議院29名の計105名で、委員長・山中貞則、委員長代行・伊東宗一郎、事務局長・板垣正という顔ぶれであった。

「歴史検討委」の設立趣旨によれば、「一方的な、自虐的な史観の横行は看過できない」ため「公正な史実に基づく日本人自身の歴史観の確立が緊急の課題と確信」（歴史・検討委員会 1995：444）してたちあげられたという。「大東亜戦争を如何に統括するか」というテーマのもと開かれた20回の委員会のうち、「慰安婦」問題に言及しているのは、上杉千年²¹「歴史教科書は子供達に何を教えているか——侵略・残虐の記述にみる歴史教科書」（1993年12月6日、第4回委員会）と安村廉²²「社会党史観栄えて国亡ぶ」（1994年12月12日、第18回委員会）の二回である。以下、この二回の委員会で議論されたことをみていく。

上杉千年は、1994年度版高校日本史教科書に「慰安婦」の記述がされたことに反発を示し、「従軍慰安婦問題は日本人が火をつけて、日本人が進行している」（上杉 1995：96）、「従軍慰安婦制度は日本独自ではない」（上杉 1995：96）との見解を示す。吉田清治と千田夏光の著作を「ウソ」と決め付け、「強制連行」の証拠がない、「慰安婦」は「商売で連れて行かれた」と述べる（上杉 1995：97-98）。さらに「慰安婦」問題が国連の人権委員会で取り上げられていることについて「日本の左翼の連中が行って洗脳」（上杉 1995：98）しているのだという。

安村廉も「強制連行」を否定し、「慰安婦」は商行為であったという立場に立つ²³。また「女性に残虐かつ非人道的な行為をやった国は、近現代史だけでも東西無数にあります」と述べ、本岡昭次議員らが国連人権委員会に対し日本政府に「慰安婦」への個人補償を実現させようと「あの手この手の工作」（安村 1995：406）をしていることを許せないとする。強制連行の否定、「慰安婦」は「商売だった」という典型的な「慰安婦＝公娼」論に加え、「悪いのは日本だけではない」という開き直りと、戦後補償の実現に取り組む人々を誹

²⁰ 「英霊にこたえる議員協議会」、「遺家族議員協議会」、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」から成る。

²¹ 上杉千年の肩書は、「歴史教科書研究家・日本教師会参与」と紹介されている（上杉 1995：89）。

²² 安村廉は、当時産経新聞社論説員であった。

²³ 安村は「公娼がさして抵抗なく許容されていた当時の社会情勢でありますとか、強制連行を裏付ける証拠の乏しさを見ますと、業者が介在した金銭的契約によるものが相当数を占めていたのではないのでしょうか」と述べている（安村 1995：405）

謗中傷する姿勢は上杉・安村の双方に共通している。

1994年5月、南京大虐殺は「でっちあげだと思う」と述べて辞職した羽田内閣の永野茂門法務大臣は、この発言の際に「慰安婦」問題にふれ、「米軍、英軍でも同じようなことをやっている。それを今の目から女性蔑視とか韓国人差別とかはいえない」（朝日新聞 1994年5月7日）と述べた。ここにも、「悪いのは日本だけではない」、「公娼だった」と言った典型的な見方が反映されているといえるだろう。

1996年6月4日、自民党の「終戦五十周年国会議員連盟²⁴」が「明るい日本・国会議員連盟」の結成総会を行った。この結成総会の記者会見において、会長の奥野誠亮議員は「慰安婦は商行為」「強制連行はなかった」と発言した。

1997年2月、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（「教科書議連」）が結成され、衆参合わせて62名の国会議員が参加した。「教科書議連」の会長は中川昭一、事務局長は安倍晋三であった。同年12月には、同会の活動内容を中心とした『歴史教科書への疑問』（展転社）を出版した。1998年7月31日、小渕恵三首相の内閣において農林水産相に就任した中川昭一は、記者会見の場で「慰安婦」の教科書記述に関して「すべての七社の義務教育の教科書」に「歴史的事実として」載せることに「疑問を感じている」と発言した。その後、中川は急きょ記者会見を開き、その日のうちに発言を取り消した。

2004年11月27日、中川斉彬文部科学大臣が、大分県別府市で開催されたタウン・ミーティングの席上で「最近、いわゆる『従軍慰安婦』とか『強制連行』とかいった言葉が減ってきたのは本当に良かった」と発言した。同月30日には、中山は「個人的な考え方についての発言は控えるべきだった」と謝罪した。

2007年3月1日、安倍晋三首相は、記者会見で「当初、定義されていた強制性を裏付ける証拠はなかった」と発言した。更に5日には国会で、「官憲が家に押し入って、人を人さらいのごとく連れて行くという、そういう強制性はなかった」、アメリカ下院の決議案に対し「謝罪するということはない」と答弁した。同年16日には、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」との政府答弁書が閣議決定された。

2012年8月21日、橋本徹大阪市長は、記者会見で「慰安婦」問題について「軍・官憲による暴行・脅迫を用いた連行」がなければ、日本国家に責任はなく、またそのような連行の証拠はないと発言した。その3日後、石原慎太郎東京都知事は、「慰安婦」について「強制したことはない。貧しい時代には売春は非常に利益のある商売で、貧しい人々は決して嫌々でなしに、あの商売を選んだ」と発言した。

2012年12月27日、前日に成立した第二次安倍晋三政権の管義違官房長官は、「河野談話」の見直しに言及し、後にこの政権の下で「河野談話」の「検証」が行われることになる。

2013年5月13日、橋下市長は「慰安所制度が必要なのは誰だってわかる」、在沖縄のアメリカ軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と述べて内外の批判を浴び、27日に釈明の記者会見を行った。

以上のように、1993年8月に発足した「歴史・検討委」をはじめ、十五年戦争時の日

²⁴ 1994年12月1日、連立与党の戦争謝罪国家決議案に反対し、自民党内で発足した。会長は奥野誠亮参議院議員。

本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定し「慰安婦＝公娼」とみなす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。1996年6月以降、教科書からの「慰安婦」記述削除を要求する運動を表だって担ったのは「自由主義史観研究会」をはじめとする文化人のグループであったが、その背後には「明るい日本・国会議員連盟」などの議員組織の存在があり、運動をバックアップしていたことは複数の論者によって指摘されている²⁵。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次ぐようになっている。

3. マスメディアにおける「慰安婦＝公娼」論

1990年代初頭に「慰安婦」問題が公論化すると、保守系の雑誌や新聞において、日本政府の責任を否定し「慰安婦＝公娼」論を唱える言説が登場する。本稿では主に一般雑誌記事に焦点を絞り、その言説をみていく。保守系雑誌の中でも、特に「慰安婦」問題について積極的に議論を展開したのは、産経新聞社の『正論』、文藝春秋の『諸君』・『文藝春秋』・『週刊文春』、PHP研究所の『Voice』、小学館の『SAPIO』、『週刊ポスト』、新潮社の『週刊新潮』、ワック・マガジnzの『Will』である。これらの9誌は、2004年に発刊した『Will』を除いて90年代初頭から「慰安婦」問題に否定的な記事を数多く掲載し、それらの主張に反論する立場の人々によってもたびたび参照されている²⁶ため、論争を構成する上で欠かせないと考えて筆者が選定した。ただし、上記の9誌に掲載されている記事の論調は類似しており、代表的な論客も共通している。そこで、本稿では、「自由主義史観」派の代表的拠点となり「つくる会」の活動に積極的に貢献した『正論』、『諸君』の2誌の記事を主に扱うこととし、それ以外の雑誌の記事については補完的に利用するにとどめる。まず、『正論』、『諸君』のそれぞれについて、「慰安婦」問題を扱った記事にみられる特徴や傾向を述べ、次に代表的な論者として、上坂冬子、秦郁彦、藤岡信勝の主張をみていく。

3-1. 『諸君』の「慰安婦」関連記事の動向

文藝春秋の『諸君』は月刊誌として1969年に創刊し、2009年5月に廃刊になるまで『正論』と並んで保守系雑誌の中心的位置を占めてきた。90年代以降は「自由主義史観」派の論争拠点として大きな役割を担っていた。「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において1990年から2009年5月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、『諸君』の記事は40件²⁷がヒットする。これに独自に見つけた7件の「慰安婦」関連の記事を含め、47件を分析対象とした。

²⁵ 鈴木裕子は、90年代半ばの反「慰安婦」キャンペーンの構図として、「世論的には一部著名人をまきこんで右派文化人が派手に立ち廻り、政治的には『明るい日本・国会議員連盟』の面々が動き、“草の根”では靖国国営化、天皇元首制をもくろむ『日本を守る国民会議』がうけもつ」と述べている（鈴木1997:197）。上杉聰も同様の指摘を行っている（上杉1997a:200-201）。

²⁶ 鈴木裕子『「従軍慰安婦」問題と性暴力』（未来社、1993年）、鈴木裕子『戦争責任とジェンダー——「自由主義史観」と日本軍「慰安婦」問題』（未来社、1997年）、三宅明正「歴史教科書をめぐる政治的言説とその特徴」中村政則・三宅明正・吉見義明ほか『歴史と真実——いま日本の歴史を考える』（筑摩書房、1997年）、俵義文「教科書問題と右翼の動向」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター「慰安婦」バッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』（大月書店、2013年）等。

²⁷ 検索にヒットするのは41件であるが、うち1件は重複しているため排除した。

表 1 『諸君』の「慰安婦」関連記事推移

年次	総数
1992	5
1993	1
1994	1
1995	0
1996	4
1997	8
1998	4
1999	2
2000	1

年次	総数
2001	3
2002	1
2003	2
2004	0
2005	7
2006	2
2007	6
2008	0
2009 (5月まで)	0

※対象期間は『諸君』誌上に「慰安婦」に関する記事がみられるようになる 1992 年から廃刊する 2009 年 5 月までである。

表 1 に、『諸君』誌上にみられる「慰安婦」関連の記事数の推移を示した。対象期間において、「慰安婦」問題に言及した最初の記事は、1992 年 3 月号に掲載された、佐藤勝己「『従軍慰安婦』か『北の核』か」である。」これは後述する『正論』や他の保守系雑誌にも共通することだが、『諸君』誌上に「慰安婦」問題に関する記事が登場するのは、1992 年に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。

92 年 3 月の記事は、『現代コリア』主幹の佐藤が、「北朝鮮の核開発」こそが「日韓にとって緊急の課題」であることを主張したもので、「慰安婦」問題を論じることに重きが置かれているわけではない。「北の核」という「緊急」な問題があるのに、1 月の日韓首脳会談の焦点となったのが「慰安婦」問題であったことに「啞然としてしまった」（佐藤 1992 : 110）として、補償は日韓請求権協定で「解決された」という日本政府と同じ主張が繰り返される。この記事をはじめ、1992 年には合計 5 件の「慰安婦」問題関連の記事が掲載されている²⁸。この 3 件の記事は、「強制連行」の証言をした吉田清治や被害者の証言に疑問を呈する内容のものであった。「慰安婦」問題に対し否定的な論者にとって、「奴隷狩り」のような狭義の強制連行を加害者の立場から「証言」した吉田清治証言を否定することが 90 年代初頭から重視されていた。『諸君』の記事で初めて明確に「慰安婦」は商行為をしていた、という記述がみられるのは、板倉由明「複眼的視点を持て——『慰安婦』と『南京事件』」（1994 年 5 月）においてである。南京大虐殺の研究科を自称する板倉は、「慰安婦」問題と南京大虐殺の被害者それぞれ二十万・三十万という「数字の問題」に関して疑問を呈し、持論に基づいて「推定」を行う。板倉は「（従軍慰安婦は一筆者）国策に沿っていたとはいえ『総じて営業』であったという客観的事実が忘れられているのではないだろうか」と述べ、「募集そのものが国家の手で行われたと推測される根拠はまったくない」と結論付ける（板倉 1994 : 124-125）。ここで「戦地における『営業』」として「慰安婦」制度が語られ「売春」イメージが喚起されるのは、最終的に「慰安婦」制度が「国や軍の組織的、計画的犯罪ではありえず」（板倉 1994 : 128）というように国家の責任を否定するためである。このように国家の責任を否定する根拠として「慰安婦=公娼」論が唱えられ

²⁸ 板倉 1992、上杉・『諸君』編集部 1992、秦 1992b

るのは、このような論者に共通のことである。

1996年に「自由主義史観」派が中学校社会科教科書への「慰安婦」記述削除を要求して活動を始めると、『諸君』誌上における「慰安婦」関連の記事数は増加する。秦郁彦・藤岡信勝・西岡幹二などの「自由主義史観」派の中心的メンバーの記事がみられる。2001年には、前年の「女性国際戦犯法廷」やその法廷を特集したNHK番組「問われる戦時性暴力」に対して非難する記事が載る。

2005年3月号および4月号では、それぞれ「お騒がせな朝日新聞」、「朝日新聞に愛の鞭を！」と題する特集が組まれ、どちらの月も3件の記事が「問われる戦時性暴力」改竄事件について取り上げている。これは、2001年当時「問われる戦時性暴力」の放映について中川昭一・安倍晋三の両議員がNHK幹部に会いその内容について圧力を加えたことを、同年1月12日に朝日新聞がスクープ報道したことに対する反応であった。中川・安倍の両者は、97年2月の「教科書議連」の結成にあたり中川が会長・安倍が事務局長を務めており、「教科書議連」は「つくる会」の教科書採択運動を支えてきた。合計6件の記事のうち、安倍晋三（当時、自民党幹事長代理）は2件²⁹に自ら登場しており、自分の立場を語っている。安倍は「“民衆法廷”の検事役は北朝鮮工作員」として「北朝鮮」の政治的「意図」のもとに当該法廷が計画されたという根拠のない見解を示し、番組改竄については『公平、公正にやってくださいね』という程度の発言³⁰はしたが「私がNHKを呼びつけたという事実は全くありません」と述べている（安倍・中西 2005：28-30）。

2007年1月31日、アメリカ下院外交委員会において、日本政府に「慰安婦」への謝罪を要求する決議案が提出され、7月30日に本会議で採決される。これに対して「反日史観」などと反発する記事が、決議案の提出直後からみられた。

このあと、『諸君』においては2007年9月以降、2009年5月の廃刊まで「慰安婦」に関する記事はみられなかった。

3-2. 『正論』の「慰安婦」関連記事の動向

産経新聞社の『正論』は月刊誌として1973年に創刊し、「つくる会」に密接に関わるなど「慰安婦」問題に対して否定的な言説を生産し続けてきた。「大宅壮一文庫 雑誌記事索引検索」において1990年から2015年8月までの期間で「慰安婦」というキーワードで検索すると、『正論』の記事は206件がヒットするが、そのうち25件は記事の内容が直接「慰安婦」について論じていないため、対象からは除外した³⁰。それらを除いた181件に、筆者が独自に見つけた18件を加え、199件を分析対象とした。

²⁹ 安倍・中西 2005 および安倍 2005

³⁰ 除外したものの中には、本稿で扱う対象とする、日本軍によって設置された「慰安婦」とは異なる意味合いで「慰安婦」という言葉を使用した記事も数件見られた。例えば、佐藤和秀「米ソにも中国国民党・共産党軍にもいた慰安婦 米軍編」（1992年12月）、佐藤和秀「米ソにも中国国民党・共産党軍にもいた慰安婦 ソ連・中国軍編」（1993年1月）前川恵司「写真で見える在韓米軍慰安婦身世譚」（2014年9月）などである。また、2014年8月の朝日新聞による「誤報」訂正報道の後、2014年11月号・12月臨時増刊号には90年代に掲載された記事が再掲されている。この中で、秦郁彦「従軍慰安婦たちの春秋」（初出1992年6月号）、西岡力「慰安婦と挺身隊と」（初出1992年4月号）および水上輝三「ビルマで見た慰安婦」（初出1996年12月号）の3件は重複するが、あえて除外せず2014年の記事数に含めた。

表 2 『正論』の「慰安婦」記事推移

年次	総数	年次	総数
1992	2	2004	1
1993	0	2005	11
1994	0	2006	3
1995	0	2007	18
1996	3	2008	9
1997	5	2009	2
1998	4	2010	1
1999	1	2011	3
2000	0	2012	10
2001	2	2013	18
2002	0	2014	78
2003	1	2015 (8 月まで)	25

※対象期間は『正論』誌上に「慰安婦」に関する記事がみられるようになる 1992 年から 2015 年 8 月までである。

表 2 に『正論』誌上にみられる「慰安婦」関連の記事数の推移を整理した。対象期間において、「慰安婦」問題に言及した最初の記事は、1992 年 4 月号の西岡力「慰安婦と挺身隊と」である。同年 6 月号には秦郁彦「従軍慰安婦たちの春秋」が掲載された。この記事は、その後「慰安婦」問題に関する国家の責任を否定する論者によって繰り返し引用されている。記事の内容は、「吉田清治『私の戦争犯罪』に描かれた慰安婦狩りの生態——それを实地検証」する目的で秦が同年 3 月末に韓国・済州島を訪れたことを扱っている（秦 1992：328）。秦は吉田の著書の矛盾点を指摘し、現地で「五人の老人」と話し、「吉田証言が虚構らしいことを確認した」という（秦 1992：342-343）。また、本記事において秦は「慰安婦」制度を「売春と公娼制度の一環」とみて、軍の管理下に置かれた慰安所での境遇は「日本人と朝鮮人の間に処遇上の格差はなかった」として焦点を「募集の段階で官憲による“強制連行”ないし類似の詐術があったかどうか」に狭めている（秦 1992：330、340）。そして「強制連行」の根拠を吉田証言に求め、その信ぴょう性に疑問を呈する。つまり、「慰安婦」は商行為をしていたという立場で、問題を狭義の「強制連行」に限定し、それを否定するというやり方である。この論法は、「慰安婦＝公娼」論者の常套手段であるが、この記事には既にそのような姿勢が表れている。

90 年代前半の『正論』誌上における「慰安婦」関連記事は、上記の 2 点のみであるが、1996 年に「自由主義史観」派が中学校社会科教科書への「慰安婦」記述削除を要求して活動を始めると、『諸君』同様、『正論』誌上における「慰安婦」関連の記事数は増加する。97 年には、「つくる会」の呼びかけ人の一人であった高橋史郎による記事が 2 件掲載されている³¹。1998 年には、「慰安婦」について「強制連行は無かった」、「自分の意思で兵隊相手の慰安婦になった」とする「慰安婦＝公娼」論の立場の短大講師が、自分の母校に招かれた講演で「慰安婦」問題を取り上げようとしたところ、直前に公演の内容の変更を申

³¹ 高橋 1997a、高橋 1997b

し入れられたことに対して不満を述べた記事³²や、同年 7 月に農水相に就任した中川昭一が就任記者会見で「慰安婦」問題の教科書記述に「疑問」を呈したことについて、「どこが『問題発言』なのか、(中略)、さっぱりわからない」と中川を擁護する記事³³がみられた。

2001 年には、前年の「女性国際戦犯法廷」やその法廷を特集した NHK 番組「問われる戦時性暴力」に対して非難する記事が掲載された。2005 年 1 月 12 日、2001 年当時「問われる戦時性暴力」の放映について中川昭一・安倍晋三の両議員が NHK 幹部に会いその内容について圧力を加えたことが、朝日新聞によって報道されると、これに反発して「女性国際戦犯法廷」や朝日新聞・NHK を攻撃する記事が同年 3 月号に 3 件、4 月号に 4 件掲載された。また、3 月号においては、当時近畿大学教授であった高市早苗が、前年中山斉彬文部科学省が「最近、いわゆる『従軍慰安婦』とか『強制連行』とかいった言葉が減ってきたのは、本当に良かった」と発言、後に謝罪したことについて「どの部分を取ってみても正しく良識的なもの」と擁護して「慰安婦」問題の教科書記述を非難している³⁴。

2007 年 1 月 31 日、アメリカ下院外交委員会において、日本政府に「慰安婦」への謝罪を要求する決議案が提出され、7 月 30 日に本会議で採決される。この「同盟国」から突き付けられた決議は、「慰安婦」問題に関する日本政府の責任を否定する勢力にとって大きな衝撃を与えたようである。『正論』では 2007 年の一年間で、それまでの期間の記事数の中で最も多い 18 件が「慰安婦」について言及しているが、このうち 5 月号で 2 件、6 月号で 2 件、7 月号で 1 件、8 月号で 1 件、9 月号で 1 件、10 月号で 5 件、11 月号で 1 件、合計で 13 件の記事がアメリカの「慰安婦」決議についてふれ、これを非難している。その中でいくつかの記事では、ふたたび「強制連行」に焦点が当てられその否定が行われており、決議案に含まれる「性奴隷」という言葉への反発が示されている。2008 年にも、9 件中 4 件の記事はこの「慰安婦」決議を扱っていた。

2009 年、政権交代で民主党が政権を取ると、「慰安婦」問題に関する記事数は減少する。民主党政権を非難する記事において、部分的に「慰安婦」問題にふれる記事がみられる程度である。

しかし、2011 年 8 月 11 日、韓国の憲法裁判所が「慰安婦」問題に対する韓国政府の不作为を違憲とする決定を下し、韓国政府が日本政府にたいして「慰安婦」問題の解決を目指して従来より強く働きかけるようになると、「慰安婦」問題が「また蒸し返されている」としてこのような動きに反発する記事が増え始める。韓国・ソウルの日本大使館前など世界各地で「平和の少女像」や記念碑の建立が行われていることに対する攻撃もみられるようになる。2012 年には、2010 年 10 月アメリカ・ニュージャージー州パライゼイズ・パーク市の公共図書館に「慰安婦」の碑が建立されていたことに対して、「現地の日本人が好まれている」などと非難する記事が 2 件登場する。このうち 1 件は、山谷えり子自民党参議院議員のインタビューで、自身を含め自民党の有志の国会議員が現地を訪れ撤去を要請したことを語っている³⁵。

³² 福井 1998。執筆者は当時、大阪青山短期大学講師であった。

³³ 大島信三「朝日新聞よ、中川農水相と慰安婦問題をもてあそぶな」(1998 年 10 月号)。なお、執筆者の大島信三は、当時『正論』の編集長を務めており、「編集後記」として本記事は書かれた。

³⁴ 高市早苗「教科書から『従軍慰安婦』『強制連行』という用語が減ってなぜ悪いのか」(2005 年 3 月号)

³⁵ 山谷えり子「アメリカで『慰安婦の碑』にモノ申す」(2012 年 7 月号)

2013年には、「河野談話」の見直しの動きを受けて「河野談話」をバッシングする記事や、5月の橋本徹大阪市長による発言に対する批判の声に反発する記事などがみられる。また、「行動する保守」派の「なでしこアクション」・「そよ風」などの女性団体が「慰安婦」像や記念碑の設置阻止運動などに取り組んでいることも紹介されている。

2014年には、対象期間において最多の78件の「慰安婦」関連記事が確認できる。これは、同年8月、朝日新聞が吉田清治証言を「誤り」とする訂正報道を行ったことにより、朝日新聞バッシングが激化したからである。8月以前には、96年3月に日本政府が国連人権委員会に提出した、クマラスワミ報告書に対する反論文書を「幻の反論書」として産経新聞が「スクープ」したとして『正論』6・7月号で大々的に扱われていた。8月以降は朝日新聞に対して攻撃する記事が、そのことを中心的に扱ったものだけでも31件にのぼる。そして、吉田証言を「虚偽」だとすることで「慰安婦」問題の強制性が全て否定されたかのような論調で、「性奴隷」を否定する勢いがますます過熱している。

3-3. 代表的論者の主張

本項では、「慰安婦」問題に対する否定的な言説の中心的担い手であり、保守系雑誌にたびたび登場している上坂冬子・秦郁彦・藤岡信勝の3名の主張を取り上げる。

上坂冬子

90年代初頭の段階から、文化人の中で「慰安婦」問題を否定する立場の代表格となったうちの一人は、作家の上坂冬子であった。上坂は、1992年2月28日に『週刊ポスト』に掲載した文章の中で次のように述べている。

第1に、従軍慰安婦問題が韓国人女性に対する人種差別であるかのように見られているのはまちがいである。(中略)

そもそも当時、韓国人従軍慰安婦などというのは存在しなかった。なぜなら韓国という国が地球上に存在しなかったからだ。韓国人従軍慰安婦問題というのは言葉としてまちがっている。正しくは、元日本人従軍慰安婦問題というべきだ。(上坂 1992 : 216)

鈴木裕子が「驚きを通り越してあきれ」(鈴木 1993 : 227)たと評しているように、乱暴な議論が展開され、さらに「[「慰安婦」被害者の女性が] いまごろになって大騒ぎするのは、日本の経済を当て込んだことであろうか」、「ある種の人々が、今また彼女ら[「慰安婦」被害者]に意図をこめて提訴をヤラセ、この問題をダシにして特定の世直しをもくろんでいるとしたら、その発想こそ糾弾されるべき」(上坂 1992 : 218)といったように、「金欲しさ」に名乗り出た被害者、その裏で被害者を操る支援者という怪しげなイメージが語られる。

『週刊ポスト』におけるこの上坂の発言は、様々な反応を呼び、投書や電話で意見が寄せられたという。『週刊ポスト』は翌週から3週にわたって連続してこの問題を扱った。

翌週の3月6日号では、上坂と韓日女性親善協会の朴貞子会長(当時)が対談を行った。上坂は、あの時代には兵隊さんのために文字通り身を挺した人もあったかも知れないし、中には金銭的理由からその道を選んだ人もあるかもしれない」として「慰安婦」を本人の

「自由意思」に結び付けている。さらに、「ああいう悪い時代に最低限の治安や秩序を維持するために慰安婦は必要悪だったと思いませんか」、「この問題は誰が悪いわけでもなく、強いていえば戦争ビジネスの一環として派生したことだったとはいえませんか」と述べてむしろ「慰安婦」制度に対して肯定的な評価をしている（上坂・朴 1992 : 60）。

続く 3 月 13 日号では、『『従軍慰安婦』報道論争『私はこう考える』』と題し、『週刊ポスト』編集部に寄せられた「100 通近い投書³⁶」の中から、その一部と、伊東秀子社会党衆院議員（当時）・戸塚新也自民党衆院議員（当時）、千田夏光などの「各界の方々の意見」が掲載された。問題の発端や戦争責任についての様々な意見がみられ、上坂に対する批判もある一方、軍隊経験者や戦争経験者の読者からは、「慰安所」を正当化する主張や、日本人も戦争で辛苦を味わったが補償はされていないという観点から、他国への補償を拒否する主張もなされている（伊東・戸塚・千田他 1992）。

3 月 20 日号では、この時までには 200 通を超える投書が編集部が届いたことが明らかにされ、前週に引き続き読者の声の紹介がなされている。被害者の痛みに共感し、上坂を批判する声もあるが、戦争経験者と思われる読者の幾人かは、「慰安婦」の「報酬は破格」だった、親が子どもを売っただけだ、と主張している（週刊ポスト 1992）。

概して、上坂冬子は、日本の植民地支配の不法性を認めず、「慰安婦」問題に関する国家の責任を否定している。このような上坂の主張に対しては、第 4 章で述べるように鈴木裕子が当初から批判を行っている。筆者は鈴木批判が的確であると考え。だが、『週刊ポスト』での「論争」からうかがえるのは、90 年代初頭の段階で上坂の主張に賛同する声が少なからずあったということである。

秦郁彦

前述したように、秦郁彦は、1992 年 6 月号の『正論』の「従軍慰安婦たちの春秋」で吉田清治の証言を「検証」し、信頼性を否定した。同年 9 月には、『諸君』の記事で、名乗り出た韓国人「慰安婦」被害者の証言に対しても、信ぴょう性や「強制連行」の存在に疑問を呈している（秦 1992b）。

1996 年 8 月には、上坂冬子との対談で、同年 1 月に国連人権委員会に提出された「クマラスワミ報告書」に対して「抗議」したことを語っており、また「慰安婦」問題は政府と反体制的な運動体との間の国内問題」としている（上坂・秦 1996）。

同年 12 月に『諸君』に掲載された記事では、秦は「慰安婦は民間人の業者が『商行為』としての売春を目的に、私的な契約で雇用していた女性たちが大部分」とし「彼女たちの性サービスを利用した日本軍（国）は、その実態を知る立場になく、法的責任に結びつくものではない」と「慰安婦=公娼」論をはっきりと主張している（秦 1996 : 55）。また第二次大戦の主要参戦国の軍隊の性政策を「自由恋愛」型、「慰安所」型、「レイプ型」の 3 つに分けて国際比較を行ったうえで、ふたたび「慰安婦」被害者の証言について、証言の揺れや細かい箇所に疑義を差し挟み、証言の信頼性に打撃を与えようとする。その際、「戦後はやみドル商売、アヘンの密輸などもやったと書いているくらいの女性だから、証言の信頼性は低いと考えてよい」、「もっとも、彼女たちが娼婦ないし慰安婦に落ち込んだ事情

³⁶ このうち 60%は上坂の意見に賛同し、韓国側の対応を批判する立場、30%が上坂を批判し日本側の謝罪・補償を要求する立場、10%が日韓双方に落ち度があったという立場であったという（伊東・戸塚・千田他 1992 : 196）。

を正直に答えてくれるのを、期待する方が無理なのかもしれない」などといった、被害者に対する露骨な差別観・不信が述べられている（秦 1996：57-69）。この年、「つくる会」が旗揚げされると、秦はその賛同者に名を連ね、「つくる会」の理論的支柱となった。

1999 年 2 月には、秦は自身が資料委員会の一員として参加した「アジア女性基金」について非難する記事を書いており、その中で自身の主張が八項目にまとめられている。そこには、現在も続く秦の主張が簡潔に示されている。

1. 慰安所には軍属用と軍民共用の二種があった。
2. 軍専用慰安所にいた慰安婦の総数は一万数千人。
3. 慰安婦の民族別では内地人（日本人）が最多。
4. 戦地慰安所の生活条件は平時の遊廓と同レベルだった。
5. 慰安婦の九五%以上が生還した。
6. 軍を含む官憲の組織的な〈強制連行〉はなかった。
7. 主要各国の軍隊における性事情は第二次大戦時の日本軍と相似している。
8. 慰安婦たちへの生活援護は、他の戦争犠牲者より手厚い。（秦 1999：179）

秦は「慰安婦」問題に対して否定的な主張を続け、2001 年 3 月には前年の「女性国際戦犯法廷」を傍聴した「見聞記」の中で、法廷のことを「教祖を迎えた新興宗教のイベントさながらの熱狂ぶり」、「カンガルー裁判」などと揶揄している（秦 2001：98-99）。『女性国際戦犯法廷』を扱った NHK 番組「問われる戦時性暴力」の改竄事件で、放映直前になって急きょコメント収録の要請を受けたのも彼であった³⁷。

その後も秦は、2007 年のアメリカ下院での「慰安婦」決議や 2013 年 5 月の橋本徹大阪市長の発言などを受けて自身の主張を述べているが、『『強制連行』は無かった』、慰安所での生活は悪くなかった、商行為だった、他国の軍隊も同じようなものだ、といった基本的な認識が繰り返されている。被害者の証言に「検証」と称して疑惑を提示することも何度も行われている。

藤岡信勝

1996 年に始まる「慰安婦」の教科書記述の削除を要求する運動において、「自由主義史観」を標榜する勢力はその先陣を切った。その中心的人物が教育学を専門とする藤岡信勝である。藤岡は、1994 年 4 月から雑誌『社会科教育』に「近現代史の授業改革」の連載を開始した。1995 年初めには「自由主義史観研究会」を旗揚げし、2 月に会報創刊号を発行した。「自由主義史観研究会」は同年 4 月以降、セミナーや研究会を組織し、活動を活性化させ、9 月には同会の機関誌『「近現代史」の授業改革』を創刊する。この段階では、「教育関係の出版社である明治図書の定期刊行物が主たる媒体であり、いうならば、教育関係者を中心としながら歴史研究者などが『注目』したにすぎなかった」（波田 1997：38）といわれる。

1996 年 6 月 27 日に 97 年度中学校社会科教科書のすべてに「慰安婦」に関して記述されたことが公表されると、7 月 20 日、「自由主義史観研究会」は、教科書からの「慰安婦」

³⁷ NHK からコメント収録の要請を受けた経緯は、2005 年の朝日の「政治介入」報道の後に書かれた記事に書かれている（秦 2005）。

記述削除要求など歴史教科書批判を全国規模で展開することを決定し、96年8月付で緊急アピール「中学校教科書から『従軍慰安婦』の記述の削除を要求する」を発表した。この96年夏以降の「慰安婦」記述削除運動を始めるまで、藤岡は「慰安婦」問題についてはほとんど論じていなかった。しかし、この時期以降、「慰安婦」問題に対して否定的な主張を展開するようになる。

藤岡の主張は、96年10月に『諸君』に掲載された記事に凝縮されている。この記事において、藤岡は中学校教科書から「慰安婦」記述を削除すべき理由として、①「従軍慰安婦」という言葉が戦前には存在しなかった、②「慰安婦」は「強制連行」された「性奴隷」ではなく商行為をしていた、③「強制連行」の「もっとも有力な証拠」である吉田清治証言は虚構であり、これに基づいて「強制連行」があったかのように教えることは「とんでもない誤り」である、④「慰安婦」を教科書に載せるのは「日本人だけを貶める」「ダブルスタンダード」の教育で、「アンフェア極まりない」、⑤「人間の暗部を早熟的に暴いて見せても特に得るところはな」く「日本人が他国民に比べ世界でもまれな好色・淫乱・愚劣な国民であると教えること」は「子供の人格を崩壊させる」、という5点を挙げている（藤岡1996）。

つまり、90年代初期から繰り返されてきた、狭義の「強制連行」の根拠を吉田証言に求め、それを否定することで日本の国家としての責任を否定するやり方で、また「慰安婦＝公娼」という見方が示されている。それは例えば、「慰安婦たちは業者に伴われて戦地に働きにきたのであり、彼女らは『プロステティテュート』（売春婦）とよばれるべき存在だった」、「戦地の部隊をお客とする娼婦が公娼制度の一環に位置することは言うまでもない」、「いわば独占的な事業であるから、慰安婦の収入は高かった」という表現で表される（藤岡1996：60）。

さらに、国家の責任を否定するために独自の「文部省食堂論」が展開される。藤岡は、軍と慰安所の関係を、「文部省当局」と「文部省の庁舎の建物の中にある、民間業者が経営する食堂」との関係と「同じ」だとする。つまり文部省は建物を提供し水道・光熱などの使用の便宜を与えて「食堂に『関与』しているが、かといってこの食堂を文部省が『経営』していると誤解する人はいない」と述べる（藤岡1996：60）。これに関しては、吉見義明による的確な批判がある³⁸が、そのような反論にも関わらず、この「文部省食堂論」も「慰安婦」問題否定論者によって、その後も時折持ちだされている。

その後も藤岡は、2007年のアメリカ下院での「慰安婦」決議や、2015年の欧米の日本研究者による「慰安婦」問題に関する声明などを非難し、自身の主張を述べているが、「慰安婦」の強制性を否定し「慰安婦＝公娼」とする見方は、変わっていないようである。

3-4. 小括

以上の分析から、次のようなことがわかる。

まず、保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。これは、「慰安婦」問題を否定したい勢力にとって、それまでは政府自体が国家の関与を認めていなかったため特に関心を呼ばなかったが、政府が多少なりとも当時の軍の責任を認めざるをえなくなったことで、状況に変化が生じたためであろう。この初期の段階から、吉田清治証

³⁸ 吉見1997a

言を狭義の強制性の最も有力な「根拠」とみなし、それを否定しようとする言説も存在した。しかし、90年代前半において「慰安婦」問題に対する関心は、総じてそれほど高くはなかった。状況が変化するきっかけは、1996年6月、次年度の中学校教科書全てに「慰安婦」記述がされたことが報道されたことである。保守系雑誌における「慰安婦」問題に関する否定的な記事は増加し、同年末に創設された「つくる会」に関わった人々の執筆も目立つ。

その後も、保守系雑誌において「慰安婦」問題に対する日本の国家責任を否定する基本的な姿勢は維持され、2000年の「女性国際戦犯法廷」やNHK番組改竄事件、後者における「政治介入」の暴露などの個別具体的な出来事のたびに「慰安婦」問題の解決を求める動きに対する反発は続いた。

2007年には、アメリカ下院の「慰安婦」決議をめぐってその話題を扱った記事が増加する。「同盟国」から突き付けられた決議は、「慰安婦」問題に関する日本政府の責任を否定する勢力によって大きな衝撃を与えたようである。実は、同様の決議案は1997年7月に初めて下院に提出され、その後廃案と再提出を繰り返していたが、2007年以前にこのことについて報じた記事は見当たらない。また、同年にはオランダ下院・カナダ下院・欧州議会本会議で、翌年には韓国国会・台湾立法院で同様の決議が行われているが、それらよりも圧倒的にアメリカでの決議が注目されている。

その後、民主党政権下で「慰安婦」問題を扱った記事は減少するが、2011年の韓国の憲法裁判所の「違憲」判決以降、「慰安婦」問題に対する韓国政府の姿勢の変化もあり、解決を目指す動きへの反発が強く示されるようになる。2012年末に発足した第二次安倍晋三政権の下では、「河野談話」の見直しなど再び「慰安婦」の強制性に焦点が当てられ、強制の概念を限定して国家の責任を否定する動きが強まった。90年代から朝日新聞の「慰安婦」問題報道はしばしばバッシングされていたが、2014年8月に朝日新聞が吉田証言を取り消し謝罪したことで、その勢いは過熱し、「慰安婦」の強制性がすべて否定されたかのような論調がみられるようになっている。

4. 第3章のまとめ

日本政府は、90年代初頭に「慰安婦」問題が提起された当初から、「民間業者が連れ歩いたもの」などとして国家の責任を否定する姿勢を取っていた。当時の公文書等の発掘により1992年1月以降、「慰安婦」制度への国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国間協定により法的には「全て解決済み」との立場を固持して国家補償を一貫して拒否してきた。そして「法的責任」は認めないが「道義的責任」から「アジア女性基金」による「見舞金」で政治的決着を図ろうとした。

また、国会議員から成る組織の勉強会などで、十五年戦争時の日本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定して「慰安婦＝公娼」と見なす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。90年代半ば以降の「慰安婦」の教科書記述削除要求運動は、こういった政治家との親和性が高いものだった。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次いだ。

保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。90年代半ば以降、「慰安婦」問題に否定的な記事が増加し、近年も個別の出来事に即して「慰安婦」問題への日本政府の責任を否定する言説がみられる。

さて、以上のような「慰安婦」問題に対する日本政府の責任を否定する立場に共通してみられる特徴として、次のものが挙げられる。

- ①「慰安婦」問題で重要な点は「強制連行」の有無であり、「奴隷狩り」のような「強制連行」のみを問題とする
- ②「慰安婦」は自らの意思で「商行為」を行った「売春婦」であり、補償の対象ではない（「慰安婦＝公娼」論）
- ③被害者の証言は信用できない

①の観点から、1992年ごろから実証的な歴史研究者は誰も吉田証言に依拠していないにもかかわらず、吉田証言の虚偽性がしつこく槍玉にあげられ、②の観点から民間の売春業者や人身売買に加担した被害者の家族に責任を帰す主張が繰り返されている。③の観点からは被害者の証言を無視して議論がなされ、また被害者やその支援者は「反日」的で怪しげな人々というイメージが繰り返される。

また、その他にたびたびみられる言説は、現在の「尺度」で戦時の行為を糾弾するなどという主張である（保坂 1996：64 など）。また、少数派だが慰安所の存在そのものを否定するあるいは数を少なく見る言説もある³⁹

第4章 「慰安婦＝公娼」論への反論

1. 「慰安婦」の処女性を重視する立場の言説

「慰安婦」問題をめぐり韓国で「処女か売春婦か」「強制か自由意思か」という基準によって被害者を二分する家父長制のイデオロギーを色濃く反映した認識が強いことに対し、山下英愛の指摘があることは、序論で述べたとおりである。「強制」の有無については、当初から運動体の中で強く意識されていた。韓国挺身隊問題対策協議会（挺隊協）⁴⁰の主催で始まり、各国の市民団体が結集して開催されてきた「アジア連帯会議」の正式名称は、第1回⁴¹が『慰安婦』問題解決のためのアジア連帯会議であった。この時に「強制『従軍慰安婦』」の呼称が決められ、第2回会議⁴²の名称は「強制『従軍慰安婦』問題アジア連

³⁹ 「第五師団に所属した兵士の集まりである戦友会の証言を確かめていくと、慰安所はほとんどの地で見ることにはなかったという」（保坂 1996：68）、ニューギニアに『慰安婦』は一人もいなかった」（田辺 1999：285）など。

⁴⁰ 1990年11月16日、「慰安婦」問題の提起に大きな役割を果たしてきた韓国の37の女性団体によって結成された。以降、韓国において「慰安婦」問題解決運動や被害者支援の中心的役割を担ってきた

⁴¹ 1992年8月、ソウルで開催。

⁴² 1994年3月、東京で開催。1995年2月の第3回以降は「日本軍『慰安婦』問題アジア連帯

帯会議」とされた。

山下が指摘するように、「処女」と「売春婦」を二分し、前者の「無垢な被害者」像を強調する言説は、日本の運動体や市民の間にもみられたようである。藤目ゆきは次のように述べている。

他ならぬ日本人が「日本女性は自分から進んで兵士の相手をした売春婦だが、アジアの女性は暴力で強制された無垢な少女たちだ」と戦後補償の必要性を訴える場面はこの十年の間日本各地で見られたことである。(藤目 2001b : 57)

日本において研究者の立場から、「慰安婦」の処女性を重視する議論を展開しているのが、「からゆきさん」研究を行ってきた倉橋正直である。ここでは、彼の著書『従軍慰安婦問題の歴史的研究』（共栄書房、1994 年）に沿って彼の主張をみていくことにする。倉橋によれば、この著書の目的は、「からゆきさん」研究から得られた蓄積を用いて「慰安婦」問題を「歴史的に検討する」ことであるという（倉橋 1994 : 5）。彼は、「慰安婦」には二つのタイプ、すなわち「売春婦型」と「性的奴隷型」があったとする。「からゆきさん」から続く 1930 年代までは民間が主導する「売春婦型」であったが、日中戦争の時期になると「慰安婦」は極端な量的拡大をし、朝鮮人女性の比率が圧倒的に高くなり、日中戦争の中期から敗戦までは「性的奴隷型」であったとされる（倉橋 1994 : 51-66）。「売春婦型」と「性的奴隷型」の違いは、連行のされ方で決まり、前者は「本人の同意の上で」「経済の論理」が働いていたのに対し後者は「強制連行」という方法で非人道的に行われたという点である。そして、「性的奴隷型」に比べて「売春婦型」のほうが「まし」だったとされる。

朝鮮人女性は、むき出しの暴力によって故郷の朝鮮から戦地へ「強制連行」され、無理やり日本軍の将兵の買春行為の相手をさせられた。そこには、すでに経済の論理は機能していなかった。具体的にいえば、もはや彼女たちには買春行為の代価も支払われていなかった！

事実上、彼女たちの人格や人権は一切、認められず、ただ、ひたすら、兵士たちのセックスの相手をすることを強要された。（倉橋 1994 : 67）

菊地夏野が的確に指摘する（菊地 2003b : 179-182）ように、ここでは、「性的奴隷」の悲惨さを強調するために「売春婦」という表象が用いられており、結局は「商行為であれば問題はない」とする「慰安婦=公娼」論の背景にある娼婦差別、女性を二分化する枠組みにとらわれたままである。

2. 公娼制度と「慰安婦」制度の断絶を重視する立場の言説

2-1. 吉見義明の見解

初期の段階における吉見の見解が述べられているのは、彼の代表的著作『従軍慰安婦』（岩波新書、1995 年）においてである。本書において、吉見は公娼制度について「まさに人身売買、性の売買と自由拘束を内容とする事実上の性的奴隷制度」であったとする（吉

会議」に改められ、現在に至る。

見 1995a : 227)。他方、「慰安婦」制度と公娼制度は性奴隷制度という共通点を持ちながら、「従軍慰安婦制度という性的奴隷制」の下では、「慰安婦」たちは「公娼制度のもとで認められていた廃業の自由や通信・面接の自由でさえ保障されない、まったくの無権利状態におかれていた」（吉見 1995a : 230-231）として、両者の異同が強調されている。ここでは、「公娼制度における娼妓に認められた権利を過大視することはできない」点で「慰安婦」を『売春婦型』と『性的奴隷型』にわけた見解には同意できない」とある（吉見 1995a : 231）。ここで言及されている『売春婦型』と『性的奴隷型』にわけた見解とは、前述した倉橋正直の見解であることは明白であろう。

1996年に、「自由主義史観」派によって中学校教科書からの「慰安婦」記述の削除運動が開始されると、吉見はいち早く反論を展開した。吉見は、「慰安婦は商行為」とする主張は「二重にごまかし」とであるとする。それは、①公娼制度の実態が「事実上の性奴隷制」であり自由な商行為というのは外見にすぎない、②「慰安婦制度と公娼制は別のもの」であり「慰安婦」の置かれた環境の方がはるかに悪かったから（吉見 1996a : 47-48）という理由に基づいており、そこで主張されたのは従来からの持論であった。

このように、公娼制度が性奴隷制であり、「自由意思」という建前の下で運営されていたということは、一貫して吉見の認識である。また、戦中までに 30 近い県が実際に廃娼するか廃娼決議を行っていたことから、公娼制度を事実上の性奴隷制度とする見方が戦前の廃娼運動においても「一般化しつつあった」（吉見 1997a : 46）とする。そのような性奴隷制度としての実態を隠すために「娼妓が自由意思で『貸座敷』を借りて営業しているという形式」をとっていた（吉見 1996a : 47）。また「前借金を『娼妓稼働』によって返済させる契約は公序良俗に反する違法なものであるとしながら、『娼妓』が前借金による女性拘束の違法性を裁判で争うと、娼妓稼働契約と金銭消費貸借契約は分離できるとして、娼妓稼働契約は違法だが、金銭消費貸借契約は有効だから借金はかえさなければならないという判決になるのが常」（吉見 2002 : 6）であり、「いわば強弁」によって維持されていたとする。

しかし、吉見は、性奴隷制度としての共通点は認めながらも、主に女性の置かれた環境や法律上定められていた権利などの観点から、公娼制度と「慰安婦」制度は異なるものであるとみる。さらに、両者の制度上の相違点として、次のように列挙されている。

第一は、国家自らが政策的に開設・運営・統制・監督したかどうかという点です。軍は国家の中核ですが、それが自ら制度をつくり、運営する主体であったという点は、公娼制との相当大きな違いではないでしょうか。

第二は、軍人軍属の専用であったか、民間人用であったという相違です。

第三は、「慰安婦」研究部会ででた林博史さんの議論の受け売りですが、戦時・戦地・占領地という軍支配下での、又は軍法が適用される下での性暴力か、平時を中心とする市民法が適用されるもとの性暴力かという違いです（なお、内地における性暴力と植民地におけるそれとの相違という問題を考える必要はあると思います）。

第四は、軍性奴隷制のもとでは、買売春の形態をとっていないケースがあったことをどう考えるか、という問題です。山西省孟県のような監禁レイプのケースを国家管理売春として考えることは困難ではないでしょうか。

もうひとつ付け加えますと、「慰安婦」制度は、公娼制度の発展あるいは全面開花

なのか、逆転なのかという問題があります。(吉見 2002 : 6-7)

ここでは、明確に「戦時」と「平時」という区別が行われ、戦時に軍隊が主体的に制度の創設・維持に関わった「慰安婦」制度の特殊性が主張されている。

2-2. 上杉聡の見解

次に、吉見自身も自らと同じ立場と位置付けている上杉聡の言説についてみていく。上杉は、「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会」のメンバー（1986年から1995年まで事務局長）として80年代からアジアの被害者と向き合う市民運動に取り組み、「慰安婦」問題に関しては小林よしのりとの裁判闘争など、吉見義明とともに「慰安婦＝公娼」論への反論を行った。上杉は、近代公娼制度について、①娼妓が警察で登録をする、②1900年の「娼妓取締規則」によって、「形の上」のみであるが廃業の自由が規定されたという二点を重視し、「慰安婦」制度は、そのような登録は一切なく、当時の娼妓規則にすら違反していたことを述べる（上杉 1997b : 136-137）。そして、「慰安婦」制度は「通常の公娼制度のレベルではない」「最低最悪のもの」であったとする（上杉 1997b : 137）。

このような上杉の認識は、公娼制度と比較して「慰安婦」制度をより悪質だとする吉見の言説と同様のものである。

また、「慰安婦」にさせられた女性について「売春婦」か「素人」かという点から、時期ごとに区分を行っている。すなわち、「女性たちへの苛酷な処置は、一九三二年に上海に初めて慰安所が設置されて以来一九四五年の廃止までの間で、後期になればなるだけ激しさが増して」とし、1932年から1937年までが「第一段階」、1938年から1941年までが「第二段階」、1942年から1945年までが「第三段階」とされる（上杉 1997a : 225）。「第一段階」では、慰安所の総数は少なく、女性たちの多くは「それまでの水商売経験者で足りた」が、「第二段階」は「全く素人の女性の徴集が増えてゆく過程」であり、「第三段階」は「戦線の拡大とともに大量の未成年女性が連行される時代」であったと規定される（上杉 1997a : 226）。このように女性を二分化するやり方は、前節の倉橋正直の見解と類似している。

2-3. 「強制」および「慰安婦」の違法性

吉見の議論においては、「強制」の概念および「当時の国際法に違反した」ことが「慰安婦」に対する国家責任の存在を規定する重要な根拠として登場する。ここで、このような彼の見解について、広く一般になされてきた議論の傾向とともに整理しておきたい。「慰安婦」問題が韓国で提起された当初から、「挺身隊」問題と呼ばれていたことにも表れているように、日本政府による徴集、「強制連行」の有無が注目される傾向があった。1992年7月6日に公表された日本政府の第1次調査結果においては、軍の関与が公式に認められたものの、強制連行を立証する資料は発見されなかったとされた。この第一次調査の直後、「慰安婦」問題の解決に取り組む日本の運動体「日本の戦後責任をハッキリさせる会」は7月21日に緊急集会を開催したが、運動関係者たちが、「政府が強制連行を認めなかったことに苛立っていた」ことが指摘されている（木下 2013 : 59）。同月31日には韓国政府が『日帝下軍隊慰安婦実態調査中間報告書』を発表し、韓国国内での調査の結果「慰安婦」

の募集などで威圧的な雰囲気による方法や事実上の動員があったと指摘し、「強制連行を裏付ける資料はなかった」とする日本政府の調査を批判し追加調査を要求した。

吉見義明は、当時日本が加入していた「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」の第二条に「何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむる為、就業を目的として、詐欺に依り、又は暴行、脅迫、権力濫用其の他一切の強制手段を以て、成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は拐去したる者は罰せられる」と規定されていることを指摘し(吉見 1995a: 164-165)、詐欺などを含めた「広義の強制」を問うべきだとした。また、挺身隊と挺身隊研究会⁴³が 1993 年に刊行した『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』においては、吉見の解釈に倣い、詐欺や売買などによる連行の場合も「自分の意思に反して暴力によって慰安を強要された⁴⁴」ため、『連行』と『慰安』を含める軍慰安婦の動員は全体的に暴力による強制動員だった⁴⁵としている。

1993 年 8 月 4 日、日本政府による第 2 次調査結果と「河野談話」が発表され、慰安所での生活が「強制的な状況」の下に置かれていたこと、募集・移送・管理等が甘言・強圧等により「総じて本人たちの意思に反して」行われたことが認められた。この「河野談話」においては、「広義の強制」の存在を認め、責任主体があいまいな部分はあるが、国家の責任への認識が多少なりとも示されていたといえよう。

しかし、1996 年頃から「慰安婦」問題の記述を教科書から削除するよう求める運動が高まる中で、「強制連行」の定義を官憲による「奴隷狩り」のような連行という「狭義」の意味に限定して国家の責任を否定する声が高まった。このような動きに対し、吉見は「問題を矮小化することになる」と批判し(吉見 1997b: 74)、また徴募時点において官憲が直接手を下していなくても、それは「中心的な問題ではない」として「慰安婦」制度を軍が作り、監督・統制していたという事実をもって国家の責任が問われるべきだとする(吉見 1996a: 45)。また、募集の際の詳細にのみ着目するのではなく、「慰安所での強制」が「もっとも重要」だとして、慰安所における女性たちの奴隷的状态に着目すべきだと述べている(吉見 1997b: 74-75)。

国際法の違反については、吉見は、「慰安婦」制度は前述の「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」を含めた婦人・児童の売買を禁止する国際条約⁴⁶、「強制労働に関する条約」、慣習国際法としての奴隷制の廃止、「陸戦の法規慣例に関する条約 (ハーグ条約)」、人道に対する罪、の全てに違反したと整理している(吉見 1995a: 163-174)。特に婦人・児童の売買禁止条約に関しては、第一条で未成年(21 歳未満)の女性の場合本人の承諾の有無にかかわらず売春への従事が全面的に禁止されていることを重視し、当時の日本政府は植民地を適用除外としていたものの、ICJ 報告書や国際法学者阿部浩己の研究を参照して、植民地から移送された女性には条約が適用されないという解釈は成立しな

⁴³ 1990 年 7 月 10 日、韓国で「慰安婦」問題の提起に関わってきた人々によって結成された(現在は「挺身隊研究所」)。

⁴⁴ 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会, 1993, 『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店、p.27

⁴⁵ 同上、p.27

⁴⁶ 当時日本が加入していた条約として、A「醜業を行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定」(1904 年)、B「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」(1910 年)、C「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」(1921 年)、D「成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約」(1933 年)の 4 つが挙げられている。日本は 1925 年、A・B・C に加入したが、D は批准しなかった。(吉見 1995a: 164)

いと結論付けている（吉見 1995a : 163-169）。

また、吉見は刑法の規定についても言及している。戦前の刑法 226 条に「帝国外に移送する目的を以て人を略取または誘拐したる者は二年以上の有期懲役に処す」等とあり、①略取すなわち暴力を伴う拉致、②誘拐すなわち詐欺や甘言による連行、③人身売買、④被拐取者／被買者を国外へ移送する場合、の四つの罪の類型が定められている（吉見 2007 : 62）。さらに 224 条には、未成年者を略取または誘拐したものは三年以上五年以下の懲役に処すとの規定があり、戦前の刑法は植民地であった朝鮮・台湾でも施行されたことが指摘されている（吉見 1998 : 9）。このように、国内の刑法においても当時から「広義の強制」が犯罪とされていたことが示されている。

2-4. 近年の動き

2007 年の 1 月 31 日にはアメリカ下院に「慰安婦」決議案が提出され、7 月 30 日に採決された。このような動きに対し、日本国内では前年に発足した第一次安倍晋三政権の下で、3 月には安倍首相（当時）が「強制性はなかった」と発言するなど再び「慰安婦」の強制をめぐる議論が再燃した。また、2011 年 8 月、韓国の憲法裁判所による決定を受けて韓国政府が「慰安婦」問題の解決を強く働きかけるようになると、これに「慰安婦」問題に否定的な勢力は反発を強めた。2012 年には橋本徹大阪市長や石原慎太郎都知事の強制的否定の発言などが続き、同年末に誕生した第二次安倍晋三政権の下で、「河野談話」見直しなどの動きが高まった。

このように、近年、「慰安婦」の強制を否定する言説が再び数多く聞かれる状況の中で、吉見義明をはじめとする、公娼制度と「慰安婦」制度の差異を重視する立場の人々も、再び「慰安婦」の性奴隷状態を強調することによって反論している。最近では、そこに裁判闘争という具体的な一面も加わった。

2012 年 8 月 21 日、橋本徹大阪市長は、記者会見で「慰安婦」問題について「軍・官憲による暴行・脅迫を用いた連行」がなければ、日本国家に責任はなく、またそのような連行の証拠はないと発言した。さらに 8 月 24 日、吉見義明について吉見もこのような「強制連行という事実というところまでは認められない」と言っている、と発言した。吉見は、これを「まったく根拠のない発言」として 10 月 23 日に大阪市役所に出向き、発言の撤回と謝罪を要求したが、橋下は面会しなかったという（吉見 2013 : 44）。その後、10 月 29 日付で届いた手紙には、西岡力が『Will』（2012 年 10 月号）において、1997 年の「朝まで生テレビ」で「朝鮮半島で権力による慰安婦の強制連行はあったか」と聞いたところ吉見が「証明されていない」と答えたことと述べていることに基づいている、という内容だった⁴⁷（吉見 2013 : 44）。

2013 年 5 月 13 日、橋下市長は「慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」、在沖縄のアメリカ軍司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と述べて内外の批判を浴び、27 日に釈明の記者会見を行った。この会見において、日本維新の会の桜内文城衆議院議員が「吉見さんという方の本」は「既に捏造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされており」と発言した。これに対し、吉見義明は「自分の本が捏造だと、公開の場でこれだけはっきりといわれれば、黙っているわけにはいかない」（吉見 2014 : 219-220）

⁴⁷ 吉見は、2013 年 6 月 4 日、五名の弁護士とともに再度大阪市役所を訪れ、公開質問状を提出し、7 月 29 日には第二次質問状を提出した（吉見 2013 : 44、吉見 2014 : 218）。

として桜内議員に発言の撤回と謝罪を要求したが、発言における「これ」は「sex slavery」を指すので名誉棄損にはあらず撤回も謝罪もしない、との返答であったため、7月26日、吉見は裁判を提起し、現在係争中である（YOSHIMI 裁判）。

このような状況の中で、吉見に賛同する立場から「慰安婦」問題を論じているのが、VAWW-NET Japan の後継団体である VAWW-RAC である。その中でも、日本近現代史を専門とする小野沢あかねは、特に「慰安婦」と公娼の関係について論じている。小野沢は、「暴力や詐欺的手段で集められ、やめる自由のなかった女性たちは、一応廃業の権利を明記した娼妓取締規則のもとにあった公娼制度下の女性たちの境遇とは異なっている⁴⁸」（小野沢 2013a : 48）とする。つまり、「慰安婦」問題と「公娼制度ないしは平時の売買春」は区別されるべきだが、「前者が後者から女性を集めるケースのあったこともまた事実」として、特に日本人「慰安婦」に多くみられたそのようなケースについて記述している。小野沢は、公娼制度の非人道性は当時の国際社会の人権認識においても批判されるべきものであり、日本人「慰安婦」について「彼女たちがたとえ多額の金を儲け、『楽しかった』と言っていたとしても、廃業の自由なく働かせることは許されることではない」と述べている（小野沢 2013a）。そこで用いられる尺度は、吉見同様、当時の国際法や人権感覚である。日本人「慰安婦」については、VAWW-RAC の日本人「慰安婦」プロジェクトチームが 2011 年秋から調査・研究を行っているが、このような動きは「慰安婦＝公娼」論が未だに日本社会に根強く、それに対して公娼制度下に置かれていた女性たちがどのように「慰安婦」に徴集されたかを解明し、「問題の全体像を構築していく」ためだという（小野沢 2013b）。

一方、YOSHIMI 裁判において、裁判の中で、桜内議員側は当初の主張を維持しつつ、この裁判を『「慰安婦＝性奴隷」捏造についての裁判』と位置づけ、吉見が「慰安婦＝性奴隷」という「虚構を捏造」し、「世界中にまき散らした」としている。このようにして『「慰安婦」は性奴隷といえるか、ということ』が裁判のもう一つの争点となっている（吉見 2014 : 220）。このような動きの中、吉見も執筆に加わり、2014 年には「慰安婦」の強制や性奴隷状態について解説したブックレットが刊行された（日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編 2014）。同年 10 月 26 日、日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会はシンポジウム「性奴隷制とは何か」を東京で開催し、吉見・小野沢らが報告を行った。このシンポジウムは、タイトルにもあるように「性奴隷」について戦前の公娼制度、国際法における軍性奴隷制度、現代日本の人身取引問題の 3 つの視点から論じたものであった（日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編 2015）。

このように近年、政治的な動きに対する批判として、「性奴隷」を焦点として「慰安婦」の強制性を再び強調する動きが強まっている。

3. 公娼制度と「慰安婦」制度の連続性を重視する立場の言説

本節では、鈴木裕子、宋連玉、藤目ゆきなどの女性史研究者らの立場、すなわち公娼制度と「慰安婦」制度の共通性を重視し、連続したものとしてとらえる言説をみていく。

⁴⁸ 小野沢は、吉見義明の主張する、公娼制度と「慰安婦」制度はともに当時であっても許されない制度であったが、区別すべきだとする主張に対し、これに「同意する」と述べている（小野沢 2013a : 61）。

3-1. 鈴木裕子の見解

鈴木裕子は、「慰安婦」問題が韓国で提起された当初からこの問題に関心を持ち、尹貞玉など韓国の女性史・女性学の研究者や運動団体との交流を続けてきた。鈴木は、性的搾取を日本国家から受けたという点では、「日本と朝鮮の従軍慰安婦は同列の位置にある」とし、日本人「慰安婦」の多くが「売春婦」出身であったことで「わたくしたち女自身の側」に「偏見」があったのではないかという反省にたち、「彼女ら娼婦は、家制度と公娼制度の犠牲者」だったと捉えている（鈴木 1991：58-59、鈴木 1992：45-46）。そして女に性的隷属を強いる「このような家父長制を補完するものこそ、公娼制度であったのだ。そして皇軍におけるデフォルメされた公娼制が従軍慰安婦政策であったように思う」（鈴木 1991：60、鈴木 1992：46）と述べる。あるいは『「従軍慰安婦」制度とは、まさに『皇軍』（天皇の軍隊）における公娼制度であった」（鈴木 1993：48）とする。鈴木にとって、「慰安婦」制度は、一貫して公娼制度の延長線上に捉えられている。鈴木は公娼制度と「慰安婦」制度の連続性について、公娼制度下において男性が女性を「買う」ことに「何の罪の意識も感ずることなく、実際、何の罪も与えられることなく」きたという「性的土壌」、「女性の性的自由の抑圧のシステム化、あるいは性差別文化」があったことが「慰安婦」制度の誕生につながったとみている（鈴木 1993：15-20）。

さらに、「慰安婦」制度が、日本の敗戦直後の「占領軍慰安婦⁴⁹」および現在に至る女性の性の搾取に受け継がれたことが言及されている。1945年8月18日、内務省が警保局長の名で「外国軍駐屯地における慰安施設に関する」件の通牒を発し、売春業者を集めて性的特殊慰安施設協会（RAA）を発足させた。このように日本の支配層が女の性を『人身御供』にして「自らの安全をはかろうとした」点において『「従軍慰安婦」』と『占領軍慰安婦』は同一線上にあった」とされる（鈴木 1992：43-44）。また、アジアへの日本人男性の「買春」ツアーの例などにみられるように「長らく日本社会で根をおろしてきた」公娼制度と家父長制の根は、現在でも断ち切れていないとし、「今、わたくしたち日本の女性が従軍慰安婦問題に取り組むことは、家父長制と買売春制度によって奪われ続けてきた自らの性と人権をわがものにするたたかいでもある」と位置づけられる（鈴木 1991：60）。

鈴木は、90年代初期のころから「慰安婦」問題を否定する勢力に対する反論を行ってきた。前章で述べたように、1992年2月末から『週刊ポスト』で上坂冬子が「慰安婦」問題について論じ始めると、上坂に対して鈴木は「他人の痛みや苦しみにたいする想像力をまったく欠いている」（鈴木 1993：98）と批判した。そして、このような「詭弁と臆説でまるめこまれた荒唐無稽な説」が一定の共感を呼ぶ状況を問題として、「わたくしたち自身の中に、歴史学習や人権学習での歪みがなかっただろうか」と自信を含めた日本社会のあり方をも問うている。

また、倉橋正直が鈴木「デフォルメされた公娼制度」という概念を用いながら「慰安婦」制度を「性的奴隷型」と「売春婦型」に分けて論じていることに対する批判も行っている。倉橋は、日本人の「慰安婦」の場合は「デフォルメされた公娼制度」で説明できるが、朝鮮人の「慰安婦」の場合は「むき出しの暴力」を用いて「強制連行」されてきたた

⁴⁹ 「占領軍慰安婦」やパンパンと呼ばれた女性たちに関しては、近年、実証的な研究が進んでいる。代表的なものに、平井和子『日本占領とジェンダー——米軍・買売春と日本女性たち』（有志舎、2014年）、茶園敏美『パンパンとは誰なのか——キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性』（インパクト出版会、2014年）など。

めに「デフォルメされた公娼制度」の範疇を超えていたとする（倉橋 1994）。鈴木は、倉橋の議論に対して「誤解も甚だしい」として、自分は『慰安婦』はどんな形であれ、性暴力システムの犠牲者と考えるので『慰安婦』をことさら二つのタイプに分けることに何の意味があるのだろうか」と述べ、公娼制度は「まさに女性の性的人権を徹底的に奪い取る奴隷制度」であり「国家的強姦システム」、「国家による性暴力装置」だと反論している（鈴木 1995：147-149）。

1996 年、「慰安婦」の教科書記述をめぐり削除要求運動が始まると、鈴木はこのような動きに対する批判を展開した。鈴木は「自由主義史観」派による「強制連行」問題へのすりかえのトリックを指摘し、また彼らは「売春婦」蔑視意識を利用して「元『慰安婦』の女性を『売春婦』呼ばわりすることによって、彼女たちの存在をおとしめ、封殺しよう」としており、セカンド・レイプであると述べる（鈴木 1997：58）。そして、彼らに広くみられる認識は「男性神話」に基づく『買春』『強姦』容認論、「男権・家父長制社会の権化・化石」とであると指摘している（鈴木 1997：61、64）。

3-2. 宋連玉の見解

宋連玉は、「慰安婦」は公娼であったとする藤岡信勝の主張（「慰安婦＝公娼」論）と、「慰安婦」制度と公娼制は異なると主張する吉見義明の主張について、「本人が望まない行為を強要し続けたのは、『従軍慰安婦』に始まったことではない。公娼制度下の娼妓として同じである」（宋 1997：118）として、公娼と「慰安婦」を「線引き」することに対して疑問を投げかけている。また、「慰安婦」と公娼の境界設定は、「国家の側でも政治的企みを隠すことにより国家的問責を免れるために必要である」（宋 2011：203）として、「[言葉の異同により与えられる先入観や偏見、誤解によって] 引かれる境界で被害者同士が分断される」（宋 2011：207）危険性を指摘する。さらに、吉見義明のように公娼制度では市民法が適用され、慰安所では軍法が適用されたというような、違いを強調する主張に対しては、「しかし軍事的占領下におかれた朝鮮の、しかも支配者の言葉や文字に通じない、日常的な情報からも遮断されていた朝鮮人娼妓に市民法など適用されることがあったのだろうか。また日中戦争期の朝鮮が戦場ではない、ということで朝鮮において平時の市民法が適用されたといえるだろうか」（宋 2011：207）と、植民地下における、よりいっそう抑圧された状況への配慮を促している。

3-3. 藤目ゆきの見解

序論で述べたように、藤目ゆきは、「慰安婦＝公娼」論を主張する「自由主義史観」派の議論は、公娼に対する日本社会の差別意識を利用して元「慰安婦」をおとしめているため「二重に犯罪的」とであるとし、さらにその矛盾を次のように喝破する。

「自由主義史観」派が「慰安婦＝公娼」論をもって「慰安婦」問題における国家の責任を回避できると考えているらしいことは非常に奇妙なことである。公娼とは国家が管理している存在だから公娼なのであり、彼らは「慰安婦は公娼だ」と主張することによってまさにその管理者たる国家の責任を暴露しているのである。「慰安婦が公娼だから国に責任がない」というのは、完全な形容矛盾である。（藤目 1997b：3）

しかし実際には「慰安婦＝公娼」論で国家の責任逃れをする「奇怪な論理」が日本社会に影響をもつ理由は、国家は「民間売春業者の存在を容認しているだけ」であるかのような外観と、公娼が自由意思で「商行為」をしているという名目に支えられた「近代の公娼制度そのものの欺瞞性」と、戦後の売春防止法制定に至る公娼制度の廃棄の過程において、公娼に責任転嫁することで国家がその罪を問われぬまま責任逃れをしたという経緯であるという（藤目 1997b : 3-5）。

他方、「慰安婦＝公娼」論に対する反論である「慰安婦＝非公娼」＝非合法論に対しては、「慰安婦」よりましなものとして公娼制度が語られる問題点を指摘して「合法化された暴力たる公娼制度に対する批判を手控えるもの」であり、また廃娼運動の過大評価に陥る可能性があるとして批判されている（藤目 1997b : 8）。そして、戦地の「慰安婦」と国内の公娼との差異の強調よりも『公娼だから補償など必要ない』という公娼制度肯定論者の主張に対して徹底した公娼制度批判をもって『公娼だから国家補償が必要だ』と反撃することこそ真の反論であり、「現在の研究者が『売春婦』を侮蔑し『無垢な犠牲者』に同情するという当時も今も社会に支配的な差別的な女性観に対して、批判的視点を確立すること」が重要だとされる（藤目 1997b : 8-9）。

藤目において、公娼制度と「慰安婦」制度の関係は、「公娼制度という暴力制度の戦地における全面開花として『慰安婦』の連行があった」（藤目 1997b : 8）というように、一貫して連続するものとしてとらえられている。次の文章にもそのような見方が表れている。

…私は、日本軍「慰安婦」問題というのは、こういうふうな長い公娼制度の歴史の延長線上で考えなくてはならないと考えてきました。つまり戦争であるがゆえに特殊に起こった出来事というのではなく、戦争があり、軍隊がある、そういうところで女性たちが性的に蹂躪される、利用される、そしてまた兵士たちが安全に買春できるように国家がアレンジする、こういうふうな制度がすでにあって、それが戦争状態がだんだん激しくなっていくって、軍隊の需要が大きくなっていった時、それまで以上に凶悪な形で、女性たちを連行し、「慰安婦」にするということに繋がっていった。そういうふうに見なければならないのではないかと思います。（藤目 2013 : 122）

また、藤目は 2000 年の「女性国際戦犯法廷」において、日本側検事団の専門家証人の一人として日本人「慰安婦」に関する証言を行った。藤目は、日本人「慰安婦」が貧困層・無産階級に属する女性たちであり、「慰安婦」問題が階級抑圧の問題でもあったことを指摘し、「軍隊『慰安婦』として受ける暴力や支配は被害者の前歴に左右されるものではない」として、「売春婦」出身と蔑視され 90 年代以降の言説空間においても不可視化されてきた日本人「慰安婦」の被害者性を主張した（藤目 2001b : 59）。

さらに、藤目は、鈴木裕子と同様、「慰安婦」問題を、現在に至る軍事的性暴力の歴史の中に位置づけている。十五年戦争の敗北後も、「軍国主義の清算が不徹底であった結果」として占領期の日本は RAA の「慰安所」をつくり、占領軍による無数の強姦事件も起こった。日米安保条約が結ばれ、「日米の軍事的紐帯によって軍事的性暴力が構造化され」、1992 年には自衛隊の海外派兵が合法化されるなど、冷戦体制下で日米の軍事的結束は増強された（藤目 2001b : 69-70）というように、軍事的性暴力の連続性が捉えられている。

3-4. その他の論者

本項では、上記 3 名以外で、フェミニズムの立場から女性の二分化に疑問を呈し、「慰安婦」の強制性を重視する言説を批判する立場の論者について補足する。

上野千鶴子

上野千鶴子は、『従軍慰安婦』を語るパラダイムの変化について、いくつかのパターンを整理している（上野 1998）。一つ目は、『民族の恥』という家父長制パラダイム（上野 1998 : 104）である。これは「女性の主体性を否定し、女性の性的人権の侵害を、家父長制下の男性同士の財産権の争いに還元する」（上野 1998 : 104-105）ものである。また、『売春』パラダイムへの言及もなされる。その担い手は「日本では保守系の女性評論家、上坂冬子や、最近では『新しい歴史教科書をつくる会』の藤岡信勝や小林よしのりら」で、『業者の関与』や『金銭の授受』を理由に、本人の『自由意思』を前提する見方」だという（上野 1998 : 115-116）。

一方、このような「売春」パラダイムにある女性の「任意性」を明確に否定したのが『軍隊性奴隷制 military sexual slavery』パラダイムとされる。このパラダイムのキーワードは「女性の人権」と「性的自己決定権」であるが、「このパラダイムもまた問題を孕んでいる」（上野 1998 : 124）とされる。その理由として①「人権」は超歴史的な普遍概念ではない、②国連中心主義の問題、③「性的自己決定権」の概念は、ふたたび性労働をめぐる任意性の有無に議論を引きもどす可能性がある、という三つが挙げられている。3 つ目の理由について、「被害者の『任意性』を極力否定しなければならない、というちょうど強姦裁判の場合とよく似たディレンマに陥」（上野 1998 : 124-125）り、『軍隊性奴隷制』パラダイムは『純粋な被害者』と『不純な被害者』とのあいだに境界を持ち込む働きをする。そして『無垢な被害者』像を作りあげることによって、女性に純潔を要求する家父長制パラダイムの、それと予期せぬ共犯者になりかねない」（上野 1998 : 125）という。

江原由美子

江原由美子は、『従軍慰安婦問題』を否定しようとする人々が好んで取り上げる『商行為であれば問題ではない』という主張（江原 1997 : 31）について、このような主張をする人々は『売春女性』に対する社会的偏見（江原 1997 : 32）を利用して問題を否定しようとする意図があると指摘している。しかし、「この偏見こそまさに『従軍慰安婦問題』の問題化を妨げてきた当のものであり、性暴力批判という視点からする『従軍慰安婦問題』の問題化において最も強く告発されている当のもの」（江原 1997 : 32）だとされる。

菊地夏野

菊地夏野は、社会学の分野から、「慰安婦」の表象をめぐる論争を分析している。菊地は、『慰安婦』と『公娼』との連続性をどう把握するかという対立は、『女性の主体性』をめぐるジレンマを背景に起こっているとする（菊地 2003a : 113）。そして、「慰安婦」を「売春婦」とみなす立場の論者として藤岡信勝、小林よしのり、秦郁彦の著作を取り上げ、彼らの議論において展開されているポリティクスは『売春女性』の主体的な表象を構築することによるサバイバーの証言の無効化だと述べている（菊地 2003b : 177、菊地 2010 : 226-227）。また、倉橋正直の著作について「慰安婦」を「売春婦型」と「性的奴隷

型」に区分する議論は、結局「強制連行か自由意思か」という女性を二分化する思考を共有しているとする（菊地 2003b : 179-183）。一方、公娼と「慰安婦」を別のものであるとする立場の代表的論者として吉見義明を挙げ、そのように「売春婦」と「慰安婦」の表象を対比して序列をつけることを可能にしているのは、秦や倉橋らと同様、女性の表象をめぐるポリティクスだと指摘する（菊地 2003b : 187-189, 菊地 2010 : 277-279）。さらに、公娼制と「慰安婦」制度の連続性を重視する立場の鈴木裕子の論について、そこで問題化されているのは、「女性を二分化する家父長制社会下の性規範」であり、女性の表象を分断するポリティクスにまで「批判の射程が届いている」と評価している（菊地 2003b : 189-193, 菊地 2010 : 280-281）。そして、「女性国際戦犯法廷」の判決が、「性奴隷制」を被害者の状態からではなく、加害者の行為から定義し、「性奴隷」という表象がそこからの回復と解放すなわち「転覆」のために用いられたことに、女性の表象の分断からの「希望」を見出している（菊地 2003b : 196-199, 菊地 2010 : 297-302）。

4. 第4章のまとめ

「慰安婦」問題に対する国家責任を否定する立場から唱えられた「慰安婦＝公娼」論に対する反論としてまず見られたのは、「慰安婦」は「売春婦」ではなく性的に無垢な少女が虐待を受けた、とする言説であった。このように女性を「売春婦」か「素人」かで分断する議論は、結局のところ娼婦差別観にとらわれており、「慰安婦＝公娼」論に回収されてしまう危険性があるだろう。

また、公娼制度と「慰安婦」制度はどちらも性奴隷制度であったとしながらも、両者の断絶を強調する言説がある。このような主張が『慰安婦』問題での謝罪と補償が現実的な課題となっている」（吉見 1998 : 9）という認識の下で、謝罪や補償を実現させたいという真摯な思いからなされていることはよく理解できる。「慰安婦＝公娼」論派の「自由意思」に対して「性奴隷」という誰もがその被害者性に納得するであろう表象を対置し、問題の解決を訴える。しかし、このように「慰安婦」の悪質性を強調するやり方は、「慰安婦」問題の具体的な解決を求めるという真摯な目的と裏腹に、逆説的に、その解決を阻む効果をも生んできたのではないだろうか。つまり、「性奴隷」という女性の表象を強調すればするほどその一方で、完全に「自由意思」で売春をした女性、という表象との分裂が起こり、そのような女性は被害者と見なされにくくなってしまう。それは「被害者の『任意性』を極力否定しなければならない、というちょうど強姦裁判の場合とよく似たディレンマに陥」（上野 1998 : 124-125）とということであり、「主体的な売春婦」の表象に対して「『主体的でない売春婦』『売春婦』の表象を持ち出したとしても、『自由意思か強制か』の二元論が喚起され、女性の分断は埋め込まれていく」（菊地 2003a : 122）ということである。フェミニズムの立場の論者が、各々の言葉で批判してきたのは、まさにそのことであった。

終章 考察

1. 「慰安婦」問題の解決を阻むもの

本稿では、「慰安婦」と「公娼」の異同をめぐる論争について、90年代から現在までの言説を取り上げて考察を行ってきた。

日本政府は、90年代初期に「慰安婦」問題が提起された当初から、国家の責任を否定する姿勢を取っていた。1992年1月以降、「慰安婦」制度への国家の関与を認めざるをえなくなって以降も、補償問題は、サンフランシスコ講和条約および日韓請求権協定等の二カ国間協定により法的には「全て解決済み」との立場を固持して国家補償を一貫して拒否してきた。そして「法的責任」は認めないが「道義的責任」から「アジア女性基金」による「見舞金」で政治的決着を図ろうとした。

また、国会議員から成る組織の勉強会などで、十五年戦争時の日本の加害行為について学ぶことを「自虐的」と非難し、「慰安婦」問題の強制性を否定して「慰安婦＝公娼」とみなす認識が、右派の国会議員の間で共有されていった。90年代半ば以降の「慰安婦」の教科書記述削除要求運動は、こういった政治家との親和性が高いものだった。また、特に2000年代後半以降、政治家による「慰安婦」の強制性の否定や「慰安婦」を「商行為」とする発言が再び相次いだ。

保守系雑誌において「慰安婦」問題に関して否定的な記事が登場するのは、1992年1月に日本政府が「慰安婦」問題への軍の関与を認めて以降のことである。90年代半ば以降、「慰安婦」問題に否定的な記事が増加し、近年も個別の出来事に即して「慰安婦」問題への日本政府の責任を否定する言説がみられる。

このような日本政府および右派政治家・文化人・メディアに共通しているのは、当時の軍および政府の主体的な関与の下で性・民族・階級の複合的な要因から重大な人権侵害が行われたことを認めようとしないという姿勢である。そして国家の責任を否定する根拠として「女性の主体性」「自由意思」が免罪符のように繰り返し利用される。

このような動きに足して、「慰安婦」問題の解決を志向する立場から反論がなされてきた。まず見られたのは、「慰安婦」は「売春婦」ではなく性的に無垢な少女が虐待を受けた、とする言説であった。また、公娼制度と「慰安婦」制度はどちらも性奴隷制度であったとしながらも、両者の断絶を強調する言説がある。「慰安婦＝公娼」論派の「自由意思」に対して「性奴隷」という誰もがその被害者性に納得するであろう表象を対置し、問題の解決を訴える。

しかし、筆者は、このように「慰安婦」の悪質性を強調するやり方は「慰安婦」問題の具体的な解決を求めるといふ真摯な目的と裏腹に、逆説的にその解決を阻む効果をもたらしてきたと考える。つまり、「性奴隷」という女性の表象を強調すればするほどその一方で、完全に「自由意思」で売春をした女性、という表象が対置され、女性は永遠に分断され続ける。「慰安婦＝公娼」論派が土台とする「女性の主体性」に基づいて議論をしていますが、いつまでたってもその枠組みから抜け出すことはできない。

2. 展望—「慰安婦」問題の解決に向けて

では、私たちはどのようにして「女性の主体性」「自由意思」という呪縛から抜け出すことができるのだろうか。そのためには、遠回りにみえるかもしれないが、公娼制度・「慰安婦」制度・現在に続く軍隊と性暴力（あるいは「平時」の性暴力や性売買）の問題を連続性の中に位置づけ、女性が「主体性」を軸に分断されてきたことを見つめ直し自覚するこ

とから始めるべきではないだろうか。筆者は、公娼制度や現在の性暴力の問題と切り離し、「慰安婦」問題のみを解決することはできないと考える。なぜなら、「慰安婦」問題の解決のみを重視してそれだけを切り取って問題化すれば、公娼制度との異同がことさら強調されてきたように、再び女性の序列化につながりかねないからである。もちろん、裁判やデモ、政府への働きかけなど個別具体的な運動は今後も続けていく必要がある。女性の立場を分断し、分断を企む権力関係に目を向け、批判していくことは、特に研究者の立場からも積極的に取り組まれるべきではないだろうか。そして、その際に欠かせないなのが、第4章第3節で取り上げたフェミニズムの理論である。

「慰安婦」問題は決して過去の問題ではない。現在も「主体性」「自由意思」の下で女性性は分断され続けている。女性を分断する圧力に抗い続けることは、「慰安婦」被害者の被害回復のためだけでなく、私たち自身のためのたたかいでもある。

【文献⁵⁰】

麻生徹男，1993，『上海より上海へ——兵站病院の産婦人科医』石風舎

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」実行委員会，1997，『アジアの声第11集 私は「慰安婦」ではない——日本の侵略と性奴隷』東方出版

安倍晋三・中西輝政，2005，「慰安婦も靖国も『朝日問題』だ」『諸君』37（3）：pp.22-33

安倍晋三，2005，「私の朝日新聞批判、『News23』筑紫哲也批判」『諸君』37（4）：pp.26-34

板倉由明，1992，「検証『慰安婦狩り』 懺悔者の真贋——朝日新聞に公開質問！阿鼻叫喚の強制連行は本当にあったのか？」，『諸君』24（7），p66-78

板倉由明，1994，「複眼的視点を持って——『慰安婦』と『南京事件』」『諸君』26（5）：pp.122-138

伊東秀子・戸塚新也・千田夏光他，1992，「本誌・上坂冬子さんの論争提起に投書殺到！第3弾『従軍慰安婦』報道論争『私はこう考える』」『週刊ポスト』24（11）：pp.196-199

上杉聡，1997a，「『慰安婦』は商行為か？——『慰安婦』問題と教育」「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」実行委員会，『アジアの声第11集 私は「慰安婦」ではない——日本の侵略と性奴隷』東方出版：pp.200-234

———，1997b，『脱ゴーマニズム宣言——小林よしのりの「慰安婦」問題』東方出版

———，2000，『脱戦争論——小林よしのりとの裁判を経て』東方出版

上杉千年・『諸君』編集部，1992，「警察OB大いに怒る——吉田『慰安婦狩り証言』検証・第二弾」『諸君』24(8)，p122-131

上杉千年，1995，「歴史教科書は子供達に何を教えているか——侵略・残虐の記述にみる歴史教科書」歴史・検討委員会，『大東亜戦争の総括』展転社，pp.89-103

上野千鶴子，1998，『ナショナリズムとジェンダー』青土社

———，2012，『ナショナリズムとジェンダー新版』岩波書店

江原由美子，1992，「従軍慰安婦について」『思想の科学』1992年12月号：pp.32-41

———，1997，「『従軍慰安婦問題』の教科書記載によって精神的にいじけさせられ『日本人』

⁵⁰ 『正論』・『諸君』の記事に関しては、本稿で引用あるいは言及したもののみを記した。

とは、だれのことか？」『情況』8(3), pp.27-34

大島信三, 1998, 「朝日新聞よ、中川農水相と慰安婦問題をもてあそぶな」『正論』(314): pp.389-398

小野沢あかね, 2007, 「戦時体制下の『花柳界』——企業整備から『慰安所』へ」『日本史研究』536号: pp.59-77

——, 2013a, 「「慰安婦」問題と公娼制度」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター『「慰安婦」パッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』大月書店, pp.47-62

——, 2013b, 「「日本人慰安婦」問題の研究動向—VAWW RACの活動から」『女性史学』23号: pp.61-66.

——, 2015, 「性奴隷制をめぐる——歴史的観点から」『戦争責任研究』第84号: pp.2-11

鹿野政直, 2004, 『現代日本女性史—フェミニズムを軸として』有斐閣

上坂冬子, 1992, 「〈緊急投稿〉誰もいわないから、あえて私が書く「新聞の“従軍慰安婦”報道って、おかしくありません？」『週刊ポスト』24(9): pp.216-219

上坂冬子・朴貞子, 1992, 「先週号の『従軍慰安婦』報道批判で編集部に投書が殺到！こんどは上坂冬子氏が朴貞子韓日女性親善協会会長と白熱討論」『週刊ポスト』24(10): pp.58-62

上坂冬子・秦郁彦, 1996, 「橋本総理は誰に何を詫びるというのか 従軍慰安婦問題」『諸君』28(8): pp.46-54

川田文子, 2014, 「日本人「慰安婦」田中タミさんの証言」『週刊金曜日』1019号: pp.28-31

菊地夏野, 2003a, 「女性の主体を語ること——女性国際戦犯法廷によせて」『情況 第三期』4(2): pp.111-125

——, 2003b, 「性暴力と売買春の狭間から—『慰安婦』問題をめぐる表象のポリティクス」仲正昌樹編『脱構築のポリティクス』御茶の水書房

——, 2010, 『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社

韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会, 1993, 『証言——強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』明石書店

北原みのり・朴順梨, 2014, 『奥さまは愛国』河出書房新社

木下直子, 2011, 「日本人『慰安婦』被害者と出会うために」岩崎稔・陳光興・吉見俊哉編『カルチュラル・スタディーズで読み解くアジア』せりか書房, pp.108-31

——, 2013, 「『慰安婦』言説再考——日本人『慰安婦』の被害者性をめぐって」九州大学大学院比較社会文化学府2013年度博士論文.

——, 2014, 「聴きとられなかった言葉をめぐって: 日本人『慰安婦』に関するフェミニズムの議論の批判的検討」『理論と動態』(7): pp.40-56

金富子, 1996, 「世界女性会議報告② 『慰安婦』問題を中心に」アジア経済研究所編『第三世界の働く女性』明石書店, pp.253-261

ラディカ・クマラスワミ, 2000, 『女性に対する暴力——国連人権委員会特別報告書』明石書店

倉橋耕平, 2014a, 「〈慰安婦〉と〈性奴隷〉をめぐるジャーナリズム史」大越愛子・倉橋耕平編『ジェンダーとセクシュアリティ 現代社会に育つまなざし』昭和堂, pp.87-118

——, 2014b, 「〈性奴隷〉は新聞報道にどのように登場したか——1991-92年の国内紙・英字紙を中心に——」大谷通高・村上慎司編『生存をめぐる規範——オルタナティブな秩序と関係性の生成に向けて(生存学研究センター報告21)』, 生活書院: pp.76-99

- 国際公聴会実行委員会編, 1993, 『アジアの声第7集 世界に問われる日本の戦後処理①「従軍慰安婦」等国際公聴会の記録』東方出版
- 倉橋正直, 1994, 『従軍慰安婦問題の歴史的研究』共栄書房
- 国際法律家委員会, 1995, 『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』明石書店
- 小林よしのり, 1997, 『新・ゴーマニズム宣言 3』小学館
- , 1998a, 『新・ゴーマニズム宣言 4』小学館
- , 1998b, 『新・ゴーマニズム宣言 SPECIAL 戦争論』小学館
- 櫻井よしこ, 1997, 「密約外交の代償——慰安婦問題はなぜこじれたか」『文藝春秋』1997年4月号: pp.116-126
- 佐藤勝己『「従軍慰安婦」か『北の核』か』, 1992, 『諸君』24(3): pp.100-111
- 週刊ポスト, 1992, 「〈論争第4段〉上坂冬子氏の『従軍慰安婦』報道批判でさらに投書殺到!
- 宮沢首相、渡辺外相よ、『この声を聞け!』『週刊ポスト』24(12): pp.214-217
- 鈴木裕子, 1991, 『証言昭和史の断面 朝鮮人従軍慰安婦』岩波ブックレット
- , 1992, 『従軍慰安婦・内鮮結婚——性の侵略・戦後責任を考える』未来社
- , 1993, 『「従軍慰安婦」問題と性暴力』未来社
- , 1995, 『女と〈戦後50年〉——女性史を拓く3』未来社
- , 鈴木裕子, 1996, 『「慰安婦」問題と戦後責任——女性史を拓く4』未来社
- , 1997, 『戦争責任とジェンダー——「自由主義史観」と日本軍「慰安婦」問題』未来社
- 「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター, 2013, 「慰安婦」バッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』大月書店
- 千田夏光, 1973, 『“声なき女”八万人の告発 従軍慰安婦』, 双葉社
- 宋連玉, 1994, 「日本の植民地支配と国家的管理売春」『朝鮮史研究会論文集』32号: pp.37-87
- , 1997, 「日本人「慰安婦」が名乗り出られないわけ」『部落解放』422号: pp.116-120
- , 1999, 「フェミニズム連帯の可能性」『戦争責任研究』23号: pp.46-48
- , 2000, 「公娼制度から『慰安婦』制度への歴史的展開」VAWW-NET Japan, 『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ——日本・台湾・朝鮮編』緑風出版, pp.20-41
- , 2011, 『「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み』『立命館言語文化研究』23(2): pp.203-208
- 高市早苗, 2005, 「教科書から『従軍慰安婦』『強制連行』という用語が減ってなぜ悪いのか」『正論』(394): pp.116-127
- 高木健一, 1992, 『従軍慰安婦と戦後補償』三一書房
- 高橋 史郎, 1997a, 「破綻した『従軍慰安婦の強制連行』説——公開された政府調査資料と『朝日』報道」『正論』(298), pp.88-98
- 高橋 史郎, 1997b, 「検証・中学校社会科教師用指導書——慰安婦と教科書騒動をめぐる」『正論』(299), pp.74-85
- 田中利幸, 1996, 「なぜ米軍は従軍慰安婦問題を無視したのか [上]・[下]」『世界』627・628号、岩波書店
- 田中利幸, 2008, 「国家と戦時性暴力と男性性」宮地尚子編著『性的支配と歴史——植民地主義から民族浄化まで』大月書店: pp.95-118
- 田辺敏雄, 1999, 「ニューギニアの元日本軍将兵に『朝日』が着せた罪」『正論』: pp.274-285
- 中村政則・三宅明正・吉見義明ほか, 1997, 『歴史と真実——いま日本の歴史を考える』筑摩

書房

西野瑠美子, 2000, 「日本人『慰安婦』——誰がどのように徴集されたか」 VAWW-NET Japan, 『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ——日本・台湾・朝鮮編——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』緑風出版, pp.66-91

——, 2000, 「置き去りにされてきた日本人『慰安婦』——誰が誰によりどう移送されたか——海南島の場合」『世界』682号: pp.128-132

——, 2012, 「日本軍『慰安婦』問題を再構成する——日本人『慰安婦』とジェンダー」同時代史研究第5号: pp.70-76

西野瑠美子・小野沢あかね, 2015, 『日本人「慰安婦」——愛国心と人身売買と』現代館

日韓「女性」協同歴史教材編纂委員会, 2005, 『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎

日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編・吉見義明他責任編集, 2014, 『Q&A「慰安婦」・強制・性労働——あなたの疑問に答えます (Fight for Justice ブックレット)』御茶の水書房

日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編・吉見義明他, 2015, 『性奴隷とは何か——シンポジウム全記録 (Fight for Justice ブックレット2)』御茶の水書房

日本の戦争責任資料センター, 1998, 『シンポジウム ナショナリズムと「慰安婦」問題』青木書店

VAWW-NET Japan 編訳, 1998, 『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告書全訳』凱風社

VAWW-NET Japan, 2000a, 『加害の精神構造と戦後責任——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第2巻』緑風出版

VAWW-NET Japan, 2000b, 『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ——日本・台湾・朝鮮編——日本軍性奴隷制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第3巻』緑風出版

VAWW-NET Japan 編・西野瑠美子・金富子責任編集, 2001, 『裁かれた戦時性暴力——「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか』白澤社

秦郁彦, 1992a, 「従軍慰安婦たちの春秋」『正論』: pp.328-343

——, 「ドイツの従軍慰安婦問題——『慰安婦狩り』証言 検証第3弾」諸君 24(9), p.132-141

——, 1996, 「慰安婦『身の上話』を徹底検証する」『諸君』28(12): pp.54-69

——, 「天皇訪韓を中止せよ! 『アジア女性基金』に巣喰う白アリたち」『諸君』31(2): pp.178-191

——, 2001, 「カンガルー裁判『女性国際戦犯法廷』見聞記」『諸君』38(3): pp.98-110

——, 1999, 『慰安婦と戦場の性』新潮社

——, 2005, 「朝日 VS.NHK 全面戦争の逆転劇」『諸君』: pp.34-47

——, 2007, 「幻の『従軍慰安婦』を捏造した河野談話はこう直せ!」『諸君』39(5): pp.138-151

波田永美, 1997, 『『自由主義史観』の『来歴』——どこから来てどこへ行くのか』『戦争責任研究』第18号: pp.38-44

平尾弘子, 2004, 「封印された過去——元日本軍兵士が語った日本人慰安婦」『部落解放』539号: pp.84-95

人見佐知子, 2015, 『近代公娼制度の社会史的研究』日本経済評論社

- 深江誠子, 1977, 「性道徳からの解放」『女・エロス』(9): pp.9-62
- 福井雄三, 1998, 「『従軍』慰安婦問題の講演を拒否した中学校」『正論』(312): pp.238-346
- 藤岡信勝, 1996, 「『従軍慰安婦』を中学生に教えるな」『諸君!』28(10): pp.56-64
- , 1997, 「『自虐史観』の病理」文藝春秋
- 藤永壯, 1998, 「日露戦争と日本による『満洲』への公娼制度移植」『大阪産業大学産研業書八・快楽と規制——近代における娯楽の行方』: pp.57-100
- , 2005, 「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代『植民地と戦争責任』吉川弘文館, pp.7-38
- , 2014, 「『失われた二〇年』の『慰安婦』論争——終わらない植民地主義」歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を／から考える——軍事性暴力と日常世界』岩波書店: pp.169-189
- 藤目ゆき, 1997a, 『性の歴史学——公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護体制へ』不二出版
- , 1997b, 「女性史からみた『慰安婦』問題」『戦争責任研究』(18): pp.2-9 (後に若干の修正を加えて、藤目ゆき, 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社, pp.32-52 に収録された)
- , 2001a, 「女性史研究と性暴力パラダイム」大越愛子・清水紀代子・持田希未子・井桁碧・藤目ゆき『フェミニズム的転回—ジェンダー・クリティークの可能性』白澤社, pp.197-235
- , 2001b, 「女性国際戦犯法廷に参加して」『日本史研究』468号: pp.55-77 (後に一部が、「日本人『慰安婦』を不可視にするもの」というタイトルで VAWW-NET Japan 編『裁かれた戦時性暴力——「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷とは何であったか』白澤社, pp.88-108 に収録された。さらに若干の修正を加えて、藤目ゆき, 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社, pp.53-88 に収録された)
- , 2013 年, 「講演録 現代の軍事性暴力と『慰安婦』問題」アジア現代女性史第八号: pp.120-130
- , 2015, 『「慰安婦」問題の本質—公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社
- 保坂正康, 1996, 「従軍慰安婦問題を 50 年後に断罪するな」『諸君』28(11): pp.64-72
- 村上信彦, 2001, 「女性史研究の課題と展望」大門正克・小野沢あかね『展望日本歴史 21 民衆世界への問いかけ』東京堂出版 (初出は『思想』1970 年 4 月号)
- 森崎和江, 1976, 『からゆきさん』朝日新聞社
- 安村廉, 1995, 「社会党史観栄えて国亡ぶ」歴史・検討委員会, 『大東亜戦争の総括』展転社, pp.403-422
- 山口智美, 2013, 「フェミニズムの視点から見た行動保守運動と『慰安婦』問題」『Journalism』2013 年 11 月号: pp.81-91
- 山崎朋子, 1972, 『サンダカン八番娼館—底辺女性史序章』筑摩書房
- 山下明子, 2000, 「戦後日本のフェミニズムと『慰安婦』問題——メジャーとマイナーの結節点」VAWW-NET Japan『加害の精神構造と戦後責任——日本軍性奴隷制を裁く——2000 年女性国際戦犯法廷の記録 第 2 巻』緑風出版, pp.264-288
- 山下英愛, 1992, 「朝鮮における公娼制度の実施——植民地統治下の性支配」尹貞玉他『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房: pp.128-167
- , 1996, 「韓国女性学と民族—日本軍『慰安婦』問題をめぐる“民族”議論を中

心に」『女性学』4号

——, 2001, 「韓国における『慰安婦』問題解決運動の位相(上)・(下)——八〇～九〇年代の性暴力運動との関連で」『戦争責任研究』34・35号

——, 2008, 『ナショナリズムの狭間から——「慰安婦」問題へのもう一つの視座』明石書店

——, 2009, 「日本人「慰安婦」をめぐる記憶と言説——沈黙が意味するもの」加藤千香子・細谷実編著『暴力と戦争』明石書店, pp.266-287

尹貞玉他, 1992, 『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」——明日をともに創るために』三一書房

尹明淑, 2003, 『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店

吉見義明編集・解説, 1992, 「従軍慰安婦資料集」大月書店

——, 1995a, 『従軍慰安婦』岩波新書

——, 1995b, 「軍慰安婦制度の指揮命令系統」吉見義明・林博史『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店, pp.15-31

——, 1996a, 「『従軍慰安婦』問題の解決のために」『世界』1996年9月号: pp.44-49

——, 1996b, 「藤岡氏「従軍慰安婦」論の虚実」『週刊金曜日』4(43), 1996年11月15日: pp.18-19

——, 1997a, 「歴史資料をどう読むか」『世界』1997年3月号: pp.40-47

——, 1997b, 「小林よしのり氏の認識は『木を見て森を見ず』」『SAPIO』9(8), 1997年5月14日, pp.73-75

——, 1997c, 「何が事実で証拠なのか」『法学セミナー』(512), pp.34-37

——, 1998, 「『従軍慰安婦』問題——研究の到達点と課題」『歴史評論』(576), pp.2-13

——, 2002, 「日本軍性奴隷(『従軍慰安婦』)制度研究の現段階」『戦争責任研究』38号: pp.2-7

——, 2007, 「『強制』の史実を否定することは許されない——河野談話以降一〇年の研究を踏まえて」『世界』(765), pp.57-63

——, 2009, 「『従軍慰安婦』問題研究の到達点と課題」『歴史学研究』849号: pp.2-10

——, 2013, 「日本軍「慰安婦」問題再考——橋下発言をどうみるか」『世界』(846), pp.44-53

吉見義明・川田文子, 1997, 『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店

吉見義明・林博史, 1995, 『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店

歴史学研究会・日本史研究会編, 2014, 『「慰安婦」問題を／から考える——軍事性暴力と日常生活』岩波書店

歴史・検討委員会, 1995, 『大東亜戦争の総括』展転社

執筆者・翻訳者 紹介(50 音順)

◇ 池田高巖 (いけだ・たかね)

翻訳業。『アジア現代女性史』各号に以下の翻訳。「日本軍占領期と独立革命期のインドネシア鉄道労働者」4号、2008。「戦争責任再訪：日本におけるのアウシュヴィッツ」5号、2009。「朝鮮！～兵士たちを帰還させる方法～」ほか、7号、2012。「ケイト・フレロン・ヤコブスの著作と資料」11号、2017。

◇ 任佑卿 (イム・ウギョン)

延世大学校中文科で修士・博士学位を取得、北京大学博士研究員。北京清華大学訪問学者、聖公会大 HK 教授などを経て、現在、成均館大学校東アジア学院に在職。東アジアの民族とジェンダー問題に関心があり、著書に『近代中国の民族叙事とジェンダー』、『移動するアジア：脱冷戦修交の文化政治』(編著)、『‘冷戦’アジアの誕生：新中国と朝鮮戦争』(編著)、《詩人の死》(訳書)、《赤地之恋》(訳書)等があり、その他主要論文として「ヨーコの物語と記憶の戦争：グローバル時代の民族記憶の破裂と縫合、そしてジェンダー」、「朝鮮戦争期中国の愛国公約運動と女性の国民形成」、「朝鮮戦争期中国の反米大衆運動とアジア冷戦」等がある。

◇ 宋連玉 (ソン・ヨノク)

青山学院大学名誉教授。文化センター・アリラン館長。「日本の植民地支配と国家的管理売春--朝鮮の公娼を中心にして」(『朝鮮史研究会論文集』(32), 1994年10月、pp37-87)など、早い時期から日本の朝鮮植民地支配と公娼制度を解明する研究に取り組む。『脱帝国のフェミニズムを求めて：朝鮮女性と植民地主義』(単著、有志舎、2009年)、『「慰安婦」・戦時性暴力の実態』(共編著、緑風出版、2000年)、『軍隊と性暴力：朝鮮半島の20世紀』(共編著、現代史料出版、2010年)など、著書多数。

◇ 永谷ゆき子 (ながや・ゆきこ)

翻訳業。訳書としてアジア現代女性史シリーズ 6『朝鮮半島の分断と離散家族』(明石書店、2008)、『アジア現代女性史』各号に以下の翻訳。「朝鮮戦争の韓国軍「慰安婦」制度について」ほか、4号、2008年。「基地村女性問題解決のための対案模索討論会」6号、2010。「長編詩 夕焼けに帰り、夕焼けに行く」8号、2013。

◇ 朴貞愛 (パク・チョンエ)

韓国近代史、女性史専攻。日韓「女性」共同歴史教材編集委員会編『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』(梨の木舎、2005年)では戦時動員と日本軍第「慰安婦」に関して執筆。博士論文は『日帝の公娼制施行と私娼管理の研究』(2009年、淑明大学校)。その一部を日本語訳したものに「朝鮮社会への公娼制導入過程——朝鮮社会における性売買取締」(渋谷知美訳、井上章一・三橋順子編『性欲の研究—東京のエロ地理編』(平凡社、2015年)がある。祥明女子学校講師、日帝強占下強制動員被害真相究明委員会調査官などを経て、現在は東北亜歴史財団 研究委員。

◇ 藤目ゆき（ふじめ・ゆき）

大阪大学教授。著作に、M.R.L.ヘンソンの自伝の翻訳『ある日本軍「慰安婦」の回想－フィリピンの現代史を生きて』（岩波書店、1995 年）、編集復刻版『国連軍の犯罪－民衆・女性から見た朝鮮戦争』（不二出版、2000 年）、『性の歴史学－公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』（不二出版、1997 年）、『女性史からみた岩国米軍基地－広島湾の軍事化と性暴力』（ひろしま女性学研究所、2010 年）、『「慰安婦」問題の本質－公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』（白澤社、2015 年）、「日本婦人問題資料集成全一〇巻－第一波フェミニズムの遺産を継承する第二波フェミニズム（特集 戦後歴史学の著作を読む(4)）』『日本史研究』第 670 号（2018 年 6 月、82-98 頁）など。

◇ 御前麻里（みさき・まり）

2016 年 3 月、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程修了。大学生の時、植民地支配・戦争といった日本の近現代における加害の歴史を学び衝撃を受け、「慰安婦」問題について研究。現在、京都 YWCA 職員。

◇ モニカ・キム（Monica Kim）

ニューヨーク大学歴史学部准教授。2000 年にエール大学を卒業、2011 年にミシガン大学で博士号を取得。アメリカとアジアの帝国主義と植民地主義、脱植民地の歴史を研究。著作に
“Participant in Roundtable on John Dower’s Cultures of War.” Critical Asian Studies. 43:3 (September 2011), 421-461 、 “Empire’s Babel: U.S. Military Interrogation Rooms of the Korean War,” History of the Present: A Journal of Critical History. 3:1 (Spring 2013), 1-2 など。



カバー写真 解説

（上から 1 番目とその下）● 上海バンド

（中央の写真）● ソウルの日本大使館前にある少女像

（下から 2 番目）● 中国映画『大上海 1937』（1986 年制作）のポスター

（下から 1 番目の写真）● 韓国・広州市の「ナムムの家」

（写真はすべて 2018 年 6 月撮影）

第十二号 ★

2018 年 7 月 29 日発行

ISSN 1880-1102

編集者—「アジア現代女性史」編集委員会

発行者—アジア現代女性史研究会（代表：藤目ゆき）

カバーデザイン—岩見利子・石倉秀憲

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1 番 2 号 大阪大学人間科学研究科 藤目研究室気付

e-mail: fujime@hus.osaka-u.ac.jp